

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定

目次

前文

第一章 総則（第一・一条―第一・九条）

第二章 物品の貿易

第A節 一般規定（第二・一条―第二・五条）

第B節 内国民待遇及び物品の市場アクセス（第二・六条―第二・二十二条）

第C節 ぶどう酒産品の輸出の促進（第二・二十三条―第二・三十一条）

第D節 他の規定（第二・三十二条―第二・三十五条）

第三章 原産地規則及び原産地手続

第A節 原産地規則（第三・一条―第三・十五条）

第B節 原産地手続（第三・十六条―第三・二十六条）

- 第C節 雑則（第三・二十七条―第三・二十九条）
- 第四章 税関に係る事項及び貿易円滑化（第四・一条―第四・十四条）
- 第五章 貿易上の救済
 - 第A節 一般規定（第五・一条）
 - 第B節 二国間セーフガード措置（第五・二条―第五・八条）
 - 第C節 世界向けのセーフガード措置（第五・九条及び第五・十条）
 - 第D節 ダンピング防止措置及び相殺措置（第五・十一条―第五・十四条）
- 第六章 衛生植物検疫措置（第六・一条―第六・十六条）
- 第七章 貿易の技術的障害（第七・一条―第七・十四条）
- 第八章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引
 - 第A節 一般規定（第八・一条―第八・五条）
 - 第B節 投資の自由化（第八・六条―第八・十三条）
 - 第C節 国境を越えるサービスの貿易（第八・十四条―第八・十九条）

第D節 自然人の入国及び一時的な滞在（第八・二十条―第八・二十八条）

第E節 規制の枠組み

第一款 国内規制（第八・二十九条―第八・三十二条）

第二款 一般に適用される規定（第八・三十三条―第八・三十五条）

第三款 郵便及びクーリエ・サービス（第八・三十六条―第八・四十条）

第四款 電気通信サービス（第八・四十一条―第八・五十七条）

第五款 金融サービス（第八・五十八条―第八・六十七条）

第六款 国際海上運送サービス（第八・六十八条及び第八・六十九条）

第F節 電子商取引（第八・七十条―第八・八十一条）

第九章 資本移動、支払及び資金の移転並びに一時的なセーフガード措置（第九・一条―第九・四条）

第十章 政府調達（第十・一条―第十・十七条）

第十一章 競争政策（第十一・一条―第十一・九条）

第十二章 補助金（第十二・一条―第十二・十条）

第十三章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業（第十三・一条―第十三・八条）

第十四章 知的財産

第A節 一般規定（第十四・一条―第十四・七条）

第B節 知的財産に関する基準

第一款 著作権及び関連する権利（第十四・八条―第十四・十七条）

第二款 商標（第十四・十八条―第十四・二十一条）

第三款 地理的表示（第十四・二十二条―第十四・三十条）

第四款 意匠（第十四・三十一条）

第五款 商品の登録されていない外観（第十四・三十二条）

第六款 特許（第十四・三十三条―第十四・三十五条）

第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ（第十四・三十六条及び第十四・三十七条）

第八款 植物の新品種（第十四・三十八条）

第九款 不正競争（第十四・三十九条）

第C節 権利行使

第一款 一般規定（第十四・四十条及び第十四・四十一条）

第二款 民事上の救済に係る権利行使（第十四・四十二条―第十四・四十九条）

第三款 営業秘密の不正な取得に対する保護に係る権利行使（第十四・五十条）

第四款 国境措置に係る権利行使（第十四・五十一条）

第D節 協力及び制度上の措置（第十四・五十二条―第十四・五十五条）

第十五章 企業統治（第十五・一条―第十五・七条）

第十六章 貿易及び持続可能な開発（第十六・一条―第十六・十九条）

第十七章 透明性（第十七・一条―第十七・八条）

第十八章 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力

第A節 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力

第一款 一般規定（第十八・一条―第十八・三条）

第二款 規制に関する良い慣行（第十八・四条―第十八・十一条）

第三款 規制に関する協力（第十八・十二条及び第十八・十三条）

第四款 制度に関する規定（第十八・十四条―第十八・十六条）

第B節 動物の福祉（第十八・七条）

第C節 最終規定（第十八・八条及び第十八・九条）

第十九章 農業分野における協力（第十九・一条―第十九・八条）

第二十章 中小企業（第二十・一条―第二十・四条）

第二十一章 紛争解決

第A節 目的、適用範囲及び定義（第二十一・一条―第二十一・三条）

第B節 協議及び仲介（第二十一・四条―第二十一・六条）

第C節 パネルの手続（第二十一・七条―第二十一・二十四条）

第D節 一般規定（第二十一・二十五条―第二十一・三十条）

第二十二章 制度に関する規定（第二十二・一条―第二十二・六条）

第二十三章 最終規定（第二十三・一条―第二十三・八条）

附属書（存在する附属書のみを次に掲げる。）

附属書二―A 関税の撤廃及び削減

附属書二―B 第二・十五条及び第二・十七条に規定する物品の表

附属書二―C 自動車及び部品

付録二―C―1 両締約国が適用している国際連合規則

付録二―C―2 一方の締約国が適用している国際連合規則であつて他方の締約国がその適用を検討
していないもの

附属書二―D 焼酎の輸出の促進

附属書二―E ぶどう酒産品の輸出の促進

附属書三―A 品目別原産地規則の注釈

附属書三―B 品目別原産地規則

- 付録三―B―1 特定の車両及び車両の部品に関する規定
- 附属書三―C― 第三・五条に規定する情報
- 附属書三―D― 原産地に関する申告文
- 附属書三―E― アンドラ公国に関する附属書
- 附属書三―F― サンマリノ共和国に関する附属書
- 附属書六 食品添加物
- 附属書八―A― 金融規制に関する協力
- 附属書八―B― 第八章に関する表
- 附属書 I 現行の措置に関する留保
- 附属書 II 将来における措置に関する留保
- 附属書 III 設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者、投資家及び短期の商用訪問者
- 附属書 IV 契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家
- 付録 IV 日本国における契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家の業務活動の制限

附属書八―C 自然人の商用目的での移動に関する了解

附属書十 政府調達

附属書十四―A 地理的表示に関する両締約国の法令

附属書十四―B 地理的表示の表

附属書二十三 共同宣言

前文

日本国及び欧州連合（以下「締約国」という。）は、

共通の原則及び価値観に基づく両締約国間の多年にわたる強固な連携並びに両締約国間の重要な経済、貿易及び投資の関係を意識し、

各締約国の産業界、特に中小企業のニーズ並びに高い水準の環境及び労働に関する保護であって、国際的に認められた関連する基準及び両締約国が締結している国際協定を通じたものの必要性に留意しつつ、経済面、社会面及び環境面での持続可能な開発という目的に従って両締約国間の経済、貿易及び投資の関係を強化すること並びに両締約国間の貿易及び投資を促進することの重要性を認識し、

この協定が高い水準の消費者の保護及び経済的福祉を確保する政策を通じて消費者の福祉を向上させることに寄与することを認識し、

国際化及び世界経済の一層緊密な統合によってもたらされる活発なかつ急速に変化する国際環境において、新たな多数の経済上の課題及び機会が両締約国に提示されていることを理解し、

両締約国の経済がお互いを補完する条件に恵まれていること並びにそのような補完性が両締約国間の貿易

及び投資の活動を通じたそれぞれの経済力の利用により両締約国間の貿易及び投資の発展を一層促進することに寄与するものであることを認識し、

両締約国間の貿易及び投資を規律する互恵的な規則を通じて貿易及び投資に関する明確かつ強固な枠組みを創設することが、両締約国の経済の競争力を強化し、両締約国の市場をより効率的かつ活発なものとし、並びに両締約国間の貿易及び投資の一層の拡大のための予見可能な通商上の環境を確保するであろうことを信じ、

国際連合憲章に係る両締約国の約束を再確認し、また、世界人権宣言に示された原則を考慮し、

全ての利害関係者の利益のために国際的な貿易及び投資における透明性が重要であることを認識し、

両締約国間の貿易及び投資を規律する明確かつ互恵的な規則を定め、並びにこれらに対する障害を軽減し、又は撤廃することを希望し、

この協定を通じて国際的な貿易及び投資に対する障害を除去することによりこれらの調和のとれた発展及び拡大に寄与し、並びにこの協定による利益を減少させるおそれがある両締約国間の貿易又は投資に対する新たな障害を設けることを回避することを決意し、

世界貿易機関設立協定その他の両締約国が締結している多数国間の、地域的な及び二国間の協定に基づく各締約国の権利及び義務を強化し、

両締約国間の経済上の連携の強化のための法的枠組みを設定することを決意して、次のとおり協定した。

第一章 総則

第一・一条 目的

この協定は、貿易及び投資を自由化し、及び円滑にすること並びに両締約国間の一層緊密な経済関係を促進することを目的とする。

第一・二条 一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a) 「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 A 農業に関する協定をいう。

(b) 「ダンピング防止協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定をいう。

- (c) 「輸入許可手続に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A輸入許可手続に関する協定をいう。
- (d) 「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定をいう。
- (e) 「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。
- (f) 「税関当局」とは、
- (i) 欧州連合については、欧州委員会の税関に係る事項に責任を負う機関並びに欧州連合構成国において関税法令を適用し、及び執行する権限を有する税関当局その他の当局をいう。
- (ii) 日本国については、財務省をいう。
- (g) 「関税法令」とは、欧州連合又は日本国の法令であつて、物品の輸入、輸出及び通過を規律し、並びに物品をその他の税関手続の管理下に置くもの（税関当局の権限の範囲内で禁止し、制限し、及び規制する措置を含む。）をいう。
- (h) 「関税領域」とは、

(i) 欧州連合については、欧州連合の関税法典を定める二千十三年十月九日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（E U）第九五二・二〇一三号（注）第四条に規定する関税領域をいう。

注 二千十三年十月十日の欧州連合の官報（O J L 二六九）一ページ

(ii) 日本国については、日本国の関税法令が施行されている領域をいう。

(i) 「日」とは、暦日をいう。

(j) 「紛争解決了解」とは、世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解をいう。

(k) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(l) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(m) 「政府調達協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定（注）をいう。

注 「政府調達協定」とは、二千十二年三月三十日にジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達協定をいうものと了解する。

(n) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システム（解釈に関する通則、各部の注釈、各類の注釈及び各号の注釈を含む。）をいう。

(o) 「IMF」とは、国際通貨基金をいう。

(p) 「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、慣行、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(q) 「締約国の自然人」とは、欧州連合については欧州連合構成国の国民を、日本国については日本国の国民をいい、それぞれ締約国の関係法令に従う。（注）

注 第八章の規定の適用上、「締約国の自然人」の定義には、ラトビア共和国に永住している自然人であって、同国の市民にもその他のいずれの国の市民にも該当しないが、ラトビア共和国の法令に基づき市民でない者に対する旅券を受領する権利を有するものを含む。

(r) 「者」とは、自然人又は法人をいう。

- (s) 「補助金及び相殺措置に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定をいう。
- (t) 「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定をいう。
- (u) 「貿易の技術的障害に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定をいう。
- (v) 「領域」とは、次条の規定に従ってこの協定が適用される区域をいう。
- (w) 「欧州連合運営条約」とは、欧州連合の運営に関する条約をいう。
- (x) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。
- (y) 「WIPO」とは、世界知的所有権機関をいう。
- (z) 「WTO」とは、世界貿易機関をいう。
- (aa) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関

を設立するマラケシユ協定をいう。

第一・三条 地理的適用

1 この協定は、次の領域について適用する。

(a) 欧州連合については、欧州連合に関する条約及び欧州連合運営条約がこれらの条約に定める条件の下に適用される領域

(b) 日本国については、その領域

2 この協定は、別段の定めがある場合を除くほか、各締約国の領海の外側に位置する区域（海底及びその下を含む。）であつて、当該各締約国が千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約を含む国際法及び国際法に合致する自国の法令に基づいて主権的権利又は管轄権を行使する全てのものについても適用する。（注）

注 欧州連合については、各締約国の領海の外側に位置する区域とは、欧州連合構成国の当該区域のそれぞれをいうものと了解する。

3 産品に対する関税上の特惠待遇の適用に係るこの協定の規定並びに第二・九条及び第二・十条の規定に

関し、この協定は、欧州連合の関税領域の区域であつて1(a)の規定の対象でないもの並びに附属書三―E及び附属書三―Fに規定する区域についても適用する。

4 一方の締約国は、1から3までに規定するこの協定のそれぞれの地理的適用範囲が変更される場合には、他方の締約国に通報し、及び他方の締約国の要請があつた場合には、その変更についての補足的な情報又は明確な説明を速やかに提供する。

第一・四条 租税

1 この条の規定の適用上、

(a) 「居住」とは、租税上の居住をいう。

(b) 「租税協定」とは、二重課税の回避のための協定又は専ら若しくは主として租税に関する他の国際協定若しくは取決めであつて、欧州連合若しくは欧州連合構成国又は日本国が締結しているものをいう。

(c) 「租税に係る課税措置」とは、欧州連合、欧州連合構成国又は日本国の税法の適用に当たりとられる措置をいう。

2 この協定の規定は、当該規定を実施するために適用することが必要な場合に限り、租税に係る課税措置

について適用する。

3 この協定のいかなる規定も、租税協定に基づく欧州連合、欧州連合構成国又は日本国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と租税協定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、租税協定が優先する。欧州連合又は欧州連合構成国と日本国との間の租税協定に関し、この協定及び当該租税協定の下での関連する権限のある当局は、この協定と当該租税協定との間に抵触が存在するかどうかについて、共同で決定する。

4 この協定における最恵国待遇の義務は、租税協定に基づいて欧州連合、欧州連合構成国又は日本国が与える利益については、適用しない。

5 第二十二・一条の規定に基づいて設置される合同委員会は、租税に係る課税措置について、第二十一章の規定による紛争解決に関する異なる適用範囲を決定することができる。

6 この協定のいかなる規定も、欧州連合、欧州連合構成国又は日本国が税の公平又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする租税に係る課税措置（次に掲げるものを含む。）を採用し、維持し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの租税に係る課税措置を、同様の条件の

下にある両締約国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易及び投資に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 特に居住の場所又は資本の投下場所に関し、同一の状況にない納税者を区別する措置

(b) 租税協定又は自国の税法の規定に基づいて租税の回避又は脱税を防止する措置

第一・五条 安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の生産又は取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその

他の貨物及び原料の生産又は取引に関する措置

- (iii) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置
- (iv) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置
- (c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従う措置をとることを妨げる
こと。

2 1の規定にかかわらず、

- (a) 第十章の規定の適用上、政府調達協定第三条の規定を適用する。
- (b) 第十四章の規定の適用上、第十四・五十四条の規定を適用する。

第一・六条 秘密の情報

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなるもの又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

2 この協定において一方の締約国がその法令により秘密とされる情報を他方の締約国に提供する場合に
は、他方の締約国は、当該情報を提供する締約国が同意するときを除くほか、当該情報の秘密性を保持す

る。

第一・七条 義務の履行及び委任された権限

- 1 各締約国は、この協定を実施するために必要な全ての措置がとられることを確保する。
- 2 各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に基づく自国の義務を履行するために自国が規制上又は行政上の権限を委任した者又は団体が、その委任された権限の行使に当たり自国の義務に従って活動することを確保する。

- 3 各締約国は、自国のいずれかの段階の政府又は自国によって委任された権限を行使するいずれかの非政府機関がこの協定の規定に従わない場合であっても、この協定に基づく義務を免れることはできない。

第一・八条 法令及びその改正

この協定において締約国の法令というときは、別段の定めがある場合を除くほか、その改正を含むものと了解する。

第一・九条 他の協定との関係

- 1 欧州連合又は欧州連合構成国と日本国との間の現行の協定は、この協定によって代替されず、又は終了

されない。

2 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、世界貿易機関設立協定に基づく義務に反する態様で行動することを要求するものではない。

3 この協定と両締約国が締結している協定（世界貿易機関設立協定を除く。）とが抵触する場合には、両締約国は、相互に満足すべき解決を得るため、直ちに相互に協議する。

4 この協定において、国際協定（注）の全部又は一部が引用されており、又は組み込まれている場合には、当該国際協定には、当該国際協定の改正又は当該国際協定を承継する協定であって、この協定の署名の日以後に両締約国について効力を生ずるものが含まれるものと了解する。当該国際協定の改正又は当該国際協定を承継する協定の結果、この協定の実施又は適用について問題が生ずる場合において、いずれかの締約国の要請があったときは、両締約国は、当該問題について相互に満足すべき解決を得るため、必要に応じて相互に協議することができる。

注 この協定において引用されており、又は組み込まれている国際協定は、この協定の署名の日前に両締約国について効力を生じている直近の改正を含むものと了解する。

第二章 物品の貿易

第A節 一般規定

第二・一条 目的

この章の規定は、この協定に従って、両締約国間の物品の貿易を円滑化し、及び物品の貿易を漸進的に自由化することを目的とする。

第二・二条 適用範囲

この章の規定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、両締約国間の物品の貿易について適用する。

第二・三条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「輸出許可手続」とは、輸出許可制度を運用するために締約国が用いる行政上の手続（許可というかどうかを問わない。）であつて、当該締約国からの輸出に先立ち関係行政機関に対して申請書その他の書類（税関手続のためのものを除く。）の提出を要求するものをいう。

(b) 「非自動輸出入許可手続」とは、許可手続の対象とされる産品に係る輸出入業務を行うための許可手続であつて、許可の申請に対する承認が締約国が定める要件を満たす者の全てに対して与えられるものではないものをいう。

(c) 「原産」とは、次章の規定に従つて締約国の原産品とされることをいう。

第二・四条 関税

各締約国は、第二・八条1の規定に従つて、関税を引き下げ、又は撤廃する。この章の規定の適用上、「関税」とは、産品の輸入に際して又は産品の輸入に関連して課される税その他あらゆる種類の課徴金（産品の輸入に際して又は産品の輸入に関連して課されるあらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、次のものを含まない。

- (a) 千九百九十四年のガット第三条の規定に従つて課される内国税に相当する課徴金
- (b) 千九百九十四年のガット第六条及び第十九条の規定、ダンピング防止協定、補助金及び相殺措置に関する協定、セーフガード協定並びに紛争解決了解第二十二条の規定に従つて課される税
- (c) 第二・十六条の規定に従つて課される手数料その他の課徴金

第二・五条 農業セーフガード

- 1 一方の締約国の原産品とされる農産品（以下「原産農産品」という。）は、農業協定の下でとられる特別セーフガード措置に基づき他方の締約国により課される税の対象とならない。
- 2 この協定の下での原産農産品に対しては、附属書二―A第三編第C節の規定に従って農産品セーフガード措置をとることができる。

第B節 内国民待遇及び物品の市場アクセス

第二・六条 物品の分類

- 1 両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。
- 2 一方の締約国は、他方の締約国の原産品の関税分類に関する自国の法令の適用に当たり、一貫性を確保する。

第二・七条 内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一

部を成す。

第二・八条 輸入関税の引下げ及び撤廃

1 一方の締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、附属書二―Aの規定に従って、他方の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃する。

2 一方の締約国は、実行最恵国税率を引き下げる場合において、引下げ後の実行最恵国税率が附属書二―Aの規定に従って計算される他方の締約国の原産品に関する関税率を下回るときに限り、当該実行最恵国税率を当該原産品について適用する。

3 附属書二―A第二編第B節の欧州連合の表及び同附属書第三編第D節の日本国の表の「注釈」欄に「5」を掲げる品目に分類される締約国の原産品の取扱いは、この協定の効力発生の日の属する年の後五年目の年又は両締約国が別段の合意をする場合にはその年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。当該見直しは、例えば、より迅速な関税の引下げ又は撤廃、入札手続の簡素化、割当数量の増加、調整金に関する問題への対処等の措置を通じて、市場アクセスの条件を改善する観点から行われる。

4 一方の締約国が、3の規定の適用の対象となる製品に関する国際協定に基づき、第三国に対し、この協定に基づいて行われる関税の引下げよりも大幅若しくは迅速な関税の引下げを行う場合又はこの協定に基づいて与えられる割当てよりも大きな割当て若しくはこの協定に基づいて与えられる他の待遇よりも有利な待遇を与える場合において、当該引下げ、当該割当て又は当該待遇が欧州連合又は日本国の当該製品の市場における均衡に影響を及ぼすときは、両締約国は、他方の締約国が少なくとも当該第三国と同等の特恵を得ることを確保することを目的として、欧州連合又は日本国と当該第三国との間の当該国際協定の効力発生の日から三箇月以内に見直しを開始し、同日から六箇月以内に結論を得ることを目指して当該見直しを行う。

第二・九条 修理及び変更の後に再輸入される産品

1 一方の締約国は、自国の関税領域から他方の締約国の関税領域に修理又は変更のために一時輸出された後に自国の関税領域に再輸入される産品について、その原産地のいかにかわらず、関税を課してはならない（当該修理又は変更を自国の関税領域において行うことが可能であったかどうかを問わない。）。

ただし、当該産品が、一方の締約国の法令（注）に規定する期間内に一方の締約国の関税領域に再輸入さ

れることを条件とする。

注 この1の規定の適用上、欧州連合においては、欧州連合の関税法典を定める二十十三年十月九日の欧州議会及び閣僚理事会の

規則（EU）第九五二・二〇一三号に規定する国外加工のための手続が用いられる。

2 1の規定は、締約国の関税領域において輸入税を納付することなく税関管理の下にあつた産品であつて、修理又は変更のために輸出され、かつ、輸入税を納付することなく税関管理の下にある関税領域に再輸入される産品でないものについては、適用しない。

3 一方の締約国は、修理又は変更のために他方の締約国の関税領域から一時輸入される産品について、その原産地のいかんにかかわらず、関税を課してはならない。ただし、当該産品が、輸入締約国の法令（注）に規定された期間内に輸入締約国の関税領域から再輸出されることを条件とする。

注 この3の規定の適用上、欧州連合においては、欧州連合の関税法典を定める二十十三年十月九日の欧州議会及び閣僚理事会の

規則（EU）第九五二・二〇一三号に規定する国内加工のための手続が用いられる。

4 この条の規定の適用上、「修理」又は「変更」とは、産品の本来の機能の回復を伴う形で、操作上の欠陥を是正し、若しくは物的損害を回復するため又は産品の使用のための技術的要件を満たすことを確保す

るために産品に対して行われる作業又は工程をいう。産品の修理又は変更には、当該産品の回復及び維持（当該産品の価値の増加をもたらすかどうかを問わない。）を含むが、次の作業又は工程を含まない。

- (a) 産品の本質的な性質を失わせ、又は新たな若しくは商業的に異なる産品を作ること。
- (b) 未完成品を完成品にすること。
- (c) 産品の機能を変更すること。

第二・十條 産品の一時輸入

各締約国は、次の産品について、自国の法令に従って自国の関税領域への一時免税輸入を認める。ただし、当該産品がいかなる変更（当該産品を使用することによる通常の価値の低下を除く。）も加えられず、かつ、各締約国が定める期間内に輸出されることを条件とする。

- (a) 展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され、又は使用される産品
- (b) 職業用具（報道用具又はラジオ放送用具若しくはテレビジョン放送用具、映画用の用具並びにこれらの用具の補助機器及び附属品を含む。）
- (c) 商品見本並びに広告用のフィルム及び記録物

- (d) 国際運輸において製品の輸送に用いられており、又は用いられるためのコンテナー及びパレット並びにこれらの附属品及び備品
- (e) 船員の厚生用の産品
- (f) 専ら科学的な目的のために輸入される産品
- (g) 国際的なスポーツの競技会、実演又は訓練のために輸入される産品
- (h) 一時的に訪問する旅行者が所有する身回品
- (i) 観光旅行宣伝用の資料

第二・十一条 関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第二・十二条 輸出税

一方の締約国は、自国から他方の締約国に輸出される産品に課される租税、手数料その他あらゆる種類の課徴金又は他方の締約国に輸出される産品についての内国税その他課徴金（国内消費に向けられる同種の産

品に課される内国税その他課徴金の額を超えるもの)を採用し、又は維持してはならない。この条の規定の適用上、手数料その他あらゆる種類の課徴金には、第二・十六条の規定に従って課される手数料その他あらゆる種類の課徴金であつて、提供された役務の費用の概算額を限度とするものを含まない。

第二・十三条 現状維持

1 一方の締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、他方の締約国の原産品について、附属書二―Aの規定に従つて適用される税率より関税を引き上げてはならない。

2 締約国は、関税の一方的な引下げの後のそれぞれの年について、附属書二―A第二編第B節の欧州連合の表及び同附属書第三編第D節の日本国の表に定める水準を上限として、関税を引き上げることができ
る。

第二・十四条 輸出競争

1 この条の規定の適用上、「輸出補助金」とは、農業協定第一条(e)に規定する補助金及び補助金及び相殺措置に関する協定附属書一に掲げる他の補助金(農業協定附属書一に掲げる農産品について適用することができるもの)をいう。

2 両締約国は、二千十五年十二月十九日のWTOの輸出競争に関する閣僚決定（文書番号WT/MIN（一五）/四五及び文書番号WT/L/九八〇）において表明された約束であつて、輸出補助金及びこれと同等の効果を有する輸出措置に関し当該閣僚決定に規定するところにより最大限の抑制を行うものを確認する。

第二・十五条 輸入及び輸出の制限

1 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第十一条の規定に基づく場合を除くほか、他方の締約国の産品の輸入についての関税以外の禁止若しくは制限又は他方の締約国の関税領域に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売についての関税以外の禁止若しくは制限を採用し、又は維持してはならない。

このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第十一条2又は第二十条の規定に従い、附属書二―Bに掲げる産品の輸出又は輸出のための販売について禁止又は制限を採用する意図を有する場合には、次のことを行う。

(a) 他方の締約国に及ぼし得る悪影響に妥当な考慮を払いつつ、当該禁止又は制限を必要な範囲に限定す

るよう努めること。

(b) 可能な限り当該禁止若しくは制限の導入の前に、かつ、実行可能な限り早期に、又はそれが不可能なときはその導入の日の後十五日以内に、他方の締約国に対し、当該禁止又は制限について書面により通報すること。その書面による通報には、対象となる産品及び導入される当該禁止又は制限（その性質、理由並びに導入の期日及び予想される期間を含む。）の説明を含める。

(c) 他方の締約国の要請があつた場合には、当該禁止又は制限に関連するいかなる事項についても協議のための適当な機会を他方の締約国に与えること。

第二・十六条 輸入及び輸出に関する手数料及び手続

1 各締約国は、千九百九十四年のガット第八条の規定に従い、自国が輸入若しくは輸出について又はこれらに関連して課する全ての手数料及び課徴金（その性質のいかんを問わず、かつ、関税、輸出税及び千九百九十四年のガット第三条の規定に従つて課される税を除く。）が、提供された役務の費用（従価により算定されないものとする。）の概算額を限度とし、かつ、国内産品への間接的な保護又は輸入に対する財政上の目的のための課税とならないことを確保する。

2 締約国は、領事手続（関連する手数料及び課徴金を含む。）を要求してはならない。この2の規定の適用上、「領事手続」とは、領事送状又は領事査証（商業送状、原産地証明書、積荷目録、荷送人輸出申告その他の全ての税関書類であつて、輸入の際に又は輸入に関連して必要となるものに対するもの）の取得に当たつて輸出締約国に所在する輸入締約国の領事が要求する手続をいう。

第二・十七条 輸入許可手続及び輸出許可手続

1 両締約国は、輸入許可手続に関する協定に基づく現行の権利及び義務を確認する。

2 各締約国は、輸入許可手続に関する協定第一条1から9まで及び第三条の規定に従つて、輸出許可手続を採用し、又は維持する。締約国は、輸入許可手続に関する協定第二条の規定に従つて、輸出許可手続を採用し、又は維持することができる。このため、輸入許可手続に関する協定のこれらの規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すものとし、両締約国間の輸出許可手続について適用する。この2から8までの規定は、附属書二―Bに掲げる産品について適用する。

3 各締約国は、全ての輸出許可手続が公平に適用され、並びにこれが公正な、衡平な、差別的でない及び透明性のある態様で運用されることを確保する。

4 各締約国は、行政上の目的を達成するために他の適当な手続が合理的に利用可能でない場合に限り、輸入許可手続又は輸出許可手続を採用し、又は維持する。

5 締約国は、この協定に適合する措置を実施するために必要でない限り、非自動輸出入許可手続を採用し、又は維持してはならない。非自動輸出入許可手続を採用する締約国は、当該非自動輸出入許可手続により実施される措置を明示する。

6 一方の締約国は、自国が採用しようとし、採用しており、又は維持する輸入許可手続又は輸出許可手続及び輸出入許可の付与又は割当ての基準に関する他方の締約国からの照会に対して六十日以内に回答する。

7 締約国は、産品に対して割当てによる輸出制限を課するに当たり、その制限がない場合に期待される取分にできる限り近づくように当該産品の貿易量を配分することを目標としなければならない。

8 一方の締約国が、輸出許可手続を採用し、又は維持する場合において、他方の締約国の要請があったときは、両締約国は、当該輸出許可手続の実施に関する問題について協議を行い、及び当該協議の結果に妥当な考慮を払う。

第二・十八条 再製造品

1 各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、再製造品を新品として扱うことを定める。各締約国は、再製造品が流通し、又は販売されるものとして特定されていることを要求することができ
る。

2 この条の規定の適用上、「再製造品」とは、統一システムの第四〇・一二項、第八四類から第九〇類までの各
類又は第九四・〇二項に分類される産品であつて、次の全ての要件を満たすものをいう。(注)

注 この章において言及する統一システムの関税分類番号は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに基づくものである。

- (a) 中古の産品から得られた部品によつて完全又は部分的に構成されていること。
- (b) 当該産品が新品である場合と比較して同程度の耐用年数及び性能を有すること。
- (c) 当該産品が新品である場合に付される保証書と類似の保証書が付されていること。

第二・十九条 非関税措置

1 産品に対する非関税措置に関する各締約国の特定の約束は、附属書二―C及び附属書二―Dに定める。

2 両締約国は、この協定の効力発生の日から十年後に又は締約国の要請があった場合には、産品に対する非関税措置から生ずる問題がこの協定の枠内で効果的に対処され得るかどうかについて評価する。この評価の結果として、両締約国は、産品に対する非関税措置に関する相互に関心を有する既存の約束（協力に関するものを含む。）の適用範囲を拡大すること又は産品に対する非関税措置に関する相互に関心を有する追加的な約束（協力に関するものを含む。）を行うことを検討するために協議を開始する。両締約国は、当該協議に基づき、相互に関心を有する交渉を開始することに合意することができる。両締約国は、この2の規定を実施するに当たり、この協定の実施に先立つ期間において得られた経験を考慮する。

第二・二十条 国際収支の擁護のための制限

1 この協定のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に定める条件に従うものとする。

2 この協定のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施すること

を妨げるものではない。

第二・二十一条 原産地表示

締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、自国の法令において規定する食品、農産品及び水産品以外の産品について、原産国の義務的な表示に関する要件を適用するときは、欧州連合については「Made in Japan」の表示又は輸入国の現地の言語によるこれに類する表示を、日本国については「Made in EU」の表示又は日本語によるこれに類する表示を、当該要件を満たしているものとして受け入れる。次章の規定は、この条の規定については、適用しない。

第二・二十二条 一般的例外

1 この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(i)及び(j)の規定に基づいて措置をとる意図を有する場合には、次のことを行う。

(a) 他方の締約国に対して全ての関連する情報を提供すること。

(b) 他方の締約国の要請があつた場合には、相互に受け入れることができる解決を求めることを目的として、他方の締約国に対し、当該措置に関するあらゆる問題について協議を行う適当な機会を与えること。

3 両締約国は、2(b)に規定する協議の対象となる問題を終了させるために必要な方法について合意することができると。

4 一方の締約国は、事前の情報の提供又は検討を不可能とするような緊急の行動が必要となる例外的かつ危機的な状況において、関係する措置をとる意図を有する場合には、当該状況に対処するために必要な措置を直ちにとることができるものとし、他方の締約国に対し当該措置を直ちに通報する。

第C節 ぶどう酒製品の輸出の促進

第二・二十三条 適用範囲

この節の規定は、統一システムの第二二・〇四項に分類されるぶどう酒製品以外の産品については、適用しない。

第二・二十四条 一般原則

次条から第二・二十八条までに別段の定めがある場合を除くほか、両締約国間で取引されるこの節の規定の対象となるぶどう酒製品の輸入及び販売は、輸入締約国の法令に従って行う。

第二・二十五条 醸造法の承認（第一段階）

1 欧州連合は、この協定の効力発生の日から、欧州連合において人が消費するためのぶどう酒製品であつて、日本国を原産とし、かつ、次の事項に従って生産されるものの輸入及び販売を承認する。

(a) 附属書二―E第二編第A節に規定する日本ワインの販売のために日本国において承認される製品の定義及び醸造法並びに日本国において適用される制限。ただし、同附属書第一編第A節に規定する製品の定義及び醸造法並びに制限に従うことを条件とする。

(b) 附属書二―E第二編第B節に掲げる醸造法

2 日本国は、この協定の効力発生の日から、日本国において人が消費するためのぶどう酒製品であつて、欧州連合を原産とし、かつ、次の事項に従って生産されるものの輸入及び販売を承認する。

(a) 附属書二―E第一編第A節に規定する欧州連合において承認される製品の定義及び醸造法並びに欧州連合において適用される制限。ただし、同附属書第二編第A節に規定する製品の定義及び醸造法並びに

制限に従うことを条件とする。

(b) 附属書二―E第一編第B節に掲げる醸造法

3 両締約国は、この協定の効力発生の日に、附属書二―E第一編第B節及び第二編第B節に掲げる醸造法の承認のための手続がそれぞれ完了したことを確認する通告を交換する。

第二・二十六条 醸造法の承認（第二段階）

1 欧州連合は、附属書二―E第二編第C節に掲げる醸造法を承認するため迅速に必要な手段をとり、及びその承認のための自国の手続が完了した旨を日本国に通告する。

2 日本国は、附属書二―E第一編第C節に掲げる醸造法を承認するため迅速に必要な手段をとり、及びその承認のための自国の手続が完了した旨を欧州連合に通告する。

3 1及び2に規定する承認については、いずれかの締約国による遅い方の通告の日に効力を生じさせるものとする。

第二・二十七条 醸造法の承認（第三段階）

1 欧州連合は、附属書二―E第二編第D節に掲げる醸造法を承認するため必要な手段をとり、及びその承

認のための自国の手続が完了した旨を日本国に通告する。

2 日本国は、附属書二―E第一編第D節に掲げる醸造法を承認するため必要な手段をとり、及びその承認のための自国の手続が完了した旨を欧州連合に通告する。

3 1及び2に規定する承認については、いずれかの締約国による遅い方の通告の日に効力を生じさせるものとする。

第二・二十八条 自己証明

1 日本国の法令の範囲内で認証された証明書（日本国の権限のある当局によって承認された生産者が作成する自己証明書を含む。）は、日本国を原産とするぶどう酒製品の欧州連合における輸入及び販売のための要件（前三条に定めるもの）が満たされた証拠となる文書として十分なものと認められる。

2 第二十二・四条の規定に基づいて設置されるぶどう酒に関する作業部会は、この協定の効力発生の日に、次の方法を決定により採択する。

(a) 1の規定の実施のための方法（特に証明書において使用される様式及び提供される情報）

(b) 欧州連合が指定する各欧州連合構成国の連絡部局と日本国が指定する連絡部局との間の協力のための

方法

3 欧州連合を原産とするかどうか酒産品については、日本国における輸入及び販売のための要件（前三条に定めるもの）が満たされた証拠として、証明書又は他の同等の文書を要求されないものとする。

第二・二十九条 検討、協議及び自己証明の一時的な停止

1 両締約国は、次のことを行う。

(a) この協定の効力発生の日の後二年間は、定期的にかつ少なくとも年一回、第二・二十六条の規定の実施について検討すること。

(b) この協定の効力発生の日の後三年以内に第二・二十七条の規定の実施について検討すること。

2 両締約国は、第二・二十六条の規定の実施について検討する過程において、同条に規定する通告がこの協定の効力発生の日から二年以内に交換されていないと認める場合には、実際のな解決について合意するために協議を行う。

3 第二・二十六条2に規定する通告がこの協定の効力発生の日から二年以内に送付されておらず、かつ、同条1に規定する通告が送付されている場合において、2に規定する協議の開始から三箇月以内に2に規

定する実質的な解決について合意が得られなかったときは、欧州連合は、前条に規定するかどうか酒産品の自己証明の受入れを一時的に停止することができる。

4 3に規定する自己証明の受入れの一時的な停止は、日本国が欧州連合に対して第二・二十六条2に規定する通告を送付した場合には、速やかに終了する。

5 両締約国は、第二・二十七条の規定の実施に関する1に規定する検討の過程において、同条に規定する通告がこの協定の効力発生の日から五年以内に交換されていないと認める場合には、協議を行う。

6 この条のいかなる規定も、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第二・三十条 現状維持

1 締約国は、第二・二十五条から第二・二十八条までの規定の対象となる事項について、この節において又はこの協定の署名の日に施行されている自国の法令において規定する条件よりも不利な条件を課してはならない。

2 1の規定は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な衛生植物検疫措置をとる両締約

国の権利を妨げるものではない。ただし、当該衛生植物検疫措置が、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に反しないことを条件とする。

第二・三十一条 改正

合同委員会は、第二十三・二条3の規定に従い、醸造法、制限その他の要素への言及を追加し、削除し、又は修正するために、附属書二―Eを改正する決定を採択することができる。

第D節 他の規定

第二・三十二条 情報の交換

1 両締約国は、この協定の運用を監視するため、この協定の効力発生の日の後十年間、入手可能な最新の暦年についての輸入統計を毎年交換する。情報を交換する期間については、第二十二・三条の規定に基づいて設置される物品の貿易に関する専門委員会が五年間延長することができる。

2 1に規定する輸入統計の交換は、可能な範囲内で、入手可能な最新の暦年についての一方の締約国の品目表に基づく情報（価額及び数量を含む。）であって、この協定に基づく関税上の特惠待遇を受ける他方の締約国の産品及び関税上の特惠待遇を受けない他方の締約国の産品の輸入に関するものを対象とする。

第二・三十三条 関税上の特惠待遇の管理に関する特別措置

1 両締約国は、この協定に基づく関税上の特惠待遇に関連する自国の関税法令に対する違反が国内産業に悪影響を及ぼし得ることを認識し、並びに次章の関連する規定及び二千八年一月三十日にブリュッセルで作成された税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定（以下「税関相互支援協定」という。）に従い、当該違反を防止し、及び探知し、並びにこれに対応することに関して協力することに合意する。

2 一方の締約国は、客観的な、説得力のある及び検証可能な情報に基づき、次の(a)及び(b)の要件を満たすと認定した場合には、(a)に規定する組織的な違反に関連する製品について、4から7までに規定する手続に従い、この協定に基づく関税上の特惠待遇を一時的に停止することができる。

(a) 特定の製品についてのこの協定に基づく関税上の特惠待遇に関連する自国の関税法令に対する組織的な違反が行われたこと。

(b) 他方の締約国が、(a)に規定する組織的な違反に関し、1に規定する協力を組織的かつ不当に拒否し、又は実施しなかったこと。

3 2の規定にかかわらず、4に規定する協議により両締約国が合意した遵守の基準を満たす貿易業者については、関税上の特惠待遇の一時的な停止を適用しない。

4 2に規定する認定を行った締約国は、他方の締約国に対し、この4に規定する協議の開始を正当なものとするための十分な情報（2(a)及び(b)の規定に関連する重要な事実の概要を含む。）を付して、当該認定を不当に遅滞することなく通報するものとし、また、両締約国が受け入れることができる解決を得ること並びにこの協定及び関連する関税法令に定める要件に関する遵守の基準に合意することを目的として、物品の貿易に関する専門委員会において他方の締約国との協議を開始する。

5 2に規定する認定を行った締約国は、最終決定を行う前に、全ての利害関係者に対し、関税上の特惠待遇の一時的な停止を適用する意図を通知し、及び当該利害関係者が自己の利益を擁護するための十分な機会を与えられることを確保する。当該一時的な停止は、利害関係者が当該認定を行った締約国に対し2(a)に規定する組織的な違反に関与していないことを客観的かつ十分に証明する場合には、当該利害関係者については、適用しない。

6 2に規定する認定を行った締約国は、4及び5に規定する手続の後、両締約国が4に規定する通報から

六箇月以内に受け入れることができる解決に合意することができなかつた場合には、3に定める例外に妥当な考慮を払いつつ、関係する産品について、この協定に基づく関税上の特惠待遇を一時的に停止することを決定することができる。その一時的な停止は、他方の締約国に対し不当に遅滞することなく通報する。

7 関税上の特惠待遇の一時的な停止は、違反に対処するために必要な期間（六箇月を超えないもの）についてのみ適用する。一方の締約国は、当該一時的な停止の終了に当たり当初の一時的な停止の原因となつた状況が継続していると認定した場合には、他方の締約国に対し更新を正当なものとするための十分な情報を付して当該認定を通報した後に、当該一時的な停止を更新することを決定することができる。関税上の特惠待遇のいかなる一時的な停止も、当初の一時的な停止が行われた日から二年以内に終了させる。ただし、当初の一時的な停止の原因となつた状況がそれぞれの更新の期間の終了に当たり継続していることが物品の貿易に関する専門委員会に対して証明された場合は、この限りでない。

8 適用された関税上の特惠待遇の一時的な停止は、物品の貿易に関する専門委員会において定期的な協議に付するものとする。

9 2又は7に規定する認定を行った締約国は、自国の内部手続に従って、4から7までに規定する関税上の特惠待遇の一时的な停止に関する通報及び決定についての輸入者に対する通知を公表する。

10 3に規定する貿易業者以外の貿易業者及び5に規定する利害関係者以外の貿易業者が、2又は7に規定する認定を行った締約国に対し、2(a)に規定する組織的な違反に関与していないことを客観的かつ十分に証明する場合には、当該貿易業者に対して関税上の特惠待遇の一时的な停止を適用してはならない。

11 この条のいかなる規定も、貿易業者又は利害関係者が、2又は7に規定する認定を行った締約国に対し、当該締約国の法令に従い6に定める措置により違法に被った損害の賠償を請求することを妨げるものと解してはならない。

第二・三十四条 物品の貿易に関する専門委員会

1 第二十二・三条の規定に基づいて設置される物品の貿易に関する専門委員会（以下この条において「専門委員会」という。）は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2 専門委員会は、次の任務を有する。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討し、並びにこれらの監視を行うこと。

- (b) 合同委員会に対して専門委員会の所見を報告すること。
 - (c) 合同委員会が第二十二・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。
- 3 専門委員会は、両締約国の代表者が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。
- 第二・三十五条 ぶどう酒に関する作業部会
- 1 第二十二・四条の規定に基づいて設置されるぶどう酒に関する作業部会は、前節及び附属書二―Eの規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。
- 2 ぶどう酒に関する作業部会は、次の任務を有する。
- (a) 第二・二十八条2に規定する自己証明に関する方法を採用すること。
 - (b) 第二・二十五条から第二・二十九条までの規定の実施を監視すること（同条の規定に基づく検討及び協議を含む。）。
 - (c) 附属書二―Eの改正を検討し、及びその改正に関する決定の採択について合同委員会に勧告を行うこと。
- 3 ぶどう酒に関する作業部会は、この協定の効力発生の日にその第一回会合を開催する。

第三章 原産地規則及び原産地手続

第A節 原産地規則

第三・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「養殖」とは、成育又は成長の過程において生産を高めるための関与（通常の備蓄、給餌、捕食生物からの保護等）により、種苗（卵、稚魚、幼魚、幼生、小魚その他幼生期の後も成魚ではない魚等）から水生生物（魚、軟体動物、甲殻類その他水棲無脊椎動物及び水生植物を含む。）を飼養することをいう。

(b) 「貨物」とは、一の輸出者から一の荷受人に同時に送付される産品又は一の輸出者から一の荷受人への輸送を扱う単一の運送書類（そのような書類がない場合には、単一の仕入書）の対象となる産品をいう。

(c) 「輸出者」とは、締約国に所在する者であつて、当該締約国の法令に定める要件に従い、原産品を輸出し、又は生産するもの（原産地に関する申告を作成する者に限る。）をいう。

(d) 「輸入者」とは、原産品を輸入する者であつて、当該原産品について関税上の特惠待遇を要求するものをいう。

(e) 「材料」とは、物又は物質であつて、製品の生産において使用されるもの（構成要素、成分、原材料及び部品を含む。）をいう。

(f) 「非原産材料」とは、この章の規定に従つて原産品とされない材料（原産品としての資格を決定することができない材料を含む。）をいう。

(g) 「関税上の特惠待遇」とは、第二・八条1の規定に従つて原産品について適用する関税率をいう。

(h) 「産品」とは、生産によつて生ずる物又は物質（他の産品を生産するための材料としての使用を目的とするものを含む。）をいい、前章に規定する産品をいうものと了解する。

(i) 「生産」とは、全ての種類の作業又は加工をいい、組立てを含む。

第三・二条 原産品の要件

1 一方の締約国が他方の締約国の原産品に対する関税上の特惠待遇を第二・八条1の規定に従つて適用するに当たり、次に掲げる産品は、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合には、他方の締

約国の原産品とする。

- (a) 次条に定めるところにより完全に得られ、又は生産される産品
- (b) 他方の締約国の原産材料のみから生産される産品
- (c) 非原産材料を使用して生産される産品であつて、附属書三―Bに定める全ての関連する要件を満たすもの

2 この章の規定の適用上、締約国についての地理的適用範囲には、自国の領海の外側に位置する海、海底及びその下を含まない。

3 産品の生産において使用される非原産材料は、当該産品が原産品としての資格を取得した場合において、当該産品が他の産品に材料として組み込まれるときは、非原産材料とはしない。

4 原産品としての資格の取得に関するこの章に定める要件は、締約国において中断することなく満たされなければならない。

第三・三条 完全に得られる産品

1 前条の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られる産品とする。

- (a) 当該締約国において栽培され、耕作され、収穫され、採取され、又は採集される植物又は植物性生産品
- (b) 生きてゐる動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
- (c) 生きてゐる動物（当該締約国において成育されたもの）から得られる産品
- (d) とさつされた動物（当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの）から得られる産品
- (e) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
- (f) 当該締約国において養殖により得られる産品
- (g) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(f)までに規定するものを除く。）
- (h) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海の外側に位置し、かつ、国際法に基づく第三国の領海の外側に位置する海、海底又はその下から得られる魚介類その他の海洋生物
- (i) 両締約国の領海の外側に位置し、かつ、国際法に基づく第三国の領海の外側に位置する当該締約国の工船上で(h)に規定する産品のみから生産される産品

- (j) 当該締約国又は当該締約国の者により、両締約国の領海の外側に位置し、かつ、第三国が管轄権を行
 使用する区域の外側に位置する海底又はその下から得られる産品（魚介類その他の海洋生物を除く。）。
 ただし、当該締約国又は当該締約国の者が、国際法に基づき当該海底又はその下を開発する権利を有す
 ることを条件とする。
- (k) 次のいずれかの産品
 - (i) 当該締約国における生産から生ずる廃品又はくず
 - (ii) 当該締約国において収集される使用済みの産品から生ずる廃品又はくずであつて、原材料の回収に
 のみ適するもの
- (1) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品又はこれらの派生物のみから生産される産品
- 2 1(h)に規定する「締約国の船舶」又は1(i)に規定する「締約国の工船」とは、それぞれ、次の全ての要
 件を満たす船舶又は工船をいう。
 - (a) いずれかの欧州連合構成国又は日本国において登録されていること。
 - (b) いずれかの欧州連合構成国又は日本国を旗国とすること。

(c) 次のいずれかの要件を満たすこと。

(i) 当該締約国の一又は二以上の自然人が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(ii) 次の(A)及び(B)の要件を満たす一又は二以上の法人(注)が所有していること。

注 この章の規定の適用上、「法人」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体(社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。)をいう。

(A) 当該締約国内に本店及び主たる営業所を有すること。

(B) 当該締約国の自然人又は法人が五十パーセント以上の持分を所有していること。

第三・四条 十分な変更とはみなされない作業又は加工

1 第三・二条1(c)の規定にかかわらず、締約国における製品の生産において、非原産材料に対して次に掲げる一又は二以上の工程のみが行われる場合には、当該産品は、当該締約国の原産品としてはならない。

(a) 輸送又は保管の間に当該産品を良好な状態に保つことを確保することのみを目的とする保存のための工程(乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する工程

- (b) 改装
- (c) 仕分
- (d) 洗淨、浄化又は粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去
- (e) 紡織用繊維及びその製品のアイロンがけ又はプレス
- (f) 塗装又は研磨の単純な工程
- (g) 穀物及び米について、殻を除き、一部若しくは全部を漂白し、研磨し、又は艶出しする工程
- (h) 砂糖を着色し、これに香味を付け、若しくはこれを角砂糖とするための工程又は固体の砂糖の一部若しくは全部を粉碎する工程
- (i) 果実、ナット又は野菜の皮、核又は殻を除く工程
- (j) 研ぐこと、単純な破碎又は単純な切断
- (k) ふるい分け、選別、分類、格付又は組み合わせる工程（物品をセットにする工程を含む。）
- (l) 瓶、缶、フラスコ、袋、ケース又は箱に単純に詰めること、カード又は板への単純な固定その他の全ての単純な包装工程

(m) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

(n) 産品の単純な混合（注）（異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない。）

注 この条の規定の適用上、産品の単純な混合には、砂糖の混合を含む。

(o) 単に水を加えること、希釈、脱水又は産品の変性（注）

注 この条の規定の適用上、変性には、特に、毒性を有する物質又はひどい味の物質の添加による食用に適しない産品の製造を含む。

(p) 完成した物品若しくは統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って完成したものとして分類される物品とするための部品の単純な収集若しくは組立て又は産品の部品への分解

(q) 動物のときつ

2 1の規定の適用上、1に規定する工程を行うために専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない場合には、当該工程は、単純な工程とする。

第三・五条 累積

1 一方の締約国の原産品とされる産品は、他方の締約国において他の産品を生産するための材料として使用される場合には、他方の締約国の原産品とみなす。

2 一方の締約国において非原産材料について行われた生産は、産品が他方の締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮することができる。

3 1及び2の規定は、他方の締約国において行われた生産が前条1(a)から(q)までに規定する一又は二以上の工程の水準を超えない場合には、適用しない。

4 輸出者は、2に規定する産品に関し、第三・十六条2(a)に規定する原産地に関する申告を完成させるため、附属書三―Cに規定する情報を当該産品についての供給者から入手しなければならない。

5 4に規定する情報は、当該情報が提供された日から十二箇月を超えない期間内に供給される単一の貨物又は同一の材料についての複数の貨物について適用される。

第三・六条 許容限度

1 産品の生産において使用される非原産材料が附属書三―Bに定める要件を満たさない場合において、次のときは、当該産品は、締約国の原産品とみなす。

(a) 統一システム（注）の第一類から第四九類まで又は第六四類から第九七類までの各類に分類される産品については、全ての非原産材料の価額が当該産品の工場渡しの価額又は本船渡しの価額の十パーセントを超えないとき。

注 この章において言及する統一システムの関税分類番号は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに基づくものである。

(b) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、附属書三―A注釈六から注釈八までに定める許容限度が適用されるとき。

2 1の規定は、産品の生産において使用される非原産材料の価額が、附属書三―Bに定める要件において特定される非原産材料の最大価額（百分率で表示されるもの）を超える場合には、適用しない。

3 1の規定は、第三・三条に規定する締約国において完全に得られる産品については、適用しない。附属書三―Bの規定が産品の生産において使用される材料が完全に得られる産品であることを要求する場合には、1及び2の規定を適用する。

第三・七条 原産品としての資格の単位

1 この章の規定の適用上、原産品としての資格の単位は、統一システムに基づいて産品を分類する場合の基本的な単位とされる特定の産品とする。

2 貨物が統一システムの同一の項に分類される複数の同一の産品から成る場合には、この章の規定を適用するに当たり、個別の産品ごとに考慮する。

第三・八条 会計の分離

1 原産材料である代替性のある材料及び非原産材料である代替性のある材料については、その原産品としての資格を維持するため、保管の期間において、物理的に分離する。

2 この条の規定の適用上、「代替性のある材料」とは、種類及び商業上の品質が同一である材料（同一の技術的及び物理的特性を有するもの）であつて、完成品に組み込まれた後はそれぞれを区別することができるものをいう。

3 1の規定にかかわらず、原産材料である代替性のある材料及び非原産材料である代替性のある材料については、会計の分離の方法を用いることを条件として、保管の期間において物理的に分離することなく産品を生産するために使用することができる。

4 3に規定する会計の分離の方法については、締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って適用する。

5 締約国は、自国の法令に定める条件の下で、会計の分離の方法の使用を当該締約国の税関当局による事前の許可の対象とすることを要求することができる。当該締約国の税関当局は、当該許可の運用を監視するものとし、当該許可を取得した者が会計の分離の方法を不適正に使用する場合又はこの章に定める他のいずれかの条件を満たさない場合には、当該許可を取り消すことができる。

6 会計の分離の方法は、いかなる場合にも、代替性のある材料を物理的に分離していたならば原産品としての資格を有したであろう数量を超えて、当該代替性のある材料が原産品としての資格を有しないことを確保する方法とする。

第三・九条 セット

統一システムの解釈に関する通則3(b)及び(c)の規定に従って関税分類が決定されるセットは、その全ての構成要素がこの章の規定に基づく原産品である場合には、締約国の原産品とする。セットは、原産品である構成要素及び非原産品である構成要素から成る場合には、非原産品である構成要素の価額が当該セットの工

場渡し の 価額 又は 本船 渡し の 価額 の 十五 パーセント を 超え ない こと を 条件 と して、 当該 セット 全体 と して 締 約 国 の 原 産 品 と する。

第三・十条 変更の禁止

1 輸入 締 約 国 に お いて 国内 使用 の ため に 申告 さ れ る 原 産 品 に つ い て は、 輸 出 の 後、 かつ、 国内 使用 の ため に 申告 さ れ る 前 に、 変 更 し て は な ら ず、 何 ら か の 改 変 を 行 っ て は な ら ず、 並 び に 当 該 原 産 品 を 良 好 な 状 態 に 保 存 す る ため に 必 要 な 工 程 及 び マー ク、 ラベ ル、 封 印 そ の 他 書 類 を 付 し、 又 は 施 す 工 程（ 輸 入 締 約 国 の 特 定 の 国内 的 な 要件 の 遵 守 を 確 保 す る ため の も の） 以 外 の 工 程 を 行 っ て は な ら ない。

2 産 品 の 蔵 置 又 は 展 示 は、 当 該 産 品 が 第 三 国 に お いて 税 関 の 監 視 の 下 に 置 か れ て い る こと を 条件 と して、 当 該 第 三 国 に お いて 行 う こと が 可 能。

3 貨 物 の 分 割 は、 当 該 分 割 が 輸 出 者 に よ っ て 又 は 輸 出 者 の 責 任 の 下 で 行 わ れ る 場 合 に は、 当 該 貨 物 が 第 三 国 の 税 関 の 監 視 の 下 に 置 か れ て い る こと を 条件 と して、 当 該 第 三 国 に お いて 行 う こと が 可 能。 た だ し、 こ の 3 の 規 定 は、 次 節 の 規 定 の 適 用 を 妨 げ る も の で は ない。

4 輸 入 締 約 国 の 税 関 当 局 は、 1 から 3 ま で の 規 定 が 遵 守 さ れ て い る か ど う か に つ い て 疑 義 が あ る 場 合 に

は、輸入者に対し、遵守の証拠であつて何らかの方法によるもの（船荷証券等の契約上の運送書類、事実関係の又は具体的な証拠（包装の表示又は包装に付された番号に基づくもの）、産品自体に関連する証拠等）を提供するよう要求することができる。

第三・十一条 返送される産品

締約国から第三国に輸出された当該締約国の原産品が当該締約国に返送された場合には、当該原産品については、非原産品とみなす。ただし、当該締約国の税関当局に対し、その返送された原産品について次の(a)及び(b)の要件が満たされていると当該税関当局が認めるに足りる十分な立証が行われる場合は、この限りでない。

- (a) 輸出された当該締約国の原産品と同一のものであること。
- (b) 当該第三国にある間又は輸出のための輸送中に、当該返送された原産品を良好な状態に保存するために必要な工程以外の工程が行われなかったこと。

第三・十二条 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

- 1 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料は、次の場合には、この条の規定の適用の対象とな

る。

(a) 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料が、産品に含まれるものとして分類され、及び当該産品と共に納入されており、並びにその仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされていない場合

(b) 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の種類、数量及び価額が産品について慣習的なものである場合

2 産品が完全に得られたものであるかどうか又は産品が附属書三―Bに定める生産工程の要件若しくは関税分類の変更の要件を満たすかどうかを決定するに当たり、附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料については、考慮しない。

3 産品が附属書三―Bに定める価額の要件を満たすかどうかを決定するに当たり、当該産品に価額の要件を適用するための算定において、附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の価額を場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。

4 産品の附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料は、これらと共に納入される当該産品の原産品としての資格と同一の資格を有する。

第三・十三条 中立的な要素

産品が締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たり、次に掲げる要素の原産品としての資格については、決定する必要はないものとする。

- (a) 燃料、エネルギー、触媒及び溶剤
 - (b) 当該産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
 - (c) 手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品
 - (d) 機械、工具、ダイス及び鋳型
 - (e) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料
 - (f) 生産において使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑油、グリース、コンパウンド材その他の材料
 - (g) 産品に組み込まれない他の材料であって、当該産品の生産における使用が当該生産の一部である場合
- 理的に証明することができるもの

第三・十四条 輸送用のこん包材料及びこん包容器

輸送中の産品を保護するために使用される輸送用のこん包材料及びこん包容器については、当該産品の原産品としての資格を決定するに当たって考慮しない。

第三・十五条 小売用の包装材料及び包装容器

1 産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品の生産において使用された全ての非原産材料が附属書三―Bに定める該当する関税分類の変更若しくは生産工程を行ったかどうか又は当該産品が完全に得られたものであるかどうかを決定するに当たって考慮しない。

2 産品が附属書三―Bに定める価額の要件の対象となる場合において、当該産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器が当該産品に含まれるものとして分類されるときは、当該産品に価額の要件を適用するための算定に当たり、当該包装材料及び包装容器の価額を場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。

第B節 原産地手続

第三・十六条 関税上の特惠待遇の要求

1 輸入締約国は、輸入に際し、輸入者による他方の締約国の原産品についての関税上の特惠待遇の要求に基づき、当該原産品について関税上の特惠待遇を与える。輸入者は、関税上の特惠待遇の要求の正確性及びこの章に定める要件の遵守について責任を負う。

2 関税上の特惠待遇の要求は、次のいずれかに基づくものとする。

(a) 産品が原産品であることについての輸出者によって作成された原産地に関する申告

(b) 産品が原産品であることについての輸入者の知識

3 関税上の特惠待遇の要求及び2(a)又は(b)に定めるその根拠は、輸入締約国の法令に従って、税関への輸入申告に含まれるものとする。輸入締約国の税関当局は、輸入者に対し、産品がこの章に定める要件を満たすことの説明を当該輸入者が提供することができる範囲において、税関への輸入申告の一部として、又は当該輸入申告に添付して、当該説明を行うよう要求することができる。

4 2(a)に規定する原産地に関する申告に基づいて関税上の特惠待遇の要求を行った輸入者は、当該原産地に関する申告を保管し、及び輸入締約国の税関当局から要求された場合には、当該税関当局に対してその写しを提供する。

5 2から4までの規定は、第三・二十条の規定に該当する場合には、適用しない。

第三・十七条 原産地に関する申告

1 原産地に関する申告については、産品が原産品であることを示す情報（当該産品の生産において使用された材料の原産品としての資格に関する情報を含む。）に基づいて当該産品の輸出者が作成することができる。輸出者は、原産地に関する申告及び提供する当該情報の正確性について責任を負う。

2 原産地に関する申告については、附属書三―Dに規定する申告文のうち一の言語によるものを用いて、仕入書その他の商業上の文書（原産品について特定することができるよう十分詳細に説明するもの）上に作成する。輸入締約国は、輸入者に対して原産地に関する申告の翻訳文を提供するよう要求してはならない。

3 輸入締約国の税関当局は、原産地に関する申告における軽微な誤り若しくは表現の相違を理由として、又は仕入書が第三国において発給されたことのみを理由として、関税上の特惠待遇の要求を否認してはならない。

4 原産地に関する申告は、その作成の日から十二箇月間有効なものとする。

5 原産地に関する申告は、次のいずれかの輸送に適用することができる。

(a) 締約国に輸入される一又は二以上の製品の一回限りの輸送

(b) 締約国に輸入される同一の製品の二回以上の輸送（原産地に関する申告に記載する十二箇月を超えない期間内に行われるもの）

6 統一システムの解釈に関する通則2(a)に規定する組み立ててないか又は分解してある製品であつて、統一システムの第一五部から第二一部までに該当するものが輸入者の要求により複数回に分けて輸入される場合には、当該製品についての単一の原因産地に関する申告については、輸入締約国の税関当局が定める条件に従つて使用することができる。

第三・十八条 輸入者の知識

産品が輸出締約国の原産品であるという輸入者の知識は、当該産品が原産品であること及びこの章に定める要件を満たすことを示す情報に基づくものとする。

第三・十九条 記録の保管に関する義務

1 輸入締約国に輸入される産品について関税上の特惠待遇の要求を行った輸入者は、当該産品の輸入の日

の後少なくとも三年間、次に掲げるものを保管する。

(a) 当該関税上の特惠待遇の要求が原産地に関する申告に基づくものである場合には、輸出者によって作成された当該原産地に関する申告

(b) 当該関税上の特惠待遇の要求が輸入者の知識に基づくものである場合には、当該産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録

2 原産地に関する申告を作成した輸出者は、当該原産地に関する申告を作成した後少なくとも四年間、当該原産地に関する申告の写し及び産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す他の全ての記録を保管する。

3 この条の規定に従って保管する記録は、電子的な様式で保管することができる。

4 1から3までの規定は、次条の規定に該当する場合には、適用しない。

第三・二十条 小型貨物及び免除

1 私人である者から私人である者に対して小包として送付される産品又は旅行者の手荷物の一部を構成する産品は、原産品として認める。ただし、当該産品が、貿易により輸入されるものでないこと（注）及び

この章に定める要件を満たすものとして申告されたものであることを条件とし、かつ、その申告の真実性について疑義がない場合に限る。

注 不定期の輸入であつて、受領者若しくは旅行者又はこれらの家族の個人的な使用のための製品によつてのみ構成されるものは、商業的目的のものでないことが当該製品の性質及び数量から明らかである場合には、貿易による輸入とみなしてはならない。

2 1に規定する製品の価額の総額は、次に掲げる額を超えてはならない。ただし、その輸入が原産地に関する申告に係る義務を回避することを目的として別個に行われたと合理的に認め得る輸入の一部を構成しないことを条件とする。

(a) 欧州連合については、小包の場合には五百ユーロ又は旅行者の手荷物の一部を構成する産品の場合には千二百ユーロ。欧州連合構成国の他の通貨については、ユーロで表示される額に対する当該通貨による各年の十月の最初の就業日における相当額とする。当該相当額については、当該就業日に欧州中央銀行によつて公表される額とし（ただし、各年の十月十五日までに欧州委員会に対して異なる額が通報される場合を除く。）、及び翌年の一月一日から適用する。欧州委員会は、日本国

に対して関連する額を通報する。

(b) 日本国については、十万円又は日本国が設定する額

3 各締約国は、輸入締約国が第三・十六条2に規定する関税上の特惠待遇の要求に関する要件を免除した製品の輸入について、当該関税上の特惠待遇の要求の根拠を求めないことを定めることができる。

第三・二十一条 原産品であるかどうかについての確認

1 輸入締約国の税関当局は、自国に輸入された製品が他方の締約国の原産品であるかどうか又はこの章に定める他の要件を満たすかどうかを確認するため、第三・十六条に規定する関税上の特惠待遇の要求を行った輸入者に対して情報の提供を要求することにより、危険性を評価する方法（無作為抽出を含む。）に基づく確認を行うことができる。輸入締約国の税関当局は、税関への輸入申告の時、製品の引取りの前又は製品の引取りの後に確認を行うことができる。

2 1の規定に従って要求される情報には、次に掲げる事項以外の事項を含めてはならない。

(a) 原産地に関する申告が第三・十六条2(a)に規定する関税上の特惠待遇の要求の根拠である場合には、当該原産地に関する申告

- (b) 製品の統一システムの関税分類番号及び用いられた原産性の基準
- (c) 生産工程についての簡潔な記載
- (d) 原産性の基準が特定の生産工程に基づくものである場合には、当該生産工程についての具体的な記載
- (e) 該当する場合には、生産工程において使用された原産材料及び非原産材料についての記載
- (f) 原産性の基準が「完全に得られるものであること」である場合には、該当する区分（収穫、採掘、漁ろう、生産された場所等）
- (g) 原産性の基準が価額方式に基づくものである場合には、製品の価額及び生産において使用された全ての非原産材料又は価額の要件の遵守を確保するために適当なときは生産において使用された原産材料の価額
- (h) 原産性の基準が重量に基づくものである場合には、製品の重量及び製品に使用された関連する非原産材料又は重量の要件の遵守を確保するために適当なときは製品に使用された原産材料の重量
- (i) 原産性の基準が関税分類の変更に基づくものである場合には、全ての非原産材料の一覧表であつて、当該非原産材料の統一システムの関税分類番号（原産性の基準に基づく二桁番号、四桁番号又は六桁番号）

号の様式によるもの)を含むもの

(j) 第三・十条に規定する変更の禁止に関する規定の遵守に関連する情報

3 輸入者は、要求された情報を提供する場合には、確認の目的に関連すると認める他の情報を追加することができるとができる。

4 輸入者は、輸入締約国の税関当局に対し、関税上の特惠待遇の要求が第三・十六条2(a)に規定する原産地に関する申告に基づくものである場合において、要求された情報がその全てについて又は一若しくは二以上のデータの要素に関連して輸出者から直接提供され得るときは、その旨を通報する。

5 関税上の特惠待遇の要求が第三・十六条2(b)に規定する輸入者の知識に基づくものである場合において、確認を行う輸入締約国の税関当局が、1の規定に従って情報の提供を最初に要求した後、産品の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、当該税関当局は、輸入者に対して情報の提供を要求することができる。当該税関当局は、適当な場合には、輸入者に対して特定の文書及び情報の提供を要求することができる。

6 輸入締約国の税関当局は、関係する産品について確認の結果が出るまでの間関税上の特惠待遇を与える

ことを停止することを決定する場合には、適当な予防措置（担保を含む。）に従うことを条件として、輸入者に対して当該製品の引取りを提案する。関税上の特惠待遇の停止については、当該製品の原産品としての資格又はこの章に定める他の要件が満たされていることが輸入締約国の税関当局によって確認された後できる限り速やかに解除する。

第三・二十二条 運用上の協力

1 両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、産品が原産品であるかどうか及びこの章に定める他の要件を遵守しているかどうかを確認するに当たり、各締約国の税関当局を通じて協力する。

2 関税上の特惠待遇の要求が第三・十六条2(a)に規定する原産地に関する申告に基づくものである場合に、
において、確認を行う輸入締約国の税関当局が、前条1の規定に従って情報の提供を最初に要求した後、産品の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、当該税関当局は、更に、当該産品の輸入の後二年以内に輸出締約国の税関当局からの情報の提供を要請することができる。当該情報の提供の要請においては、次に掲げる情報を含めるべきである。

(a) 原産地に関する申告

- (b) 当該要請を送付する税関当局を特定する事項
 - (c) 輸出者の氏名又は名称
 - (d) 確認の対象及び範囲
 - (e) 該当する場合には、関連する文書
- 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の税関当局に対し、当該情報に加えて、適当な場合には、特定の文書及び情報の提供を要請することができる。
- 3 輸出締約国の税関当局は、自国の法令に従い、記録を検討するため及び製品の生産において使用された設備を視察するために、証拠の請求を通じて文書を要請し、又は輸出者の施設を訪問することによって行う審査を要請することができる。
 - 4 2に規定する要請を受領した輸出締約国の税関当局は、輸入締約国の税関当局に対して次に掲げる情報を提供する。ただし、この4の規定は、5の規定の適用を妨げるものではない。
 - (a) 入手可能な場合には、要請された文書
 - (b) 産品の原産品としての資格についての意見

- (c) 審査の対象となっている産品についての記載及びこの章の規定の適用に関連する関税分類
- (d) 産品の原産品としての資格を裏付けるために十分な生産工程についての記載及び説明
- (e) 実施された審査の方法についての情報
- (f) 適当な場合には、裏付けとなる文書

5 輸出締約国の税関当局は、輸出者が4に規定する情報を秘密のものと認める場合には、当該情報を輸入締約国の税関当局に提供してはならない。

6 一方の締約国は、他方の締約国に対し、自国の税関当局の連絡先の詳細（郵便用宛名及び電子メールアドレス並びに電話番号及びファクシミリ番号を含む。）を通報し、及びこれらの情報に関する変更を当該変更の日の後三十日以内に通報する。

第三・二十三条 不正行為の防止に関する相互支援

両締約国は、この章の規定に対する違反の疑いがある場合には、税関相互支援協定に従って相互に支援を行う。

第三・二十四条 関税上の特惠待遇の否認

1 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特惠待遇を与えないことができる。ただし、この1の規定は、3の規定の適用を妨げるものではない。

- (a) 第三・二十一条1の規定に基づく情報の提供の要求が行われた日の後三箇月以内に、
 - (i) 回答がない場合
 - (ii) 関税上の特惠待遇の要求が第三・十六条2(b)に規定する輸入者の知識に基づくものである場合において、提供された情報が、産品が原産品であることを確認するために十分でないとき。
- (b) 第三・二十一条5の規定に基づいて情報の提供の要求が行われた日の後三箇月以内に、
 - (i) 回答がない場合
 - (ii) 提供された情報が、産品が原産品であることを確認するために十分でない場合
- (c) 第三・二十二条2の規定に基づいて情報の提供の要請が行われた日の後十箇月以内に、
 - (i) 回答がない場合
 - (ii) 提供された情報が、産品が原産品であることを確認するために十分でない場合
- (d) 前条の規定に基づく支援を事前に要請した後の相互に合意した期間内に、第三・十六条1に規定する

関税上の特惠待遇の要求の対象となっている産品に関して、

(i) 輸出締約国の税関当局が支援を行わなかった場合

(ii) 支援の結果が、当該産品が原産品であることを確認するために十分でない場合

2 輸入締約国の税関当局は、輸入者が産品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該輸入者がこの章に定める要件（当該産品の原産品としての資格に関連するものを除く。）を満たさないときは、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。

3 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の税関当局が第三・二十二条4(b)の規定に従って産品の原産品としての資格を確認する意見を提供した場合において、輸入締約国の税関当局が1の規定に従って関税上の特惠待遇を与えないことを正当とする十分な根拠があるときは、輸出締約国の税関当局に対し、当該意見を受領した日の後二箇月以内に、関税上の特惠待遇を与えない意思を通報する。その通報が行われた場合において、締約国の要請があったときは、当該通報が行われた日の後三箇月以内に協議を行う。当該協議の期間は、個々の場合に依りて両締約国間の相互の合意により延長することができる。当該協議は、第二十二・三条の規定に基づいて設置される原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会が定める

手続に従って行うことができる。輸入締約国の税関当局は、当該協議の期間が満了した時に、関税上の特恵待遇を与えないことを正当とする十分な根拠のみに基づき、及び輸入者に意見を述べる権利を与えた後に、関税上の特恵待遇を与えないことができる。

第三・二十五条 秘密の取扱い

1 一方の締約国は、この章の規定に従って他方の締約国から自国に提供される全ての情報の秘密を自国の法令に従って保持するものとし、当該情報を開示から保護する。

2 輸入締約国の当局がこの章の規定に従って入手した情報については、この章の規定の実施のために、当該当局のみが使用することができる。

3 この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸出締約国の税関当局又は輸入締約国の税関当局が第三・二十一条及び第三・二十二条の規定の適用により輸出者から入手した業務上の秘密の情報は、開示してはならない。

4 輸入締約国は、自国の税関当局がこの章の規定に従って入手した情報については、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用してはならない。ただし、輸出締約国が自国の法令に基づき当該情報の使用の

許可を与えた場合は、この限りでない。

第三・二十六条 行政上の措置及び制裁

各締約国は、産品について関税上の特惠待遇を得るために提供された文書であつて不正確な情報を含むものを作成し、又は作成させた者（第三・十九条に定める義務を遵守していない者又は第三・二十二条3に規定する証拠を提供せず、若しくは同条3に規定する訪問を拒否する者に限る。）に対し、自国の法令に従つて行政上の措置をとり、及び適当な場合には制裁を科する。

第C節 雑則

第三・二十七条 セウタ及びメリリヤへのこの章の規定の適用

- 1 この章の規定の適用上、欧州連合については、「締約国」には、セウタ及びメリリヤを含まない。
- 2 日本国の原産品については、セウタ又はメリリヤに輸入される場合には、全ての事項に関し、この協定の下で、スペイン王国及びポルトガル共和国の欧州共同体への加盟に関する条約の議定書二に基づき欧州連合の関税領域の原産品について適用される税関における取扱いと同一の税関における取扱いを受ける。日本国は、この協定の対象となる産品であつてセウタ及びメリリヤの原産品であるものの輸入について、

この協定に基づき、欧州連合から輸入される産品であつて欧州連合の原産品であるものについて適用される税関における取扱いと同一の税関における取扱いを適用する。

3 この章の規定に基づく原産地規則及び原産地手続は、日本国からセウタ及びメリリヤに輸出される産品並びにセウタ及びメリリヤから日本国に輸出される産品について準用する。

4 第三・五条の規定は、欧州連合、日本国並びにセウタ及びメリリヤの間の産品の輸入及び輸出について適用する。

5 セウタ及びメリリヤは、単一の領域とみなす。

6 スペイン王国の税関当局は、セウタ及びメリリヤにおけるこの条の規定の適用に関する責任を負う。

第三・二十八条 原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会

1 第二十二・三条の規定に基づいて設置される原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会（以下この章において「専門委員会」という。）は、第四・十四条1に規定する他の責任に加えて、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2 この章の規定の適用上、専門委員会は、次の任務を有する。

- (a) 次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には合同委員会に対して適当な勧告を行うこと。
 - (i) この章の規定の実施及び運用
 - (ii) 締約国から提案されるこの章の規定の改正
- (b) この章の規定の実施を円滑にするための注釈を採択すること。
- (c) 第三・二十四条3に規定する協議の手續を定めること。
- (d) 両締約国の代表者が合意する場合には、この章の規定に関連する他の問題について検討すること。

第三・二十九条 輸送中の産品又は蔵置されている産品についての経過規定

この協定の規定は、この章の規定に適合する産品であつて、この協定の効力発生の日に輸出締約国から輸入締約国に輸送中であるもの又は輸入締約国において輸入税を納付することなく税関の管理下にあるものについて適用することができる。ただし、同日から十二箇月以内に輸入締約国の税関当局に対して第三・十六條に規定する関税上の特恵待遇の要求が行われることを条件とする。

第四章 税関に係る事項及び貿易円滑化

第四・一条 目的

この章の規定は、次のことを目的とする。

- (a) 貿易慣行の進展を考慮しつつ、効果的な税関による管理を確保しながら、両締約国間で取引される物品の貿易の円滑化を促進すること。
- (b) 各締約国の関税法令その他の貿易に関連する法令の透明性及びこれらの法令の適用可能な国際的な基準との適合性を確保すること。
- (c) 各締約国の関税法令その他の貿易に関連する法令について、予見可能であり、一貫性があり、及び差別的でない各締約国による適用を確保すること。
- (d) 各締約国の税関手続及び税関実務の簡素化及び近代化を促進すること。
- (e) 国際貿易のサプライチェーンを確保しつつ、正当な貿易を円滑にするため、危険度に応じた管理手法に係る技術を更に発展させること。
- (f) 税関に係る事項及び貿易円滑化の分野における両締約国間の協力を促進すること。

第四・二条 適用範囲

- 1 この章の規定は、各締約国の関税法令その他の貿易に関連する法令及び貿易に関連する一般的な行政上

の手續に係る事項（両締約国間で取引される物品へのこれらの法令及び手續の適用を含む。）並びに両締約国間の協力に係る事項について適用する。

2 この章のいかなる規定も、第六章及び第七章の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 この章の規定と第六章又は第七章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、第六章又は第七章の規定が優先する。

4 この章の規定は、次に掲げる事項の保護に関し、各締約国の正当な政策目的の達成及び各締約国が締結している国際協定に基づく義務に影響を及ぼすことなく、適用する。

- (a) 公衆の道徳
- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康
- (c) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産
- (d) 環境

5 この章の規定は、各締約国により、自国の法令に従って実施される。各締約国は、この章の規定を実施

するため、適当な方法により、自国の利用可能な資源を用いる。

第四・三条 透明性

1 各締約国は、自国の関税法令その他の貿易に関連する法令並びに貿易に関連する一般的な行政上の手続及び一般に利用される関連情報を、簡単に利用可能な方法（適当な場合には、インターネットを通じたものを含む。）により、公表すること及び利害関係を有する者が容易に入手することができることを確保する。

2 各締約国は、自国の関税法令その他の貿易に関連する法令及び貿易に関連する一般的な行政上の手続を利害関係を有する者が知ることができるようにするため、次に規定する場合を除くほか、これらの法令及び手続をその効力発生前のできる限り早い時期に公表し、及び容易に入手することができるようにする。

- (a) 緊急事態の場合
- (b) 当該法令又は当該一般的な行政上の手続の変更が軽微なものである場合
- (c) 事前の公表の結果、当該法令又はその執行の有効性が損なわれる場合
- (d) 関税を軽減する効果を有する措置の場合

3 各締約国は、1の規定の対象となる事項について利害関係を有する者からの妥当な照会に応ずる一又は二以上の照会所を指定する。照会所は、各締約国が定める合理的な期間内に当該照会に応じ、並びに関連する様式及び書類を提供する。

4 各締約国は、適当な場合には、自国の税関当局その他の貿易に関連する当局と自国の領域内に存在する貿易業者その他の利害関係者との間の定期的な協議の機会を設ける。

5 手数料及び課徴金に関する情報については、1及び2の規定に従って公表する。この情報には、適用する手数料及び課徴金、当該手数料及び課徴金を課する理由、責任を有する当局並びに納付の時期及び方法を含める。当該手数料及び課徴金は、これらに関する情報が公表されるまで、適用してはならない。

第四・四条 輸入、輸出及び通過のための手続

1 各締約国は、予見可能であり、一貫性及び透明性があり、並びに差別的でない方法で自国の関税法令その他の貿易に関連する法令を適用する。

2 各締約国は、自国の税関手続について次のことを確保する。

(a) 世界税関機構（注）の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の国際的な基準及び勧告さ

れた慣行であつて税関手続の分野において各締約国について適用されるもの（千九百九十九年六月二十六日にブリュッセルで作成された税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書、千九百八十三年六月十四日にブリュッセルで作成された商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び世界税関機構の国際的な貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み（以下「SAFE 枠組み」という。）の実質的な要素を含む。）に適合すること。

注 世界税関機構は、千九百五十二年に關稅協力理事会として設立された。

(b) 貿易慣行の進展を考慮しつつ、自国の法令の遵守を確保しながら正当な貿易を円滑にすることを目的とすること。

(c) 税関手続に関する自国の法令の違反（関税ほ脱及び密輸を含む。）がある場合における効果的な取締りについて定めること。

(d) 通関業者又は船積み前検査の義務的な利用を含まないこと。

3 各締約国は、自国の法令に定める基準を満たす貿易業者又は事業者に対し、物品の引取りまでの間の税関による管理について、有利な待遇を与える措置を採用し、又は維持する。

4 各締約国は、貿易業者又は事業者と自国の税関当局その他の貿易に関連する当局との間における電子データの交換を促進するため、高度なシステム（情報通信技術に基づくものを含む。）の開発及び利用を促進する。

5 各締約国は、自国の税関当局その他の貿易に関連する当局が要求するデータ及び書類の更なる簡素化及び標準化に向けて努力する。

第四・五条 物品の引取り

各締約国は、次のことを含む税関手続を採用し、又は維持する。

(a) 自国の法令の遵守を確保するために必要な期間内に物品の速やかな引取りを認めることについて定めること。

(b) 物品の到着に先立ち、書類その他の必要な情報を事前に電子的に提出し、及び処理することを認めること。

(c) 関税、租税、手数料及び課徴金の最終的な納付を確保するために、自国の法令において保証の提供を要求している場合には、当該保証の提供を条件として、当該関税、租税、手数料及び課徴金に係る最終

的な決定が行われる前に物品の引取りを認めること。

第四・六条 税関手続の簡素化

1 各締約国は、貿易業者又は事業者（中小企業を含む。）に係る税関手続の時間及び費用を減少させるため、自国の税関手続に係る要件及び手続の簡素化に向けて努力する。

2 各締約国は、自国の法令に定める基準を満たす貿易業者又は事業者が税関手続の更なる簡素化から利益を得ることを認める措置を採用し、又は維持する。当該簡素化については、物品の引取りの後に、一定の期間における複数回の輸入を対象とする関税及び租税の決定及び納付のための申告を定期的に行うことを認めることができる。

3 各締約国は、自国の法令に定める基準を満たす事業者が2に規定する簡素化から更に利益を得、又は当該簡素化を利用することを一層容易にすることを可能にする制度を採用し、又は維持する。

第四・七条 事前教示

1 各締約国は、自国の税関当局を通じて、関係する物品に与えられる待遇を定める事前の教示を行う。当該事前の教示は、当該事前の教示を行う締約国の法令に従い、全ての必要な情報が記載された書面による

要請（電子的な手段によるものを含む。）を提出した申請者に対して、合理的な方法で、定められた期限までに行われる。

2 事前の教示は、物品の関税分類、物品の原産地（前章の規定に基づく原産品としての資格を含む。）又は他のあらゆる事項であって両締約国が合意するもの（特に、物品の関税評価のために使用される適当な方法又は基準）を対象とする。

3 締約国は、自国の法令に定める秘密の取扱いに係る要件に従うことを条件として、自国の事前の教示をインターネット等を通じて公表することができる。

第四・八条 異議の申立て及び審査の請求

1 各締約国は、自国の税関当局その他の貿易に関連する当局による行政上の決定の対象となる全ての者に對し、異議を申し立て、又は審査を請求する権利を保障する。

2 異議の申立て又は審査の請求には、次のものを含める。

(a) 一の行政当局であつて、1に規定する決定を行った職員若しくは官署よりも上級のもの若しくはこれらから独立したものに対する行政上の異議の申立て又は当該行政当局による審査の請求

(b) 1に規定する決定に関する司法上の異議の申立て又は審査の請求

3 各締約国は、2(a)に規定する異議の申立て又は審査の請求についての決定が自国の法令に定める期間内に行われない場合又は不当な遅延なくしては行われない場合には、1に規定する者が、行政上若しくは司法上の更なる異議の申立てを行い、又は行政上若しくは司法上の更なる審査を請求する権利を有することを確保する。

4 各締約国は、必要な場合には、1に規定する者が異議の申立て又は審査の請求の手続を利用することができるよう、当該者に行政上の決定の理由を提供することを確保する。

第四・九条 危険度に応じた管理手法

1 各締約国は、危険度に応じた管理手法の制度であつて、自国の税関当局が危険度の高い貨物の検査活動に集中することができるようにし、及び危険度の低い貨物の引取りを迅速にするものを採用し、又は維持する。

2 各締約国は、危険度に応じた管理手法を、適当な選定の基準による危険性の評価に基づいて適用する。

3 締約国は、危険度に応じた管理手法の一部として、1に規定する検査活動のため貨物を無作為に選定す

ることまでできる。

4 各締約国は、恣意的若しくは不当な差別又は国際貿易に対する偽装した制限を回避するような態様で、危険度に応じた管理手法を設計し、及び適用する。

第四・十条 通関後の監査

1 各締約国は、物品の引取りを迅速に行うため、自国の関税法令その他の貿易に関連する法令の遵守を確保するための通関後の監査を採用し、又は維持する。各締約国の税関当局は、前条に規定する危険度に応じた管理手法を適用する場合には、自ら行った通関後の監査の結果を利用する。締約国は、自国の税関当局が危険度に応じた管理手法を適用するに当たり、貿易に関連する他の当局が行った通関後の監査の結果を利用することを定めることができる。その逆の場合も、同様とする。

2 各締約国は、危険度に応じた方法により、通関後の監査の対象となる者又は貨物を選定するものとし、当該方法には、適当な選定の基準を含めることができる。各締約国は、透明性のある方法で、通関後の監査を実施する。ある者が監査の対象となり、当該監査につき明確な結果が得られた場合には、締約国は、自己の記録について当該監査を受けた者に対し、当該結果、当該監査を受けた者の権利及び義務並びに当

該結果の理由を遅滞なく通知する。

第四・十一条 通過及び積替え

一方の締約国は、適切な管理を維持しつつ、自国の関税領域を通過し、又は当該関税領域において積み替えられる他方の締約国からの又は他方の締約国への物品の移動を円滑にするための手続を採用し、又は維持する。

第四・十二条 税関協力

1 両締約国の税関当局は、この協定に規定する他の形態の協力に影響を及ぼすことなく、第一・六条の規定にかかわらず、税関相互支援協定に従って、この章に規定する事項について、協力（情報を交換することによるものを含む。）を行い、及び相互行政支援を提供する。

2 両締約国の税関当局は、それぞれの関税法令の遵守を確保しつつ貿易の円滑化を一層発展させること及びサプライチェーン・セキュリティを改善することを目的として、次の分野において、この章に規定する事項について協力を促進する。

(a) 貿易慣行の進展を考慮しつつ、税関手続を一層簡素化することに関する協力

- (b) 世界税関機構の標準規定その他の適用可能な国際的な基準に従って通関のためのデータに係る要件を調和させることに関する協力
 - (c) 国際貿易のサプライチェーンをSAFE枠組みに基づいて確保し、及び促進することに係る税関に関連する側面の更なる発展に関する協力
 - (d) 危険度に応じた管理手法に係る技術の向上に関する協力（最良の慣行並びに適当な場合には危険度の情報及び管理の結果を共有することを含む。）
 - (e) 第四・四条3及び第四・六条2に規定する措置又は同条3に規定する制度を更に発展させるための協力（一方の締約国の貿易業者又は事業者が他方の締約国の措置又は制度から利益を得ることを認めるために協力する可能性を含む。）
 - (f) 共通の関心事項（関税分類、関税評価及び原産地を含む。）についてのWTO、世界税関機構その他の国際機関における協力及び調整（可能な場合には、共通の立場を確立することを目的とするもの）
 - (g) 禁制品の取引の取締りに関する協力
- 3 両締約国の税関当局は、2の規定を実施するために必要な情報の交換を確保する。

第四・十三条 一時輸入

一方の締約国は、第二・十条に規定する製品の一時輸入のため及びその原産地のいかにかわらず、一時輸入に関する国際協定に定める手続であつて自国が適用するものに従い、他方の締約国において発給された物品の一時輸入のための通関手帳（注）を受け入れる。

注 「物品の一時輸入のための通関手帳」とは、千九百六十一年十二月六日にブリュッセルで作成された物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約又は千九百九十年六月二十六日にイスタンブールで作成された一時輸入に関する条約におけるものと同一の意味を有する。

第四・十四条 原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会

1 第二十二・三条の規定に基づいて設置される原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会（以下この章において「専門委員会」という。）は、第三・二十八条1に規定する他の責任に加え、この章の規定の効果的な実施及び運用並びに第二章及び第十四・五十一条に定める税関に関連する事項について責任を負う。（注）

注 この条のいかなる規定も、第二章の規定に関連する物品の貿易に関する専門委員会又は第十四章の規定に関連する知的財産に

関する専門委員会について、両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

- 2 専門委員会は、税関相互支援協定に基づいて設置された税関協力合同委員会との共同会合を開催する。ただし、1の規定及び税関相互支援協定の実施及び運用に当たり整合性を確保するために当該共同会合が必要でない場合は、この限りでない。(注)

注 この条のいかなる規定も、税関協力合同委員会が税関相互支援協定の範囲内で単独で会合を開催することを妨げるものと解してはならない。

- 3 両締約国は、専門委員会の会合に出席する自国の代表団の構成が当該会合の議題に対応することを確保する。

- 4 専門委員会は、税関協力合同委員会の任務に影響を及ぼすことなく、次の任務を有する。

- (a) 1に規定する規定の実施及び運用から生ずる全ての問題に取り組むこと。
- (b) 1に規定する規定の実施及び運用を改善する分野を特定すること。
- (c) 1に規定する規定の対象となる事項に関し、相互に合意する解決を速やかに得るための仕組みとしての任務を遂行すること。

(d) この章の規定の目的及び効果的な運用を達成するために必要であると認める行動又は措置に関する決議、勧告又は意見を作成すること。

(e) 第四・十二条2に規定する分野において、この章の規定の目的及び効果的な運用を達成するために必要であると認める行動又は措置であつて一方の締約国又は両締約国がとるものを決定すること。

(f) 合同委員会が第二十二・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

第五章 貿易上の救済

第A節 一般規定

第五・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する製品の生産者の全体又は当該生産者のうち当該製品の生産高の合計が当該製品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(b) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(c) 「重大な損害のおそれ」とは、第五・四条3に規定する調査によって明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいう。重大な損害のおそれの存在の決定は、事実に基づいて行うものとし、単に申立て、推測又は希薄な可能性に基づいて行つてはならない。

(d) 「経過期間」とは、特定の原産品に関し、この協定の効力発生の日に開始し、当該原産品の附属書二―Aに規定する関税の引下げ又は撤廃の完了の日の後十年を経過した時に終了する期間をいう。

第B節 二国間セーフガード措置

第五・二条 二国間セーフガード措置の適用

1 第二・八条の規定に従つて関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、一方の締約国からの原産品が他方の締約国に絶対量において又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で輸入されている場合において、当該増加した数量が他方の締約国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているときは、他方の締約国は、当該国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、当該国内産業の調整を容易にするために必要な範囲において、2に規定する措置をとることができ
る。

- 2 二国間セーフガード措置とは、次のいずれかの措置をいう。
 - (a) 原産品の関税の更なる引下げであつて第二章に定めるものを停止する措置
 - (b) 次の税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで原産品の関税を引き上げる措置
 - (i) 二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率
 - (ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

第五・三条 条件及び制限

- 1 二国間セーフガード措置については、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、国内産業の調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持してはならず、また、その措置の適用期間は、二年を超えてはならない。ただし、延長を含めた合計の適用期間が四年を超えないことを条件として、二国間セーフガード措置の適用期間は、延長することができる。

- 2 二国間セーフガード措置は、経過期間中に限りとることができる。

- 3 二国間セーフガード措置を維持している締約国は、当該二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合には、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置の適用期間中一定の間隔で当該

二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

4 既に二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置をとってはならない。

5 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品について、当該二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用されたであろう税率とする。

第五・四条 調査

1 締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2(c)に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局(注)が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

注 この節の規定の適用上、日本国については、権限のある当局には、関係当局を含む。

2 調査については、いかなる場合においても、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

3 原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているかどうかを決

定するための調査においては、当該調査を行う権限のある当局は、当該国内産業の状態に係る関係の有する全ての要因であつて、客観的な、かつ、数値化されたものを評価する。当該要因には、特に、当該原産品の輸入の絶対量及び相対量における増加率及び増加量、当該原産品の輸入の増加に係る国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化を含める。

4 原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているとの決定については、調査が当該原産品の輸入の増加と当該国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれとの間に因果関係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行つてはならない。当該決定を行うに当たり、当該原産品の輸入の増加以外の要因であつて、当該国内産業に同時に損害を引き起こしているものを考慮に入れるものとする。

第五・五条 通報

- 1 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面により通報する。
 - (a) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びその理由に関する前条1に規定する調査を開始する場合
 - (b) 輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれを認定する場合

(c) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長することを決定する場合

2 1に規定する通報を行う一方の締約国は、全ての関連する情報を他方の締約国に提供する。当該情報は、次の事項を含める。

- (a) 1(a)に規定する場合における通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品についての正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の予定期間並びに調査の開始の日付
- (b) 1(b)及び(c)に規定する場合における通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とらうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び当該二国間セーフガード措置の予定適用期間

第五・六条 協議及び補償

1 二国間セーフガード措置をとらうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、第五・四条1に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関して意見を交換し、及びこの条に規

定する補償について合意に達するため、他方の締約国に対し、事前の協議を行うための十分な機会を与える。

2 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の関税に関する譲許を行うことにより、貿易上の補償の適切な方法であつて相互に合意するものを提供する。

3 両締約国が協議を開始した後三十日以内に補償について合意することができない場合には、自国の原産品について二国間セーフガード措置がとられた締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であつて、当該二国間セーフガード措置の結果生ずる関税の増大分と実質的に等価値のもの適用を停止することができる。関税に関する譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の期間に限り、かつ、当該二国間セーフガード措置がとられている期間に限り、関税に関する譲許の適用を停止することができる。

4 3の規定にかかわらず、3に規定する停止の権利については、二国間セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該二国間セーフガード措置がこの協定に適合する場合

には、当該二国間セーフガード措置がとられている最初の二十四箇月間においては行使してはならない。

第五・七条 暫定的な二国間セーフガード措置

1 一方の締約国は、遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、他方の締約国の原産品の輸入の増加が自国の国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしていることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、第五・二条2(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2 一方の締約国は、とらうとする暫定的な二国間セーフガード措置について、当該暫定的な二国間セーフガード措置をとる日までに、他方の締約国に対し書面により通報する。両締約国は、当該暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに協議を開始する。その通報には、危機的な事態の存在についての証拠、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とらうとする暫定的な二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号並びに当該暫定的な二国間セーフガード措置の正確な説明を含める。

3 暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、二百日を超えてはならない。当該適用期間中、第五・四条に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、第五・三条1に規定する適用期間に算入される。

4 第五・三条5の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税については、その後行われる第五・四条1に規定する調査により、暫定的な二国間セーフガード措置の対象となる原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているとの決定が行われない場合には、払い戻される。

第五・八条 雑則

第五・五条1及び前条2に規定する通報その他のこの節の規定に基づく両締約国間の連絡については、英語により行う。

第C節 世界向けのセーフガード措置

第五・九条 一般規定

1 この章のいかなる規定も、一方の締約国が千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協

定に従い他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

2 この節の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。

第五・十条 セーフガード措置の適用

締約国は、同一の産品について、次の措置を同時にとり、又は維持してはならない。

(a) 前節に規定する二国間セーフガード措置

(b) 千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づく措置

(c) 附属書二―A第三編第C節に定めるセーフガード措置

第D節 ダumping防止措置及び相殺措置

第五・十一条 一般規定

1 両締約国は、ダumping防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づく権利及び義務を維持する。

2 この節の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。

3 第三章の規定は、この協定に基づくダumping防止措置及び相殺措置については、適用しない。

第五・十二条 透明性及び重要な事実の開示

1 各締約国は、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づき、公正なかつ透明性のある態様によりダンピング防止のための調査及び相殺関税に係る調査を行う。

2 各締約国は、ダンピング防止協定第七条及び補助金及び相殺措置に関する協定第十七条に規定する暫定措置をとる前に又はとった後速やかに、いかなる場合であっても最終的な決定を行う前に、検討の対象となつてゐる重要な事実であつて、暫定措置及び確定的な措置をとるかどうかを決定するための基礎とするものの十分な開示を確保する。重要な事実の十分な開示は、ダンピング防止協定^{6.5}及び補助金及び相殺措置に関する協定^{12.4}に定める秘密性に関する要件に影響を及ぼすものではない。当該開示は、書面によつて行われるものとし、利害関係者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもつて行われるべきである。

3 2の規定に従つて行われる重要な事実の開示には、特に次のものを含める。

(a) ダンピング防止のための調査については、定められたダンピングの価格差並びに正常の価額及び輸出価格を定めた根拠及び方法についての十分詳細な説明並びに正常の価額と輸出価格との比較に用いた方

法（あらゆる調整を含む。）についての十分詳細な説明

(b) 相殺関税に係る調査については、相殺関税の対象となる補助金についての決定（補助金の存在を決定するに際して用いられた額の計算及び方法に関する十分詳細な情報を含む。）

(c) 損害の決定に関連する情報（ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響、正常な価額を下回る価格の計算において使用された詳細な方法、ダンピング輸入が国内産業に結果として及ぼす影響並びにダンピング防止協定^{3.5}に規定するダンピング輸入以外の要因の検討を含む因果関係の立証に関する情報を含む。）

4 締約国の調査当局（注）は、ダンピング防止協定^{6.8}の規定に従って知ることができた事実を利用する意図を有する場合には、利害関係者に対してその意図を通知し、及び当該知ることができた事実の利用に至った理由を明確に示す。当該調査当局は、合理的な期間内に更に説明を行う機会を与えた後、当該利害関係者によって行われた説明に満足することができないと認める場合には、重要な事実の開示に当たっては、当該調査当局が代わりに利用した当該知ることができた事実を明確に示す。

注 この節の規定の適用上、日本国については、調査当局には、関係調査当局を含む。

第五・十三条 公共の利益の考慮

輸入締約国の調査当局は、産品についてダンピング防止のための調査及び相殺関税に係る調査を行う場合には、同種の産品の自国における生産者、調査の対象となる産品の輸入者、当該産品の産業上の使用者及び当該産品が一般に小売段階で販売されているときは代表的な消費者団体に対し、自国の法令に従い、ダンピング防止のための調査及び相殺関税に係る調査についての見解（ダンピング防止税及び相殺関税がこれらの者の状況に与える潜在的な影響に関するものを含む。）を書面で提出する機会を与える。

第五・十四条 ダンピング防止のための調査

輸入締約国は、自国の調査当局が輸出締約国からの産品に関するダンピング防止のための調査の開始を求める書面による申請であつて、自国の国内産業によって又は自国の国内産業のために行われるものを受領した場合には、当該調査を開始する少なくとも十日前までに当該申請について輸出締約国に通報する。

第六章 衛生植物検疫措置

第六・一条 目的

この章の規定は、次のことを目的とする。

(a) 両締約国間の貿易への悪影響を最小限にしつつ、衛生植物検疫措置の作成、採用及び実施を通じて、人、動物又は植物の生命又は健康を保護すること。

(b) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定の実施に関して両締約国間の協力を促進すること。

(c) 両締約国間の連絡及び協力を改善するための手段、衛生植物検疫措置の実施に関する事項に対処するための枠組み並びに相互に受け入れることができる解決を得るための手段を提供すること。

第六・二条 適用範囲

この章の規定は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく両締約国の全ての衛生植物検疫措置であつて、両締約国間の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性があるものについて適用する。

第六・三条 定義

1 この章の規定の適用上、衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aに定める定義を適用する。

2 この章の規定の適用上、

(a) 「輸入条件」とは、製品の輸入のために満たすことが求められる衛生植物検疫措置をいう。

(b) 「保護区域」とは、締約国の領域の公式に定められた地理的な部分であつて、特定の規制有害動植物

の定着に好ましい条件があり、かつ、当該締約国の領域の他の部分において当該規制有害動植物が存在しているにもかかわらず、当該規制有害動植物が定着していないものをいう。

3 さらに、第二十二・三条の規定に基づいて設置される衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、食品規格委員会、国際獣疫事務局及び国際植物防疫条約の枠内で活動する関連する国際機関その他の関連する国際機関により作成された用語集及び定義を考慮しつつ、この章の規定の適用のための他の用語の定義について合意することができる。衛生植物検疫措置に関する専門委員会が合意する定義と衛生植物検疫措置の適用に関する協定に定める定義とが抵触する場合には、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に定める定義が優先する。

第六・四条 世界貿易機関設立協定との関係

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を認める。この章のいかなる規定も、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第六・五条 権限のある当局及び連絡部局

1 この協定の効力発生の日において、一方の締約国は、他方の締約国に対し、この章の規定の実施のための権限のある当局及びこの章の規定の対象となる全ての事項に関する連絡のための連絡部局についての説明を提供する。

2 一方の締約国は、自国の権限のある当局の構成、組織及び責任の分担に関する重要な変更を他方の締約国に通報し、並びに連絡部局に関する情報が常時最新のものであることを確保する。

第六・六条 危険性の評価

両締約国は、自国の衛生植物検疫措置が衛生植物検疫措置の適用に関する協定第五条の規定及び衛生植物検疫措置の適用に関する協定の他の関連する規定による危険性の評価に基づいていることを確保する。

第六・七条 輸入条件、輸入手続及び貿易円滑化

1 輸入締約国は、適切な保護の水準を達成するため、必要な場合には両締約国間の協議に従い、及び当該協議を考慮しつつ、輸入条件を定める。

2 輸入締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく各締約国の権利及び義務を害することなく、輸出締約国の要請があつた場合には、一貫性のある態様で輸出締約国の全領域について産品の輸入条

件を適用すべきである。

3 1及び2の規定は、この協定の効力発生の日において両締約国間に存在する輸入条件に影響を及ぼすものではない。両締約国は、当該輸入条件に関する見直しについての要請を考慮する。

4 各締約国は、衛生植物検疫措置（承認及び許可のための措置を含む。）の実施を確認し、及び確保するための輸入手続について、次のことを確保する。

(a) 当該輸入手続が、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に従い、不当に遅延することなく、簡素化され、迅速化され、及び完了すること。

(b) 当該輸入手続が他方の締約国に対する恣意的又は不当な差別となるような態様で適用されないこと。

(c) 各輸入手続の処理に要する標準的な期間が公表され、又は要請に応じ処理に要すると予想される期間が申請者に通知されること。

(d) 要求される情報が、適切な管理、検査及び承認の手続（添加物の使用の承認又は飲食物若しくは飼料に含まれる汚染物質の許容限度の設定に関するものを含む。）に必要なものに限られること。

5 両締約国は、有害動植物の分類を裏付け、及び植物検疫上の輸入条件を正当とするため、国際植物防疫

条約に基づいて作成された適用可能な基準を考慮しつつ、有害動植物の状態（監視、根絶及び封じ込めに
関する施策並びにこれらの結果を含む。）に関する適当な情報を維持する。

6 各締約国は、植物検疫上の懸念がある場合には、品目（注）に関する規制有害動植物の表を作成する。
当該表には、適当な場合には、次の事項を含める。

注 この章の規定の適用上、「品目」は、国際植物防疫条約事務局によって作成された植物検疫上の用語に関する用語集（植物検
疫措置に関する国際的な基準第五号）に基づくものと了解する。

- (a) 自国の領域のいかなる地域においても発生していることが知られていない検疫有害動植物
 - (b) 自国の領域のいずれかの地域において発生していることが知られているものの、広く分布しておら
ず、かつ、公的な防除の下にある検疫有害動植物
 - (c) 植物検疫措置をとる可能性がある他の規制有害動植物
- 植物検疫上の懸念がある品目については、輸入条件は、輸入締約国において規制有害動植物が存在してい
ないことを確保するための措置に限定される。輸入締約国は、規制品目及び全ての規制品目に対する植物
検疫上の輸入要件に関する自国の表を入手可能なものとする。この情報には、適当な場合には、特定の検

疫有害動植物及び輸入締約国が定める植物検疫上の証明書に関する追加記載を含める。

7 輸出締約国の要請に対応するために輸入条件を設定する必要がある場合には、次のとおりとする。

(a) 輸入締約国は、不当に遅延することなく、関係する製品の輸入を許可するため、全ての必要な手段をとる。

(b) 輸出締約国は、次のことを行う。

(i) 輸入締約国が求める全ての関連する情報を提供すること。

(ii) 監査その他の関連する手続のため、輸入締約国に対して適当な機会を与えること。

8 両締約国は、輸入締約国の適切な保護の水準を達成するために一連の代替的な衛生植物検疫措置が利用可能である場合において、輸出締約国の要請があったときは、一層実行可能な、かつ、一層貿易制限的でない解決を選択することを検討する。

9 両締約国は、輸出締約国が発給する証明書が衛生植物検疫上の目的のために求められる場合には、食品規格委員会、国際獣疫事務局又は国際植物防疫条約の国際的な基準、指針又は勧告を考慮しつつ、当該証明書の様式及び内容について合意する。

- 10 各締約国は、電子証明その他の貿易を円滑にするための技術の活用を促進する。
- 11 輸出締約国の領域における輸入締約国の職員による確認は、新たな貿易を促進することを目的とすべきである。当該確認は、永続的な措置とすべきではない。輸入締約国は、実施中の確認措置を代替的な措置であつて、植物検疫措置について合意された要件の輸出締約国による遵守を確認するものに改める。ただし、輸出締約国がそのような要請を行った場合において、輸入締約国が不当に遅延することなく当該要請を受け入れたときに限る。
- 12 規制された品目の貨物は、輸出締約国による適当な保証に基づき、免許又は許可の形式での輸入に関する個別の承認なしに受け入れられる。ただし、輸入のための公的な同意が、国際植物防疫条約の関連する基準、指針及び勧告に基づいて必要である場合は、この限りでない。
- 13 有害動植物の危険性の評価については、できる限り速やかに開始し、不当に遅延することなく終了させる。
- 14 衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Cの1(f)の規定に従い、輸出締約国から輸入される產品の手續に課されるいかなる手数料も、同種の国内原産の產品に課される手数料との関係において公平なもの

とし、また、役務の実際の費用よりも高額のものとするべきでない。

第六・八条 監査

1 両締約国は、この章の規定の効果的な実施において信頼を獲得し、及び維持するため、次の事項についての監査を実施するため相互に支援する。

(a) 輸出締約国の検査及び認証に関する制度の全部又は一部

(b) 輸出締約国の検査及び認証に関する制度に従って行われる管理の結果

両締約国は、食品規格委員会、国際獣疫事務局又は国際植物防疫条約の関連する国際的な基準、指針及び勧告を考慮しつつ、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に従って当該監査を実施する。

2 輸入締約国は、輸出締約国に対する情報の要請又は輸出締約国に対する監査のための訪問によって、監査を実施することができる。

3 監査のための訪問は、両締約国間で事前に合意する条件の下で実施する。

4 輸入締約国は、輸出締約国に対し、監査の所見について書面により意見を述べる機会を提供する。輸入締約国は、結論に達し、当該結論についての行動をとる前に、当該意見を考慮する。輸入締約国は、不当

に遅延することなく、輸出締約国に対し、自国の結論を記載した書面による報告書を提供する。

5 監査のための訪問の費用は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、輸入締約国が負担する。

第六・九条 施設又は設備を一覧表に掲載するための手続

1 輸出締約国の権限のある当局は、輸入締約国により求められる場合には、輸入締約国の輸入条件を遵守する施設及び設備の一覧表を作成し、常時最新のものとし、及び輸入締約国に送付することを確保する。

2 輸入締約国は、輸出締約国に対し、1に規定する一覧表を検討するために必要な情報を提供するように要請することができる。輸入締約国は、一覧表の記載事項を確認するために追加の情報が求められる場合を除くほか、一覧表に掲載された施設及び設備からの輸入を不当に遅延することなく許可するために必要な措置をとる。第六・十三条の規定の適用を妨げることなく、当該措置には、事前の検査を含まない。ただし、当該事前の検査が各締約国の法令により求められる場合又は両締約国が別段の合意をする場合は、この限りでない。

3 輸入締約国は、前条の規定に基づいて監査を実施することができる。

4 輸入締約国は、適当な場合には、1に規定する一覧表を公に入手可能なものとする。

5 一方の締約国は、この条の規定の範囲内において新たな法令を導入する意図を他方の締約国に通報し、及び他方の締約国がこれについて意見を提出することを認める。

第六・十条 地域的な状況に対応した調整

1 両締約国は、動物、動物性生産品及び動物性副産物に関し、国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約及び水生動物衛生規約に定める区域及び区画の制度を認識する。

2 輸入締約国は、輸出締約国の要請に応じ衛生上の輸入条件を定め、又は維持する場合には、輸入の許可又は維持の決定に向けた検討の基礎として、輸出締約国によって定められた区域又は区画を認める。

3 輸出締約国は、自国の2に規定する区域又は区画を特定し、並びに輸入締約国の要請があつた場合には、国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約若しくは水生動物衛生規約に基づき、又は輸出締約国の権限のある当局の経験を通じて得られた知識を基礎として両締約国が適当と認めるその他の方法によって、十分な説明及びそれを裏付ける資料を提供する。

4 各締約国は、2及び3に定める手続及び義務が不当に遅延することなく実施されることを確保する。

5 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、衛生植物検疫措置に関する専門委員会を通じ、国際獣

疫事務局の陸生動物衛生規約及び同事務局が採択する勧告に基づいて、衛生の状態についての相互の承認を定め、及び維持するための方法に関する情報を交換する。

6 一方の締約国は、国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約又は水生動物衛生規約の対象とされていない病気について、2に規定する区域又は区画を定めることができ、及び両締約国間の貿易において当該区域又は区画を適用することを他方の締約国と合意することができる。

7 両締約国は、植物及び植物性生産品に関し、国際植物防疫条約に基づいて作成された植物検疫措置に関する国際的な基準に定める有害動植物の無発生地域、有害動植物の無発生生産地、有害動植物の無発生生産用地及び有害動植物の低発生地域の制度並びに両締約国が両締約国間の貿易に適用することに合意する保護区域の制度を認める。

8 輸入締約国は、輸出締約国の要請に応じて植物検疫上の輸入条件を定め、又は維持する場合には、輸入の許可又は維持の決定に向けた検討の基礎として、輸出締約国によって定められる有害動植物の無発生地域、有害動植物の無発生生産地、有害動植物の無発生生産用地、有害動植物の低発生地域及び保護区域を認める。

9 輸出締約国は、自国の有害動植物の無発生地域、有害動植物の無発生生産地、有害動植物の無発生生産用地及び有害動植物の低発生地域又は保護区域を特定する。輸出締約国は、輸入締約国からの要請があった場合には、国際植物防疫条約に基づいて作成された関連する植物検疫措置に関する国際的な基準に基づき、又は輸出締約国の関連する植物検疫当局の経験を通じて得られた知識を基礎として両締約国が適当と認めるその他の方法によって、十分な説明及びそれを裏付ける資料を提供する。

10 7から9までの規定を実施するに当たり、技術的協議及び監査を実施することができる。技術的協議については、第六・十二条の規定に従って行う。監査については、有害動植物及び関係する品目の生物学を考慮しつつ、第六・八条の規定に従って実施する。

11 各締約国は、8から10までの規定に定める手続及び義務が不当に遅延することなく実施されることを確保する。

12 輸出締約国は、保護区域において検疫有害動植物が発見された場合にはいつでも、輸入締約国に直ちに通報し、及び輸入締約国の要請があったときは、関連する輸出を直ちに停止する。輸出締約国は、輸入締約国が輸出締約国によって提供される保証に満足することを条件として、輸出を再開することができる。

第六・十一条 透明性及び情報の交換

1 各締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第七条並びに衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書B及び附属書Cの規定に従って、次のことを行う。

- (a) 次の事項について、透明性を確保すること。
 - (i) 衛生植物検疫措置（輸入条件を含む。）
 - (ii) 管理、検査及び承認の手續（義務的な行政手段、予想される期限並びに輸入に関する申請の受理及び処理を担当する当局に関する完全な詳細を含む。）
- (b) 各締約国の衛生植物検疫措置及びその適用についての相互理解を促進すること。
- (c) 他方の締約国からの妥当な要請に応じ、かつ、できる限り速やかに、自国の衛生植物検疫措置及びその適用に関する次の事項を含む情報を提供すること。
 - (i) 特定の製品の輸入に適用する輸入条件
 - (ii) 特定の製品の承認のための申請についての進捗状況
 - (iii) 他方の締約国の製品に対して実施する輸入検査の頻度

(iv) 両締約国間の貿易への悪影響を最小限にするため、両締約国間の貿易に影響を及ぼしており、又は影響を及ぼす可能性がある自国の衛生植物検疫措置の作成及び適用に関連する事項（利用可能な新しい科学的証拠に関する進展を含む。）

2 衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく締約国の通報により、1(a)及び(c)に規定する情報が利用可能なものとされた場合又は当該情報が当該締約国の公式で一般にアクセス可能な、かつ、無料のウェブサイトに於いて利用可能なものとされた場合には、当該情報は、提供されたものとみなす。

第六・十二条 技術的協議

1 一方の締約国は、人、動物若しくは植物の生命若しくは健康又は他方の締約国が提案し、若しくは実施する措置に関して重大な懸念を有する場合には、技術的協議を要請することができる。

2 一方の締約国による1に規定する要請に関し、他方の締約国は、不当に遅延することなく回答し、及び1に規定する懸念に対処するための技術的協議を行う。

3 各締約国は、貿易を混乱させることを避けるため又は相互に受け入れることができる解決を得るために必要な情報を提供するよう努める。

4 両締約国は、1に規定する懸念に対処するためこの条に定める仕組み以外の仕組みを既に設けている場合には、不必要な重複を避けるため、可能な範囲において、当該仕組みを利用する。

5 一方の締約国は、この協定による紛争解決手続を開始する前に、この条の規定に従い、他方の締約国の衛生植物検疫措置に関する1に規定する懸念を技術的協議を通じて解決するよう努める。

6 一方の締約国は、2に規定する他方の締約国の回答を受領した日の後九十日が経過した後はいつでも、又は両締約国によって合意される他のいずれかの時点においても、他方の締約国に対して書面により通報することによって、技術的協議を終了させることができる。

第六・十三条 緊急措置

1 一方の締約国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な緊急措置を採用することができる。一方の締約国の権限のある当局は、当該緊急措置を採用する場合には、次のことを行う。

- (a) 他方の締約国の権限のある当局に対して当該緊急措置を直ちに通報すること。
- (b) 他方の締約国が書面により意見を提出することを認めること。
- (c) 必要な場合には、前条に規定する技術的協議を行うこと。

(d) (b)に規定する意見及び(c)に規定する技術的協議の結果を考慮すること。

2 輸入締約国は、緊急措置を採用する時に両締約国間で輸送されている貨物に関する決定を行う場合には、貿易への不必要な混乱を避けるため、輸出締約国によつて適時に提供される情報を検討する。

3 輸入締約国は、1に規定する緊急措置が科学的証拠なしには維持されないことを確保する。輸入締約国は、科学的証拠が不十分な場合には、利用可能かつ適切な情報（関連する国際機関からのものを含む。）に基づき、暫定的に緊急措置を採用することができる。輸入締約国は、貿易への悪影響を最小限にするため、当該緊急措置を廃止し、又は恒久的措置に代替することによつて当該緊急措置を見直す。

第六・十四条 措置の同等

1 輸入締約国は、輸出締約国の衛生植物検疫措置が輸入締約国の適切な保護の水準を達成していることを輸出締約国が輸入締約国に対して客観的に証明する場合には、輸出締約国の衛生植物検疫措置を同等なものとして認める。このため、輸入締約国の要請があつた場合には、検査、試験その他の関連する手続のため、適当な機会が輸入締約国に与えられる。

2 両締約国は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、特定の衛生植物検疫措置の同等を決定するた

めの取決めを行うために協議を行う。

3 両締約国は、衛生植物検疫措置の同等を決定するに当たり、WTOの衛生植物検疫措置に関する委員会
の関連する指針（特に、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第四条の実施に関する決定（注））並びに
食品規格委員会、国際獣疫事務局又は国際植物防疫条約の国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

注 一千四年七月二十三日付けの世界貿易機関文書G/SPS/第十九号REV・二

4 両締約国は、同等が決定された場合には、食品規格委員会、国際獣疫事務局又は国際植物防疫条約の国
際的な基準、指針又は勧告を考慮しつつ、代替の輸入条件及び簡素化された証明書について合意すること
ができる。

第六・十五条 衛生植物検疫措置に関する専門委員会

1 第二十二・三条の規定に基づいて設置される衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、この章の規定の
効果的な実施及び運用について責任を負う。

2 衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、次のことを目的とする。

(a) 各締約国によるこの章の規定の実施を促進すること。

- (b) 相互に関心を有する衛生植物検疫上の事項を検討すること。
 - (c) 相互に関心を有する衛生植物検疫上の事項に関する連絡及び協力を促進すること。
- 3 衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、
- (a) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定の実施に関連する衛生植物検疫上の事項についての両締約国の理解を増進させるための場を提供する。
 - (b) 各締約国の衛生植物検疫措置及び関連する規制の過程についての相互理解を促進するための場を提供する。
 - (c) この章の規定の実施及び運用について監視し、見直し、及び情報を交換する。
 - (d) 相互に受け入れることができる解決を得るために第六・十二条1に規定する懸念に対処する場として機能し（両締約国がまず同条の規定に従い技術的協議を通じて当該懸念に対処しようとした場合に限り）、及び両締約国間で合意される他の課題に対処する場として機能する。
 - (e) 衛生植物検疫措置に関する専門委員会の任務に関連する特定の任務を遂行するための適当な方法（特別作業部会を含めることができる。）を決定する。

(f) 衛生植物検疫措置の作成、実施及び適用に関する両締約国間の技術協力に係る事業を特定し、及び検討することができる。

(g) WTOの衛生植物検疫措置に関する委員会の会合並びに食品規格委員会、国際獣疫事務局及び国際植物防疫条約の下で開催される会合における事項及び立場について協議することができる。

4 衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、衛生植物検疫措置を担当する両締約国の代表者であって、関連する専門知識を有するものから成る。

5 衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、その手続規則を決定するものとし、必要な場合には、当該手続規則を修正することができる。

6 衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に第一回会合を開催する。

第六・十六条 紛争解決

1 第六・六条、第六・七条4(b)から(d)まで並びに第六・十四条1及び2の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。

2 パネルは、科学的又は技術的な事項を含むこの章の規定に基づく紛争において、両締約国が別段の決定をする場合を除くほか、当該パネルが両締約国と協議の上選定した専門家からの助言を求める。このため、当該パネルは、いずれかの締約国の要請があった場合には、技術専門家諮問部会を設置し、又は関連する国際機関と協議する。

第七章 貿易の技術的障害

第七・一条 目的

- この章の規定は、次の事項によって両締約国間の物品の貿易を促進し、及び増大することを目的とする。
- (a) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること。
 - (b) 両締約国間の協力（貿易の技術的障害に関する協定の実施に関するものを含む。）を促進すること。
 - (c) この章の規定の対象となる措置の貿易への不必要な悪影響を軽減する適当な方法を追求すること。

第七・二条 適用範囲

1 この章の規定は、貿易の技術的障害に関する協定に定める中央政府機関による強制規格、任意規格及び

適合性評価手続であつて、両締約国間の物品の貿易に影響を及ぼす可能性があるものの立案、制定及び適用について適用する。

2 各締約国は、自国の領域内にある中央政府の段階の直下の段階に属する地方政府機関であつて、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案、制定及び適用に責任を有するものが第七・五条から第七・十一条までの規定を遵守することを奨励するため、利用し得る妥当な措置をとる。

3 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様

(b) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書 A に定義する衛生植物検疫措置

第七・三条 貿易の技術的障害に関する協定の特定の規定の組込み

1 両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく権利及び義務を確認する。

2 貿易の技術的障害に関する協定第二条から第九条まで並びに貿易の技術的障害に関する協定附属書一及び附属書三の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

3 一方の締約国の特定の措置について、他方の締約国が 2 に規定する貿易の技術的障害に関する協定の規

定にのみ違反していると申し立てる紛争が生じた場合には、第二十一・二十七条1の規定にかかわらず、他方の締約国は、世界貿易機関設立協定による紛争解決の制度を選択する。

第七・四条 定義

この章の規定の適用上、貿易の技術的障害に関する協定附属書一に定める用語及び定義を適用する。

第七・五条 強制規格

1 両締約国は、強制規格の立案、制定及び適用について、規制に関する良い慣行の重要性（特に、WTOの貿易の技術的障害に関する委員会が行う規制に関する良い慣行についての活動の重要性）を認識する。このため、各締約国は、次のことを約束する。

(a) 強制規格を作成するに当たり、次のことを行うこと。

(i) 貿易の技術的障害に関する協定2.2の規定に従い、強制規格案が自国の正当な目的を達成するために必要な範囲を超えて貿易制限的とならないことを確保するため、自国の正当な目的を達成することができる強制規格案の代替手段であって、利用可能なもの（規制によるかどうかを問わない。）を、自国の法令又は行政上の指針に従って評価すること。この(i)の規定は、緊急の問題（安全上、健康

上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題を含む。)が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、各締約国が遅滞なく措置を立案し、制定し、及び適用する権利に影響を及ぼすものではない。

(ii) 貿易に著しい影響を及ぼす強制規格についての影響評価(当該強制規格の貿易への影響に関する評価を含む。)を体系的に実施するよう努めること。

(iii) 適当な場合には、デザイン又は記述的に示された特性よりも性能に着目した製品の要件に基づく強制規格を定めること。

(b) 制定された強制規格について、貿易の技術的障害に関する協定^{2.3}の規定の適用を妨げることなく、特に、関連する国際規格との収れんを進めるため、できる限り五年を超えない適当な間隔で見直すこと。

締約国は、その見直しを行うに当たり、特に、関連する国際規格における新たな発展及び当該締約国の強制規格と関連する国際規格との相違を生じさせた状況が引き続き存在するかどうかを考慮に入れる。

一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、他方の締約国に対して当該見直しの結果を通報し、説明する。

2 一方の締約国は、自国の強制規格と他方の締約国の強制規格であって同様の目的及び対象産品を有するものが同等であると認める場合には、他方の締約国に対し、詳細な理由を示した上で、これらの強制規格を同等なものとして認めるよう書面により要請することができる。要請された締約国は、これらの強制規格が異なるものであっても、これらの強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、要請する締約国の強制規格が要請された締約国の強制規格の目的を十分に達成することが満たされることを条件とする。要請された締約国は、要請する締約国の強制規格を要請された締約国の強制規格と同等なものとして受け入れない場合において、要請する締約国の要請があるときは、そのような決定を行った理由を説明する。

3 一方の締約国が、他方の締約国の強制規格と類似の強制規格を作成することに関心を有している場合において、他方の締約国に要請を行ったときは、要請された他方の締約国は、自国の強制規格の作成に当たって利用した関連の情報（研究及び文書を含む。ただし、秘密の情報を除く。）を実行可能な範囲内で、要請した一方の締約国に提供する。

4 各締約国は、自国の全領域に適用される強制規格において設定される要件であって、製品の市場への提

供に関するものを一律に、かつ、一貫して適用する。一方の締約国は、当該要件のいずれかが他方の締約国の領域において一律に、かつ、一貫して適用されておらず、及びそのような状況が二国間の貿易に著しい影響をもたらしていると信ずるに足りる裏付けられた理由がある場合には、問題を明確にするため、及び適当なときは第七・十四条に規定する連絡部局又はこの協定に基づいて設置される他の適当な組織が適時に当該問題に対処するため、他方の締約国に対し当該裏付けられた理由を通報することができる。

第七・六条 国際規格

1 この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定の適用上、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）、国際電気通信連合（ITU）、食品規格委員会、国際民間航空機関（ICAO）、国際連合欧州経済委員会（UNECE）の枠組みにおける自動車基準調和世界フォーラム（WP二十九）、化学品の分類及び表示に関する世界調和システムに関する国際連合専門家小委員会（UNSCEGHS）その他の国際機関及び医薬品規制調和国際会議（ICH）が発表した規格は、当該規格の作成に当たり貿易の技術的障害に関する協定第二条及び第五条並びに貿易の技術的障害に関する協定附属書三の規定に関する国際規格、指針及び勧告の作成のための原則についてのWTOの貿易の技術的障害に関する委員会によ

る決定（注）に定める原則及び手続が遵守されたことを条件として、この章、貿易の技術的障害に関する協定第二条及び第五条並びに貿易の技術的障害に関する協定附属書三に定める関連する国際規格とみなす。ただし、当該規格又はその関連部分が、追求される正当な目的の達成のために効果的でなく、又は適当でない場合は、この限りでない。

注 二千年十一月十三日付けの世界貿易機関文書G/TBT/第九号の附属書四

2 両締約国は、任意規格についてできる限り広い範囲にわたる調和を図るため、自国の領域内の地域標準化機関又は国内標準化機関に次のことを行うよう奨励する。

- (a) 関連する国際標準化機関が国際規格を立案する場合には、能力の範囲内で十分な役割を果たすこと。
- (b) 関連する国際規格を当該地域標準化機関又は国内標準化機関が作成する任意規格の基礎として用いること。ただし、当該関連する国際規格が、不十分な保護の水準、気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、効果的でなく、又は適当でない場合は、この限りでない。
- (c) 国際標準化機関の活動との全部又は一部の重複を避けること。
- (d) 関連する国際規格を基礎としない当該地域標準化機関又は国内標準化機関の任意規格について、

当該関連する国際規格との収れんを進めるため、できる限り五年を超えない適当な間隔で見直すこと。

3 強制規格又は適合性評価手続を作成する場合には、次のとおりとする。

(a) 各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定 2.4 及び 5.4 に定める範囲内で、関連する国際規格、指針若しくは勧告又はこれらの関連部分を自国の強制規格及び適合性評価手続の基礎として用い、並びに自国の強制規格及び適合性評価手続が当該関連する国際規格と比較して相違し、又は追加的な要件を課することを避ける。ただし、強制規格又は適合性評価手続を作成する締約国が、関連する情報（利用可能な科学上又は技術上の証拠を含む。）に基づき、当該関連する国際規格が貿易の技術的障害に関する協定 2.2 及び 5.4 に規定する追求される正当な目的の達成のために効果的でなく、又は適当でないと証明することができるときは、この限りでない。

(b) 一方の締約国は、1 に規定する関連する国際規格、指針若しくは勧告又はこれらの関連部分を自国の強制規格又は適合性評価手続の基礎として用いない場合において、他方の締約国の要請があったときは、当該関連する国際規格が貿易の技術的障害に関する協定 2.2 及び 5.4 に規定する追求される正当な目的の達成のために効果的でなく、又は適当でないと認める理由を説明し、並びにこのような評価の根拠と

なつた関連する情報（利用可能な科学上又は技術上の証拠を含む。）を提供し、並びに問題となつてい
る強制規格又は適合性評価手続の該当部分であつて、当該関連する国際規格、指針又は勧告と実質的に
相違するものを特定する。

4 一方の締約国は、国際標準化活動において、自国の領域内の自国の地域標準化機関又は国内標準化機関
に対し、他方の締約国の関連する標準化機関と協力するよう奨励する。その協力は、両締約国又は両締約
国の標準化機関が構成員である国際標準化機関において行うことができる。そのような二国間協力につい
ては、特に、国際規格の作成を促進すること、両締約国にとって共通の利益がある分野であつて国際規格
が存在しないもの（特に新たな産品又は技術に関するもの）において両締約国にとっての共通の規格の作
成を円滑にすること又は両締約国の標準化機関間の情報の交換を更に促進することを目的とすることがで
きる。

第七・七条 任意規格

1 両締約国は、自国の領域内の地域標準化機関又は国内標準化機関が、貿易の技術的障害に関する協定附
属書三の任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規程を受け入れ、かつ、遵守することを確保す

る義務であつて、貿易の技術的障害に関する協定 4.1 の規定に基づくものを確認する。

2 両締約国は、任意規格を遵守することが貿易の技術的障害に関する協定附属書一における任意規格の定義に従つて義務付けられていないことを想起する。強制規格又は適合性評価手続において任意規格を組み込むこと又は引用することを通じて、締約国において当該任意規格を遵守することが求められる場合には、当該締約国は、強制規格案又は適合性評価手続案を作成するに当たつて、第七・九条及び貿易の技術的障害に関する協定 2.9 又は 5.6 に定める透明性の義務を遵守する。

3 一方の締約国は、自国の法令に従い、自国の地域標準化機関又は国内標準化機関に対し、自国の領域において利害関係を有する者が任意規格の作成手続に十分に参加することを確保し、及び自国の者に与える条件よりも不利でない条件で他方の締約国の者が公衆が利用可能な協議手続に参加することを認めるよう奨励する。

4 両締約国は、次の事項に関する情報を交換することを約束する。

- (a) 強制規格の遵守の明確化又は遵守の促進の確保を助長する各締約国による任意規格の利用
- (b) 自国の任意規格の作成過程（特に、国際規格又は地域規格が自国の地域規格又は国内規格の基礎とし

て利用されている方法及び範囲)

(c) 第三者又は国際機関との標準化に関する協力に関する協定又は取決め

第七・八条 適合性評価手続

1 強制規格の立案、制定及び適用に関し、第七・五条1(a)(i)及び(ii)並びに(b)の規定は、適合性評価手続について準用する。

2 各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定^{5.1.2}の規定に従い、産品に関連する危険性(当該産品に適用される強制規格又は任意規格との不適合により生ずるものを含む。)を考慮しつつ、適合性評価手続が、当該強制規格又は任意規格に当該産品が適合しているとの十分な確信を輸入締約国に与えるために必要な範囲を超えて嚴重なものでなく、又は嚴重に適用されないことを確保する。

3 両締約国は、適合性評価手続の結果の受入れを促進する広範な仕組みが存在することを認識する。当該仕組みには、次に規定する仕組みを含む。

(a) 適合性評価手続の結果に関する相互承認協定(一方の締約国による他方の締約国の領域に所在する機関が実施する特定の強制規格に関する適合性評価手続に関するもの)

- (b) 両締約国の領域に所在する適合性評価機関間の協力的及び自発的な取決め
 - (c) 両締約国が参加している複数国間及び多数国間の承認に関する協定又は取決め
 - (d) 適合性評価機関に資格を与えるための認定の利用
 - (e) 一方の締約国の政府による適合性評価機関（他方の締約国に所在するものを含む。）の指定
 - (f) 一方の締約国による他方の締約国の領域において実施された適合性評価手続の結果の承認
 - (g) 製造者適合宣言又は供給者適合宣言
- 4 両締約国は、3に規定する仕組みについての情報を交換する。一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、次の事項に関する情報を提供する。
- (a) 3に規定する仕組み及び類似の仕組みであって、適合性評価手続の結果の受入れを促進するためのも
の
 - (b) 特定の産品について適当な適合性評価手続を選択するに当たって考慮する要素（危険性の評価及び管理を含む。）
 - (c) 認定のための国際規格に関する方針、認定の分野における国際的な協定及び取決め（国際試験所認定

協力機構（ILAC）及び国際認定フォーラム（IAF）によるものを含む。）に関する方針その他の認定に関する方針（提供可能なものであって、特定の分野において一方の締約国が用いるものに限る。）各締約国は、3に規定する仕組みについて、次のことを行う。

(a) 可能なときはいつでも、及び自国の法令に従い、適用される強制規格に適合していることの保証として、供給者適合宣言を用いること。

(b) 適当な場合には、適合性評価機関に資格を与えるための技術的能力を示す手段として、政府から付与された権限に基づく認定又は政府による権限の行使としての認定を用いること。

(c) 認定が適合性評価機関に資格を与えるために必要な別個の手段として法令により定められる場合には、当該認定の活動が適合性評価の活動から独立していること及び認定機関と当該認定機関が認定する適合性評価機関との間に利益相反がないことを確保すること。両締約国は、適合性評価機関が認定機関から分離していることにより、この(c)に定める義務を履行することができる。（注）

注 この(c)の規定は、締約国が製品の適合性について最終的な意思決定を行う権限を有している場合には、当該締約国自らが行う適合性評価の活動については、適用しない。

(d) 適合性評価の結果の受入れの促進のための国際的な協定若しくは取決めへの自国の参加を検討すること又は該当する場合には当該国際的な協定若しくは取決めへの試験機関、検査機関及び認証機関の参加を妨げないこと。

(e) 二以上の適合性評価機関に対し、産品を市場に提供するために求められる適合性評価手続を実施するための権限を与える場合には、経済活動に従事する者が当該二以上の適合性評価機関から選択することを妨げないこと。

6 両締約国は、二千一年四月四日にブリュッセルで作成された相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定に従い、相互承認の分野において協力する。両締約国は、また、同協定の関連規定に従い、産品、適用可能な規制上の要件及び承認された適合性評価機関についての範囲を拡大することを決定することができる。

第七・九条 透明性

1 各締約国は、貿易に著しい影響を及ぼす可能性がある強制規格又は適合性評価手続を作成するに当たり、次のことを行う。

- (a) 自国の法令に従い、公衆が利用可能な協議手続を実施し、並びに当該協議手続の結果及び既存の影響評価を公に入手可能なものとする事。
 - (b) 自国の者に与える条件よりも不利でない条件で、他方の締約国の者に対し、公衆が利用可能な協議手続への参加を認める事。
 - (c) 公衆が利用可能な協議手続を実施する場合には、他方の締約国の意見を考慮し、及び他方の締約国の要請があつたときは、他方の締約国が提出した意見に対して適時に書面により回答すること。
 - (d) 第七・五条1(a)(ii)の規定に加えて、強制規格案又は適合性評価手続案についての影響評価（貿易への影響に関する評価を含む。）を実施する場合には、当該影響評価の結果を公に入手可能なものとする事。
 - (e) 他方の締約国の要請があつた場合には、(d)に規定する影響評価の要約を英語により提供するように努める事。
- 2 各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定 2.9.2 又は 5.6.2 の規定に従って通報を行うに当たり、次のことを行う。

- (a) 安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合を除くほか、他方の締約国が強制規格案又は適合性評価手続案に対する書面による意見を提出するための期間として当該通報の日から少なくとも六十日の期間を原則として与え、及び実行可能な場合には意見の提出期間の延長を求める妥当な要請に適切な考慮を払うこと。
- (b) 通報された全ての文書の電子版を通報とともに提供すること。
- (c) 通報された文書がWTOの公用語によるものでない場合には、措置の内容の詳細かつ包括的な記述をその通報の様式に従って提供し、及び既に利用可能なときは、通報された文書の翻訳をWTOのいずれかの公用語により提供すること。
- (d) 最終的な強制規格又は適合性評価手続の公表の日までに、強制規格案又は適合性評価手続案について他方の締約国から受領した書面による意見に対して書面により回答すること。
- (e) 当初の通報への追補を通じて、制定された最終的な文書に関する情報を提供すること。
- (f) 他方の締約国の経済活動に従事する者が適応するため、強制規格の公表と実施との間に適当な期間

(注)を置くこと。

注 この(f)の規定の適用上、「適当な期間」とは、追求する正当な目的の達成のために効果的でない場合を除くほか、通常六箇月以上の期間をいう。

(g) 貿易の技術的障害に関する協定第十条の規定に従って設立される照会所が、制定された強制規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国又は他方の締約国の利害関係を有する者からの妥当な照会に対して、WTOのいずれかの公用語により情報及び回答を提供することを確保すること。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、自国が制定した又は制定しようとしている強制規格又は適合性評価手続の目的及び必要性に関する情報を提供する。

4 各締約国は、制定された全ての強制規格及び適合性評価手続が公式ウェブサイトにおいて、及び既に利用可能な場合には英語により、公にかつ無料で入手可能であることを確保する。

第七・十条 販売の監視

1 この条の規定の適用上、「販売の監視」とは、適合性評価手続とは別個の公的機関が有する機能であつて、適合性評価手続の後に実施されるものであり、また、締約国が自国の法令で定めた産品についての要件の遵守を監視し、又はこれに対応することができるよう、公的機関が当該締約国の手続により実施する

活動及びとる措置をいう。

2 各締約国は、特に、次のことを行う。

(a) 他方の締約国と販売の監視及び執行活動に関する情報（例えば、販売の監視及び執行に責任を有する当局に関する情報又は危険な産品に対してとる措置に関する情報）を交換すること。

(b) 利益相反を避けるため、販売の監視の機能が適合性評価の機能から独立していることを確保すること。
(注)

注 この(b)の規定は、締約国が製品の適合性について最終的な意思決定を行う権限を有している場合には、当該締約国自らが行う許可に関する機能については、適用しない。締約国は、販売の監視を行う当局が適合性評価機関から分離していることにより、この(b)に定める義務を履行することができる。

(c) 販売の監視を行う当局と管理又は監督の対象となる関係者（製造者、輸入者及び販売者を含む。）との間に利益相反がないことを確保すること。

第七・十一条 証票及びラベル等による表示

1 両締約国は、強制規格が証票又はラベル等による表示の要件を含むことができ、また、これらの事項の

うちいずれか一方のもののみでも強制規格を作成することができると留意する。締約国は、強制規格の形式で証票又はラベル等による表示の要件を作成する場合には、国際貿易への不必要な障害をもたらすことを目的として又は当該障害をもたらす結果となるように当該要件を立案し、制定し、又は適用しないこと及び当該要件が貿易の技術的障害に関する協定2.2に規定する正当な目的の達成のために必要な範囲を超えて貿易制限的でないことを確保する。

2 両締約国は、特に、各締約国が強制規格の形式で製品の証票又はラベル等による表示を求める場合には、次のことについて合意する。

(a) 製品の証票又はラベル等による表示が求められる情報が、関係者（消費者、製品の使用者及び当局を含む。）に関連する情報であつて、当該製品が規制上の要件を満たしていることを示すためのものに限定されること。

(b) 各締約国が、自国の正当な目的の達成のために必要な場合を除くほか、自国の義務的な技術要件を満たしている産品を自国の市場に提供するための前提となる条件として、産品の証票又はラベル等による表示についていかなる事前承認、事前登録又は事前認証も求めてはならないこと。

- (c) 各締約国が、産品の証票又はラベル等による表示のために個別の識別番号の使用を求める場合には、関係者（製造者、輸入者及び販売者を含む。）に対し、不当に遅滞することなく、かつ、差別的でない原則に基づいて当該識別番号を発行すること。
- (d) 各締約国が、物品の仕向国として表示を求める情報に関連して、次のもの（誤認されず、矛盾せず、若しくは混同を生ぜず、又は自国の正当な目的を損なわないものに限る。）を認めること。
 - (i) 物品の仕向国として表示を求める言語に加えて、他の言語による情報
 - (ii) 国際的な用語、絵表示、記号又は図形
 - (iii) 物品の仕向国として表示を求める情報に追加される情報
- (e) 各締約国が、輸入地の保税倉庫におけるラベルの貼付け及びラベルの改装が行われることを輸出国におけるラベルの貼付けに代わるものとして受け入れること。ただし、当該ラベルの貼付けが公衆の衛生上又は安全上の理由から承認された者によって行われることが求められている場合は、この限りでない。
- (f) 各締約国が、一時的なラベル若しくは取り外し可能なラベル又は産品への物理的な貼付けを伴わない

形での添付書類における証票若しくはラベル等による表示を受け入れるよう努めること。ただし、各締約国が、貿易の技術的障害に関する協定の下での正当な目的がこれにより損なわれると認める場合は、この限りでない。

第七・十二条 協力

1 両締約国は、それぞれの制度の相互理解を増進し、及びそれぞれの市場へのアクセスを促進するため、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野における協力を強化する。両締約国は、既存の規制に関する協力についての対話が当該協力を強化するための重要な手段であることを認識する。

2 両締約国は、貿易の促進についての自発的活動であつて、相互に関心を有するものを特定し、発展させ、及び促進するよう努める。

3 2に規定する自発的活動には、次のことを含めることができる。

(a) それぞれの強制規格、任意規格及び適合性評価手続の質及び実効性を向上させ、並びに両締約国間の規制に関する協力（情報、経験及びデータの交換を含む。）を通じて規制に関する良い慣行を促進すること。

(b) 適当な場合には、それぞれの強制規格、任意規格及び適合性評価手続を簡素化すること。

(c) それぞれの強制規格、任意規格及び適合性評価手続と関連する国際規格、指針又は勧告との収れんを進めること。

(d) それぞれの規制当局間の効率的な相互作用及び協力を国際的、地域的又は国内的な段階において確保すること。

(e) 標準化、認定及び適合性評価手続を担当する両締約国の機関の間の協力を促進し、又は強化すること。

(f) 可能な範囲で、いずれかの締約国又は両締約国が締結している貿易の技術的障害に関連する国際的な協定及び取決めについての情報を交換すること。

第七・十三条 貿易の技術的障害に関する専門委員会

1 第二十二・三条の規定に基づいて設置される貿易の技術的障害に関する専門委員会は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2 貿易の技術的障害に関する専門委員会は、次の任務を有する。

- (a) この章の規定の実施及び運用を検討すること。
- (b) 前条に規定する強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成及び改善における協力を検討すること。
- (c) 貿易の技術的障害に関する協定第十三条の規定に基づいて設置されるWTOの貿易の技術的障害に関する委員会の下での発展に鑑みてこの章の規定を見直し、及び必要な場合にはこの章の規定の改正に関する勧告を作成すること。
- (d) この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定の実施並びに両締約国間の貿易の促進に資すると両締約国が認めることができる手段をとること。
- (e) 締約国の要請があった場合には、この章の規定の対象となる事項について討議すること。
- (f) この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定に基づき、一方の締約国が他方の締約国の強制規格、任意規格又は適合性評価手続の作成、制定又は適用に関して提起する問題に速やかに対処すること。
- (g) この章の規定の目的を達成するために必要な場合には、解決を特定するため、特定の問題又は分野を

扱う特別技術作業部会を設置すること。

(h) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する活動に従事する地域的な場及び多数国間の場における作業並びにこの章の規定の実施及び運用についての情報を交換すること。

(i) 合同委員会が第二十二・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

(j) 適当と認める場合には、この章の規定の実施及び運用について合同委員会に報告すること。

3 貿易の技術的障害に関する専門委員会及び同専門委員会の下での特別技術作業部会は、次のものによって調整される。

(a) 欧州連合については、欧州委員会

(b) 日本国については、外務省

4 3に規定する当局は、それぞれが属する締約国の領域における関係機関及び関係者と調整し、並びに必要に応じて、当該関係機関及び関係者が貿易の技術的障害に関する専門委員会の会合に招請されることを確保する責任を有する。

5 貿易の技術的障害に関する専門委員会及び同専門委員会の下での特別技術作業部会は、締約国の要請が

あつた場合には、両締約国の代表者の間で合意する時期及び場所において会合する。その会合は、ビデオ会議その他の手段によつて行うことができる。

第七・十四条 連絡部局

1 一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定を実施するための連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

2 連絡部局の任務には、次のことを含める。

(a) 各締約国の強制規格、任意規格及び適合性評価手続又はこの章の規定の対象となるその他の事項について情報を交換すること。

(b) 締約国がこの章の規定に基づいて要請する情報又は説明について、両締約国間で合意される合理的な期間内に、及び可能な場合にはその要請の受領の日から六十日以内に、印刷物で又は電子的に提供すること。

(c) この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定に基づき、強制規格、任意規格及び適合性評価手続

の作成、制定又は適用に関して締約国が提起する問題について、可能な場合には、速やかに明確にし、及び対処すること。

第八章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引

第A節 一般規定

第八・一条 適用範囲

1 両締約国は、世界貿易機関設立協定に基づくそれぞれの締約国の義務並びに両締約国間の貿易及び投資を発展させるためにより良い環境を作り出すことについての両締約国の約束を確認しつつ、サービスの貿易及び投資の漸進的かつ相互主義的な自由化のため並びに電子商取引に関する協力のために必要な措置を定める。

2 この章の規定の適用上、両締約国は、公衆衛生、安全、環境又は公衆の道徳の保護、社会的な保護、消費者の保護、文化の多様性の促進及び保護その他の正当な政策目的を達成するために必要な規制措置を自国の領域内で採用する権利を確認する。

3 この章の規定は、一方の締約国の自然人であって、他方の締約国の雇用市場へのアクセスを求めるもの

に影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な市民権、居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

4 この章の規定は、一方の締約国が自国への自然人の入国又は自国における自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、この章に規定する条件に従って他方の締約国に与えられる利益を無効にし、又は損なうような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。特定の国の自然人に対しては査証を要求し、他の国の自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、この章の規定に従って与えられる利益が無効にされ、又は損なわれているとはみなさない。

第八・二条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「航空機がサービスを提供していない間に当該航空機に対して行われる修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b) 「コンピュータ予約システム（CRS）のサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供されるサービスをいう。

(c) 「対象企業」とは、一方の締約国の領域において他方の締約国の企業家により(i)に定めるところにより直接又は間接に設立される企業であつて、関係法令に従い、この協定の効力発生の日に存在しているもの又はその後設立されるものをいう。

(d) 「国境を越えるサービスの貿易」とは、次の態様のサービスの提供をいう。

(i) 一方の締約国の領域から他方の締約国の領域へのサービスの提供

(ii) 一方の締約国の領域におけるサービスの提供であつて、他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの

(e) 「直接税」とは、所得若しくは財産の全部又は所得若しくは財産の要素に対する全ての租税（財産の譲渡によつて生ずる収益に対する租税、遺産、相続及び贈与に対する租税、企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税並びに財産の価額の上昇に対する租税を含む。）をいう。

- (f) 「経済活動」とは、産業的、商業的若しくは職業的な性格のサービス若しくは活動又は職人の活動をいう。ただし、政府の権限の行使として提供されるサービス又は遂行される活動を除く。
- (g) 「企業」とは、法人又は支店若しくは代表事務所をいう。
- (h) 「締約国の企業家」とは、一方の締約国の自然人又は法人であつて、(i)に定めるところにより他方の締約国の領域において企業を設立しようとし、設立中であり、又は既に設立したものをいう。
- (i) 「設立」とは、欧州連合又は日本国のそれぞれにおける法人の設立若しくは取得（資本参加によるものを含む。）又は支店若しくは代表事務所の設置であつて、持続的な経済的つながりを確立し、又は維持することを目的とするものをいう。（注）
- 注 両締約国は、拡張が設立の定義を通じて対象企業による設立の形態の中に含まれることを了解する。
- (j) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。
- (k) 「地上取扱サービス」とは、空港において次のサービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。

航空会社の代理、管理及び監督

旅客の取扱い

手荷物の取扱い

駐機場サービス

料理の提供（食品の調理を除く。）

航空貨物及び航空郵便の取扱い

航空機に対する燃料の供給

航空機内の点検及び清掃

平面路による運搬

航空便の運航、乗組員の管理及び飛行計画の立案

地上取扱サービスには、セルフ・ハンドリング、保安、ライン・メンテナンス、航空機の修理及び保守並びに空港に不可欠な集中制御型の基盤（除氷設備、燃料分配システム、手荷物取扱システム、固定式の空港内輸送システム等）の管理及び運営のサービスを含まない。

(1) 「法人」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを

問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合併企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(m) 一の法人が締約国の自然人又は法人によって「所有」されるとは、当該締約国の自然人又は法人が当該一の法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 一の法人が締約国の自然人又は法人によって「支配」されるとは、当該自然人又は法人が当該一の法人の役員の過半数を指名し、又は当該一の法人の活動について法的に指示する権限を有する場合をいう。

(n) 「締約国の法人」とは、

(i) 欧州連合については、欧州連合又は欧州連合構成国の法令に基づいて設立され、又は組織される法人であつて、欧州連合の領域において実質的な事業活動（注）に従事しているものをいう。

注 欧州連合は、欧州共同体を設立する条約に関するWTOへの自国の通報（文書番号WT/REG三九/一）に従い、欧

州連合運営条約第五十四条の規定に定められた欧州連合構成国の経済との間の「有効かつ継続的なつながり」の概念は、

この(i)に規定する「実質的な事業活動」の概念と同等なものであることを了解する。

(ii) 日本国については、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織される法人であつて、日本国の領域において実質的な事業活動に従事しているものをいう。

(i) 及び(ii)の規定にかかわらず、欧州連合及び日本国の外において設立される海運会社であつて、欧州連合構成国又は日本国の国民によつて支配されているものは、当該海運会社の船舶が、欧州連合構成国又は日本国においてそれぞれの法令に従つて登録され、かつ、当該欧州連合構成国又は日本国を旗国とするものである場合には、この章の規定の受益者となるものとする。

(o) 「締約国による措置」とは、次の措置をいう。

(i) 中央、地域又は地方の政府又は機関が採用し、又は維持する措置

(ii) 非政府機関が、中央、地域又は地方の政府又は機関によつて委任された権限を行使するに当たつて採用し、又は維持する措置

(p) 「運営」とは、企業の管理、経営、維持、使用、享有及び売却その他の形態の処分をいう。

(q) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他のマーケティングの全ての側面を含む。）

を自由に行う機会をいう。これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及び航空運送サービスに適用される条件を含まない。

(r) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外の全ての分野における全てのサービスをいう。

(s) 「政府の権限の行使として提供されるサービス又は遂行される活動」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、経済活動に従事する一又は二以上の者との競争を行うことなく提供されるサービス又は遂行される活動をいう。

(t) 「サービス提供者」とは、サービスを提供しようとし、又は提供する自然人又は法人をいう。

(u) 「締約国のサービス提供者」とは、締約国の自然人又は法人であつて、サービスを提供しようとし、又は提供するものをいう。

第八・三条 一般的例外

1 次節の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。(注)

注 両締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものが含まれることを了解する。両締約国は、同条(g)の規定が生物及び非生物の有限天然資源の保存のための措置について適用されることを了解する。

2 次節から第F節までのいかなる規定も、一方の締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は設立若しくはサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公共の安全若しくは公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置（注）

注 公共の安全及び公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置（注）

注 両締約国は、この(b)に規定する措置には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものが含まれることを了解する。

(c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次のいずれかの事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する個人のプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他方の締約国の経済活動、企業家、サービス又はサービス提供者に関する直接税の公平又は効果的な（注）賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第八・八条1及び2又は第八・十六条1の規定に合致しない措置

注 直接税の公平又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、一方の締約国がその税制の下でとる次の措置を含む。

(a) 非居住者の租税に係る義務が一方の締約国の領域内に源泉がある課税項目又は一方の締約国の領域内に所在する課税項目に関して決定されるという事実を鑑み、非居住者である企業家及びサービス提供者に適用する措置

- (b) 一方の締約国の領域における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置
 - (c) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置（租税に係る義務の遵守のための措置を含む。）
 - (d) 一方の締約国の領域内の源泉に基づき、他方の締約国の領域内で又は他方の締約国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置
 - (e) 全世界の課税項目に対する租税が課される企業家及びサービス提供者と他の企業家及びサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異に鑑み、両者を区別する措置
 - (f) 一方の締約国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連する者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し、又は割り当てる措置
- この(d)（この注を含む。）に規定する租税に関連する用語又は概念は、措置をとる一方の締約国の国内法令に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

第八・四条 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会

1 第二十二・三条の規定に基づいて設置されるサービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専

門委員会（以下この章において「専門委員会」という。）は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2 専門委員会は、次の任務を有する。

- (a) この章の規定の実施及び運用並びに附属書A―B附属書Iから附属書IVまでの各締約国の表に記載する適合しない措置について検討及び監視を行うこと。
- (b) この章の規定に関連する事項についての情報を交換すること。
- (c) この章の規定について改善の可能性を検討すること。
- (d) この章の規定に関連する問題であって両締約国の代表者の間で合意するものについて討議すること。
- (e) 合同委員会が第二十二・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

3 専門委員会は、両締約国の代表者（専門委員会において取り扱われる問題を所管する関係省庁の職員を含む。）から成る。専門委員会は、両締約国の政府以外の関係する団体の代表者であって、専門委員会において取り扱われる問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第八・五条 見直し

1 各締約国は、適当な場合には、附属書八―B附属書Iから附属書IVまでの自国の表に記載する適合しな
い措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

2 両締約国は、この章の規定について可能な改善を行うため、及び国際協定に基づく両締約国の約束に適
合する範囲内で、サービスの貿易、投資の自由化、電子商取引及び投資環境に関する両締約国の法的枠組
みの見直し（第二十三・一条の規定に従って行うこの協定の見直しを含む。）を行う。

第B節 投資の自由化

第八・六条 適用範囲

1 この節の規定は、次の者による経済活動の設立又は運営に関する締約国による措置について適用する。

(a) 他方の締約国の企業家

(b) 対象企業

(c) 第八・十一条の規定の適用に当たっては、当該措置を採用し、又は維持する締約国の領域に所在する
あらゆる企業

2 この節の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの（注）

注 欧州連合については、この節の規定の下での海上運送サービスのうち内航海運に係るものは、欧州連合構成国に所在する港又は地点と当該欧州連合構成国に所在する他の港又は地点との間の旅客又は貨物の運送（海洋法に関する国際連合条約の規定に基づく当該欧州連合構成国の大陸棚におけるものを含む。）及び欧州連合構成国に所在する港又は地点から出発し、同じ港又は地点に終着する運送を対象とする。ただし、この注の規定は、関連する国内法令の規定に基づいて内航海運と認められる活動の範囲に影響を及ぼすものではない。

(b) 航空サービス又は航空サービスを支援するための関連のサービス（注）。ただし、次のものを除く。

注 この節の規定は、その主たる用途を貨物又は旅客の運送としない航空機を使用するサービス（例えば、空中消火活動、飛行訓練、観光、散布、調査、地図の作成、撮影、落下傘による降下、グライダーのえい航、木材伐出及び建設のためのヘリコプターによる搬送その他農業、工業及び査察のための航空機によるサービス）については、適用しない。

- (i) 航空機がサービスを提供していない間に当該航空機に対して行われる修理及び保守のサービス
- (ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
- (iii) コンピュータ予約システム（CRS）のサービス

(iv) 地上取扱サービス

(c) 音響・映像サービス

第八・七条 市場アクセス

一方の締約国は、他方の締約国の企業家又は対象企業による設立又は運営を通じた市場アクセスに関し、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a) 次の制限を課する措置（注）

注 (i)から(iii)までに規定する制限には、農産品の生産を制限するためにとられる措置を含まない。

(i) 企業の数の制限（数量割当て、独占、排他的権利又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(ii) 取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(iii) 事業の総数又は指定された数量単位によって表示された総産出量の制限（数量割当てによるもの又

は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)

(iv) 外国資本の参加の制限(外国資本による株式保有の比率の上限を定めるもの又は外国資本による個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの)

(v) 特定の分野において雇用され、又は企業が雇用する自然人であつて、経済活動の実施に必要であり、かつ、直接関係するものの総数の制限(数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)

(b) 他方の締約国の企業家が法定の事業体又は合併企業を通じて経済活動を実施するに当たり、当該法定の事業体又は合併企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置

第八・八条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の領域における設立に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において自国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 一方の締約国は、自国の領域における運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において自国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 1及び2の規定は、締約国が対象企業に関連して統計のための手続又は情報に関する要件を定めることを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続又は当該要件がこの条の規定に基づく締約国の義務を回避するための手段とならないことを条件とする。

第八・九条 最恵国待遇

1 一方の締約国は、自国の領域における設立に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において第三国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 一方の締約国は、自国の領域における運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において第三国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 1及び2の規定は、一方の締約国が次のいずれかのものによる待遇から得られる利益を他方の締約国の企業家及び対象企業に与えることを義務付けるものと解してはならない。

(a) 二重課税の回避のための国際協定又は専ら若しくは主として租税に関する他の国際協定若しくは取決
め

(b) 資格若しくは免許の承認又は信用秩序の維持のための措置の承認であって、サービス貿易一般協定第

七条又はサービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書3に規定するものを定める現行の又は将来における措置

4 1及び2に規定する待遇には、他の国際協定に規定する投資家と国との間の紛争解決手続を含まない。

5 締約国が第三国との間で締結した他の国際協定の実体規定(注1)自体は、この条の規定に基づく待遇を構成しない。当該実体規定に関連する締約国の作為又は不作為は、待遇(注2)を構成し得るものであり、したがって、この条の規定の違反となり得る。ただし、当該違反が当該実体規定を根拠とするもののみでは成立しないことを条件とする。

注1 当該実体規定を国内法令に転換することのみでは、当該実体規定の国際法の規定としての位置付けは変更されず、したがって、この5の規定が適用されることについても変更は生じない。

注2 他方の締約国の企業家又はその対象企業は、第三国の企業家によって設立された企業が比較が行われる時点において存在しない場合にも、当該待遇を受ける権利を有する。

第八・十条 経営幹部及び取締役会

締約国は、対象企業に対し、特定の国籍を有する個人を役員、理事又は取締役に任命することを要求して

はならない。

第八・十一条 特定措置の履行要求の禁止

1 締約国は、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、次の事項の要求を課し、又は強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない。(注)

注 2に規定する利益の享受又はその継続のための条件は、この1の規定の適用上、要求又は約束若しくは履行を構成しない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業者から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該企業に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出

価額と又は外国為替の流入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。

(h) 自国の領域内に特定地域又は世界市場に向けた当該企業の事業本部を設置すること。

(i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(j) 自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(k) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

(1) この(1)に規定する事項の要求が課され、若しくは強制される時点若しくは当該事項を約束し、若しくは履行することを強制される時点において存在するライセンス契約(注1)又は将来のライセンス契約であつて当該企業と自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体との間で任意に締結されるものについて次の事項を採用すること。ただし、当該締約国が非司法的な政府の権限の行使として、これら

のライセンス契約に直接的に介入するような方法でこの(1)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。(注2)

注1 この(1)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の実施許諾に関する契約をいう。

注2 この(1)の規定は、当該ライセンス契約が当該企業と締約国との間で締結される場合には、適用しない。

- (i) 使用料に係る一定の水準を下回る率又は額
- (ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

2 締約国は、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (b) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業者から物品を購入すること。
- (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該企業に関連する外国為替の流入の量

と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替の流入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

3 2のいかなる規定も、締約国が、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

4 1(a)から(c)まで並びに2(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

5 1(g)及び(1)の規定は、次の場合には、適用しない。

(a) 競争法令の違反を是正するために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、1(g)若しくは(1)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合

合

(b) 締約国が、貿易関連知的財産権協定第三十一条若しくは第三十一条の二の規定に従って知的財産権の使用を許諾する場合又はデータ若しくは財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であつて、貿易関連知的財産権協定第三十九条3の規定の適用対象となり、かつ、同条3の規定に反しないものをとる場合

6 1(1)の規定は、締約国の著作権に関する法令に基づく衡平な報酬として裁判所が1(1)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

7 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課し、又は強制する要件であつて、特惠的な関税又は特惠的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

8 この条の規定は、世界貿易機関設立協定に基づく締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

第八・十二条 適合しない措置及び例外

1 第八・七条から前条までの規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、次に掲げるもの
 - (i) 欧州連合については、
 - (A) 欧州連合により維持される措置であつて、附属書八―B附属書Iの欧州連合の表に記載するもの
 - (B) 欧州連合構成国の中央政府により維持される措置であつて、附属書八―B附属書Iの欧州連合の表に記載するもの
 - (C) 欧州連合構成国の地域政府により維持される措置であつて、附属書八―B附属書Iの欧州連合の表に記載するもの
 - (D) (C)に規定する地域政府以外の地方政府により維持される措置
 - (ii) 日本国については、
 - (A) 中央政府により維持される措置であつて、附属書八―B附属書Iの日本国の表に記載するもの
 - (B) 都道府県により維持される措置であつて、附属書八―B附属書Iの日本国の表に記載するもの
 - (C) 都道府県以外の地方政府により維持される措置
- (b) (a)に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新

(c) (a)及び(b)に規定する適合しない措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第

八・七条から前条までの規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）

2 第八・七条から前条までの規定は、締約国による措置であつて、附属書八―B附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関するものについては、適用しない。

3 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に附属書八―B附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置を採用する場合には、他方の締約国の企業家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する企業を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4 第八・八条及び第八・九条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定の例外又は特別の取扱いを構成するものとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に定めるいかなる措置についても、適用しない。

5 第八・七条から前条までの規定は、政府調達に関する締約国による措置については、適用しない。

6 第八・七条から第八・十条までの規定は、締約国が交付する補助金については、適用しない。

第八・十三条 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の企業家であつて他方の締約国の法人であるものを第三国の自然人又は法人が所有し、又は支配している場合において、一方の締約国が当該第三国に関する次の措置を採用し、又は維持するときは、当該企業家及びその対象企業に対し、この節の規定による利益を否認することができる。

(a) 国際の平和及び安全の維持（人権の保護を含む。）に関する措置

(b) 当該他方の締約国の法人若しくはその対象企業との取引を禁止する措置又は当該他方の締約国の法人若しくはその対象企業に対してこの節の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなる措置

第C節 国境を越えるサービスの貿易

第八・十四条 適用範囲

1 この節の規定は、一方の締約国による措置であつて、他方の締約国のサービス提供者による国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。当該措置には、特に次の措置を含む。

(a) サービスの生産、流通、マーケティング、販売又は納入に影響を及ぼす措置

(b) サービスの購入若しくは利用又はサービスに対する支払に影響を及ぼす措置

(c) サービスの提供に関連して、公衆一般に提供されるサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に影響を及ぼす措置

2 この節の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの（注）

注 欧州連合については、この節の規定の下での海上運送サービスのうち内航海運に係るものは、欧州連合構成国に所在する港又は地点と当該欧州連合構成国に所在する他の港又は地点との間の旅客又は貨物の運送（海洋法に関する国際連合条約の規定に基づく当該欧州連合構成国の大陸棚におけるものを含む。）及び欧州連合構成国に所在する港又は地点から出発し、同じ港又は地点に終着する運送を対象とする。ただし、この注の規定は、関連する国内法令の規定に基づいて内航海運と認められる活動の範囲に影響を及ぼすものではない。

(b) 航空サービス又は航空サービスを支援するための関連のサービス（注）。ただし、次のものを除く。

注 この節の規定は、その主たる用途を貨物又は旅客の運送としない航空機を使用するサービス（例えば、空中消火活動、飛行訓練、観光、散布、調査、地図の作成、撮影、落下傘による降下、グライダーのえい航、木材伐出及び建設のためのヘリコプターによる搬送その他農業、工業及び査察のための航空機によるサービス）については、適用しない。

- (i) 航空機がサービスを提供していない間に当該航空機に対して行われる修理及び保守のサービス
- (ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
- (iii) コンピュータ予約システム（CRS）のサービス
- (iv) 地上取扱サービス
- (c) 政府調達
- (d) 音響・映像サービス
- (e) 第十二章に定義し、規定する補助金

第八・十五条 市場アクセス

締約国は、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

- (a) 次の制限を課する措置
 - (i) サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）（注）

注 この(i)に規定する制限には、一方の締約国による措置であつて、他方の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、一方の締約国の領域において、何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを要求するものを含む。

(ii) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(iii) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によつて表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）（注）

注 この(iii)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国による措置を含まない。

(b) サービス提供者がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置

第八・十六条 内国民待遇

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかのいずれかにより、1の規定の義務を履行することができる。

3 一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4 この条のいかなる規定も、いずれかの締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

第八・十七条 最恵国待遇

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、一方の締約国が次のいずれかのものによる待遇から得られる利益を他方の締約国のサービ

ス及びサービス提供者に与えることを義務付けるものと解してはならない。

(a) 二重課税の回避のための国際協定又は専ら若しくは主として租税に関する他の国際協定若しくは取決
め

(b) 資格若しくは免許の承認又は信用秩序の維持のための措置の承認であつて、サービス貿易一般協定第
七条又はサービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書3に規定するものを定める現行の又は将来
における措置

第八・十八条 適合しない措置

1 前三条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、次に掲げるもの

(i) 欧州連合については、

(A) 欧州連合により維持される措置であつて、附属書八―B附属書Iの欧州連合の表に記載するもの

(B) 欧州連合構成国の中央政府により維持される措置であつて、附属書八―B附属書Iの欧州連合の

表に記載するもの

(C) 欧州連合構成国の地域政府により維持される措置であつて、附属書八―B附属書Iの欧州連合の表に記載するもの

(D) (C)に規定する地域政府以外の地方政府により維持される措置

(ii) 日本国については、

(A) 中央政府により維持される措置であつて、附属書八―B附属書Iの日本国の表に記載するもの

(B) 都道府県により維持される措置であつて、附属書八―B附属書Iの日本国の表に記載するもの

(C) 都道府県以外の地方政府により維持される措置

(b) (a)に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新

(c) (a)及び(b)に規定する適合しない措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と前

三条の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）

2 前三条の規定は、締約国による措置であつて、附属書八―B附属書IIの自国の表に記載する分野、小分

野又は活動に関するものについては、適用しない。

第八・十九条 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であつて他方の締約国の法人であるものを第三国の自然人又は法人が所有し、又は支配している場合において、一方の締約国が当該第三国に関する次の措置を採用し、又は維持するときは、当該サービス提供者及び当該サービス提供者が提供するサービスに対し、この節の規定による利益を否認することができる。

(a) 国際の平和及び安全の維持（人権の保護を含む。）に関する措置

(b) 当該サービス提供者との取引を禁止する措置又は当該サービス提供者若しくは当該サービス提供者の提供するサービスに対してこの節の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなる措置

第D節 自然人の入国及び一時的な滞在

第八・二十条 一般規定及び適用範囲

1 この節の規定は、両締約国間の強化された貿易関係を反映したものであり、また、自然人の商用目的での入国及び一時的な滞在を相互主義に基づいて促進し、並びに手続の透明性を確保したいという両締約国の希望を反映したものである。

2 この節の規定は、一方の締約国による措置であつて、他方の締約国の自然人（設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者、投資家、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家及び短期の商用訪問者に限る。）による一方の締約国への入国に影響を及ぼすもの及び当該自然人の一方の締約国における一時的な滞在の間の業務活動に影響を及ぼす措置について適用する。

3 この節において別段の約束が行われていない限り、入国及び一時的な滞在に関する締約国の法令に定める全ての要件（滞在期間に関する規則を含む。）については、引き続き適用する。

4 この節の規定にかかわらず、労働及び社会保障措置に関する締約国の法令に定める全ての要件（最低賃金に関する規則及び賃金についての労働協約に関する規則を含む。）については、引き続き適用する。

5 自然人の商用目的での入国及び一時的な滞在に関する約束は、当該入国及び一時的な滞在の意図又は効果、労働若しくは経営に関する争議若しくは交渉の結果又は当該争議に関与している自然人の雇用に干渉し、又は影響を及ぼすものである場合には、適用しない。

第八・二十一条 定義

この節の規定の適用上、

(a) 「設立を目的とした商用訪問者」とは、上級の地位において就労する一方の締約国の自然人であつて、企業の設立に責任を有するが、サービスを提供せず、設立のために必要な経済活動以外の経済活動に従事せず、及び他方の締約国において報酬を受けないものをいう。

(b) 「契約に基づくサービス提供者」とは、次の自然人をいう。

(i) 欧州連合への入国及び欧州連合における一時的な滞在については、日本国の法人であつて、それ自体が人員をあっせんし、及び提供するサービスを行う機関でなく、そのような機関を通じて活動せず、欧州連合の領域において企業を設立しておらず、並びに欧州連合における最終的な消費者に対してサービスを提供する有効な契約（サービスを提供する契約を履行するために当該法人の被用者が欧州連合において一時的に所在することを要求する契約に限る。）を締結しているものに雇用されている自然人（注）

注 この(i)に規定するサービスを提供する契約は、当該契約が実施される場所において適用される法令に定める要件に適合するものとする。

(ii) 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在については、日本国において企業を設立していな

い欧州連合の法人の被用者である欧州連合の自然人であつて、次の全ての要件を満たすもの

(A) 日本国の法人と日本国において企業を設立していない欧州連合の法人との間においてサービスを
提供する契約が締結されていること。

(B) 日本国の権限のある出入国管理当局が、(A)に規定するサービスを提供する契約に関し、欧州連合
の自然人と日本国の法人との間で労働契約が締結されていると判断すること。

(C) (A)に規定するサービスを提供する契約が人員をあっせんし、及び提供するサービス（CPC八七
二二）の範囲に該当しないこと並びに(B)に規定する労働契約が日本国の関係法令に適合しているこ
と。

(c) 「独立の自由職業家」とは、次の自然人をいう。

(i) 欧州連合への入国及び欧州連合における一時的な滞在については、日本国の領域において自営業者
としてサービスの提供に従事する自然人であつて、欧州連合の領域において企業を設立しておらず、
及び欧州連合における最終的な消費者に対してサービスを提供する有効な契約（人員をあっせんし、
及び提供するサービスを行う機関を通じた契約を除き、サービスを提供する契約を履行するために欧

州連合において一時的に所在することを要求する契約に限る。)を締結しているもの(注)

注 この(i)に規定するサービスを提供する契約は、当該契約が実施される場所において適用される法令に定める要件に適合するものとする。

(ii) 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在については、日本国の法人との個人的な契約に基づき、日本国において一時的に滞在する間サービスの提供に係る業務活動に従事する欧州連合の自然人

(d) 「企業内転勤者」とは、一方の締約国の法人に雇用されており、又は当該法人の社員である自然人(他方の締約国への入国及び他方の締約国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該法人に雇用されており、又は当該法人の社員であるものに限る。)であつて、当該法人と同一の集団の一部(当該法人の代表事務所、子会社、支店及び本社を含む。)を構成する他方の締約国の領域にある企業に一時的に転任するものをいう。ただし、次の要件を満たすことを条件とする。

(i) 当該自然人が、次のいずれかの区分に属していなければならないこと。

- (A) 経営者 上級の地位において就労する者であつて、主として、取締役会又は事業に係る株主若しくはこれに相当するものから一般的な監督又は指示を受けつつ、当該企業の経営についての指示を主として行うもの。当該者は、少なくとも次のいずれかの活動を行う。
- (1) 当該企業又はその一部門に対して指示すること。
 - (2) 監督的、専門的又は管理的立場にある他の被用者の業務について監督し、及び管理すること。
 - (3) 採用及び解雇を独自に行う権限を有し、又は採用、解雇その他の人事に関連する行為についての勧告を独自に行う権限を有すること。
- (B) 専門家 当該企業の生産、研究設備、技術、工程、手続又は経営に不可欠な専門的な知識を有する者
- (ii) 欧州連合については、(i)(B)に規定する知識を評価するに当たり、当該企業に特有の事情に関する知識を考慮するのみならず、特定の技術的知識を必要とする種類の業務又は取引に関し当該自然人が高度の水準の資格（認定制の職業の資格を含む。）を有しているかどうかについても考慮すること。
- (e) 「投資家」とは、一方の締約国の自然人であつて、他方の締約国において企業（当該自然人又は当該

自然人を雇用する法人が相当な額の資本を投下し、又は投下する過程にあるもの（を設立し、及び監督者又は役員として当該企業の運営を発展させ、又は管理するものをいう）。

第八・二十二条 一般的義務

1 一方の締約国は、この節並びに附属書Ⅰ―Ⅲ及び附属書Ⅳに定めるところにより、入国及び一時的な滞在について適用される自国の出入国管理に関する法令に他方の締約国の商用目的の自然人が従うことを条件として、当該自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。

2 各締約国は、第八・二十条1に規定する両締約国の希望に合致するようにこの節の規定に関連する措置をとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は設立若しくは運営を不当に妨げ、又は遅らせることのないように当該措置をとる。

3 一方の締約国の措置であつて、他方の締約国の自然人の商用目的での入国及び一時的な滞在に関する手続を円滑化し、及び迅速化するためにとられるものは、附属書Ⅰ―Ⅲの規定に適合するものでなければならぬ。

第八・二十三条 透明性

1 一方の締約国は、第八・二十条2に規定する他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在に関する情報を公に利用可能なものとする。

2 1に規定する情報には、適当な場合には、次の情報を含める。

- (a) 入国及び一時的な滞在に関する査証、許可その他これらに類する承認の区分
- (b) 必要とされる文書及び満たすべき条件
- (c) 申請の提出の方法及び提出先の選択肢（領事事務所、オンライン等）
- (d) 申請の手数料及び申請を処理するための指標となる期間
- (e) (a)に規定する査証、許可その他これらに類する承認の種類ごとの最長の滞在期間
- (f) 利用可能な延長又は更新の条件
- (g) 同行する被扶養者に関する規則
- (h) 利用可能な審査又は不服申立ての手續
- (i) 自然人の入国及び一時的な滞在に関して一般に適用される関係法令

3 一方の締約国は、1及び2に規定する情報に関し、自国への入国の許可、自国における一時的な滞在の

許可及び適用がある場合には自国における就労の許可についての効果的な申請に影響を及ぼす新たな要件及び手続の導入又は既存の要件及び手続の変更を、他方の締約国に対して速やかに通報するよう努める。

第八・二十四条 他節に定める義務

1 この協定は、この節に明示的に規定する場合を除くほか、締約国に対し、その出入国管理に関する措置についていかなる義務も課するものではない。

2 一方の締約国の決定であつて、他方の締約国の自然人に対してこの節の規定の範囲内で入国を許可するもの（その許可に基づいて認められる滞在期間を含む。）に影響を及ぼすことなく、

(a) 第八・七条から第八・十一条までに定める義務は、(i)第八・六条の規定及び(ii)第八・十二条の規定

（同条に規定する適合しない措置が他方の締約国の領域に所在する商用目的の自然人の待遇に影響を及ぼす場合に限る。）に従うことを条件として、この節に組み込まれ、この節の一部を成すものとし、第

八・二十一条に定義する設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者及び投資家の区分に該当する商用目的の自然人であつて、他方の締約国の領域に所在するものの待遇に影響を及ぼす措置について適用する。

- (b) 第八・十五條及び第八・十六條に定める義務は、(i)第八・十四條の規定及び(ii)第八・十八條の規定（同條に規定する適合しない措置が他方の締約国の領域に所在する商用目的の自然人の待遇に影響を及ぼす場合に限り。）に従うことを条件として、この節に組み込まれ、この節の一部を成すものとし、次の区分に該当する商用目的の自然人であつて、他方の締約国の領域に所在するものの待遇に影響を及ぼす措置について適用する。
- (i) 第八・二十一條に定義する契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家であつて、附属書八―B 附属書IVに掲げる分野の活動を行うもの
- (ii) 第八・二十七條に規定する短期の商用訪問者であつて、附属書八―B 附属書IIIに定めるところによるもの
- (c) 第八・十七條に定める義務は、(i)第八・十四條の規定及び(ii)第八・十八條の規定（同條に規定する適合しない措置が他方の締約国の領域に所在する商用目的の自然人の待遇に影響を及ぼす場合に限り。）に従うことを条件として、この節に組み込まれ、この節の一部を成すものとし、次の区分に該当する商用目的の自然人であつて、他方の締約国の領域に所在するものの待遇に影響を及ぼす措置について適用

する。

(i) 第八・二十一条に定義する契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家

(ii) 第八・二十七条に規定する短期の商用訪問者

3 2に規定する義務は、締約国への入国の許可であつて、当該締約国又は第三国の自然人に対して与えるものに関する措置については、適用しない。

第八・二十五条 設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者及び投資家

1 一方の締約国は、附属書八―B附属書Ⅲに定めるところにより、他方の締約国の設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者及び投資家に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。

2 締約国は、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、特定の分野又は小分野において、1の規定に従つて入国を許可する自然人の総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）を採用し、又は維持してはならない。

第八・二十六条 契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家

1 一方の締約国は、附属書八―B附属書Ⅳに定めるところにより、他方の締約国の契約に基づくサービス

提供者及び独立の自由職業家に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。

- 2 一方の締約国は、附属書八―B 附属書Ⅳに別段の定めがある場合を除くほか、他方の締約国の契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家であつて入国が許可されるものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）を採用し、又は維持してはならない。

第八・二十七条 短期の商用訪問者

- 1 一方の締約国は、附属書八―B 附属書Ⅲに定めるところにより、他方の締約国の短期の商用訪問者に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該短期の商用訪問者は、次の条件に従わなければならない。

- (a) 一般公衆に対する物品の販売又はサービスの提供に従事しないこと。
- (b) 一時的に滞在する締約国内から自己のために報酬を受けないこと。
- (c) 一時的に滞在する締約国の領域において企業を設立していない法人と当該締約国の消費者との間で締結された契約の枠組みの下でサービスの提供に従事しないこと。ただし、附属書八―B 附属書Ⅲに別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 各締約国は、附属書Ⅰ―B附属書Ⅲに別段の定めがある場合を除くほか、就労許可、経済上の需要の考慮その他これらと同様の趣旨の事前承認の手續を要求することなく、短期の商用訪問者の入国を許可する。

第八・二十八条 連絡部局

一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この節の規定を効果的に実施し、及び運用するための連絡部局を指定し、並びに当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

第E節 規制の枠組み

第一款 国内規制

第八・二十九条 適用範囲及び定義

1 この款の規定は、締約国による措置であつて、次の事項に影響を及ぼす免許要件及び免許の審査に係る手續、資格要件及び資格の審査に係る手續並びに技術上の基準（注）に関連するものについて適用する。

注 この款の規定は、技術上の基準に関連する措置については、サービスの貿易に影響を及ぼす措置についてのみ適用する。

- (a) 第八・二条(d)に定義する国境を越えるサービスの貿易
 - (b) 第八・二条(i)に定義する設立又は同条(p)に定義する運営
 - (c) 第八・二十四条の規定に基づくサービスの提供であつて、一方の締約国の自然人の存在を通じて他方の締約国の領域において行われるもの
- 2 この款の規定は、次に規定する措置による免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続並びに技術上の基準については、適用しない。
- (a) 第八・七条又は第八・八条の規定に適合しない措置であつて第八・十二条1(a)から(c)までに規定するもの及び第八・十五条又は第八・十六条の規定に適合しない措置であつて第八・十八条1(a)から(c)までに規定するもの
 - (b) 第八・十二条2に規定する措置及び第八・十八条2に規定する措置
- 3 この款の規定の適用上、「権限のある当局」とは、中央、地域若しくは地方の政府若しくは公的機関又は中央、地域若しくは地方の政府若しくは公的機関によつて委任された権限を行使する非政府機関であつて、サービスの提供（設立を通じたものを含む。）に係る許可又はサービス以外の経済活動に従事するた

めの企業の設立に係る許可に関する決定を行う権限を有するものをいう。

第八・三十条 免許及び資格の条件

各締約国の免許要件及び免許の審査に係る手続並びに資格要件及び資格の審査に係る手続に関連する措置については、次の基準に基づくものとする。

- (a) 明確性
- (b) 客観性
- (c) 透明性
- (d) 事前の公の利用可能性
- (e) 利用の容易性

第八・三十一条 免許及び資格の審査に係る手続

1 免許及び資格の審査に係る手続については、明確な及び事前に公表されるものとし、また、申請が客観的かつ公平に取り扱われることを確保するようなものとする。

2 免許及び資格の審査に係る手続については、可能な限り簡易なものとし、また、当該手続自体がサービ

スの提供又は他の経済活動の遂行に対する制限とならないものとする。申請者が申請に際して負担する許可に係る手数料（注）については、合理的なかつ透明性のあるものであるべきであり、また、当該手数料自体がサービスの提供又は他の経済活動の遂行を制限してはならない。

注 許可に係る手数料は、天然資源の利用料、オークション、入札その他の差別的でない手段による特許の付与のための支払及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。

3 許可の手續において権限のある当局が用いる手續及び権限のある当局が行う決定は、全ての申請者について公平なものとする。権限のある当局は、独立した態様で決定を行うべきであり、また、許可が必要なサービスを提供する者又は許可が必要な経済活動を遂行する者に対して利害を有すべきでない。

4 権限のある当局は、申請を提出するための一定の期間が存在する場合には、申請者に対し、申請を提出するための合理的な期間を認める。権限のある当局は、申請の審査を不当に遅滞することなく開始する。権限のある当局は、可能な場合には、紙の様式による申請と同様に真正であるとの条件に基づいて、電子的な様式による申請を受理すべきである。

5 権限のある当局は、不備のない申請の提出から合理的な期間内に、最終的な決定を含む当該申請の審査

を完了する。各締約国は、申請の審査のための指標となる日程を定めるよう努め、及び当該日程が定められた場合には、当該日程を公に利用可能なものとする。

6 権限のある当局は、不備があると認める申請を受領した後合理的な期間内に、申請者にその旨を通知し、並びに実行可能な範囲内で、当該申請を完全なものとするために必要な追加の情報を特定し、及び不備を補正する機会を与える。

7 権限のある当局は、可能な場合には、原本に代えて認証された写しを受理すべきである。

8 権限のある当局は、申請者による申請を拒否する場合には、当該申請者に対し、原則として書面により、及び不当に遅滞することなく、その旨を通知する。当該権限のある当局は、また、当該申請者の要請があつた場合には、当該申請を拒否した理由及びその拒否の決定に対する不服申立ての日程を当該申請者に通知する。

9 権限のある当局は、適当な検討に照らして申請者が許可の取得のための条件を満たすと認める場合には、速やかに許可を与える。

10 権限のある当局は、許可を与えた場合には、不当に遅滞することなく当該許可に規定する条件に従って

当該許可の効力が生ずることを確保する。

第八・三十二条 技術上の基準

各締約国は、自国の権限のある当局に対し、技術上の基準を採用する場合には、開かれた、かつ、透明性のある手続を通じて策定された技術上の基準を採用するよう奨励し、及び技術上の基準を策定するために指定された団体に対し、開かれた、かつ、透明性のある手続を利用するよう奨励する。

第二款 一般に適用される規定

第八・三十三条 一般に適用される措置の実施

1 各締約国は、一般に適用される全ての措置であって、サービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保する。

2 1の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 措置のうち、第八・七条又は第八・八条の規定に適合しない点であって第八・十二条1(a)から(c)までに規定するもの及び第八・十五条又は第八・十六条の規定に適合しない点であって第八・十八条1(a)から(c)までに規定するもの

(b) 第八・十二条2に規定する措置及び第八・十八条2に規定する措置

第八・三十四条 行政上の決定に関する審査手続

1 各締約国は、次の事項に影響を及ぼす行政上の決定について、他方の締約国の企業家又はサービス提供者であつて当該影響を受けたものの要請に応じ、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又は司法上の、仲裁による若しくは行政上の手続であつて、速やかに当該行政上の決定を審査し、及び正当とされる場合には適当な救済を与えるものを維持する。

(a) 第八・二条(d)に定義する国境を越えるサービスの貿易

(b) 第八・二条(i)に定義する設立又は同条(p)に定義する運営

(c) 第八・二十四条の規定に基づくサービスの提供であつて、一方の締約国の自然人の存在を通じて他方の締約国の領域において行われるもの

2 各締約国は、1に規定する手続が1に規定する行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該手続において実際に客観的かつ公平な審査が行われることを確保する。

第八・三十五条 相互承認

1 この節のいかなる規定も、締約国が、自然人に対し、関係する活動の分野に係る必要な資格又は職業上の経験であつて、サービスが提供される領域において特定されるものを有していなければならないことを求めることを妨げるものではない。

2 各締約国は、自国の領域内の関係する専門機関に対し、特に自由職業サービスの分野において、企業家及びサービス提供者に係る許可、免許、運営及び資格証明に係る自国の適用する基準の全部又は一部を企業家及びサービス提供者が満たすことを目的とする相互承認に関する共同勧告を専門委員会に提出するよう奨励する。

3 専門委員会は、2に規定する共同勧告を受領した場合には、合理的な期間内に、この協定との適合性を確保するため当該勧告を検討し、及び当該勧告に含まれる情報に基づき、特に次の事項について評価を行う。

(a) 2に規定する許可、免許、運営及び資格証明に係る基準であつて各締約国が適用するものの統合の程度

(b) 2に規定する許可、免許、運営及び資格証明に係る相互承認協定の潜在的な経済的価値

4 専門委員会は、3に定める要件が満たされる場合には、交渉を行うために必要な手続を定める。両締約国は、その後、それぞれの権限のある当局を通じて、2に規定する許可、免許、運営及び資格証明に係る相互承認協定の交渉を開始する。

5 両締約国が締結する相互承認協定は、世界貿易機関設立協定の関連する規定及び特にサービス貿易一般協定第七条の規定に従う。

第三款 郵便及びクーリエ・サービスの

第八・三十六条 適用範囲及び定義

1 この款は、郵便及びクーリエ・サービスの提供に関する規制の枠組みの原則を定める。また、この款の規定は、郵便及びクーリエ・サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2 この款の規定の適用上、

(a) 「免許」とは、締約国の独立の規制当局が、自国の法令に従い、郵便及びクーリエ・サービスの個々の提供者に対して要求することができる承認であつて、当該提供者が当該サービスを提供するためのものをいう。

(b) 「ユニバーサル・サービス」とは、恒久的に提供される一定の質の郵便サービスであって、締約国の領域の全ての地点において、全ての利用者に対し、負担しやすい価格で提供されるものをいう。

第八・三十七条 ユニバーサル・サービス

1 各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、それだけでは反競争的とはみなされない。ただし、当該義務については、これに従う全ての提供者について、透明性があり、差別的でなく、及び競争中立的な態様で運用され、かつ、各締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要な範囲を超えて負担とならないことを条件とする。

2 各締約国は、自国の利用者のニーズ及び国内事情（市場の力を含む。）を十分に考慮し、自国の郵便に関する法令の範囲内で、又は他の通常的手段により、ユニバーサル・サービスに関する義務の範囲を定める。

3 各締約国は、自国の領域内の郵便及びクーリエ・サービスの提供者であって、自国の法令に基づくユニバーサル・サービスに関する義務に従うものが、次の活動を行わないことを確保する。

(a) それぞれ、日本国の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反して私的独占となる方法又は欧州連合の競争法令に違反して市場における支配的地位の濫用となる方法で、ユニバーサル・サービスの提供から生ずる収入を用いて、国際郵便急送サービス（EMS）（注1）又は何らかの非ユニバーサル・サービスの提供に補助を行うことにより、他の企業の事業活動を排除すること。（注2）

注1 この(a)の規定の適用上、国際郵便急送サービス（EMS）とは、二千十六年十月六日にイスタンプールで作成された万国郵便条約第一条^{1,3}に規定するサービスをいう。

注2 競争当局による各締約国の競争法令の執行及び関連する決定は、第十一章の規定の適用を受ける。

(b) ユニバーサル・サービスに関する義務の対象となるサービスの提供について、料金並びに郵便物の引受け、配達、転送及び返送並びに送達に必要な日数に係る規定に関し、同様の条件の下にある大量の郵便物の差出人、混載業者その他の顧客の間で不当に差別すること。

第八・三十八条 国境手続

1 国際郵便サービス及び国際クーリエ・サービス（注）に係る国境手続については、関連する国際協定及

び各締約国の法令に従って実施する。

注 この条の規定の適用上、「国際郵便サービス」とは、万国郵便条約第一条^{1.12}に規定する指定された事業者が万国郵便連合の文書に従って提供するサービスをいう。

「国際クーリエ・サービス」とは、外国を仕向地とする書類、印刷物、小包及び物品を収集し、仕分けし、運送し、及び配達することから成るサービスであつて、万国郵便連合の文書により規律されないものをいう。

2 各締約国は、国境手続に関し、国際クーリエ・サービスに対して、国際郵便サービスに与える待遇よりも不利な待遇を不当に与えてはならない。ただし、1の規定の適用を妨げない。

第八・三十九条 免許

1 各締約国は、この款の規定の対象となるサービスを提供するための免許を要求することができる。

2 締約国は、免許を要求する場合には、次の事項を公に利用可能なものとする。

(a) 全ての免許基準及び免許申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間

(b) 免許の条件

3 権限のある当局は、免許の申請を拒否する場合には、申請者の要請に応じ、その拒否の理由を当該申請

者に通知する。各締約国は、独立の機関を通じた不服申立ての手續であつて、免許の申請を拒否された申請者が利用可能なものを定める。当該手續は、透明性があり、差別的でなく、及び客観的な基準に基づくものとする。

第八・四十条 規制機関の独立性

各締約国は、次のことを確保する。

(a) この款の規定の対象となるサービスに関する自国の規制機関（注）が当該サービスのいずれの提供者からも法的に分離され、かつ、当該サービスのいずれの提供者に対しても利害を有しないこと。

注 この条に規定する規制機関には、各締約国の税関当局を含まない。

(b) 各締約国の法令に従い、自国の規制機関が行う決定及び当該規制機関が用いる手續が公平であること。

第四款 電気通信サービス

第八・四十一条 適用範囲

1 この款は、全ての電気通信サービスの規制の枠組みに関する原則について定める。また、この款の規定

は、特にビデオ信号及びオーディオ信号の送信を含む信号の伝送であつて、公衆電気通信の伝送網を通じて行うもの（利用するプロトコル及び技術の種類のいかんを問わない。）から成る電気通信サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2 この款の規定は、次のサービスに影響を及ぼす措置については、適用しない。

(a) 各締約国の法令に規定する放送サービス

(b) 電気通信の伝送網及び伝送サービスを利用して送信されるコンテンツを提供し、又は当該コンテンツの編集を行うサービス

3 2 (a)の規定にかかわらず、放送サービスの提供者のネットワークが公衆電気通信の伝送サービスの提供のためにも利用される場合にはその利用の限度において、当該提供者は公衆電気通信の伝送サービスの提供者とみなされ、当該提供者のネットワークは公衆電気通信の伝送網とみなされる。

4 この款のいかなる規定も、各締約国に対して次のことを要求するものと解してはならない。

(a) 他方の締約国のサービス提供者に対し、電気通信の伝送網又は伝送サービス（この協定に規定するものを除く。）を設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、又は提供することを許可すること。

(b) 公衆一般に提供されない電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又は当該電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供することを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

第八・四十二条 定義

この款の規定の適用上、

(a) 「関連設備」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに関連するサービス及び基盤であつて、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを通じたサービスの提供のために必要なもの（例えば、建物（引込口及び配線を含む。）、管路及び収容箱並びに鉄塔及び空中線）をいう。

(b) 「原価に照らして定められる」とは、原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、また、異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。

(c) 「最終利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの最終的な消費者又は

加入者（公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者以外のサービス提供者を含む。）をいう。

(d) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに係る設備をいう。

(i) 単一又は限られた数の提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(e) 「相互接続」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供する提供者との接続（注）（一の提供者の利用者が他の提供者の利用者と通信すること又は公衆電気通信の伝送網にアクセスする提供者によって提供されるサービスにアクセスすることを可能とするためのもの）をいう。

注 接続には、適当な場合には、物理的又は論理的な接続を含めることができる。

(f) 「国際移動端末ローミング・サービス」とは、公衆電気通信の伝送サービスの提供者の間の商業上の契約に従って提供される商業用移動端末サービスであつて、最終利用者が、その本来利用している公衆電気通信の伝送網が存在する領域の外に所在する間、その本来利用している携帯電話機その他の音声、

データ又はメッセージ送信のサービスのための装置を利用することを可能とするものをいう。

(g) 「専用回線」とは、二以上の指定される地点の間の電気通信設備であつて、特定の利用者の利用に供するために割り当てられたものをいい、利用される技術のいかんを問わない。

(h) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、公衆電気通信の伝送サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有する提供者をいう。

(i) 不可欠な設備の管理

(ii) 当該市場における自己の地位の利用

(i) 「差別的でない」とは、同様の状況において、同種の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他のサービス提供者及び利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。

(j) 「番号ポータビリティ」とは、公衆電気通信の伝送サービスの最終利用者であつて、公衆電気通信の伝送サービスの提供者を同一の区分に属する同種の他の提供者に切り替える際に、品質及び信頼性を損なうことなく、同一の場所において、同一の電話番号を保持することを求めるものが、それを保持することができることをいう。

(k) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(1) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、公衆一般に提供される電気通信の伝送サービス（特に、電信、電話、テレックス及びデータ伝送（典型的には、二以上の地点の間で、顧客が提供する情報について、当該地点の終端において当該情報の形態又は内容に変更を伴わずに行う伝送）を含む。）をいう。

(m) 「規制当局」とは、電気通信の規制について責任を負う締約国の一又は二以上の機関をいう。

(n) 「電気通信」とは、有線、無線、光線その他の電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(o) 「利用者」とは、最終利用者又は公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスの提供者（公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの消費者又は加入者であるものに限る。）をいう。

第八・四十三条 規制への取組方法

1 両締約国は、電気通信サービスの提供において幅広い選択肢を提示し、及び消費者の福祉を向上させる上で競争的な市場が価値を有すること並びに効果的な競争がある場合には経済的な規制が必要とされない

ことがあることを認識する。このため、両締約国は、規制の必要性及び規制への取組方法が市場によって異なること並びに各締約国がこの款の規定に基づく自国の義務を実施する方法を決定することができることを認識する。

2 1の規定に関し、両締約国は、各締約国が次のいずれかのことを行うことができることを認識する。

(a) 市場において生ずるおそれがあると締約国が予期する問題の発生に先立ち、又は市場において既に生じている問題を解決するため、直接的な規制を行うこと。

(b) 特に、競争的な市場の部門又は参入のための障壁が低い市場の部門（例えば、ネットワークの設備を所有していない電気通信サービスの提供者によって提供されるサービス）について、市場の力の役割に委ねること。

3 規制を行うことを2(b)の規定に基づいて差し控える締約国は、引き続き、この款の規定に基づく義務に服する。この条のいかなる規定も、締約国が電気通信サービスに対して規制を適用することを妨げるものではない。

第八・四十四条 アクセス及び利用

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が、合理的な、差別的でない並びに公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者が同様の状況において自己の同種のサービスに与える条件よりも不利でない条件で公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用が認められることを確保する。この義務は、特に、2から6までの規定を通じて履行する。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が、一方の締約国において又は一方の締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービス（専用回線を含む。）へのアクセス及びこれらの利用が認められることを確保するものとし、このため、5及び6の規定に従い、当該サービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

- (a) 当該公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器であってサービスの提供に必要なものを購入し、又は賃借し、及び接続すること。
- (b) 専用回線又は自営回線を、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと接続すること又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と接続すること。
- (c) サービスの提供に当たり、自己の選択する運用のプロトコル（電気通信の伝送網及び伝送サービスが

公衆一般にとって利用可能であることを確保するために必要なプロトコル以外のもの）を利用すること。

3 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が、一方の締約国内の及び一方の締約国の国境を越える情報の移動（当該サービス提供者の企業内通信を含む。）のため並びにいずれかの締約国又はWTOの他の加盟国においてデータベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスを利用することができることを確保する。

4 3の規定にかかわらず、締約国は、通信の安全及び秘密を確保するために必要な措置をとることができる。ただし、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。

5 各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の公衆サービスを提供する責任、特

に、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする
当該提供者の能力を確保するために必要な場合

(b) 公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合

6 5に定める基準を満たす場合においては、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用の条件には、次の事項を含めることができる。

(a) 公衆電気通信の伝送サービスの再販売又は共同利用の制限

(b) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件

(c) 必要な場合には、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件及び第八・五十五条に定める目標の達成を促進するとの要件

(d) 公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定及び公衆電気通信の伝送網への当該機器の接続に関連する技術上の要件

(e) 専用回線又は自営回線を、公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスと接続すること

と又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と接続することの制限

(f) 届出、許可、登録及び免許

第八・四十五条 番号ポータビリティ

各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、適時に、かつ、合理的な条件で、移動端末サービス及び自国が指定する他のサービスについて、番号ポータビリティを提供することを確保する。

第八・四十六条 再販売

締約国は、公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対してその公衆電気通信の伝送サービスを再販売のために提供することを要求する場合には、当該提供者が、当該公衆電気通信の伝送サービスの再販売に対し、不合理な又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

第八・四十七条 ネットワークの設備の利用を可能とすること及び相互接続

1 両締約国は、ネットワークの設備の利用を可能とする（注）こと及び相互接続が原則として関係する公

衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の間の商業的な交渉に基づいて合意されるべきであることを認識する。

注 この条の規定の適用上、「ネットワークの設備の利用を可能とする」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の提供者に対し、公衆電気通信の伝送サービスの提供のため、定められた条件に従って設備又はサービスを利用可能なものとするをいうものとし、能動的若しくは受動的なネットワーク構成要素、関連設備、仮想ネットワーク・サービス若しくはコロケーションの利用又は他の形態の関連設備の共同利用、専用回線の利用及び細分化された特定のネットワークの設備又は構成要素（加入者回線を含む。）の利用を含めることができる。

2 一方の締約国は、自国の領域内の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供するための相互接続の交渉を行う権利を有し、及び他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者から要請があった場合には、当該交渉を行う義務を負うことを確保する。一方の締約国は、自国の規制当局に対し、必要な場合には、自国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に相互接続を提供することを義務付ける権

限を与える。

3 締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であつて、ネットワークの設備の利用を可能とするもの又は相互接続を提供するものに対し、同種のサービスについて他の提供者に対する条件と異なる条件を提示することを義務付け、又は提供されるサービスに関連しない義務を課する措置を採用し、又は維持してはならない。

第八・四十八条 主要なサービス提供者に関する義務

1 各締約国は、提供者（単独又は共同で主要なサービス提供者であるものに限る。）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適当な措置を採用し、又は維持する。当該反競争的行為には、特に次の行為を含める。

- (a) 反競争的な内部相互補助を行うこと。
- (b) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。
- (c) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であつて、他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを、当該他のサービス提供者が適時に利用することができるようにしな

いこと。

2 一方の締約国は、自国の規制当局に対し、適当な場合には、自国の領域内の主要なサービス提供者が他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対して、次の事項について、関係する主要なサービス提供者が同様の状況においてその子会社又は提携する会社に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを義務付ける権限を与える。

- (a) 同種の電気通信サービスの利用可能性、提供、料金又は品質
- (b) 相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性

3 一方の締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、関係する主要なサービス提供者のネットワークにおける技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供し、及び関係する主要なサービス提供者が次の条件を満たす相互接続を提供することを確保する。

- (a) 関係する主要なサービス提供者が同様の状況において自己の同種のサービスに与える条件（技術上の基準、仕様、品質及び保守に関するものを含む。）及び料金よりも不利でない、かつ、差別的でない条

件及び料金に基づき、並びに当該主要なサービス提供者の同種のサービス、その子会社若しくは提携する会社の同種のサービス又は提携していないサービス提供者の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって、提供すること。

(b) 透明性のある、経済的実行可能性に照らして合理的な及び他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者がそのサービスの提供のために必要でないネットワークの構成部分又は設備に対して支払をする必要がないように十分に細分化された条件（技術上の基準、仕様、品質及び保守に関するものを含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）により適時に提供すること。

(c) 要請があった場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されているネットワークの終端地点以外の接続点においても提供すること。

4 一方の締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、次のいずれかの方法を通じて、当該提供者の設備及び機器を主要なサービス提供者の設備及び機器と相互接続する機会を提供することを確保する。

- (a) 接続約款又は相互接続に関する標準的な他の約款（当該主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般に提供する料金及び条件を含むもの）
 - (b) 相互接続に関する契約であつて効力を有するものに定める条件
- 5 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。
 - 6 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が相互接続に関する契約又は接続約款のいずれかを公に利用可能なものとすることを確保する。
 - 7 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者であつて、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の提供者からネットワークの設備の利用又は相互接続に関する取決めの交渉の過程において及びネットワークの設備の利用又は相互接続の結果として情報を取得するものが、提供された目的のためにのみ当該情報を利用し、及び送信され、又は保管された情報の秘密性を常に尊重することを確保する。
 - 8 一方の締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は

公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、透明性のある、合理的な、差別的でない（適時であるかどうかに関するものを含む。）及び同様の状況において当該主要なサービス提供者の同種のサービスに与える条件よりも不利でない条件（料金、技術上の基準、仕様、品質及び保守に関するものを含む。）でネットワークの設備（特に、ネットワーク構成要素及び関連設備を含めることができる。）の利用を可能とすることを確保する。（注）

注 この8のいかなる規定も、拒否する合理的な理由（特に技術的実行可能性に関するもの）がある場合には、締約国の領域内の主要なサービス提供者がコロケーションを拒否することを当該締約国が認めることを妨げるものと解してはならない。

第八・四十九条 規制当局

1 各締約国は、自国の規制当局が電気通信サービス、電気通信網又は電気通信網用の機器のいずれの提供者とも法的に別個であり、及び当該いずれの提供者からも機能的に独立している（注）ことを確保する。

注 締約国の規制当局以外の当局が電気通信サービス、電気通信網又は電気通信網用の機器の提供者の株式又は他の持分を所有するということ事実のみをもって、当該締約国の規制当局が機能的に独立していないとみなしてはならない。

2 公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者を所有し、又は支配する締約国は、そ

の所有又は支配に関連する活動から電気通信を規制する機能を効果的に構造上分離することを確保する。

3 各締約国は、自国の規制当局に対し、電気通信分野を規制し、及び当該規制当局に与えられる任務（この款の規定に基づく義務に関する措置の実施を含む。）を遂行するための権限を与える。当該規制当局が遂行する任務については、容易に利用可能かつ明確な形式で公に入手可能なものとする。

4 各締約国は、自国の規制当局が行う決定及び当該規制当局が用いる手続が市場の全ての参加者について公平であることを確保する。

5 各締約国は、自国の規制当局が、透明性のある態様で任務を遂行すること及び実行可能な範囲内で不当に遅滞することなく任務を遂行することを確保する。

6 各締約国は、自国の規制当局に対し、この款の規定に従ってその任務を遂行するために必要な全ての情報（金融情報を含む。）を電気通信の伝送網及び伝送サービスの提供者に要求する権限を与える。当該規制当局は、その任務を遂行するために必要な情報以外の情報を要求してはならないものとし、また、当該提供者から得た情報を当該締約国の業務上の秘密に関する法令に従って取り扱う。

第八・五十条 ユニバーサル・サービス

1 各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、それだけでは反競争的とはみなされない。ただし、当該義務については、透明性のある、客観的な、差別的でない及び競争中立的な態様で運用され、かつ、各締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要な範囲を超えて負担とならないことを条件とする。

2 電気通信サービスの全ての提供者は、ユニバーサル・サービスを提供する資格を有すべきである。ユニバーサル・サービスの提供者は、透明性のある、差別的でない及び不当な負担とならない仕組みを通じて指定される。

3 締約国の規制当局は、ユニバーサル・サービスを提供するよう指定された提供者に与えられる市場の利益がある場合には当該利益を考慮して当該提供者の純費用を補填し、又はユニバーサル・サービスを提供する義務の純費用を負担するための仕組みが必要かどうかについて決定することができる。

第八・五十一条 電気通信網及び電気通信サービスの提供の承認

1 各締約国は、可能な範囲内で、自国の規制当局による事前の明示的な決定を要求することなく、簡易な届出又は登録により電気通信網又は電気通信サービスの提供を承認する。その承認により生ずる権利及び

義務については、容易に利用可能な形式で公に入手可能なものとする。

2 締約国は、必要な場合には、特に次のことを目的として、無線周波数及び番号を利用する権利のための免許を要求することができる。

- (a) 有害な干渉を回避すること。
- (b) サービスの技術的な品質を確保すること。
- (c) スペクトルの効率的な利用を確保すること。

3 締約国は、免許を要求する場合には、次の事項を公に利用可能なものとする。

- (a) 全ての免許基準及び免許に係る決定を行うために通常必要とされる合理的な期間
- (b) 個別の免許の条件

4 各締約国は、免許に係る決定を行った後不当に遅滞することなく、申請者に申請の結果を通知する。各締約国は、免許の申請を拒否し、又は免許を取り消す決定が行われた場合において、申請者の要請があつたときは、原則として書面により、拒否又は取消しの理由を当該申請者に通知する。この場合には、当該申請者は、第八・五十四条に規定する申立機関に申し立てることができる。

5 各締約国は、電気通信網又は電気通信サービスの提供者に課される行政上の手数料が客観的であり、透明性があり、及び自国の規制当局の行政上の費用に応じたものであることを確保する。当該行政上の手数料には、希少な資源を利用する権利のための支払及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。

第八・五十二条 希少な資源の分配及び利用

1 各締約国は、電気通信に関連する希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係る手続を開かれた、客観的な、透明性のある、差別的でない及び不当な負担とならない態様で適時に実施する。

2 各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に入手可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。

3 スペクトルを分配し、及び割り当て、並びに周波数を管理する締約国による措置自体は、第八・七条及び第八・十五条の規定に反するものではない。このため、各締約国は、スペクトル及び周波数の管理に関する政策であって、公衆電気通信の伝送サービスの提供者の数を制限する効果を有するものを定め、及び

適用する権利を留保する。ただし、各締約国が当該権利をこの協定の他の規定に適合する態様で行使することを条件とする。当該権利には、その時点及び将来における必要性並びにスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配することができることを含む。

第八・五十三条 透明性

各締約国は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用に関する措置が公に入手可能であることを確保する。当該措置には、次の事項に関するものを含む。

- (a) 料金その他のサービスの条件
- (b) 技術的インタフェースの仕様
- (c) 当該アクセス及び当該利用に影響を及ぼす標準の作成、改正及び採用について責任を負う機関
- (d) 公衆電気通信の伝送網への端末その他の機器の接続に適用される条件
- (e) 該当する場合には、届出、許可、登録又は免許の要件

第八・五十四条 電気通信に関する紛争の解決

1 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送

サービスの提供者が、この款の規定から生ずる当該提供者の権利及び義務に関連する紛争を解決するため、一方の締約国の規制当局を適時に利用することができることを確保する。このような場合には、当該規制当局は、不当に遅滞することなく当該紛争を解決するため、適当な場合には、拘束力のある決定を行うことを目標とする。

2 規制当局は、紛争の解決の要請に対していかなる行動を開始することも拒否する場合には、要請に応じ、合理的な期間内に、自己の決定について書面により説明する。

3 規制当局は、業務上の秘密に関する要件を考慮した上で、締約国の法令に従い、紛争を解決する決定を公に入手可能なものとする。

4 各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であつて、自国の規制当局の決定に不服を有するものが、当該規制当局又は独立した申立機関（司法当局であるかないかを問わな
い。）による当該決定についての審査を受けることができることを確保する。

5 各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であつて、自国の規制当局又は独立した申立機関（司法当局でない場合に限る。）の決定により影響を受けるものが、独立した司

法当局による当該決定についての更なる審査を受けることができることを確保する。ただし、当該提供者が各締約国の法令に従い当該規制当局又は独立した申立機関が最終的な決定を行う手続を受け入れる場合は、この限りでない。

6 締約国は、関連する申立機関又は司法当局が規制当局の決定を差し止め、当該決定の執行を停止し、又は当該決定を取り消す場合を除くほか、申立機関又は司法当局による審査の申請を行ったことが当該決定を遵守しないことの理由を構成することを認めてはならない。

7 1から3までに規定する手続は、関係する当事者が司法当局に訴えを提起することを妨げるものではない。

第八・五十五条 国際機関との関係

両締約国は、電気通信の伝送網及び伝送サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準が重要であることを認識し、並びに関係国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）の作業を通じて当該国際的標準を推進することを約束する。

第八・五十六条 情報の秘密性

各締約国は、サービスの貿易を不当に制限することなく、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスにおける電気通信の秘密及び利用者の関連する通信記録の秘密性を確保する。

第八・五十七条 国際移動端末ローミング（注）

注 この条の規定は、欧州連合内のローミング・サービス（公衆電気通信の伝送サービスの提供者の間の商業上の契約に従って提供される商業用移動端末サービスであつて、最終利用者が、その本来利用している公衆電気通信の伝送網が存在する欧州連合構成国以外の欧州連合構成国において、その本来利用している携帯電話機その他の音声、データ又はメッセージ送信のサービスのための装置を利用することを可能とするもの）については、適用しない。

1 各締約国は、両締約国間の貿易の拡大を促進し、及び消費者の福祉を向上させるため、国際移動端末ローミング・サービスの料金が、透明性があり、かつ、合理的なものとなることを促進することについて、協力するよう努める。

2 各締約国は、国際移動端末ローミングの料金及びローミング・サービスの技術的な代替手段に関し、透明性を高め、及び競争を強化するため、例えば、次の手段をとることを選択することができる。

(a) 消費者が小売料金に関する情報を容易に入手することができることを確保すること。

(b) ローミングの技術的な代替手段であつて、一方の締約国の領域を他方の締約国の領域から訪問している消費者が自己の選択する装置を利用して電気通信サービスにアクセスすることを可能とするものを利用することに対する障害を最小限にすること。

3 一方の締約国は、自国の領域内の公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、他方の締約国の領域を訪問している最終利用者に提供される音声、データ及びテキストメッセージのための国際移動端末ローミング・サービスの小売料金に関する情報を公に入手可能なものとするよう奨励する。

4 この条のいかなる規定も、締約国に対し、国際移動端末ローミング・サービスの料金又は条件を規制することを要求するものではない。

第五款 金融サービス

第八・五十八条 適用範囲

1 この款の規定は、金融サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2 第八・二条(r)の規定のこの款の規定への適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

(a) 中央銀行若しくは金融当局が行う活動又はその他の公的機関が金融政策若しくは為替政策を遂行するために行う活動

(b) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(c) 締約国若しくはその公的機関の勘定のために若しくはこれらの保証の下に又は締約国若しくはその公的機関の財源を使用して公的機関が行うその他の活動

3 第八・二条(r)の規定のこの款の規定への適用上、締約国が自国の金融サービス提供者に対し2(b)又は(c)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、「サービス」には、当該活動を含める。

4 第八・二条(s)の規定は、この款の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

第八・五十九条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスであつて、締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービス

スその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

- (i) 保険及び保険関連のサービス
 - (A) 元受保険（共同して行う保険を含む。）
 - (1) 生命保険
 - (2) 生命保険以外の保険
 - (B) 再保険及び再再保険
 - (C) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）
 - (D) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）
- (ii) 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）
 - (A) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ
 - (B) 全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

- (C) ファイナンス・リース
- (D) 全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）
- (E) 保証
- (F) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（当該取引が取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）
 - (1) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）
 - (2) 外国為替
 - (3) 派生商品（先物及びオプションを含む。）
 - (4) 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）
 - (5) 譲渡可能な有価証券
 - (6) その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）
- (G) 全ての種類の有価証券の発行への参加（当該発行が公募で行われるか私募で行われるかを問わ

ず、委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。)

(H) 資金媒介業

(I) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(J) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(K) その他の金融サービスを提供するサービス提供者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

(L) (A)から(K)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(b) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、又は提供している締約国の自

然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。

(c) 「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービス及び当該商品が納入される態様を含む。）であつて、金融サービス提供者によつて一方の締約国の領域においては提供されていないが他方の締約国の領域においては提供されているものをいう。

(d) 「郵便保険事業体」とは、一般公衆に向けて保険の引受け及び販売を行う事業体であつて、締約国の郵便事業体が直接又は間接に所有し、又は支配しているものをいう。

(e) 「公的機関」とは、次のものをいう。

(i) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であつて、主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(ii) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行する私的機関。ただし、当該機能を遂行している場合に限る。

(f) 「自主規制団体」とは、金融サービス提供者に対して、締約国からの委任により規制権限又は監督権

限を行使する非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体を含む。）をいう。

第八・六十条 締約国の領域における新たな金融サービス

1 一方の締約国は、自国の領域に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の領域において新たな金融サービスを提供することを許可する。

2 第八・七条(b)の規定にかかわらず、締約国は、新たな金融サービスを提供することができる法的な形態を決定し、及び新たな金融サービスを提供するための許可を受けることを要求することができる。締約国は、許可を受けることを要求する場合には、信用秩序の維持を理由として当該許可を与えることを拒否することができるが、新たな金融サービスが金融サービス提供者によって当該締約国の領域において提供されていないことのみを理由として拒否することはできない。

第八・六十一条 支払及び清算の制度

一方の締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及び

リファイナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、一方の締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

第八・六十二条 自主規制団体

一方の締約国は、他方の締約国の金融サービス提供者が一方の締約国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するため自主規制団体の構成員となり、これに参加し、若しくはこれを利用することを要求する場合又は金融サービスの提供に当たり自主規制団体に対し直接若しくは間接に特権若しくは利益を与える場合には、当該自主規制団体が第八・八条に定める義務を遵守することを確保する。

第八・六十三条 情報の移転及び処理

1 締約国は、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要である場合には、当該情報の移転又は金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づく場合を除くほか、当該機器の移転を妨げる措置をとってはならない。

2 1の規定は、個人情報、プライバシー並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する締約国の権利を制限

するものではない。ただし、当該権利が第B節から前節まで及びこの款の規定を回避するために行使されないことを条件とする。

第八・六十四条 効果的かつ透明性のある規制

1 締約国は、金融サービスを提供するための免許を要求する場合には、当該免許を得るための要件及び手続を公に利用可能なものとする。

2 締約国は、申請を審査するために申請者から追加的な情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく当該申請者に通知する。

3 締約国は、一般に適用される規約であつて、自国の領域に所在する自主規制団体によって採用され、又は維持されるものを、利害関係を有する者が知ることのできるような方法により、速やかに公表し、又は公に入手可能なものとすることを確保するよう努める。

第八・六十五条 信用秩序の維持のための適用除外

1 この協定のいかなる規定も、締約国が信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。当該措置には、次の措置を含む。

- (a) 投資家、預金者、保険契約者又は信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護するための措置
- (b) 当該締約国の金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置

2 1に規定する措置については、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

3 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第八・六十六条 郵便保険事業体による保険サービスの提供

1 この条は、締約国が自国の郵便保険事業体に対して一般公衆に向けて直接の保険サービスの引受け及び提供を認める場合において適用する規律を定める。この条の規定の対象となるサービスには、締約国の郵便保険事業体による信書又は小包の取集、運送及び配達に関する保険サービスの提供を含まない。

2 締約国は、1に規定する保険サービスの提供について、自国の市場において同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者と比較して郵便保険事業体に有利となるような競争上の条件を作り出す措置を採用し、又は維持してはならない。当該措置には、次に定めることによるものを含む。

(a) 保険サービスを提供する民間のサービス提供者の免許について、締約国が同種の保険サービスを提供する郵便保険事業体に課する条件よりも重い条件を課すること。

(b) 保険サービスを販売するための流通経路について、締約国が同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者に適用する条件よりも有利な条件で郵便保険事業体が利用することができるようにすること。

3 締約国は、郵便保険事業体による1に規定する保険サービスの提供に関して、民間のサービス提供者による同種の保険サービスの提供について適用する規制及び執行活動と同様のものを適用する。

4 締約国は、3に定める義務を履行するに当たり、1に規定する保険サービスを提供する郵便保険事業体に対し、当該保険サービスの提供に関する年次財務諸表を公表することを要求する。当該財務諸表は、同種の保険サービスを提供する株式が公開された民間企業について当該締約国の領域において適用される一般的に認められている会計及び監査の原則、国際的に受け入れられている会計及び監査の基準又はこれらと同等の規則に基づいて要求される詳細の程度及び監査基準を満たすものとする。

5 1から4までの規定は、次のいずれかの場合には、締約国の領域に所在する郵便保険事業体について

は、適用しない。

(a) 当該締約国が、直接又は間接に当該郵便保険事業体を所有し、又は支配していない場合。ただし、当該締約国が、自国の市場において同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者と比較して、保険サービスの提供における競争条件を当該郵便保険事業体に有利に修正する便宜を維持していない場合に限り。

(b) 当該郵便保険事業者が引き受ける元受けの生命保険及び生命保険以外の保険の売上げが、それぞれ、当該締約国の市場で元受けの生命保険及び生命保険以外の保険から生じた年間の保険料収入の総額の十パーセントを超えない場合

第八・六十七条 金融規制に関する協力

両締約国は、附属書八―Aの規定に従って金融規制に関する協力を促進する。

第六款 国際海上運送サービス

第八・六十八条 適用範囲及び定義

1 この款は、前三節の規定に基づく国際海上運送サービスの提供に関する規制の枠組みの原則を定める。

また、この款の規定は、国際海上運送サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2 この章の規定の適用上、

- (a) 「コンテナ・ステーション及びデポ・サービス」とは、港頭地区又は内陸部において、バン詰め、バン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナを保管する活動をいう。
- (b) 「通関サービス」とは、他の者に代わって貨物の輸入、輸出又は通過運送に関する税関手続を遂行する活動をいう。この場合において、このサービスが、サービス提供者の主たる活動であるか、又は主たる活動を通常補完するものであるかについては、問わないものとする。
- (c) 「戸口間一貫運送事業又は複合運送事業」とは、単一の運送書類による二以上の運送方法を使用する貨物の運送（国際海上運送の行程を含むものに限る。）をいう。
- (d) 「貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって運送活動を組織し、及び監視する活動をいう。
- (e) 「国際海上運送サービス」とは、一方の締約国の港と他方の締約国又は第三国の港との間の海上航行

船舶による旅客又は貨物の運送をいう（単一の運送書類による戸口間一貫運送事業又は複合運送事業を担うために他の運送サービスの提供者と直接契約を締結することを含み、当該他の運送サービスを提供する権利を含まない。）。

(f) 「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理人として代表する活動をいう。

(i) 見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを入手し、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。

(ii) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社に代わって活動すること。

(g) 「海上運送の補助的なサービス」とは、海上貨物取扱サービス、倉庫サービス、通関サービス、コンテナ・ステーション及びデポ・サービス、海上運送の代理店サービス及び貨物利用運送サービスをいう。

(h) 「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターの活動を含み、

港湾労働者の集団が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まない。)をいう。港湾運送会社が行う活動には、次の事項を計画し、及び管理することを含む。

- (i) 貨物の船舶への積込み又は船舶からの取卸し
 - (ii) 貨物の固縛又は固縛の解除
 - (iii) 積込み前又は取卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管
- (i) 「倉庫サービス」とは、冷凍品又は冷蔵品の保管サービス、液体又は気体をばらの状態で貯蔵するサービス及び他の物品（綿、穀物、羊毛、たばこその他の農産物及び家庭用品を含む。）の倉庫サービスをいう。

第八・六十九条 義務

各締約国は、適合しない措置その他の措置であつて、第八・十二条及び第八・十八条に規定するものの適用を妨げることなく、次のことを行う。

- (a) 商業的な及び差別的でない原則に基づく国際海上運送の市場及び国際海上運送に関する貿易への自由

なアクセスの原則を尊重すること。

- (b) 特に、港へのアクセス、港の基盤及びサービスの利用、海上運送の補助的なサービスの利用、関連する手数料及び課徴金、通関上の便益並びに積込み及び取卸しのための係留場所及び設備の割当てに関し、他方の締約国を旗国とする船舶又は他方の締約国のサービス提供者が運航する船舶に対し、自国の船舶に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。(注)

注 各締約国は、(a)及びこの(b)に定める原則を適用するに当たり、国際海上運送サービスに関するいかなる協定においてもカーゴ・シェアリングについての取決めを採用し、又は維持してはならない。各締約国は、この協定の効力発生の日前に効力を有し、又は署名された全ての協定における当該取決めをこの協定の効力発生の時に終了させる。

- (c) 他方の締約国の国際海上運送サービスの提供者に対し、自国のサービス提供者に与える設立及び運営に関する条件よりも不利でない条件の下で、自国の領域内に企業を設立し、及び運営することを許可すること。

- (d) 他方の締約国の国際海上運送サービスの提供者に対し、合理的なかつ差別的でない条件で、港における次のサービスを利用可能なものとする。

水先

引き船及び引き船支援

食料供給、給油及び給水

ごみ収集及びバラスト廃棄物処理

ポートキャプテン・サービス

航行補助

応急の修理

びよう泊及び係留のサービス

陸岸において行うサービスであつて船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。）

第F節 電子商取引

第八・七十条 目的及び一般規定

1 両締約国は、電子商取引が経済成長に寄与し、及び多くの分野における貿易の機会を増大させることを

認識する。両締約国は、また、電子商取引の利用及び発展を円滑にすることの重要性を認識する。

2 この節の規定は、電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することに寄与すること並びに両締約国間における電子商取引を促進することを目的とする。

3 両締約国は、電子商取引における技術的中立性の原則の重要性を認識する。

4 この節の規定は、電子的手段による貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

5 この節の規定は、公営競技等に係るサービス、放送サービス、音響・映像サービス、公証人サービス又はこれと同等の職業サービス及び法律上の代理人サービスについては、適用しない。

6 この節の規定とこの協定の他の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該他の規定が優先する。

第八・七十一条 定義

この節の規定の適用上、

(a) 「電子認証」とは、電子的な通信若しくは取引の当事者の同一性を検証し、又は電子的な通信の信頼性を確保するための処理又は行為をいう。

(b) 「電子署名」とは、他の電子データに付され、又は論理的に関連する電子的な形式でのデータであつて、次の要件を満たすものをいう。

(i) 当該電子的な形式でのデータに関係する当該他の電子データが特定の者によつて各締約国の法令に従つて作成され、又は署名されたことを確証するため、当該特定の者が用いるものであること。

(ii) 当該他の電子データの情報が改変されていないことを確証するものであること。

第八・七十二条 関税

両締約国は、電子的な送信に対して関税を課してはならない。

第八・七十三条 ソース・コード

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コード（注）の移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求することができない。この1のいかなる規定も、商業的に交渉された契約においてソース・コードの移転若しくはソース・コードへのアクセスの付与に関する条件を含め、若しくは当該条件を履行すること又は例えば政府調達に関連してソース・コードを自主的に移転すること若しくはソース・コードへのアクセスを自主的に付与することを妨げるものではない。

注 「他方の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コード」には、製品に含まれるソフトウェアのソース・コードを含む。

2 この条のいかなる規定も、次の要求又は権利に影響を及ぼすものではない。

(a) 競争法令の違反を是正するための司法裁判所、行政裁判所又は競争当局による要求

(b) 知的財産権の保護及び行使に関する司法裁判所、行政裁判所又は行政当局による要求（ソース・コー

ドが当該知的財産権によって保護される範囲に限る。）

(c) 政府調達協定第三条の規定に基づいて措置をとる締約国の権利

3 この条のいかなる規定も、締約国が第一・五条、第八・三条及び第八・六十五条の規定に基づいて1の規定に適合しない措置（注）を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

注 当該措置には、安全を確保するための措置（例えば、認証手続に関連するもの）を含む。

第八・七十四条 国内規制

各締約国は、一般に適用される自国の全ての措置であつて、電子商取引に影響を及ぼすものが合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保する。

第八・七十五条 事前の許可を不要とする原則

1 両締約国は、電子的手段によるサービスの提供に対し、事前の許可又はこれと同等の効果を有するその他の要件を課さないよう努める。

2 1の規定は、電子的手段により提供するサービスを個別に及び限定的に対象とするものではない許可の枠組み並びに電気通信の分野における規則の適用を妨げるものではない。

第八・七十六条 電子的手段による契約の締結

締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、電子的な取引を規制する次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a) 契約が電子的手段により締結されることのみを理由として、当該契約の法的効力、有効性又は実施可能性を否定する措置

(b) 電子的手段により締結される契約の利用に障害をもたらすその他の措置

第八・七十七条 電子認証及び電子署名

1 締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、署名が電子的な形式によるものであること

のみを理由として、当該署名の法的な有効性を否定してはならない。

2 締約国は、電子認証及び電子署名を規制する次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a) 電子的な取引の当事者がその取引のための適当な電子認証の方式を相互に決定することを禁止することとなる措置

(b) 電子的な取引の当事者がその電子的な取引について電子認証及び電子署名に関する法的な要件を満たしていることを司法当局又は行政当局に対して証明する機会を与えられることを妨げることとなる措置

3 2の規定にかかわらず、各締約国は、特定の種類の取引について、認証の方式が特定の実施基準を満たすこと又は自国の法令に従って認定された当局によって認証されることを要求することができる。

第八・七十八条 消費者の保護

1 両締約国は、電子商取引に適用される透明性のある、かつ、効果的な措置であって消費者の保護に関するもの及び電子商取引における消費者の信頼の向上に資する措置を採用し、及び維持することの重要性を認識する。

2 両締約国は、消費者の保護を促進するため、電子商取引に関連する活動に関し、消費者の保護について

責任を有するそれぞれの権限のある当局の間で協力を行うことの重要性を認識する。

- 3 両締約国は、それぞれの法令に従い、電子商取引の利用者の個人情報を保護するための措置を採用し、又は維持することの重要性を認識する。

第八・七十九条 要求されていない商業上の電子メッセージ

- 1 各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージに関する次の措置を採用し、又は維持する。
 - (a) 要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該電子メッセージの現に行われている受信を防止することを円滑にできるようにすることを要求する措置
 - (b) 自国の法令によって特定された方法により、商業上の電子メッセージを受信することについて受信者の事前の同意を要求する措置
- 2 各締約国は、商業上の電子メッセージが商業上の電子メッセージとして明確に特定することのできるものであること、誰のために商業上の電子メッセージを作成したかについて明確に開示すること及び受信者がいつでも無償で中止を要請することができるよう必要な情報が含まれていることを確保する。
- 3 各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの提供者であつて、1及び2の規定に従つて採

用し、又は維持する措置を遵守しないものに対し、その遵守を求める手段について定める。

第八・八十条 電子商取引に関する協力

1 両締約国は、適当な場合には、電子商取引の発展を促進するため、協力し、及び多数国間の場に積極的に参加する。

2 両締約国は、情報及び経験（適当な場合には、電子商取引に関する法令及びその実施並びに最良の慣行についてのものを含む。）であつて、特に、次の(a)から(h)までに掲げる事項に関連するものを共有するため、電子商取引に関連する規制に係る事項についての対話を維持することに合意する。

- (a) 消費者保護
- (b) サイバーセキュリティ
- (c) 要求されていない商業上の電子メッセージの防止
- (d) 公衆に発行される電子署名の証明書の承認
- (e) 中小企業が電子商取引を利用する上での課題
- (f) 国境を越える認証サービスの円滑化

(g) 知的財産

(h) 電子政府

第八・八十一条 データの自由な流通

両締約国は、この協定の効力発生の日から三年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価する。

第九章 資本移動、支払及び資金の移転並びに一時的なセーフガード措置

第九・一条 経常勘定

各締約国は、この協定の他の規定の適用を妨げることなく、自由交換可能通貨（注）により、かつ、適用される場合には国際通貨基金協定に従い、国際収支の経常勘定に関する取引であつて、この協定の適用を受けるものについて、支払及び資金の移転を認める。

注 この章の規定の適用上、「自由交換可能通貨」とは、国際的な外国為替市場において広範に取引され、かつ、国際取引において

広範に使用されている通貨と自由に交換することができる通貨をいう。国際的な外国為替市場において広範に取引され、かつ、国

際取引において広範に使用されている通貨には、国際通貨基金協定に基づいてIMFが指定する自由利用可能通貨を含む。

第九・二条 資本移動

1 各締約国は、この協定の他の規定の適用を妨げることなく、国際収支の資本移転等収支及び金融収支に関する取引について、前章に規定する投資その他の取引の自由化を目的とする自由な資本の移動を認める。

2 両締約国は、貿易及び投資を促進することを目的として、両締約国間の資本の移動を円滑にするため相互に協議する。

第九・三条 資本移動、支払又は資金の移転に関する法令の適用

1 前二条の規定は、締約国が次の事項に関する自国の法令を適用することを妨げるものと解してはならない。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券又は先物、オプションその他の派生商品の発行、交換又は取引
- (c) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要な場合には、資本移動、支払又は資金の移転に関する財務上の報告又は記録の保存

- (d) 刑事犯罪又は欺まんの若しくは詐欺的な行為
 - (e) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保
 - (f) 社会保障制度、公的年金制度又は強制年金制度
- 2 1に規定する法令は、不公正な、恣意的な若しくは差別的な態様で適用してはならず、又は資本移動、支払若しくは資金の移転に対する偽装した制限となつてはならない。

第九・四条 一時的なセーフガード措置

- 1 欧州連合は、欧州連合の経済通貨同盟の運用に重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある例外的な状況において、六箇月を超えない期間について、資本移動、支払又は資金の移転に関するセーフガード措置を採用し、又は維持することができる。当該セーフガード措置は、真に必要なであると認められる範囲に限定され、かつ、同様の状況における日本国と第三国との間の恣意的又は不当な差別の手段となるものであつてはならない。

- 2 各締約国は、次のいずれかの場合には、資本移動、支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。(注)

注 欧州連合については、欧州連合構成国は、1に規定する状況以外の状況であつて、当該欧州連合構成国の経済に影響を及ぼすものにおいて、当該措置をとることができる。

(a) 国際収支又は対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合（注）

注 両締約国は、この(a)に定める国際収支又は対外支払に関する重大な困難又は重大な困難が生ずるおそれが、特に(b)に定める金融政策及び為替政策に関連した経済全般についての重大な困難又は重大な困難が生ずるおそれによりもたらされる可能性があるあることを認める。

(b) 例外的な状況において、資本移動、支払又は資金の移転が、金融政策及び為替政策に関連した経済全般についての重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある場合

3 2に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 適用される場合には、国際通貨基金協定に適合するものであること。
- (b) 2に規定する場合に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、2に規定する場合が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

- (d) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。
- (e) 同様の状況において第三国と比較して差別的でないものであること。
- 4 各締約国は、物品の貿易について、第二・二十条の規定に基づいて国際収支上の目的のための制限的な措置を採用することができる。
- 5 各締約国は、サービスの貿易について、自国の対外支払状態又は国際収支を擁護するため、制限的な措置を採用することができる。当該措置は、サービス貿易一般協定第十二条に定める条件に従う。
- 6 1から3までに規定する措置を維持しており、又は採用した一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該措置を速やかに通報する。
- 7 両締約国は、この条の規定に基づいて制限的な措置が採用され、又は維持される場合には、第二十二・三条の規定に基づいて設置されるサービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会において速やかに協議する。ただし、他の場において協議が行われる場合は、この限りでない。協議においては、特に次の事項に考慮を払い、それぞれの措置をとるに至った国際収支若しくは対外支払についての困

難又は他の経済全般についての困難について評価する。

- (a) 困難の性質及び程度
- (b) 経済及び貿易の対外的な環境
- (c) 利用可能な代替的な是正措置

8 7の規定に基づく協議は、制限的な措置と1から3までの規定との適合性を取り扱う。当該協議は、IMFが提出する全ての入手可能な関連する調査結果であつて、統計又は事実関係を内容とするものに基づくものとし、当該協議の結論においては、関係する締約国の国際収支及び対外支払の状況又は他の経済全般についての困難に関するIMFの評価を考慮する。

第十章 政府調達

第十・一条 政府調達協定の組み込み

政府調達協定は、必要な変更を加えた上で、この章に組み込まれ、この章の一部を成す。

第十・二条 追加的な適用範囲

附属書十第二編の規定の適用を受ける調達については、政府調達協定に定める規則及び手続であつて、同

附属書第一編に特定するものを準用する。

第十・三条 追加的な規則

各締約国は、政府調達協定附属書Iの自国の付表の規定の適用を受ける調達及び附属書十第二編の規定の適用を受ける調達の双方について、次条から第十・十二条までの規定を適用する。

第十・四条 公示

政府調達協定第七条の規定に基づく調達計画又は調達予定の公示は、電子的な手段により、インターネット上の単一の窓口を通じて無償で直接閲覧することができるようにする。

第十・五条 参加のための条件

1 一方の締約国の調達機関は、政府調達協定第八条の規定を適用するほか、他方の締約国において設立された供給者が、次のいずれかのものでなければならぬという法的要件に基づき、入札の手續に参加することを排除してはならない。

(a) 自然人

(b) 法人

この1の規定は、日本国の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の適用を受ける調達については、適用しない。

- 2 締約国の調達機関は、参加のための条件を定めるに当たり、政府調達協定第八条2(b)の規定に基づき、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができ、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

第十・六条 供給者の資格の審査

- 1 関心を有する供給者は、締約国が供給者登録制度（関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの）を維持する場合には、いつでも登録を申請することができる。調達機関は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知すべきである。

- 2 欧州連合において設立された供給者が、日本国における建設工事に係る調達のたために入札を行うことを認められるため、日本国の建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づき事業の評価（経営事項審査（経審と称することもある。））を受けることを要求される場合には、日本国は、当該評価を行う自国の当局が次のことを行うことを確保する。

(a) 例えば次に掲げる指標であつて、当該供給者が日本国外で得たものについては、差別的でない態様で査定を行い、適当な場合には、日本国内で得た指標と同等のものと認めること。

- (i) 技術職員の数
- (ii) 労働福祉の状況
- (iii) 建設業の営業年数
- (iv) 建設業の経理に関する状況
- (v) 研究開発費の額
- (vi) ISO第九〇〇一号又はISO第一四〇〇一号の認証の取得
- (vii) 若年の技術者及び技能労働者の雇用及び育成
- (viii) 完成工事高
- (ix) 元請完成工事高

(b) 例えば次に掲げる指標であつて、当該供給者が日本国外で得たものについては、妥当な考慮を払うこと。

- (i) 自己資本の額
- (ii) 利払前税引前償却前利益（EBITDA）の額
- (iii) 純支払利息比率
- (iv) 負債回転期間
- (v) 総資本売上総利益率
- (vi) 売上高経常利益率
- (vii) 自己資本対固定資産比率
- (viii) 自己資本比率
- (ix) 営業キャッシュ・フローの額
- (x) 利益剰余金の額

第十・七条 選択入札

1 調達機関が政府調達協定第九条4及び5の規定に従い特定の調達について供給者の数を制限する場合に
は、入札を行うことを認められる供給者の数は、調達制度の運用上の効率性に影響を及ぼすことなく、競

争を確保するために十分なものとする。

2 日本国については、この条の規定は、中央政府の機関についてのみ適用する。

第十・八条 技術仕様

調達機関が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、各締約国は、これらの技術仕様に関し、次のことを確保する。

- (a) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
- (b) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。
- (c) 関心を有する全ての供給者が閲覧することができるものであること。

第十・九条 試験に関する報告

1 各締約国（その調達機関を含む。）は、関心を有する供給者が、技術仕様、評価基準その他の条件に定める要件又は基準についての適合性を証明する手段として、適合性評価機関が発出する試験に関する報告又は適合性評価機関が発行する証明書を提出することを要求することができる。

2 一方の締約国（その調達機関を含む。）は、適合性評価機関が発出する試験に関する報告又は適合性評価機関が発行する証明書の提出を要求する場合には、次のことを行う。

(a) 二千一年四月四日にブリュッセルで作成された相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定第 二条 1 の規定に従い、他方の締約国の登録を受けた適合性評価機関が実施する適合性評価手続の結果を受け入れること。

(b) (a) に規定する協定の適用範囲の将来における拡大又は適合性評価手続の相互承認のために両締約国間で締結される新たな協定が効力を生じている場合には、これらについて妥当な考慮を払うこと。

第十・十条 環境上の条件

調達機関は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、この章に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

第十・十一条 入札書の取扱い及び落札

1 各締約国は、政府調達協定第十五条 5 の規定を適用するほか、自国の法令に定める条件に従い、自国の

調達機関が同条5(a)及び(b)に定める条件のいずれかを選択することができること並びに自国の調達機関がそれぞれの条件の利点について了知していることを確保する。

- 2 調達機関は、政府調達協定第十五条6の規定を適用するほか、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

第十・十二条 国内の審査のための手続

- 1 締約国は、政府調達協定第十八条4の規定に従って公平な行政当局を指定する場合には、次のことを確保する。

(a) 指定を受けた当局の構成員が、独立しており、公平であり、及び在任中に外部からの影響を受けないこと。

(b) 指定を受けた当局の構成員が在任中にその意思に反して解任されないこと。ただし、その解任が当該指定を受けた当局を規律する規定により必要とされる場合は、この限りでない。

(c) 政府調達協定附属書Iの各締約国の付表1及び付表3に掲げる調達機関並びに附属書十第二編に掲げ

る中央政府の機関及びその他の全ての機関（地方政府の機関を除く。）に関し、指定を受けた当局の長又は他の構成員のうち少なくとも一人が当該各締約国の法令により資格を有する裁判官、弁護士その他の法律専門家として必要な法律上及び職業上の資格と同等の法律上及び職業上の資格を有すること。

2 各締約国は、供給者が調達に参加する機会を維持するための迅速な暫定的措置を定める手続を採用し、又は維持する。政府調達協定第十八条7(a)に規定する暫定的措置の結果として、調達の過程が停止されることがあり、又は調達機関が既に契約を締結し、かつ、締約国が当該契約の履行の停止を定めている場合には、当該契約の履行が停止されることがある。当該手続は、当該暫定的措置を適用すべきかどうかを決定するに当たり、公共の利益等関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができることについて定めることができる。当該暫定的措置を適用すべきでないことを決定する場合には、その正当な理由を書面により提供する。

3 各締約国は、関心を有し、又は参加する供給者が1に規定する指定を受けた当局に対して苦情を申し立てた場合には、当該指定を受けた当局がその規則及び手続に従い、2、5及び6に規定する暫定的措置、是正措置又は損失若しくは損害に対する賠償に関する苦情について決定又は勧告を行うまでの間、原則と

して、調達機関が契約を締結しないことを確保する。もつとも、各締約国は、避けることができず、かつ、十分に正当と認められる事情がある場合には、契約を締結することができることについて定めることができる。

4 各締約国は、次のいずれかの期間を定めることができる。

(a) 落札の決定から契約の締結までの猶予期間（落札者とされなかった供給者に対し、審査のための手続を開始することが適当かどうかを判断するために十分な時間を与えるためのもの）

(b) 関心を有する供給者が苦情（契約の履行を停止するための根拠となり得るもの）を申し立てるための十分な期間

5 政府調達協定第十八条7(b)の規定に基づく是正措置には、次の一又は二以上のことを含めることができる。

(a) 入札の招請、契約書又は入札の手続に関する他の文書における差別的な技術上、経済上又は財務上の仕様を排除し、新たな調達手続を実施すること。

(b) 条件を変更することなく調達手続を再度行うこと。

- (c) 落札の決定を取り消し、新たな落札の決定を行うこと。
 - (d) 契約を終了し、又は契約の無効を宣言すること。
 - (e) この章の規定の違反についての救済のための他の措置（例えば、違反が効果的に救済されるまでの間の特定の額の支払命令）を採用すること。
- 6 各締約国は、政府調達協定第十八条7(b)の規定に基づき、損失又は損害に対する賠償に係る裁定について定めることができる。この点に関し、締約国の審査機関が裁判所でない場合において、供給者がこの章の規定に基づく義務を履行するための国内法令の違反があったと信ずるときは、当該供給者は、当該締約国の司法上の手続に従い、その事案を裁判所に提起すること（賠償を請求するために提起することを含む。）ができる。
- 7 各締約国は、審査機関による決定若しくは勧告が効果的に実施され、又は司法上の審査機関による決定が効果的に執行されるために必要な手続を採用し、又は維持する。

第十・十三条 統計の収集及び報告

一方の締約国は、他方の締約国に対し、附属書十第二編の規定の適用を受ける調達に関連する統計資料で

あつて、入手可能かつ比較可能なものを通報する。

第十・十四条 適用範囲の修正及び訂正

- 1 締約国は、附属書十第二編の規定に基づく自国の約束を修正し、又は訂正することができる。
- 2 政府調達協定附属書Iの締約国の付表に関する修正又は訂正が政府調達協定第十九条の規定に基づいて効力を生ずる場合には、当該修正又は訂正は、この協定の適用に当たつて自動的に効力を生ずる。
- 3 一方の締約国は、附属書十第二編の規定に基づく自国の約束を修正することを意図する場合には、次のことを行う。
 - (a) 他方の締約国に対し書面により通報を行うこと。
 - (b) 修正が行われる前に存在する適用範囲の水準と同等の水準を維持するため、他方の締約国に対する適当な補償的な調整に関する提案を(a)に規定する通報に含めること。
- 4 3(b)の規定にかかわらず、締約国は、修正が自国による監督又は自国の影響が実効的に排除された調達を行う調達機関に関するものである場合には、補償的な調整を提供することを要しない。
- 5 政府調達協定第二十一条の規定によつて設置される政府調達に関する委員会が政府調達協定第十九条

8 (b) 及び (c) の規定に従って基準を採択する場合には、当該基準は、この条の関連規定についても適用する。

6 一方の締約国が 3 (b) の規定に従って提案した調整又は一方の締約国が意図する修正であつて 4 に規定するものに関し、他方の締約国は、自国の約束を修正することを意図する一方の締約国に対し、次のいずれかのことを主張する場合には、3 (a) に規定する通報の受領の日から四十五日以内に書面により異議を申し立てるものとし、異議を申し立てない場合には、当該調整又は当該修正を受け入れたものとみなされる。

(a) 当該調整が相互に合意された適用範囲につき当該修正が行われる前の水準と同等の水準を維持するた
めに十分でないこと。

(b) 当該修正が一方の締約国による監督又は一方の締約国の影響が実効的に排除されていない調達を行う
調達機関に関するものであること。

7 附属書十第二編の規定に基づく締約国の約束に関する次の変更は、訂正とみなす。

(a) 調達機関の名称の変更

(b) 附属書十第二編の同一の項に掲げる二以上の調達機関の合併

- (c) 附属書十第二編に掲げる一の調達機関の二以上の調達機関への分割（分割された調達機関が同編の同一の項に掲げる調達機関として加えられる場合に限る。）
- (d) 例示表（例えば、附属書十第二編第A節3、同編第B節1(b)又は政府調達協定附属書Iの欧州連合の付表2及び付表3に掲げるもの）の更新
- 8 一方の締約国は、自国の約束を訂正することを意図する場合には、この協定の効力発生の後、他方の締約国に対し、政府調達に関する協定第十九条及び第二十二条の規定に基づく通報の要件に関する政府調達に関する委員会の決定（二千十二年三月三十日に採択されたもの。文書番号GPA/一一三）に定める通報の周期に従って二年ごとに、書面により通報を行う。
- 9 自国の約束を訂正することを意図する一方の締約国による8の規定に基づく通報に関し、他方の締約国は、一方の締約国に対し、当該通報の受領の日から四十五日以内に書面により異議を申し立てることができ、異議を申し立てる他方の締約国は、一方の締約国が意図する訂正が7に規定する変更に変更に該当しないと信ずる理由を示すものとし、当該意図する訂正がこの協定に規定する相互に合意された適用範囲に及ばず影響について記載する。当該通報の受領の日から四十五日以内に書面により異議が申し立てられない場

合には、当該意図する訂正は、受け入れられたものとみなす。

10 一方の締約国が意図する修正若しくは訂正又は提案した補償的な調整に関し、他方の締約国が異議を申し立てる場合には、両締約国は、協議を通じて問題を解決するよう努める。異議に関する通報の受領の日から百五十日以内に両締約国間で合意に達しない場合には、自国の約束を修正し、又は訂正することを意図する締約国は、当該異議が正当であるかどうかを決定するために第二十一章の規定による紛争解決を求めることができる。当該協議を通じて合意される場合又は第二十一・七条の規定に従って設置されるパネルによって決定される場合にのみ、異議を申し立てられた意図する修正又は訂正は、受け入れられたものとみなす。

第十・十五条 協力

両締約国は、それぞれの政府調達の市場に関する理解の増進を達成するために協力するよう努める。このため、両締約国は、両締約国の関連する産業が対話等の手段を通じて関与することが重要であることを認識する。

第十・十六条 政府調達に関する専門委員会

1 第二十二・三条の規定に基づいて設置される政府調達に関する専門委員会（以下この条において「専門委員会」という。）は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2 専門委員会は、次の任務を有する。

- (a) 合同委員会に対し、第十・十四条の規定に従って受け入れられた修正若しくは訂正又は合意された補償的な調整を反映するために附属書十第二編を改正する決定を採択するよう勧告を行うこと。
- (b) 必要と認める場合には、第十・十三条の規定に従って統計資料を通報するための方法を採用すること。
- (c) 締約国が付託する政府調達に関する事項について検討すること。
- (d) 各締約国における政府調達（地方政府の機関による調達を含む。）の機会に関する情報を交換すること。

第十・七条 連絡部局

一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定を実施するための連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互

に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

第十一章 競争政策

第十一・一条 原則

両締約国は、両締約国間の貿易及び投資の関係における公正かつ自由な競争の重要性を認識する。両締約国は、反競争的行為が市場の適正な機能を歪め、並びに貿易及び投資の自由化による利益を損なう可能性を有することを認識する。

第十一・二条 反競争的行為

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の目的を達成するため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

第十一・三条 法令上の枠組み

1 各締約国は、経済の全ての分野における全ての企業について適用する自国の競争法令であって、効果的な方法により次の反競争的行為に対処するものを維持する。

(a) 欧州連合については、

- (i) 企業間の合意、企業の団体による決定及び協調的行為であつて、競争を妨害し、制限し、又は歪曲^{わい}する目的又は効果を有するもの
 - (ii) 支配的地位にある一又は二以上の企業による濫用
 - (iii) 効果的な競争を著しく阻害することとなる企業間の合併又は企業集中
- (b) 日本国については、
- (i) 私的独占
 - (ii) 不当な取引制限
 - (iii) 不公正な取引方法
 - (iv) 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合
- 2 各締約国は、自国の競争法令を経済活動に従事する全ての私的又は公的な企業について適用する。このことは、締約国が自国の競争法令の適用除外を定めることを妨げるものではない。ただし、当該適用除外が、透明性を有し、かつ、公共の利益を確保するために必要なものに限られることを条件とする。当該適用除外は、当該締約国が定めた公共の利益の目的を達成するため真に必要とされる限度を超えるもので

あつてはならない。

3 この章の規定の適用上、「経済活動」とは、市場における物品及びサービスの提供に関連する活動をいう。

第十一・四条 運用上の独立性

各締約国は、自国の競争法令の効果的な執行について責任及び権限を有する運用上独立した当局を維持する。

第十一・五条 無差別待遇

各締約国は、自国の競争法令を適用するに当たり、全ての企業について、国籍及び所有の形態のいかんを問わず、無差別の原則を尊重する。

第十一・六条 手続の公正な実施

各締約国は、自国の競争法令を適用するに当たり、全ての企業について、国籍及び所有の形態のいかんを問わず、手続の公正な実施の原則を尊重する。

第十一・七条 透明性

各締約国は、透明性がある方法で自国の競争法令を適用する。各締約国は、自国の競争政策の透明性を促進する。

第十一・八条 執行に関する協力

1 両締約国は、この協定の目的を達成し、及び各締約国の競争法令の効果的な執行に寄与するため、競争政策及び執行活動における進展に関し、二千三年七月十日にブリュッセルで作成された反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定（以下この章において「反競争的行為に係る協力に関する協定」という。）の枠組みにおいて、競争当局間の協力及び調整を促進することが共通の利益であることを認識する。

2 両締約国の競争当局は、1に規定する協力及び調整を円滑にするため、反競争的行為に係る協力に関する協定の枠組みにおいて、情報を交換し、又は提供することができる。

第十一・九条 紛争解決

この章の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。

第十二章 補助金

第十二・一条 原則

両締約国は、公共政策の目的を達成するために必要な場合には、締約国が補助金を交付することができることを認める。もつとも、ある種の補助金は、市場の適正な機能を歪め、並びに貿易及び投資の自由化による利益を損なう可能性を有する。締約国は、補助金が両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあると認める場合には、原則として当該補助金を交付すべきでない。

第十二・二条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「経済活動」とは、市場における物品及びサービスの提供に関連する活動をいう。
- (b) 「補助金」とは、補助金及び相殺措置に関する協定^{1.1}に定める条件に必要な変更を加えたものを満たす措置をいう。この場合において、補助金を受ける者が物品又はサービスを取り扱っているかどうかについては、問わないものとする。
- (c) 「特定性を有する補助金」とは、補助金及び相殺措置に関する協定第二条の規定に必要な変更を加えたものに基づいて特定性を有すると決定される補助金をいう。

第十二・三条 適用範囲

1 この章の規定は、特定性を有する補助金が経済活動（注）に関連する限りにおいて、当該補助金について適用する。

注 各締約国の国内教育制度の下で提供される教育は、経済活動とみなさない。

2 この章の規定は、公共政策の目的のために一般公衆に対するサービスの提供を政府によって委託された企業に交付される補助金については、適用しない。補助金に関する規則のこのような例外は、透明性を有するものとし、当該補助金が対象とする公共政策の目的を超えるものであってはならない。

3 この章の規定は、自然災害その他の例外的な事態によって生ずる損害を補償するために交付される補助金については、適用しない。

4 第十二・五条及び第十二・六条の規定は、受益者ごとの補助金の額又は補助金のための予算額が、連続する三年の期間において累計四十五万特別引出権を下回る場合には、当該補助金については、適用しない。

5 第十二・六条及び第十二・七条の規定は、農業協定附属書一の対象となる物品の貿易に関連する補助金

並びに魚及び魚製品の貿易に関連する補助金については、適用しない。

- 6 第十二・七条の規定は、国家的又は世界的な経済上の緊急事態（注）に対応するために一時的に交付される補助金については、適用しない。当該補助金は、国家的又は世界的な経済上の緊急事態であつて一時的かつ特定のものに救済するため、対象が特定されたものでなければならず、また、経済的、効果的及び効率的なものでなければならぬ。

注 緊急事態とは、締約国の経済全体に影響を及ぼす事態をいうものと了解する。欧州連合については、締約国の経済全体とは、欧州連合の経済全体又は少なくとも一の欧州連合構成国の経済全体をいう。

- 7 この章の規定は、音響・映像サービスについては、適用しない。

- 8 第十二・七条の規定は、各締約国の地方政府が交付する補助金については、適用しない。各締約国は、この章の規定に基づく義務を履行するに当たり、自国の地方政府によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

第十二・四条 世界貿易機関設立協定との関係

この章のいかなる規定も、補助金及び相殺措置に関する協定、千九百九十四年のガット第十六条の規定及

びサービス貿易一般協定第十五条の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十二・五条 通報

1 一方の締約国は、自国が交付し、又は維持している特定性を有する補助金（注）に係る法的根拠、形態、額又は予算額及び可能な場合には当該補助金を受ける者の氏名又は名称について、他方の締約国に対し、この協定の効力発生の日から二年ごとに英語により通報する。ただし、最初の通報は、この協定の効力発生の日の後三年以内に行う。

注 この1の規定の適用上、既に通報した補助金については、最新の通報において提供する情報は、既に通報した内容の変更又は変更の不存在を示すものに限定することができる。

2 締約国が1に定める情報を公式ウェブサイトにおいて公に入手可能なものとする場合には、1の規定に基づく通報は、行われたものとみなす。締約国は、補助金及び相殺措置に関する協定²の規定に従って補助金について通報する場合には、当該補助金に関し、1に定める義務を履行したものとみなされる。

3 この条の規定は、サービスに関連する補助金に関し、次に掲げる分野についてのみ適用する。

建築サービス及びエンジニアリング・サービス

銀行サービス

電子計算機サービス

建設サービス

エネルギーに係るサービス

環境サービス

急送便サービス

保険サービス

電気通信サービス

運送サービス

第十二・六条 協議

1 一方の締約国は、他方の締約国の補助金がこの章の規定に基づいて生ずる自国の貿易又は投資の利益に著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあると認める場合には、協議の要請を書面により提出することができる。両締約国は、当該補助金がどのように両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及

ばしており、又は及ぼすおそれがあるかに関する説明を当該要請が含む場合には、問題を解決するために協議を開始する。

2 協議の要請を受けた締約国は、当該協議において、協議の要請を行った締約国が求める場合には、1に規定する補助金に関する情報であつて次の事項を含むものを提供することを検討する。

- (a) 当該補助金の法的根拠及び政策目的
- (b) 当該補助金の形態（贈与、貸付け、保証、払戻しを要する前払金、出資、税の軽減等）
- (c) 当該補助金の交付の日付及び期間並びに当該補助金に係るその他の期間
- (d) 当該補助金の交付を受ける資格要件
- (e) 当該補助金の総額又は当該補助金のための年間の予算額及び当該補助金の制限の可能性
- (f) 可能な場合には、当該補助金を受ける者
- (g) 当該補助金が貿易又は投資に及ぼす影響を評価することを可能とするその他の情報（統計資料を含む。）

3 協議の要請を受けた締約国は、当該協議を促進するため、当該要請の受領の日の後九十日以内に、問題

となつてゐる補助金に関する関連情報を書面により提供する。

4 協議の要請を受けた締約国は、2に規定する情報のいずれかを提供しない場合には、その情報がないことについて書面による回答において説明する。

5 協議の要請を行った締約国が、当該協議の後においてもなおこの章の規定に基づいて生ずる自国の貿易又は投資の利益に補助金が著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあると認める場合には、協議の要請を受けた締約国は、協議の要請を行った締約国の懸念に対して好意的な考慮を払う。解決策は、協議の要請を受けた締約国によって実行可能であり、かつ、受入れ可能であると認められるものでなければならぬ。

第十二・七条 禁止される補助金

締約国の次の補助金であつて、両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあるものについては、禁止する。

(a) 法的制度その他の制度であつて、政府又は公的機関が保証の金額及び期間に関するいかなる制限も付することなく企業の債務を保証する責任を負うもの

(b) 経営不振又は支払不能に陥った企業であつて信頼性のある再建計画を作成していないものを再建するための補助金。このような再建計画は、当該企業が一時的な流動性の確保のための支援を受けた後合理的な期間内に作成するものとする。(注) 当該再建計画は、合理的な期間内に経営不振又は支払不能に陥った企業を長期的に存続可能な水準まで回復させることを確保するための現実的な想定に基づくものとする。当該企業又はその所有者は、相当な資金又は資産を再建に係る費用に充てる。

注 この条のいかなる規定も、締約国が、一時的な流動性の確保のための支援として、債務保証又は貸付けの形態で、企業が再建又は清算の計画を作成するために必要な期間経営を維持するために要する金額に限り補助金を交付することを妨げるものではない。

第十二・八条 補助金の使用

各締約国は、企業が補助金をその交付された特定の目的のためにのみ使用することを確保する。

第十二・九条 一般的例外

この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十二・十条 紛争解決

第十二・六条5の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。

第十三章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業

第十三・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「アレンジメント」とは、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）の枠組みの範囲内で作成された公的輸出信用アレンジメント又は同アレンジメントを継承する約束（OECDの枠組みの範囲内で作成されるか範囲外で作成されるかを問わない。）であって千九百七十九年一月一日において同アレンジメントの参加国であった少なくとも十二のWTOの原加盟国によって採択されるものをいう。

(b) 「商業活動」とは、企業が営利を指向して行う活動（注）であって、当該活動の結果として、物品の生産又はサービスの提供が行われ、当該物品又は当該サービスが、当該企業が決定する量及び価格で関連市場において消費者に販売されることとなるものをいう。

注 非営利の原則又は費用回収の原則に基づいて業務を行う企業が行う活動は、営利を指向して行う活動には、該当しない。

- (c) 「商業的考慮」とは、価格、品質、入手可能性、市場性、輸送その他の購入若しくは販売の条件についての考慮又は関連する事業若しくは産業において市場経済の原理に従って業務を行っている私有企業が商業的な決定を行うに当たって通常考慮するであろう他の要因についての考慮をいう。
- (d) 「独占企業を指定する」とは、独占企業を設立し、若しくは許可すること又は独占企業の範囲を拡大して追加の物品若しくはサービスを対象に含めることをいう。
- (e) 「指定独占企業」とは、締約国の領域内の関連市場において物品又はサービスの唯一の提供者又は購入者として指定される事業体（コンソーシアム及び政府機関を含む。）をいう。ただし、排他的な知的財産権の付与を受けた事業体は、当該付与を受けたことのみを理由として指定独占企業に含まれることはない。
- (f) 「特別な権利又は特権を付与された企業」とは、締約国が特別な権利又は特権を付与した公的又は私的な企業（その子会社を含む。）をいう。特別な権利又は特権については、締約国が物品又はサービスを提供する権限を与えられた限られた数の企業を指定する場合（客観的な、均衡のとれた及び差別的でない基準に従って指定する場合を除く。）において、その指定が同一の地理的区域において実質的に同

等の条件で同一の物品又はサービスを提供する他の企業の能力に実質的に影響を及ぼすときは、当該締約国により付与されているものとする。

(g) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、サービス貿易一般協定及び該当する場合にはサービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書において定義される政府の権限の行使として提供されるサービスをいう。

(h) 「国有企業」とは、商業活動に従事する企業であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

- (i) 締約国が五十パーセントを超える株式を直接に所有する企業
- (ii) 締約国が持分を通じて五十パーセントを超える議決権の行使を直接又は間接に支配している企業
- (iii) 締約国が取締役会その他これに相当する経営体の構成員の過半数を任命する権限を有する企業
- (iv) 締約国が当該企業の活動について法的に指示する権限を有し、又は自国の法令に従つて同程度に支配している企業

第十三・二条 適用範囲

1 この章の規定は、商業活動に従事する国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企

業について適用する。これらの企業が商業活動及び非商業的な活動の双方に従事する場合には、この章の規定は、商業活動についてのみ適用する。

2 この章の規定は、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業であつて、政府の全ての段階におけるものについて適用する。

3 この章の規定は、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業が、政府調達協定附属書Iの各締約国の付表又は附属書十第二編に掲げる調達機関として行動する場合において、政府に係る目的のために調達を行うとき（商業的再販売を行うことを目的として又は商業的販売のための物品の生産若しくはサービスの提供に利用することを目的として調達を行うときを除く。）は、適用しない。

4 この章の規定は、政府の権限の行使として提供されるサービスについては、適用しない。

5 この章の規定は、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業であつて、その商業活動から取得する年間の収益が過去三会計年度のうちいずれか一の会計年度において二億特別引出権を下回るものについては、適用しない。

6 第十三・五条の規定は、政府の任務に従つて国有企業が提供する金融サービスが次のいずれかに該当す

る場合には、適用しない。

(a) 輸出又は輸入を支援する金融サービス。ただし、当該金融サービスが次のいずれかに該当する場合に限る。

(i) 商業的な融資を代替することを意図するものでないもの

(ii) 商業的な市場において得られる同等の金融サービスの条件よりも有利でない条件で提供されるもの

(b) 締約国の領域外における民間投資を支援する金融サービス。ただし、当該金融サービスが次のいずれかに該当する場合に限る。

(i) 商業的な融資を代替することを意図するものでないもの

(ii) 商業的な市場において得られる同等の金融サービスの条件よりも有利でない条件で提供されるもの

(c) アレンジメントに適合する条件で提供される金融サービス。ただし、当該金融サービスがアレンジメントの適用対象である場合に限る。

7 第十三・五条の規定は、第八・六条2に規定する分野については、適用しない。

8 第十三・五条の規定は、締約国の国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業が

次の措置に基づいて物品又はサービスの購入及び販売を行う限度において、適用しない。

(a) 締約国が、第八・十二条1及び第八・十八条1の規定に基づき、維持し、継続し、更新し、改正し、又は修正する適合しない現行の措置であつて、附属書八―B附属書Iの自国の表に記載するもの

(b) 締約国による第八・十二条2及び第八・十八条2の規定に基づく適合しない措置であつて、附属書八―B附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関するもの

第十三・三条 世界貿易機関設立協定との関係

両締約国は、千九百九十四年のガット第十七条1から3までの規定、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第十七条の解釈に関する了解並びにサービス貿易一般協定第八条1、2及び5の規定に基づく権利及び義務を確認する。

第十三・四条 一般規定

1 この章のいかなる規定も、締約国が国有企業を設立し、若しくは維持すること、特別な権利若しくは特権を企業に付与すること又は独占企業を指定することを妨げるものではない。ただし、この1の規定は、この章の規定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2 いずれの締約国も、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業がこの章の規定に反する態様で活動することを要求し、又は助長してはならない。

第十三・五条 無差別待遇及び商業的考慮

1 各締約国は、自国の国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業の各企業が商業活動に従事する場合には、当該各企業が次のことを行うことを確保する。(注)

注 この1の規定は、他の企業への資本参加の手段として国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業が行う株式、出資その他の形態の購入又は販売については、適用しない。

(a) 物品又はサービスの購入又は販売に当たり、商業的考慮に従って行動すること(当該各企業がその公共サービスの任務の条件を(b)又は(c)の規定に反しない態様で満たす場合を除く)。

(b) 当該各企業による物品又はサービスの購入に当たり、

(i) 他方の締約国の企業によって提供される物品又はサービスに対し、自国の企業によって提供される同種の物品又はサービスに与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

(ii) 第八・二条(c)に定義する対象企業によって提供される物品又はサービスに対し、自国内の関連市場

において自国の企業家の企業によって提供される同種の物品又はサービスに与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

- (c) 当該各企業による物品又はサービスの販売に当たり、
 - (i) 他方の締約国の企業に対し、自国の企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。
 - (ii) 第八・二条(c)に定義する対象企業に対し、自国内の関連市場において自国の企業家の企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。
- 2 1(b)及び(c)の規定は、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業が、次のことを行うことを妨げるものではない。
 - (a) 商業的考慮に従って行うことを条件として、異なる条件（価格に関する条件を含む。）で物品又はサービスを購入し、又は販売すること。
 - (b) 商業的考慮に従って行うことを条件として、物品又はサービスの購入又は販売を拒否すること。

第十三・六条 規制の枠組み

- 1 両締約国は、関連する国際的な基準（特に、OECDの国有企業の企業統治に関するガイドラインを含

む。)を尊重し、及び最大限に利用する。

- 2 各締約国は、自国が設立し、又は維持する規制機関その他の規制上の権限を行使する機関が、当該機関によって規制されるいずれの企業からも独立しており、当該機関によって規制されるいずれの企業に対しても責任を負わず、及び当該機関によって規制される全ての企業（国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業を含む。）に関して同様の状況において公平に（注1）行動することを確保する。（注2）

注1 当該機関が自己の規制上の権限を行使する際の公平性については、当該機関の一般的な慣行に照らして評価する。

注2 両締約国が第八章において当該機関に関して特定の義務に合意した分野については、同章の関連する規定が優先する。

- 3 各締約国は、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業について、一貫性があり、かつ、差別的でない態様で自国の法令を適用する。

第十三・七条 情報交換

- 1 一方の締約国は、この章の規定に基づいて生ずる自国の利益が、他方の締約国の国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業（以下この条において「事業体」という。）の商業活動に

よって悪影響を受けていると信ずるに足りる理由がある場合には、他方の締約国に対し、この章の規定の実施に関連する当該事業体の商業活動についての情報を2の規定に従って提供するよう書面により要請することができる。

2 要請を受けた締約国は、次に掲げる情報を提供する。ただし、当該要請が、1に規定する事業体の活動が当該要請を行った締約国の利益であつて、この章の規定に基づいて生ずるものにどのような影響を及ぼしていると考えられるかに関する説明を含み、かつ、次に掲げるいずれの情報も提供しなければならぬかについて明示する場合に限る。

(a) 当該事業体の組織的構成及び当該事業体の取締役会その他これに相当する経営体の構成

(b) 当該事業体について、要請を受けた締約国又はその国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業若しくは指定独占企業が累積的に所有する株式の割合及び累積的に保有する議決権の割合

(c) 特別の株式又は特別の議決権その他の権利（当該権利が当該事業体の一般的な普通の株式に附属する権利と異なる場合に限る。）であつて、要請を受けた締約国又はその国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業若しくは指定独占企業が保有するものに関する概要

- (d) 当該事業体を規制する政府の部局又は公的機関の概要、当該政府の部局又は公的機関が当該事業体に課する報告に関する義務の概要並びに可能な場合には上級の役員及び取締役会その他これに相当する経営体の構成員の任命、解任又は報酬に関する当該政府の部局又は公的機関が有する権利及び慣行
- (e) 当該事業体の情報が入手可能な直近の三年間の年間の収益及び資産総額
- (f) 要請を受けた締約国の法令に基づいて当該事業体に適用される適用除外及び免除並びにこれらに関連する措置

(g) 当該事業体に関する公に入手可能な追加的な情報（年次財政報告及び第三者による監査を含む。）

第十三・八条 一般的例外

この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十四章 知的財産

第A節 一般規定

第十四・一条 冒頭の規定

1 両締約国は、革新的かつ創造的な商品の生産及び商業化並びに両締約国間のサービスの提供を促進し、並びに貿易及び投資から得られる利益を増大させるため、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産権の侵害（不正使用及び違法な複製を含む。）に対して知的財産権を行使するための措置をとる。

2 締約国は、この章の規定に反しないことを条件として、この章において要求される知的財産権の保護又は行使よりも広範な保護又は行使を自国の法令において規定することができるが、そのような義務を負わない。

3 この章の規定の適用上、「知的財産」とは、第十四・八条から第十四・三十九条まで又は貿易関連知的所有権協定第二部第一節から第七節までの規定の対象となる全ての種類の知的財産をいう。知的財産の保護には、千八百八十三年三月二十日にパリで作成された工業所有権の保護に関するパリ条約（以下「パリ条約」という。）（注）第十条の二に規定する不正競争からの保護を含む。

注 パリ条約とは、千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日に

ストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（千九百七十九年九月二十八日の修正を含む。）をいうものと了解する。

4 貿易関連知的所有権協定第一部、特に第七条及び第八条に定める目的及び原則は、この章の規定について準用する。

第十四・二条 合意された原則

両締約国は、国内制度における公共政策の目的を考慮した上で、特に透明性及び無差別の原則を尊重し、並びに関連する利害関係者（権利者及び利用者を含む。）の利益を考慮に入れつつ、それぞれの知的財産に関する制度を通じて次のことを行う必要性を認識する。

- (a) イノベーション及び創造性を促進すること。
- (b) 情報、知識、技術、文化及び芸術の普及を円滑にすること。
- (c) 競争を促進し、及び開放された、かつ、効率的な市場を育成すること。

第十四・三条 国際協定

1 この章の規定は、両締約国が締結している知的財産の分野における他の国際協定に基づく両締約国の権

利及び義務を補完する。

2 両締約国は、この協定の効力発生の日に両締約国が締結している知的財産に関する国際協定（注）に定める義務を履行することについての約束を確認する。当該国際協定には、次のものを含む。

注 この2に規定する知的財産に関する国際協定には、欧州連合構成国が締結しているものを含む。

- (a) 貿易関連知的財産協定
- (b) パリ条約
- (c) 千九百六十一年十月二十六日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下「ローマ条約」という。）
- (d) 千八百八十六年九月九日にベルヌで作成された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下「ベルヌ条約」という。）（注）

注 ベルヌ条約とは、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百零八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四

年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセル

で、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九

月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（千九百七十九年九月二十八日の修正を含む。）をいうものと了解する。

(e) 千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで採択された著作権に関する世界知的所有権機関条約

(f) 千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで採択された実演及びレコードに関する世界知的所有権機

関条約

(g) 千九百七十七年四月二十八日にブダペストで作成された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

(h) 千九百六十一年十二月二日にパリで作成された植物の新品種の保護に関する国際条約（以下「千九百九十一年のUPOV条約」という。）（注）

注 千九百九十一年のUPOV条約とは、千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約をいうものと了解する。

(i) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議

定書

(j) 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約

3 各締約国は、この協定の効力発生の日までに次の多数国間協定を締結していない場合には、これらの協定を批准し、又はこれらに加入するためにあらゆる合理的な努力を払う。(注)

注 欧州連合については、欧州連合構成国によるこの3に規定する多数国間協定の批准又はこれらへの加入を含む。

(a) 二千年六月一日にジュネーブで採択された特許法条約

(b) 千九百九十四年十月二十七日にジュネーブで採択された商標法条約

(c) 二千六年三月二十七日にシンガポールで採択された商標法に関するシンガポール条約

(d) 千九百九十九年七月二日にジュネーブで採択された意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ

改正協定

(e) 二千十二年六月二十四日に北京で採択された視聴覚的実演に関する北京条約

(f) 二千十三年六月二十七日にマラケシュで採択された盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害の

ある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約

第十四・四条 内国民待遇

1 一方の締約国は、この章の規定の対象となる全ての種類の知的財産について、知的財産の保護（注1）に関し、自国の国民（注2）に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。ただし、パリ条約、ベルヌ条約、ローマ条約及び千九百八十九年五月二十六日にワシントンで採択された集積回路についての知的所有権に関する条約に既に定める例外については、この限りでない。実演家、レコード製作者及び放送機関については、そのような義務は、この協定に定める権利についてのみ適用する。

注1 この条及び次条の規定の適用上、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響を及ぼす事項を含む。

注2 この条及び次条の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとする。

2 1の規定に基づく義務は、貿易関連知的所有権協定第五条に定める例外の対象にもなる。

第十四・五条 最恵国待遇

一方の締約国は、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に対し即時かつ無条件に与える。ただし、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条に定める例外については、この限りでない。

第十四・六条 手続事項及び透明性

- 1 各締約国は、自国の知的財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進するようあらゆる合理的な努力を払う。
- 2 各締約国は、自国の知的財産に関する制度の効率的な運用を確保することを目的として、国際的な基準に従って知的財産権に関する自国の行政上の手続の効率性を向上させるための適当な措置をとる。
- 3 各締約国は、自国の知的財産に関する制度の運用における透明性を一層促進することを目的として、次のことを行うために利用し得る適当な措置をとるようあらゆる合理的な努力を払う。
 - (a) 次の事項に関する情報を公開し、及び当該事項に関する一件書類に含まれている情報を公衆に利用可能なものとする。
 - (i) 特許の出願及び付与
 - (ii) 意匠の登録
 - (iii) 商標の登録及び登録出願
 - (iv) 植物の新品種の登録

(v) 地理的表示の登録

(b) 第十四・五十一条に定める国境措置として知的財産権の侵害物品の解放を停止するために権限のある当局がとる措置に関する情報を公衆に利用可能なものとする事。

(c) 知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報その他の自国の知的財産に関する制度に係る情報を公衆に利用可能なものとする事。

(d) 知的財産権の行使に関する関係法令、最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定に関する情報を公衆に利用可能なものとする事。

第十四・七条 知的財産の保護についての啓発の促進

各締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）の促進を継続するために必要な措置をとる。

第B節 知的財産に関する基準

第一款 著作権及び関連する権利

第十四・八条 著作者

各締約国は、著作者に対し、次の事項を許諾し、又は禁止する排他的権利を与える。

- (a) 著作物の全部又は一部を直接又は間接に複製すること（方法及び形式のいかんを問わない。）。
- (b) 著作物の原作品又は複製物を販売その他の方法により公衆に譲渡すること（形式のいかんを問わない。）。ただし、著作物の原作品又は複製物の販売その他の譲渡（著作者の許諾を得たものに限る。）が最初に行われた後におけるこの(b)に定める権利の消尽については、各締約国がその条件を定めることができる。

- (c) 著作物を有線又は無線の方法により公衆に伝達すること（公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の利用が可能となるような状態に当該著作物を置くことを含む。）。

第十四・九条 実演家

各締約国は、実演家に対し、次の事項を許諾し、又は禁止する排他的権利を与える。

- (a) 実演を固定すること。
- (b) 実演の固定物の全部又は一部を直接又は間接に複製すること（方法及び形式のいかんを問わない。）。
- (c) 実演のレコードへの固定物を販売その他の方法により公衆に譲渡すること。ただし、固定された実演

の原作品又は複製物の販売その他の譲渡（実演家の許諾を得たものに限る。）が最初に行われた後におけるこの(c)に定める権利の消尽については、各締約国がその条件を定めることができる。

(d) 実演の固定物を有線又は無線の方法により公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くこと。

(e) 実演を無線の方法により放送し、又は公衆に伝達すること（実演がそれ自体既に放送されたものである場合及び固定物から行われるものである場合を除く。）。

第十四・十条 レコード製作者

各締約国は、レコード製作者に対し、次の事項を許諾し、又は禁止する排他的権利を与える。

(a) レコードの全部又は一部を直接又は間接に複製すること（方法及び形式のいかんを問わない。）。

(b) レコード（複製物を含む。）を販売その他の方法により公衆に譲渡すること。ただし、レコードの原作品又は複製物の販売その他の譲渡（レコード製作者の許諾を得たものに限る。）が最初に行われた後におけるこの(b)に定める権利の消尽については、各締約国がその条件を定めることができる。

(c) レコードを有線又は無線の方法により公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能と

なるような状態に置くこと。

第十四・十一条 放送機関

各締約国は、放送機関に対し、次の事項を許諾し、又は禁止する排他的権利を与える。

- (a) 放送を固定すること。
- (b) 放送の固定物を複製すること。
- (c) 放送を有線又は無線の方法により公衆の要請に応じて利用が可能となるような状態に置くこと（注1）。

（注2）

注1 欧州連合については、このことを許諾し、又は禁止する権利は、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において要請が行われる場合に限定する。

注2 日本国については、この(c)の規定は、公衆の要請に応じて自動的に行われる公衆送信の形式（手動で行われるものを除く。）について適用する。

- (d) 放送を無線の方法により再放送すること。
- (e) 料金を支払うことによつて公衆が入場することができるところにおいて放送を公衆に伝達すること。た

だし、各締約国は、その排他的権利を行使する条件を定めることができる。

第十四・十二条 レコードの利用

両締約国は、レコードの利用についての保護に関する国際的な基準の重要性に十分な考慮を払いつつ、公衆に対するあらゆる伝達のためのレコードの利用についての十分な保護に関し引き続き討議することに合意する。

第十四・十三条 保護期間

1 ベルヌ条約第二条に規定する文学的又は美術的著作物に関する著作者の権利についての保護期間は、著作者の生存期間及び著作者の死後七十年とする（著作物が適法に公衆に利用可能なものとされる日のいかに問わない）。当該権利の保護期間は、自然人の生存期間に基づいて計算されない場合には、著作物が適法に公衆に利用可能なものとされた後少なくとも七十年とする。著作物の創作の後七十年以内に適法に公衆に利用可能なものとされない場合には、当該保護期間は、当該著作物の創作から少なくとも七十年とする。

2 実演家の権利についての保護期間は、実演の後少なくとも五十年とする。

3 レコード製作者の権利についての保護期間は、レコードが発行された後少なくとも七十年とする。レコードへの固定から少なくとも五十年以内に発行されなかった場合には、当該保護期間は、当該固定が行われた後少なくとも五十年とする（注）。

注 各締約国は、五十年を経過した後の二十年の保護期間中に生ずる利益が実演家とレコード製作者との間で公平に配分されることを確保するための効果的な措置をとることができる。

4 放送に係る権利についての保護期間は、放送の最初の送信の後少なくとも五十年とする。

5 この条に定める保護期間は、当該保護期間の根拠となる事実が生じた年の翌年の一月一日から起算する。

第十四・十四条 制限及び例外

各締約国は、自国が締結している条約及び国際協定に従い、第十四・八条から第十四・十二条までに定める権利の制限又は例外について、対象事項の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合においてのみ定めることができる。

第十四・十五条 美術の著作物に関する著作者の追及権

両締約国は、美術の著作物の原作品の再販売による利益を受ける権利に関する問題並びに欧州連合及び日本国における当該問題の状況について意見及び情報を交換することに合意する。

第十四・十六条 集中管理

両締約国は、次のことを行う。

- (a) 双方の集中管理を行う団体の間で協力を促進する重要性を認識すること。
- (b) 集中管理を行う団体の透明性を高めることに合意すること。
- (c) 集中管理を行う団体が直接に又は集中管理を行う他の団体を通じて代表する権利者について、当該集中管理を行う団体が当該権利者を無差別に待遇することを促進するよう努めること。

第十四・十七条 既存の対象事項の保護

- 1 各締約国は、ベルヌ条約第十八条及び貿易関連知的所有権協定第十四条6の規定を、著作物、実演及びレコード並びにこの款の規定によって要求されるこれらの対象事項に関する権利及び当該対象事項に与えられる保護について準用する。

- 2 締約国は、この協定の効力発生の日に自国の領域において公共の領域（パブリック・ドメイン）にある

対象事項については、保護を回復することを要求されない。

第二款 商標

第十四・十八条 商標により与えられる権利

各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていない全ての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用すること（注）の結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを確保する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、締約国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

注 この条の規定の適用上、これらの標識を「使用すること」には、少なくとも、当該標識が付された商品又は商品の包装を輸入し、及び輸出することを含む。

第十四・十九条 例外

各締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利

につき、記述上の用語の公正な使用（注）のような限定的な例外を定めるものとし、また、他の限定的な例外を定めることができる。

注 記述上の用語の公正な使用には、工業上又は商業上の公正な慣習に基づく商品又はサービスの地理的産地を表示するための標識の使用を含む。

第十四・二十条 侵害とみなす予備行為

各締約国は、ラベル及び包装に関し、登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて当該登録された商標と同一又は類似の標識を商業上使用し、又は使用させることを目的として、当該同一又は類似の標識を付する（注）ラベル又は包装につき、少なくとも次の予備行為が当該登録された商標の権利者の承諾を得ることなく行われた場合には、これらを当該登録された商標の侵害とみなすことを定める。

注 この条の規定の適用上、日本国については、「付する」とは、表示することをいう。

- (a) 製造
- (b) 輸入

(c) 提示（注）

注 この条の規定の適用上、欧州連合は「提示」を提供又は市場における提供とみなし、日本国は「提示」を譲渡とみなす。

第十四・二十一条 広く認識されている商標

両締約国は、パリ条約第六条の二並びに貿易関連知的所有権協定第十六条2及び3に定める広く認識されている商標の保護を実施するため、千九百九十九年の第三十四回WIPPO加盟国総会の各種会合の際に開催された工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及びWIPPOの一般総会において採択された周知商標の保護規則に関する共同勧告の重要性を確認する。

第三款 地理的表示

第十四・二十二条 適用範囲

1 この款の規定は、両締約国を原産地とするぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料（注1）及び農産品（注2）の地理的表示の認定及び保護について適用する。

注1 この款の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「アルコール飲料」とは、一パーセント以上のアルコールを含有する飲料をいう。

注2 この款の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「農産品」とは、農林水産品及び食料品（アルコール飲料を除く。）をいう。

2 この章の規定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が締約国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

3 附属書十四―Bに掲げる一方の締約国の地理的表示は、他方の締約国が附属書十四―Aに掲げる他方の締約国の法令に従って保護する商品の種類に該当する場合には、この協定に基づいて他方の締約国が保護する。

第十四・二十三条 地理的表示の保護に関する制度

1 各締約国は、自国の領域において、地理的表示の登録（注）及び保護のための制度を定め、又は維持する。

注 この款の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「登録」及び「登録する」を、それぞれ、日本国の関係法令に規定する「指定」又は「保護の確認」及び「指定する」又は「保護を確認する」と同一の意義を有するものとみなすことが

できる。

2 1に規定する制度には、少なくとも次の要素を含める。

- (a) 登録された地理的表示の表を公衆に利用可能なものとする公式の手段
- (b) ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が締約国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを(a)に規定する登録が行われる地理的表示が特定することを確認する行政上の手続
- (c) 異議申立ての手続（第三者の正当な利益を考慮することを認めるもの）
- (d) 地理的表示の保護についての取消し（注1）の手続（第三者及び問題となっている登録された地理的表示の使用者の正当な利益を考慮するもの）（注2）

注1 この款の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「取消し」を日本国の関係法令に規定する「保護の適用除外」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

注2 各締約国は、1に規定する制度に関する自国の法令の適用を妨げることなく、地理的表示の登録を無効とするための法的手段を確保する。

第十四・二十四条 地理的表示の表

1 日本国は、附属書十四―B第一編第A節及び第二編第A節に掲げる欧州連合の地理的表示に関する異議申立ての手續及び審査を完了した後に、当該欧州連合の地理的表示が、貿易関連知的所有権協定第二十二條1に規定する地理的表示であり、及び前条に規定する制度に基づいて欧州連合が登録している地理的表示であることを認める。日本国は、この款の規定に従って当該欧州連合の地理的表示を保護する。

2 欧州連合は、附属書十四―B第一編第B節及び第二編第B節に掲げる日本国の地理的表示に関する異議申立ての手續及び審査を完了した後に、当該日本国の地理的表示が、貿易関連知的所有権協定第二十二條1に規定する地理的表示であり、及び前条に規定する制度に基づいて日本国が登録している地理的表示であることを認める。欧州連合は、この款の規定に従って当該日本国の地理的表示を保護する。

第十四・二十五条 地理的表示の保護の範囲

1 一方の締約国は、第十四・二十九條の規定に従うことを条件として、附属書十四―Bに掲げる他方の締約国の地理的表示に関し、利害関係者に対し、自国の領域において次のことを防止するための法的手段を確保する。(注)

注 この1の規定の適用上、次節第二款の規定にかかわらず、各締約国は、行政上の措置による実施を確保することができる。

- (a) 次の場合であっても、ある商品を特定する地理的表示を当該地理的表示の明細書における該当する要件を満たしていない同種の商品（注）に対して使用すること。

注 この1、第十四・二十七条4並びに第十四・二十九条1及び2の規定の適用上、「同種の商品」とは、第十四・二十三条2に定める締約国の制度において保護されている地理的表示に係る商品との関係において、当該締約国において登録されている地理的表示に係る商品と同一の分類の商品に該当する商品をいう。

- (i) 真正の原産地が表示される場合

- (ii) 地理的表示が翻訳又は音訳（注1）が行われた上で使用される（注2）場合

注1 この款の規定の適用上、音訳には、関連する地理的表示の一以上の原語の発音に沿った文字の変換を含む。

注2 翻訳又は音訳が行われた上で使用されることについては、個別の事例に応じて判断されるものと了解する。この(ii)の規定は、保護される名称と翻訳又は音訳が行われた用語との間に関連がないという証拠が提供される場合には、適用しない。

- (iii) 地理的表示が「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合

- (b) 商品の特定又は提示において、商品の地理的原産地又は性質について公衆を誤認させるような方法で、問題となっている商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し、又は示唆する手段を使用すること。
- (c) その他パリ条約第十条の二に規定する不正競争行為を構成する形で使用すること。
- 2 各締約国は、関係生産者の衡平な待遇及び消費者による誤認防止を確保する必要性を考慮して、同一である地理的表示が自国の領域において相互に区別されるような実際的条件を定めることができる。
- 3 一方の締約国は、この協定に基づいて保護される他方の締約国の地理的表示と同一である第三国の地理的表示を国際協定に従って保護しようとする場合には、異議申立てのための公示の日までに他方の締約国に対し意見を表明する機会について通報する。ただし、第三国の関連する地理的表示の保護についての異議申立ての手続がこの協定の効力発生の日の後に開始される場合に限る。
- 4 各締約国は、前条に規定する異議申立ての手続及び審査において、ある名称を附属書十四―Bに掲げる地理的表示として保護することを要求されない理由として次の事項を考慮することができる。
- (a) 当該名称が、植物の品種又は動物の種類の名称に抵触し、結果として商品の真正の原産地を消費者に

誤認させるおそれがあること。

(b) 当該名称が、関係する商品の一般名称として日常の言語の中で通例として用いられている用語であること。

5 1 (a)に規定する地理的表示の明細書にかかわらず、附属書十四―Bに掲げる欧州連合の特定の地理的表示についてこの款に定める保護は、この協定の効力発生の日から七年間、当該地理的表示によって特定される商品に関して、おろし、切分け及び包装から成る作業（分割及び内部の包装を含む。）が日本国の領域内で行われる可能性を排除するものではない。ただし、当該商品が日本国の市場に仕向けられるものであり、かつ、再輸出の目的でない場合に限る。

6 両締約国は、5に定める七年の期間の満了前に相互に受け入れることができる解決を得るため、この協定の効力発生の日の後三年以内に、5の規定の実施について見直す。

第十四・二十六条 地理的表示の使用の範囲

1 いかなる者も、この款の規定に基づいて保護される地理的表示を使用することができる。ただし、その使用が、当該地理的表示によって特定される商品に関連しており、かつ、この協定に基づく保護の範囲に

従うものである場合に限る。

2 一方の締約国の地理的表示がこの協定に基づき他方の締約国において保護される場合には、そのような保護される名称の正当な使用は、他方の締約国において使用者の登録又は追加の料金の対象とならない。

第十四・二十七条 商標との関係

1 各締約国は、地理的表示がこの款の規定に基づいて保護される場合には、その使用が商品の品質を誤認させるおそれがある商標の登録を拒絶する。ただし、当該商標の登録出願が、関係する領域において2及び3に規定する地理的表示の保護を適用する日（注）の後に提出される場合に限る。この1の規定に違反して登録された商標については、無効とする。

注 この1の規定の適用上、この協定の効力発生の日又は第十四・二十四条に規定する地理的表示に関する異議申立てのための公示の日のうちいずれか遅い日の後に締約国において提出された商標の出願の審査については、当該地理的表示に関する異議申立てのための公示を考慮する。

2 第十四・二十四条に規定する地理的表示であって、この協定の効力発生の日に附属書十四―Bに掲げるものについては、保護を適用する日は、この協定の効力発生の日とする。

3 第十四・三十条に規定する地理的表示であつて、この協定の効力発生の日に附属書十四―Bに掲げていないものについては、保護を適用する日は、同附属書の改正の効力発生の日とする。

4 両締約国は、地理的表示に抵触する先行する商標が締約国において存在することが、当該締約国における同種の商品に関してこの協定に基づくその後の地理的表示の保護を完全に妨げるものではないことを認識する。(注)

注 権限のある当局は、先行する既存の商標に抵触する地理的表示の保護について一定の条件を要求することができる。

5 締約国において地理的表示がこの協定に基づいて保護される前に、当該締約国において商標が善意に出願され、若しくは登録された場合又は商標に関する権利が善意の使用により取得された場合には、この款の規定を実施するためにとられる措置は、これらの商標が当該地理的表示と同一又は類似のものであることを理由として、当該商標の登録の適格性若しくは有効性又は当該商標を使用する権利に影響を及ぼすものではない。

第十四・二十八条 保護の執行

各締約国は、自国の権限のある当局に対し、附属書十四―Bに掲げる地理的表示を保護するため、自国の

法令に従い、職権により、又は利害関係者の要請により、適当な措置をとる権限を与える。

第十四・二十九条 例外

1 第十四・二十五条1の規定にかかわらず、一方の締約国は、農産物を特定する附属書十四―Bに掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大七年の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止する。一方の締約国において生産され、かつ、当該先使用に関係する商品には、真正の地理的原産地についての明瞭で視認することができる表示を付する。

2 第十四・二十五条1の規定にかかわらず、一方の締約国は、ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料を特定する附属書十四―Bに掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大五年の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止する（ただし、貿易関連知的所有権協定第二十四条4の規定が適用される場合を除く。）。一方の締約国において生産され、かつ、当該先使用に関係する商品には、真正の地理的原産地についての明瞭で視認することができる表示を付する。

3 各締約国は、消費者による誤認防止を確保する必要性を考慮して、1及び2に規定する先使用が自国の領域において地理的表示と区別されるような実際的条件を定めることができる。

4 1に規定する経過期間については、1に規定する他方の締約国の領域において生産される関係する商品についての地理的表示の使用が当該他方の締約国の領域において適用される附属書十四―Aに掲げる関係法令を遵守していない場合には、適用しない。

5 この款のいかなる規定も、自己の氏名若しくは名称又は事業の前任者の氏名若しくは名称が公衆を誤認させるように用いられる場合を除くほか、これらの氏名又は名称を商業上使用する者の権利に影響を及ぼすものではない。

第十四・三十条 地理的表示の表の改正

1 両締約国は、第十四・二十四条に規定する地理的表示に関する異議申立ての手續及び審査を完了した後、第十四・五十三条3及び4の規定に従い附属書十四―Bの地理的表示の表を両締約国が満足するように改正する可能性について合意する。

2 第十四・二十五条4の規定は、附属書十四―Bに掲げる地理的表示として保護される名称の追加につい

て適用する。

3 この款のいかなる規定も、一方の締約国に対し、他方の締約国の地理的表示であって、他方の締約国の法令に従って保護されておらず、又は保護が終了したものを保護することを義務付けるものではない。各締約国は、原産地である締約国の領域において地理的表示の保護が終了した場合には、他方の締約国に通報する。

4 両締約国は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、附属書十四―Bに掲げる地理的表示の保護の継続に影響を及ぼす問題に関し、相互に受け入れることができる解決を得るため、同附属書の改正のための協議を行う。

第四款 意匠（注）

注 この款の規定の適用上、欧州連合については、「意匠」とは、登録されたデザインをいう。

第十四・三十一条 意匠

1 各締約国は、独自に創作された新規性及び独創性のある意匠（製品（注）の部分についての意匠を含み、当該部分が当該製品から分離することができるかどうかを問わない。）の保護について定める。当該

保護は、登録により与えられるものとし、また、この条の規定に従い権利者に対して排他的権利を与える。

注 この1及び2の規定の適用上、日本国については、「製品」を「物品」と解釈する。

2 複合製品の構成部品を成す製品に適用され、又は組み込まれる意匠については、次の(a)及び(b)に定める要件(注)を満たす場合には、新規性及び獨創性があるものと認める。

注 締約国は、(a)及び(b)に定める要件に代えて、自国の法令に基づく要件に基づいて複合製品の構成部品を成す製品に適用され、又は組み込まれる意匠を新規性及び獨創性があるものと認めることができる。

(a) 複合製品に組み込まれた構成部品を当該複合製品の通常の使用(注)中に引き続き視認することができること。

注 この2の規定の適用上、「通常の使用」とは、最終使用者による使用をいい、保守、点検及び修理の作業を除く。

(b) 構成部品の視認することができる特徴がそれ自体で新規性及び創作性の要件を満たすこと。

3 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第二十六条2の規定に適合する方法により、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。

4 この条の規定は、この章の規定又は他の知的財産（商品の登録されていない外観、商標その他の識別性のある標識及び特許を含む。）に関する各締約国の法令の適用を妨げるものではない。

5 各締約国は、保護されている意匠の権利者の承諾を得ていない第三者が当該保護されている意匠と同一又は類似の意匠を用いており、又は含んでいる物品を商業上の目的で製造し、販売し、輸入し、又は輸出することを当該権利者が防止する権利を少なくとも有することを確保する。

6 各締約国は、意匠を登録する出願人が、権限のある当局に対し当該出願人が指定する期間（自国の法令に定める期間を超えないものとする。）中に当該意匠を公開しないよう請求することができることを定める。

7 各締約国は、意匠についての保護の合計期間を少なくとも二十年とすることを確保する。

第五款 商品の登録されていない外観

第十四・三十二条 商品の登録されていない外観

1 両締約国は、意匠、著作権又は不正競争の防止に関する法令によって商品の外観を保護することができることを認識する。

2 各締約国は、商品の登録されていない外観を複製することによって当該外観が使用される場合には、自国の法令で定める範囲内で、その使用を防止するための法的手段を確保する。当該使用には、少なくとも当該商品についての販売の申出、市場への提供、輸入及び輸出を含む。(注)

注 この条の規定の適用上、締約国は、「複製」、「外観」、「申出」及び「市場への提供」を、それぞれ「模倣」、「形態」、「展示」及び「販売」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

3 商品の登録されていない外観についての保護期間は、両締約国のそれぞれの法令に従って少なくとも三年とする。

第六款 特許

第十四・三十三条 特許

1 各締約国は、特許が特許権者に対し次の排他的権利を与えることを確保する。

(a) 特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出(注)若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利

注 この1の規定の適用上、「販売の申出」には、輸出を含めることができる。

- (b) 特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し、及び少なくとも当該方法により直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利
- 2 各締約国は、第三者の正当な利益を考慮して、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、当該例外が特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。
- 3 両締約国は、それぞれの領域における単一の特許保護制度（統一された司法制度を含む。）を定めることの重要性を認識する。
- 4 両締約国は、実体的な特許法の国際的な調和、特に、猶予期間、先使用权及び係属中の特許出願の公開についての調和を促進するために引き続き協力する。
- 5 両締約国は、それぞれの実体的な特許審査に影響を及ぼすことなく、出願人が効率的かつ迅速な態様で特許を取得することができるようにするため、調査及び審査の結果の相互利用（例えば、特許協力条約に基づく利用その他の利用（注））を促進する協力について十分に考慮する。

注 この利用には、特許審査ハイウェイに基づくものを含めることができる。

第十四・三十四条 特許及び公衆の健康

1 両締約国は、WTOの閣僚会議において二千一年十一月十四日に採択された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言の重要性を認識する。両締約国は、この章の規定に基づく権利及び義務の解釈及び実施に当たり、同宣言との整合性を確保する。

2 両締約国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言の6の規定の実施に関する二千三年八月三十日のWTOの一般理事会の決定を尊重し、及びその実施に寄与する。

第十四・三十五条 医薬品(注1)及び農業用の化学品(注2)に関する特許により与えられる保護

期間の延長

注1 欧州連合については、この条に規定する「医薬品」とは、医薬品の補足的保護証明書に関する二千九年五月六日の欧州議会及び閣僚理事会の規則(EC)第四六九・二〇〇九号に定義する医薬品をいう。

注2 欧州連合については、この条に規定する「農業用の化学品」とは、植物防疫製品の補足的保護証明書の作成に関する千九百九十六年七月二十三日の欧州議会及び閣僚理事会の規則(EC)第一六一〇・九六号に定義する植物防疫製品をいう。

各締約国は、医薬品又は農薬用の化学品に関連する発明に与えられる特許に関し、自国の関係法令に定める条件に従い、販売承認手続のため特許を与えられた発明を実施することができない期間のための補償的な保護期間を定める。最長の補償的な保護期間は、この協定の署名の日において、各締約国の関係法令により五年（注）と定められる。

注 欧州連合については、小児に関する研究が実施され、及びその研究結果が製品情報に反映された医薬品の場合には、更に六箇月延長することができる。

第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ

第十四・三十六条 営業秘密の保護の範囲

1 各締約国は、貿易関連的所有権協定第三十九条2の規定に従い、自国の法令において、営業秘密を十分かつ効果的に保護することを確保する。

2 この条及び次節第三款の規定の適用上、

(a) 「営業秘密」とは、次の全ての要件を満たす情報をいう。

(i) 情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常

扱う集団に属する者に一般的に知られておらず、又は当該者が容易に知ることができないという意味において秘密であること。

- (ii) 秘密であることにより商業的価値があること。
 - (iii) 情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための状況に応じた合理的な措置がとられていること。
 - (b) 「営業秘密の保有者」とは、営業秘密を合法的に管理する者をいう。
- 3 この条及び次節第三款の規定の適用上、各締約国は、自国の法令に従い、少なくとも次の行為を公正な商慣習に反するものと認めることを定める。
- (a) 不法な手段により営業秘密の保有者の承諾を得ることなく営業秘密を取得すること又は合法的に営業秘密の保有者の管理の下にある文書、物体、資料、物質若しくは電子ファイル（営業秘密を含み、又は営業秘密を推測することができるもの）について許可なくアクセスを行い、盗取し、若しくは複製すること。
 - (b) 次のいずれかの条件を満たすと認められる者が、営業秘密の保有者の承諾を得ることなく営業秘密を

使用し、又は開示すること。

(i) (a)に規定する態様で営業秘密を取得したこと。

(ii) 不正な利益を得る意図又は営業秘密の保有者に損害を与える意図をもって、秘密保持に関する合意その他の営業秘密を開示しない義務に違反すること。

(iii) 不正な利益を得る意図又は営業秘密の保有者に損害を与える意図をもって、契約上の義務その他の義務であつて、営業秘密の使用を制限するものに違反すること。

(c) 営業秘密の取得、使用又は開示の時点において、当該営業秘密を(b)に規定する態様で開示した他の者から直接又は間接に取得したものであることを知っていた又はそのような状況において知っているべきであつた(注)者(b)に定めることを実行するよう他の者を誘引した者を含む。)が当該営業秘密を取得し、使用し、又は開示すること。

注 この条の規定の適用上、締約国は、「知っているべきであつた」を「知らないことについて重大な過失があつた」と解釈することができる。

4 この款のいかなる規定も、締約国に対し、次の行為について、公正な商慣習に反するものと認めること

又は次節第三款に定める措置、手続及び救済の対象とすることを要求するものではない。

- (a) ある者が関連する情報を独立して発見し、又は創出すること。
- (b) 合法的に製品を所持し、かつ、関連する情報の取得を制限する法的に有効な義務を負わない者が製品を分解し、又は解析すること（リバース・エンジニアリング）。
- (c) 関係法令の要請又は許可により情報を取得し、使用し、又は開示すること。
- (d) 通常の雇用の過程において公正に取得した経験及び技術を従業員が活用すること。
- (e) 表現及び情報の自由についての権利の行使において情報を開示すること。

第十四・三十七条 販売承認の手続における試験データの取扱い

1 各締約国は、新規性のある医薬用有効成分を利用する医薬品（注）の販売承認において、販売承認の申請者が、最初の申請者により自国の権限のある当局に提出された開示されていない試験データその他のデータを当該最初の申請者による申請が承認された日から起算する一定の期間利用し、又は参照することを防止する。当該期間については、この協定の効力発生の日において、各締約国の関係法令により少なくとも六年と定める。

注 欧州連合については、この条に規定する「医薬品」とは、医薬品の補足的保護証明書に関する二千九百九十九年五月六日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＣ）第四六九・二〇〇九号に定義する医薬品をいう。

2 締約国は、新規性のある化学物質を利用する農業用の化学品（注）の販売承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、自国の関係法令に従って次のいずれかのことを確保する。

注 欧州連合については、この条に規定する「農業用の化学品」とは、植物防疫製品の補足的保護証明書の作成に関する千九百九十六年七月二十三日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＣ）第一六一〇・九六号に定義する植物防疫製品をいう。

(a) 販売承認の申請者が、最初の申請者により自国の権限のある当局に提出された当該データを当該最初の申請者による申請が承認された日から起算して少なくとも十年間利用し、又は参照することを防止すること。

(b) 同一の製品に関して先行する申請があった場合においても、販売承認の申請者が当該先行する申請が承認された日から起算して少なくとも十年間原則として試験データの一式全てを提出することを要求すること。

第八款 植物の新品種

第十四・三十八条 植物の新品種

各締約国は、千九百九十一年のUPOV条約に基づく権利及び義務に従い、全ての植物の種類の新品種に対する保護を与える。

第九款 不正競争

第十四・三十九条 不正競争

1 各締約国は、パリ条約(注)に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

注 両締約国は、パリ条約第十条の二の規定がサービスの提供に関連する不正競争行為をそれぞれの法令に従って対象とすることを了解する。

2 国別コード・トップレベル・ドメインのドメイン名(注1)を管理するための欧州連合及び日本国のそれぞれの制度に関し、少なくとももある者が商標と同一の又は混同を生じさせるほどに類似したドメイン名を利益を得る不誠実な意図をもって登録し、又は保有する場合には、それぞれの法令に従って適当な救済(注2)を利用可能なものとする。

注1 欧州連合については、この2の規定は、「.eu」のドメイン名についてのみ適用する。

注2 両締約国は、この2に規定する救済には、特に、登録されたドメイン名の抹消、取消し及び移転、ドメイン名を登録した者若しくは登録されたドメイン名を保有する者及びドメイン名の登録機関に対する差止めによる救済又はドメイン名を登録した者若しくは登録されたドメイン名を保有する者に対する損害賠償を含めることができることを了解する。

3 各締約国は、パリ条約第六条の七(2)の規定の実施を通じて、商標の許諾を得ない使用からの効果的な保護を与える。

第C節 権利行使

第一款 一般規定

第十四・四十条 権利行使に関する一般規定

1 両締約国は、貿易関連知的所有権協定、特に第三部の規定に基づく約束を確認する。各締約国は、この節に規定する補完的な措置、手続及び救済(注)であって、知的財産権の行使を確保するために必要なものを定める。当該措置、手続及び救済は、公正かつ公平なものとし、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付されるもの又は不当な遅延を伴うものであってはならぬ

い。

注 締約国は、この章に規定する民事上及び行政上の措置、手続及び救済に影響を及ぼすことなく、知的財産権が侵害された場合の他の適当な制裁を定めることができる。

2 1に規定する措置、手続及び救済については、効果的な、均衡がとれた及び抑止力のある（注）ものとし、また、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

注 この条の規定の適用上、締約国は、「抑止力のある」を貿易関連知的所有権協定第四十一条に規定する「抑止する」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

3 各締約国は、次のことを行うようあらゆる合理的な努力を払う。

(a) 少なくとも不正使用及び違法な複製に係る問題に対処する公的又は私的な諮問機関の設置を奨励すること。

(b) 知的財産権の行使に関係する自国の権限のある当局の利用可能な資源の範囲内で、当該権限のある当局の間の内部の調整を確保し、及び当該権限のある当局による共同行動を円滑にすること。

第十四・四十一条 権利を有する申立人

各締約国は、次の者をこの節に規定する措置、手続及び救済の適用を求める権利を有する者と認める。

- (a) 自国の法令に基づいて知的財産権を保有する者
- (b) 第十四・三十六条に規定する営業秘密の保有者
- (c) 自国の法令の範囲において及び自国の法令に基づいて認められる他の全ての者及び団体

第二款 民事上の救済に係る権利行使（注1、注2）

注1 この款の規定は、前節第一款から第九款まで（第七款を除く。）に定める知的財産権について適用する。

注2 日本国については、地理的表示に係る民事上の権利行使は、パリ条約第十条の二及び貿易関連知的所有権協定第二十二条の規定の範囲内で確保される。

第十四・四十二条 証拠を保全するための措置

1 各締約国の司法当局は、申し立てられた侵害に関連する証拠を保全するため、適当な場合には秘密の情報の保護を確保する手続に従って、迅速かつ効果的な暫定措置を命ずる権限を有する。

2 各締約国の司法当局は、適当な場合には、特に、遅延により権利者に回復することができない損害が生

ずるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、暫定措置における他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有する。

3 各締約国は、知的財産権の侵害について、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、侵害の疑いのある物品、侵害行為に関連する材料及び道具並びに侵害行為に関連する証拠書類（原本であるか写しであるかを問わない。）を差押えその他の方法で管理の下に置くことを命ずる権限を有することを定める。

第十四・四十三条 情報に関する権利

各締約国は、特権、情報源の秘密の保護又は個人情報情報の処理に関する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の司法当局が、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、権利者の正当な要請に基づき、侵害者又は侵害したと申し立てられた者に対し、少なくとも証拠を収集する目的のため、自国の関係法令に規定する関連情報であつて、当該侵害者又は当該侵害したと申し立てられた者が有し、又は管理するものを当該権利者又は当該司法当局に提供するよう命ずる権限を有することを定める。このような情報には、侵害又は申し立てられた侵害における何らかの局面に参与した者に関する情報及び物品又はサービス（知的

財産権を侵害するもの又は侵害していると申し立てられたもの）の生産手段又は流通経路に関する情報（これらの物品又はサービスの生産又は流通に関与したと申し立てられた第三者及び当該物品又はサービスの流通経路を特定する情報を含む。）を含めることができる。

第十四・四十四条 暫定措置及び予防措置

1 各締約国は、自国の司法当局が、申立人の要請に応じて、侵害したと申し立てられた者に対し、中間的な差止命令（知的財産権の急迫した侵害を防止すること、知的財産権の申し立てられた侵害の継続を暫定的に禁止し、及び適当な場合には当該侵害の継続を反復する罰金の支払の対象とすること（自国の法令で定める場合に限る。）又は権利者に対する補償の確保を意図した保証金の提供を知的財産権の申し立てられた侵害の継続の条件とすることを意図するもの）を発することができることを確保する。中間的な差止命令については、関係する司法当局が管轄権を行使する第三者（注）（当該第三者のサービスが知的財産権を侵害するために使用されている場合に限る。）に対しても、適当な場合には、同一の条件に基づいて発することができる。

注 この条の規定の適用上、締約国は、「第三者」が媒介者を含むことを定めることができる。

2 中間的な差止命令は、知的財産権の侵害の疑いのある物品の流通経路への流入又は流通経路内での移動を防止することを目的として、当該物品の差押え又は引渡しを命ずるためであっても発することができ
る。

3 各締約国は、商業的規模で行われたと申し立てられた侵害の場合において、申立人が損害の回復を損な
うおそれのある状況を立証したときは、自国の司法当局が侵害したと申し立てられた者の動産及び不動産
の予防的な差押え（銀行口座及び他の財産の凍結を含む。）を命ずることができることを確保する。

第十四・四十五条 是正措置

1 各締約国は、自国の司法当局が、侵害を理由として権利者に支払われるべき損害賠償に影響を及ぼすこ
となく、申立人の要請に応じて、知的財産権を侵害していると認定した物品をいかなる補償もなしに少な
くとも流通経路から完全に除去し、又は廃棄する（ただし、例外的な場合を除く。）ことを命ずることが
できることを確保する。当該司法当局は、適当な場合には、当該物品の生産又は製造において主として使
用される材料及び道具を廃棄することも命ずることができるものとする。

2 各締約国の司法当局は、特別の理由がない限り、1に定める是正措置が侵害者の費用負担によって実施

されることを命ずる権限を有する。

第十四・四十六条 差止命令

各締約国は、司法上の決定が知的財産権の侵害を認定する場合には、自国の司法当局が、侵害者及び適当なときは関係する司法当局が管轄権を行使する第三者（注）（当該第三者のサービスが知的財産権を侵害するために使用されている場合に限る。）に対し、その侵害の継続を禁止するための差止命令を発することができることを確保する。

注 この条の規定の適用上、締約国は、「第三者」が媒介者を含むことを定めることができる。

第十四・四十七条 損害賠償

1 各締約国は、民事上の司法手続において、自国の司法当局が、知的財産権を侵害する活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、侵害の結果として権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。

2 各締約国の司法当局は、知的財産権の侵害に対する損害賠償の額を決定するに当たり、特に、権利者が

提示する合理的な価値の評価（逸失利益を含めることができる。）を考慮することができる。

3 締約国は、自国の法令において1に規定する損害賠償の額を決定するための推定（注）について定めることができる。

注 この推定には、損害賠償の額が次のいずれかの額であるとの推定を含めることができる。

- (a) 少なくとも、権利者による知的財産権の行使により当該権利者が受け取る権利を有したであろう額（合理的な使用料を含めることができる。）であつて、知的財産の許諾を得ない使用について権利者に補償するためのもの
- (b) 侵害行為により侵害者が得た利益の額
- (c) 権利者の知的財産権を侵害する物品（実際に第三者に譲渡された物品に限る。）の数量に侵害行為がなかったならば権利者が販売していたであろう物品の単位数量当たりの利益の額を乗じた額

第十四・四十八条 費用

各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の侵害について民事上の司法手続が終了した時に、適当な場合には、敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁護士費用又は自国の法令に定める他の費用を支払うよう命ずる権限を有することを定める。

第十四・四十九条 著作者又は所有者の推定

1 各締約国は、文学的又は美術的著作物の著作者が、反証のない限り当該著作物の著作者本人と認められ、その結果、権利の侵害について訴えを提起することを認められるためには、当該著作者の名が通常の方法により当該著作物に表示されていることで足りることを確保する。

2 締約国は、著作権に関連する権利の保護された対象事項に関し、当該権利の権利者について1の規定を準用することができる。

第三款 営業秘密の不正な取得に対する保護に係る権利行使

第十四・五十条 民事上の手続及び救済

1 各締約国は、営業秘密の取得、使用又は開示が公正な商慣習に反する方法により行われる場合には、当該営業秘密の保有者がそのような取得、使用又は開示を防止し、及び是正するための適当な民事上の司法手続及び救済を定める。

2 各締約国は、自国の法令に従い、自国の司法当局が、関連する民事上の司法手続に係る当事者、その弁護士その他の者に対し、営業秘密又は営業秘密として申し立てられたもの（十分な理由が付された利

害関係者による申立てに応じて自国の司法当局が秘密（注）と認定し、かつ、当該当事者、その弁護士その他の者が当該民事上の司法手続に参加することにより知るに至ったもの）の使用又は開示を行わないよう命ずる権限を有することを定める。

注 締約国は、自国の司法当局が秘密保持命令により営業秘密を秘密と認定することができることを定めることができる。

3 各締約国は、関連する民事上の司法手続において、自国の司法当局が少なくとも次の権限を有することを定める。

(a) 公正な商慣習に反する方法による営業秘密の取得、使用又は開示を防止するための差止めによる救済を命ずること。

(b) 公正な商慣習に反する方法により営業秘密を取得し、使用し、又は開示していたことを知っていた又は知っているべきであった（注）者が、当該営業秘密の保有者に対し、当該営業秘密のそのような取得、使用又は開示により被った実際の不利益に相応する損害賠償の支払を命ずること。

注 この条の規定の適用上、締約国は、「知っているべきであった」を「知らないことについて重大な過失があった」と解釈することができる。

(c) 公正な商慣習に反する方法による営業秘密の取得、使用又は開示の申立てに関する民事上の司法手続において提示された営業秘密又は営業秘密として申し立てられたものの秘密性を保護するため、特定の措置をとること。当該特定の措置には、自国の法令に従い、特定の文書の全部又は一部へのアクセスを制限すること、審理及びこれに対応する記録又は写しへのアクセスを制限すること並びに営業秘密を含む箇所が削除され、又は編集された秘密を含まない版の司法上の決定を利用可能とすることの可能性を含めることができる。

(d) 民事上の司法手続において提示された営業秘密又は営業秘密として申し立てられたものの保護に關し、2に定める司法上の命令に違反した当該司法手続に關係する当事者、その弁護士その他の者に対して制裁を科すること。

4 締約国は、公正な商慣習に反する行為が、自国の關係法令に従い、不当行為、不法行為若しくは違法行為を明らかにするため又は法令により認められた正当な利益を保護するために行われた場合には、1に規定する民事上の司法手続及び救済を定めることを要求されない。

第四款 国境措置に係る権利行使

第十四・五十一条 国境措置に係る権利行使

1 各締約国は、輸入され、又は輸出される物品（注1）に関し、権利者が商標、著作権及び関連する権利、地理的表示（注2）、特許、実用新案、意匠並びに植物の品種に関する権利の侵害の疑いのある物品（以下この条において「侵害の疑いのある物品」という。）の解放を停止し、又はこれを留置するよう自国の税関当局に対して求める申立てを提出することができる手続を自国の関税領域において採用し、又は維持する。

注1 この条の規定の適用上、欧州連合については、「輸入され、又は輸出される物品」とは、税関管理の下にある物品であつて、関税領域に持ち込まれ、関税領域から持ち出され、関税領域に一時蔵置され、税関手続の下に置かれ、又は再輸出されるものをいう。

注2 日本国は、地理的表示に関し、自国の法令に従い、適当な権限のある当局による行政上の措置であつて、侵害の疑いのある物品の国内市場への解放を防止するためのものを定めることにより、この条に定める義務を履行することができる。

2 各締約国は、1に規定する申立てが認められ、又は記録された場合に当該申立てを自国の税関当局が管理する電子的なシステムを設ける。

3 各締約国の税関当局は、1に規定する申立ての提出から合理的な期間内に、当該申立てを認め、又は記録することを決定する。

4 各締約国は、1に規定する申立てが二回以上の輸送に適用されることを定める。

5 各締約国の税関当局は、輸入され、又は輸出される物品に関し、侵害の疑いのある物品の解放を停止し、又はこれを留置するために自国の関税領域において職権により行動する権限を有する。(注)

注 この5の規定の適用上、日本国は、侵害物品の保税運送又は積替えの場合に適用される刑罰を定めることができる。この場合において、

(a) 「保税運送」とは、物品を一の税関官署から他の税関官署まで税関管理の下に運送する税関手続をいう。

(b) 「積替え」とは、輸入及び輸出の双方を扱う一の税関官署の区域内で、税関管理の下に輸入の運送手段から輸出の運送手段に物品を移し替える税関手続をいう。

6 第四・九条の規定は、この条に規定する侵害の疑いのある物品の検出を対象とする。

7 締約国は、プライバシー又は情報の秘密に関する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の税関当局が権利者に対し、解放が停止され、又は留置された物品に関する情報(当該物品に関する記述及び数量並

びに判明している場合には、当該物品の荷送人、輸入者、輸出者又は荷受人の氏名又は名称及び住所並びに当該物品の原産国を含む。)を提供する権限を与えることができる。

8 締約国は、1及び5に定める手続の開始の後合理的な期間内に、侵害の疑いのある物品が侵害しているかどうかを自国の権限のある当局が認定することができる手続を採用し、又は維持することができる。この場合には、当該権限のある当局は、物品が侵害しているとの認定を行った後その廃棄を命ずる権限を有する。締約国は、関係する者が廃棄に同意するか又は反対しない場合には、侵害について正式な認定を必要とすることなく侵害の疑いのある物品の廃棄を認める手続を定めることができる。

9 1及び5の規定に基づいて解放を停止し、又は留置した物品について、締約国が権利者に対し当該物品の保管又は廃棄に実際に要した費用の負担を要求する場合には、当該費用については、当該物品の保管又は廃棄のために提供された役務に応じたものとする。

10 権利者によって又はその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入については、この条の規定を適用する義務は生じない。締約国は、旅行者の手荷物に含まれる少量の非商業的な性質の物品については、この条の規定の適用から除外することができる。

11 第四・三条4に規定する協議は、この条の規定に基づく各締約国の税関当局による国境措置についても取り扱う。

12 両締約国の税関当局は、この款の規定の対象となる知的財産の侵害に対する国境措置について協力することができるとができる。

13 第十四・五十三条に規定する知的財産に関する専門委員会の責任に影響を及ぼすことなく、第四・十四条に規定する原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会は、次の事項についての協力の可能性について検討することができる。

- (a) 侵害物品又は侵害の疑いのある物品の押収に関する一般的な情報の交換
- (b) 次の情報に関して共通の関心を有する特定の項目に関する対話の実施
 - (i) 侵害の疑いのある物品の検出における危険度に応じた管理手法の制度の利用に関する一般的な情報
 - (ii) 侵害物品への対策におけるリスク分析に関する一般的な情報

第D節 協力及び制度上の措置

第十四・五十二条 協力

1 両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれの法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産に関して協力する。そのような協力には、知的財産に関する事項についての締約国と第三国との関係に関する情報の交換を含める。

2 1の規定の適用上、協力には、情報の交換、経験及び技能の共有並びに両締約国間で合意する他の形態の協力及び活動を含めることができる。当該協力については、例えば、次の分野を対象とすることができる。

- (a) 国内の及び国際的な知的財産に関する政策の策定
- (b) 知的財産の管理及び登録の制度
- (c) 知的財産に関する教育及び啓発
- (d) 次の事項に関連する知的財産に係る問題
 - (i) 中小企業
 - (ii) 科学、技術及びイノベーションに係る活動

(iii) 技術の創造、移転及び普及

(e) 研究、イノベーション及び経済成長のための知的財産の利用に係る政策

(f) 知的財産に関する多数国間協定、例えば、W I P O の主催の下で締結され、又は運用されるものの実施

(g) 開発途上国のための技術支援

(h) 知的財産権の侵害の防止に関する最良の慣行、事業及び計画

(i) 世界的規模の知的財産権の侵害に対する共同の努力についての一層の活動に向けた可能性の探求

3 両締約国は、知的財産に関する国際的な規律の枠組みを改善するための活動（既存の国際協定の一層の批准を奨励すること並びに知的財産権に関する国際的な調和、管理及び行使を促進することを含む。）並びにW T O 及びW I P O を含む国際機関における活動について協力するよう努める。

第十四・五十三条 知的財産に関する専門委員会

1 第二十二・三条の規定に基づいて設置される知的財産に関する専門委員会（以下この条において「専門委員会」という。）は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用する責任を負う。

2 専門委員会は、次の任務を有する。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討し、及び監視すること。

(b) 地理的表示に関する立法上及び政策上の進展並びに地理的表示の分野において相互に関心を有する他の問題（この協定に基づく地理的表示の保護に関して附属書十四―Bに掲げる地理的表示の明細書における該当する要件から生ずる問題を含む。）に関する情報を交換すること。

(c) 知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産に関する制度の効率的な、かつ、透明性のある運用を促進するため、知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。

(d) 合同委員会に対して専門委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(e) 合同委員会が第二十二・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

3 専門委員会は、いずれかの締約国の要請があった場合には、附属書十四―A及び附属書十四―Bの改正について合同委員会に勧告を行う。

4 一方の締約国は、第十四・三十条の規定に従い、附属書十四―Bの改正に関する他方の締約国の要請について検討する。

5 専門委員会は、両締約国以外の関係団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第十四・五十四条 安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十四・五十五条 紛争解決

第十四・五十二条の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。

第十五章 企業統治

第十五・一条 目的

1 両締約国は、透明性、効率性、信頼及び健全性に基づく機能的な市場及び健全な金融システムを通じた経済成長を達成するための効果的な企業統治の枠組みの重要性を認識する。

2 各締約国は、自国の領域において効果的な企業統治の枠組みを発展させるための適当な措置をとる。各締約国は、当該措置が、投資家の信頼を高め、及び競争力を向上させることにより、投資を誘引し、及び

奨励し、その結果、当該措置により、それぞれの市場アクセスに関する約束によって与えられた機会を最大限利用することが可能となることを認識する。

3 両締約国は、各締約国が上場会社の企業統治に関する自国の法律上、制度上及び規制上の枠組みを発展させることを制限することなく、この協定に定める相互の市場へのアクセスを促進する範囲内で、この章に定める原則を尊重し、及びこの章の規定を遵守することを約束する。

4 両締約国は、この章の規定の適用を受ける効果的な企業統治の枠組みの発展に関する事項について協力する。

第十五・二条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「取締役会」とは、上場会社の統治機関であって、当該上場会社の運営の監督について意思決定の権限を有するものをいう。その構成員（取締役）は、当該上場会社を統治するため、通常当該上場会社の株主によって選任される。

(b) 「企業統治」とは、会社の経営者、取締役会、株主及び他の利害関係者の間の一連の関係をいい、特

に会社の目的を定める方法及び当該目的を達成する手段を決定すること並びに業績を監督することにより、会社を経営し、及び支配する構造を提供する。

(c) 締約国の「企業統治の枠組み」とは、上場会社の企業統治に関する原則及び規則（拘束力の有無を問わない。）であつて、適用される場合には、当該締約国の権限及び法令に従うものをいう。

(d) 「上場会社」とは、締約国の法令で定められた当該締約国の証券取引所又は規制市場において公に取引するために株式が上場されており、又は値付けされている法人をいう。

第十五・三条 一般原則

1 両締約国は、それぞれの管轄内の上場会社に関する全ての重要な事項（当該上場会社の財務状況、業績、所有及び統治を含む。）の適時の及び正確な開示を行う企業統治の枠組みの役割の重要性を認識する。

2 両締約国は、また、株主に対する経営者及び取締役会の適当な説明責任、独立の、かつ、客観的な立場から行われる取締役会の責任ある意思決定並びに同一の種類株主の平等な待遇を確保するに当たり、企業統治の枠組みの役割の重要性を認識する。

3 次条及び第十五・五条に規定する締約国の企業統治の枠組みに関する規定は、法的拘束力を有する仕組み又は拘束力を有しない方法（例えば、遵守するか、又は遵守しない場合には説明するとの原則）により実施することができる。

4 締約国は、客観的な、かつ、差別的でない基準（例えば、会社の発展の初期の段階又は会社の規模）により正当化される場合には、企業統治の原則又は規則の一部を特定の会社（注）に適用しないことを定めることができる。

注 規制市場以外に上場した会社は、欧州連合が企業統治の原則及び規則の一部の適用から除外することができる会社の例である。

第十五・四条 株主の権利及び所有の機能

1 各締約国の企業統治の枠組みには、上場会社における株主の権利の効果的な行使を保護し、及び促進することを目的とする規定を含む。当該権利には、株主が取締役会の行動を監督すること（注）及び上場会社の重要な意思決定に参加することを可能とするため、適当な場合には、当該上場会社の企業統治の構造に従い、株主総会に出席し、及び投票する権利並びに取締役会の構成員を選任し、及び解任する権利を含む。

む。

注 「取締役会の行動を監督すること」は、株主による取締役会の業務に対する日常の監督を要求するものではない。

2 各締約国の企業統治の枠組みには、投資家にとって有益かつ有用となり得る情報であつて会社の支配に關するものの開示を奨励することを目的とする規定を含む。当該情報には、例えば、資本構成（適当な場合には、異なる種類の株式の摘示を伴うもの）、重要であると認められる直接的又は間接的な株式保有及び特別支配権を含む。

第十五・五条 取締役会の役割

各締約国の企業統治の枠組みには、次の事項を目的とする規定を含む。これにより、当該企業統治の枠組みは、責任ある取締役会的意思決定を促進することとなる。

(a) 取締役会による経営に關する独立の、かつ、客観的な立場からの効果的な監督。このような監督は、例えば、十分な数の独立の取締役（注）の効果的な活用を通じて達成し得る。

注 各締約国は、自国の管轄において、定性的又は定量的な観点から何が「十分な数の独立の取締役」を構成するかについて決定することができる。

(b) 株主に対する取締役会の説明責任の確保

(c) 投資家に関係のある情報（例えば、取締役会の構成、取締役会の委員会及び取締役の独立性についての情報）の十分な開示の確保

第十五・六条 企業買収

各締約国は、上場会社における企業買収を規律する規則及び手続を定める。当該規則及び手続は、当該企業買収に係る取引が透明性のある価格及び公正な条件の下に行われるようにすることを目的とする。

第十五・七条 紛争解決

この章の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。

第十六章 貿易及び持続可能な開発

第十六・一条 文脈及び目的

1 両締約国は、千九百九十二年六月十四日に国際連合環境開発会議によって採択されたアジェンダ二十一、千九百九十八年六月十八日に国際労働総会によって採択された労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言及びその実施についての措置、二千二年九月四日に持続可能な開発に関する世

界首脳会議によって採択された実施計画、二千六年七月五日に国際連合経済社会理事会によって採択された「完全かつ生産的な雇用及び全ての人のための適切な仕事を創出することに資する国内的及び国際的な段階における環境の醸成並びにその持続可能な開発への影響」と題する閣僚宣言、二千八年六月十日に国際労働総会によって採択された公正な国際化のための社会正義に関する国際労働機関の宣言、二千十二年七月二十七日に国際連合総会によって採択された「我々が求める未来」と題する国際連合持続可能な開発会議の成果文書及び二千十五年九月二十五日に国際連合総会によって採択された「我々の世界を変革する…持続可能な開発のための二千三〇アジェンダ」と題する二千十五年の後の開発のためのアジェンダを採択するための国際連合の首脳会議の成果文書を考慮しつつ、現在及び将来の世代の福祉のため、持続可能な開発に貢献する方法で国際貿易の発展を促進することの重要性を認識する。

2 両締約国は、経済的開発、社会的開発及び環境保護を相互に補強し合う構成要素とする持続可能な開発の促進に対するこの協定の貢献を認識する。両締約国は、この章の規定が持続可能な開発を促進する方法で両締約国間の貿易関係及び協力を強化することを目的とするものであり、両締約国の環境基準又は労働基準を調和させることを目的とするものではないことを更に認識する。

第十六・二条 規制を行う権利及び保護の水準

1 各締約国は、国際的に認められた基準及び自国が締結している国際協定に係る自国の約束と整合的に、自国の持続可能な開発に関する政策及び優先事項を決定し、国内の環境及び労働に関する保護について自国の水準を定め、並びにそれに従って自国の関連する法令を採用し、又は修正する自国の権利を認識しつつ、自国の法令及び関連する政策が高い水準の環境及び労働に関する保護を定めることを確保するよう努め、並びに当該法令及びその基礎となる保護の水準を引き続き改善するよう努める。

2 両締約国は、それぞれの環境又は労働に関する法令で定める保護の水準の緩和又は引下げを通じて貿易又は投資を奨励してはならない。このため、両締約国は、一連の作為又は不作為を両締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼす態様で継続し、又は反復することにより、当該法令について免除し、若しくは逸脱してはならず、又は当該法令の効果的な執行を怠ってはならない。

3 両締約国は、自国の環境又は労働に関する法令を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で用いてはならない。

第十六・三条 労働に関する国際的な基準及び条約

1 両締約国は、完全かつ生産的な雇用及び全ての人のための適切な仕事を経済上、労働上及び社会上の課題に対応するための主要な要素として認識する。両締約国は、完全かつ生産的な雇用及び全ての人のための適切な仕事に資する方法で国際貿易の発展を促進することの重要性を更に認識する。このこととの関連において、両締約国は、第二十二・三条の規定に基づいて設置される貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会の会合及び適当な場合には他の場において、相互に関心を有する貿易関連の労働に関する問題について見解及び情報を交換する。

2 両締約国は、国際労働機関（以下「ILO」という。）の加盟国であること（注）から生ずる義務を再確認する。両締約国は、労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言及びその実施についての措置に関するそれぞれの約束を更に再確認する。このため、両締約国は、労働における基本的な権利に関する国際的に認められた次に掲げる原則を自国の法令及び慣行において尊重し、促進し、及び実現する。

注 欧州連合については、「ILOの加盟国であること」とは、欧州連合構成国がILOの加盟国であることをいう。

(a) 結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認

- (b) あらゆる形態の強制労働の撤廃
 - (c) 児童労働の実効的な廃止
 - (d) 雇用及び職業に関する差別の撤廃
- 3 各締約国は、自己の発意により、批准することが適当と認める基本的なILOの条約及び他のILOの条約の批准を追求するための継続的かつ持続的な努力を払う。
- 4 両締約国は、ILOの条約及び議定書（基本的なILOの条約を含む。）の批准に関するそれぞれの状況について情報を交換する。
- 5 各締約国は、日本国及び欧州連合構成国がそれぞれ批准したILOの条約を自国の法令及び慣行において効果的に実施することについての自国の約束を再確認する。
- 6 両締約国は、2に規定する労働における基本的な権利に関する国際的に認められた原則の違反を正当な比較優位として援用し、又は用いることができないこと及び保護主義的な貿易の目的のために労働基準を用いるべきでないことを認識する。

第十六・四条 環境に関する多数国間協定

1 両締約国は、国際社会が環境に関する地球規模又は地域の課題に対処するために環境に関する多数国間協定（特に両締約国が締結しているもの）が多数国による環境の管理の手段として重要であることを強調する。両締約国は、貿易と環境との間の相互の補完性を達成することが重要であることを更に強調する。このこととの関連において、両締約国は、貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会の会合及び適当な場合には他の場において、相互に関心を有する貿易関連の環境に関する事項について見解及び情報を交換する。

2 各締約国は、自国が締結している環境に関する多数国間協定を自国の法令及び慣行において効果的に実施することについての自国の約束を再確認する。

3 一方の締約国は、拘束されることが適当と認める環境に関する多数国間協定（その改正を含む。）の批准、受諾若しくは承認又は当該多数国間協定への加入及び当該多数国間協定の実施に関する自国の状況及び進展について他方の締約国と情報を交換する。

4 両締約国は、気候変動という緊急の脅威に対処するために千九百九十二年五月九日にニューヨークで作成された気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）の究極的な目的を達

成することの重要性及びこの目的のために貿易が果たす役割を認識する。両締約国は、気候変動枠組条約及び二千十五年十二月十二日にパリで気候変動枠組条約の締約国会議によってその第二十一回会合において作成されたパリ協定を効果的に実施することについての自国の約束を再確認する。両締約国は、温室効果ガスについて低排出型であり、及び気候に対して強靱^{じん}である発展への移行に対する貿易の積極的な貢献を促進するために協力する。両締約国は、気候変動枠組条約の究極的な目的及びパリ協定の目的を達成することにに向けて気候変動に対処するための行動をとるために協働することを約束する。

5 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が自国が締結している環境に関する多数国間協定を実施するための措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

第十六・五条 持続可能な開発に資する貿易及び投資

両締約国は、経済面、社会面及び環境面での持続可能な開発という目標に対する貿易及び投資の貢献を増進することの重要性を認識する。このため、両締約国は、次のことを行う。

- (a) 労働における基本的な権利、全ての人のための適切な仕事並びに持続可能な経済的及び社会的な開発並びに効率性のための基本的な価値（自由、人間の尊厳、社会正義、保障及び無差別）に関する原則の重要性並びにこれらの原則の貿易及び投資に関する政策への一層の統合を追求することの重要性を認識すること。
- (b) この協定に合致する態様で、環境に関する物品及びサービスの貿易及び投資を円滑にし、及び促進するよう努めること。
- (c) この協定に合致する態様で、気候変動の緩和に特に関連する物品及びサービス（持続可能かつ再生可能なエネルギー並びにエネルギー効率の高い物品及びサービスに関連するもの等）の貿易及び投資を円滑にするよう努めること。
- (d) 改善された社会的な状況及び環境上適正な慣行に貢献する物品（ラベル等による表示に関する制度の対象となる物品を含む。）の貿易及び投資を促進するよう努めること並びに他の自発的な取組（民間の取組を含む。）の持続可能性に対する貢献を認識すること。
- (e) 貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会及び適当な場合には他の場を通じて、企業の社会的責任

を奨励し、並びにこの事項に関する見解及び情報を交換すること。これに関し、両締約国は、国際的に認められた関連する原則及び指針（千九百七十六年六月二十一日にOECDによって採択されたOECDの国際投資及び多国籍企業に関する宣言の一部を成すOECDの多国籍企業のためのガイドライン及び千九百七十七年十一月にILOの理事会によって採択された多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言を含む。）の重要性を認識する。

第十六・六条 生物の多様性

1 各締約国は、自国が締結している関連する国際協定（特に、千九百九十二年六月五日にリオデジャネイロで作成された生物の多様性に関する条約及びその議定書並びに千九百七十三年三月三日にワシントンで作成された絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「CITES」という。））に従って生物の多様性の保全及び持続可能な利用を確保するに当たり、貿易及び投資の重要性及び役割を認識する。

2 このこととの関連において、各締約国は、次のことを行う。

(a) 天然資源の持続可能な利用を通じて取得された物品であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利

用に貢献するものの貿易の重要性を考慮しつつ、当該物品の利用を奨励すること（ラベル等による表示に関する制度を通じて行うことを含む。）。

(b) CITESに掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種及び適当な場合には他の絶滅のおそれのある種の違法な取引に対処するための効果的な措置（監視及び執行に関する措置並びに啓発活動等）を実施すること。

(c) 適当な場合には、1に規定する国際協定に基づいて採択された決定を実施すること（法令、戦略及び計画を通じて行うことを含む。）。

(d) この条の規定に関連する事項（野生生物及び天然資源の加工品の貿易、生態系及びこれに関連して得られる利益の査定、地図の作成及び評価並びに遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を含む。）について、二国間及び多数国間の段階において他方の締約国と情報を交換し、及び協議すること。

第十六・七条 持続可能な森林経営並びに木材及び木材製品の貿易

1 両締約国は、森林の保全及び持続可能な森林経営を確保するに当たり、貿易及び投資の重要性及び役割

を認識する。

2 このこととの関連において、両締約国は、次のことを行う。

(a) 森林の保全及び持続可能な森林経営並びに伐採が行われた国の法令に従って伐採された木材及び木材製品の貿易を奨励すること。

(b) 違法伐採及び関連する貿易（適当な場合には、第三国との貿易を含む。）への対処に貢献すること。

(c) 森林の保全及び持続可能な森林経営並びに合法的に伐採された木材及び木材製品の貿易を促進し、並びに違法伐採に対処するため、二国間及び多数国間の段階において情報を交換し、及び経験を共有すること。

第十六・八条 漁業資源の貿易及び持続可能な利用並びに持続可能な養殖

1 両締約国は、漁業資源の保存並びに持続可能な利用及び管理を確保し、海洋生態系を保護し、並びに責任ある、かつ、持続可能な養殖を促進するに当たり、貿易及び投資の重要性及び役割を認識する。

2 このこととの関連において、両締約国は、次のことを行う。

(a) 海洋法に関する国際連合条約、千九百九十三年十一月二十四日にローマで作成された保存及び管理の

ための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定及び千九百九十五年八月四日にニューヨークで作成された分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定を遵守し、千九百九十五年十月三十一日に国際連合食糧農業機関の総会によって採択された責任ある漁業に関する行動規範の目的及び原則を達成するための措置をとり、国際的及び地域的な段階の双方において寄港国の措置の実施を奨励し、並びに適当な場合には、両締約国が締結している関連する国際協定を第三国が批准し、受諾し、若しくは承認し、又は当該国際協定に加入することを奨励すること。

(b) 両締約国が参加する適当な国際機関又は国際的な団体（地域的な漁業管理のための機関（以下「地域漁業管理機関」という。）を含む。）を通じ、適用可能な場合には地域漁業管理機関の決議、勧告又は措置に関する効果的な監視、規制又は取締り及び漁獲証明に関する制度の実施によって、漁業資源の保存及び持続可能な利用を促進すること。

(c) 違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（以下「IUU漁業」という。）に関

する自発的な情報の共有がIUU漁業の防止において両締約国が採用し、及び実施するそれぞれの効果的な手段の有効性を向上させることを認識しつつ、並びに漁業資源の持続可能な利用を活用するために主要な水産市場を有する地域漁業管理機関の加盟国が果たす重要な役割を強調しつつ、IUU漁業に対処するためのそれぞれの効果的な手段を採用し、及び実施すること（法的文書並びに適当な場合には規制、監視及び取締り並びに能力の管理に関する措置を通じて行うことを含む）。

(d) 持続可能な、かつ、責任ある養殖の経済上、社会上及び環境上の側面を考慮しつつ、当該養殖の発展を促進すること。

第十六・九条 科学的情報

両締約国は、環境又は労働条件を保護することを目的とする措置であつて、貿易又は投資に影響を与える可能性のあるものを立案し、及び実施するに当たり、利用可能な科学的及び技術的情報並びに適当な場合には関連する国際的な基準、指針又は勧告及び予防的な取組方法を考慮に入れる。

第十六・十条 透明性

各締約国は、自国の法令及び次章の規定に従い、この章の規定の目的を追求する一般に適用される措置が

透明性のある態様で実施されること（公衆に対し意見を述べるための適当な機会及び十分な時間を提供すること並びに当該措置を公表することを通じて実施されることを含む。）を確保する。

第十六・十一条 持続可能性に対する影響の検討

両締約国は、それぞれの手続及び制度並びにこの協定に従って定められる手続及び制度を通じ、共同又は単独で、この協定の実施が持続可能な開発に及ぼす影響を検討し、監視し、及び評価することの重要性を認識する。

第十六・十二条 協力

両締約国は、この協定の目的を達成するために環境及び労働に関する政策の貿易及び投資に関連する側面について協力することの重要性を認識しつつ、特に次のことを行うことができる。

- (a) 環境保護及び労働の分野において二国間又は多数国間の段階で協力すること（両締約国が参加する適当な国際機関又は国際的な団体を通じて協力することを含む。）。
- (b) 両締約国によって実施される監視及び評価（例えば、欧州連合については、持続可能性に対する影響の評価）の結果を考慮しつつ、貿易と環境との間及び貿易と労働との間の相互の影響を評価すること並

- びに当該影響を増大させ、防止し、又は緩和する方法を特定することについて協力すること。
- (c) この協定に合致する態様で、環境に関する物品及びサービスの貿易及び投資を円滑にし、及び促進するために協力すること（情報の交換を通じて協力することを含む。）。
- (d) ラベル等による表示に関する制度について協力すること（環境ラベルについての情報の交換を通じて協力することを含む。）並びに持続可能性に貢献する他の措置及び自発的活動（適当な場合には、公正及び倫理的な貿易に関する制度を含む。）について協力すること。
- (e) 特に情報及び最良の慣行（国際的に合意された指針及び原則の遵守、実施、事後の取組及び普及に関するものを含む。）の交換を通じて、企業の社会的責任を促進するために協力すること。
- (f) ILOの適切な仕事に関するアジェンダの貿易に関連する側面について協力すること。
- (g) 環境に関する多数国間協定の貿易に関連する側面について協力すること（CITESの実施に関する見解及び情報の交換並びに技術協力及び税関協力を通じて協力することを含む。）。
- (h) 国際的な気候変動に関する制度の貿易に関連する側面について協力すること（炭素の排出が少ない技術、気候に悪影響を与えない他の技術及びエネルギー効率を促進する手段について協力することを含む）。

む。）。

(i) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を促進するために協力すること（絶滅のおそれのある野生動物の種の違法な取引への対処を含む。）。

(j) 森林の保全及び持続可能な森林経営並びに合法的に伐採された木材及び木材製品の貿易を促進するため並びに違法伐採に対処するために協力すること。

(k) 持続可能な漁業及び養殖に関する慣行並びに合法的に取得された漁業資源の貿易を促進し、並びに IUU 漁業に対処するため、二国間で又は両締約国が参加する適当な国際機関若しくは国際的な団体を通じて協力すること。

第十六・十三条 貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会

1 第二十二・三条の規定に基づいて設置される貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会（以下この章において「専門委員会」という。）は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2 専門委員会は、次の任務を有する。

(a) この章の規定の実施及び運用を検討し、及び監視すること並びに必要な場合には合同委員会に対し第

二十二・一条5(d)の規定に関連する検討のために適当な勧告を行うこと。

(b) この章の規定に関連する他の事項であつて両締約国が合意するものについて検討すること。

(c) この章の規定の実施について市民社会（注）と相互に協力すること。

注 この章の規定の適用上、「市民社会」とは、経済、社会及び環境に関する独立した利害関係者（使用者団体及び労働者団体並びに環境に関する団体を含む。）をいう。

(d) 合同委員会が二十二・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

(e) この章の規定の解釈又は適用に関する両締約国間の見解の相違を解消するための解決を追求すること（第十六・十七条5の規定による手続を通じて行うものを含む。）。（注）

注 第十六・十七条4の規定に従つて提供される助言は、専門委員会がこの(e)の規定に基づいて行う活動において考慮される。

3 専門委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に会合する。その後は、専門委員会は、第十六・十七条5の規定による手続を妨げることなく、二十二・三条3(a)の規定に従つて会合する。

4 専門委員会は、自己の活動とILO及び関連する環境に関する多数国間の機関又は団体の活動との間の整合性及び協力を追求する。

第十六・十四条 連絡部局

一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定に関連する事項についての両締約国間の連絡を円滑にするために連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

第十六・十五条 国内の諮問機関

1 各締約国は、自国の法令及び慣行に従い、自国の新設又は既存の一又は二以上の国内の諮問機関であつて、この章の規定に関連する経済、社会及び環境に関する問題についてのものの会合を招集し、並びに当該一又は二以上の国内の諮問機関と協議する。

2 各締約国は、1に規定する一又は二以上の国内の諮問機関において、経済、社会及び環境に関する独立した利害関係者（使用者団体及び労働者団体並びに環境に関する団体を含む。）が均衡のとれた形で代表されることを確保する責任を負う。

3 各締約国の1に規定する一又は二以上の国内の諮問機関は、自己の発意によつて会合し、この章の規定の実施に関する自己の意見を自国から独立して表明し、及び当該意見を自国に提出することができる。

第十六・十六条 市民社会との共同対話

- 1 両締約国は、この章の規定に関する対話を行うため、両締約国の領域内に所在する市民社会の組織（前条に規定する国内の諮問機関の構成員を含む。）との共同対話（以下この章において「共同対話」という。）を招集する。
- 2 両締約国は、共同対話において、関連する利害関係者（経済、環境及び社会に関する利益を代表する独立した組織並びに適当な場合には他の関連する組織を含む。）が均衡のとれた形で代表されることを促進する。
- 3 共同対話は、この協定の効力発生の日の後一年以内に招集される。その後は、共同対話は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、定期的に招集される。両締約国は、共同対話の第一回会合の前に共同対話の運営について合意する。共同対話への参加は、両締約国が合意する適当な通信手段によって行うことができる。
- 4 両締約国は、共同対話に対し、この章の規定の実施に関する情報を提供する。共同対話の見解及び意見は、専門委員会に提出され、及び公に入手可能なものとされることができ。

第十六・十七条 政府間協議

1 両締約国は、この章の規定の解釈又は適用に関する事項について両締約国間で見解の相違がある場合には、この条及び次条に規定する手続のみを利用する。この章の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。

2 一方の締約国は、この章の規定の解釈及び適用に関する事項について他方の締約国との協議を書面により要請することができる。協議を要請する締約国は、この章の関連する規定を特定しつつ、その要請の理由（当該事項を特定すること並びに事実に係る根拠及び法的根拠について記載することを含む。）を示す。

3 2の規定に基づいて一方の締約国が協議を要請した場合には、他方の締約国は、2に規定する事項について相互に満足すべき解決を得るため、その要請に迅速に応じ、及び協議を開始する。

4 各締約国は、協議の過程において、問題となっている事項を十分に検討することができるよう十分な情報を提供する。両締約国は、ILO及び他の関連する国際機関又は国際的な団体であつて両締約国が参加するものの活動を考慮に入れるものとし、また、両締約国の特別の要請により、これらの国際機関若しく

は国際的な団体又は他の専門家からの助言を求めることができる。両締約国は、当該助言を考慮しつつ、実施する適当な措置を討議する。

5 専門委員会は、2から4までの規定に従って行われる協議を通じて解決が得られない場合には、問題となつてゐる事項を検討するため、締約国の要請により迅速に招集される。

6 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この条の規定による協議を通じて得られた解決が共同で公に入手可能なものとされることを確保する。

第十六・十八条 専門家パネル

1 一方の締約国は、前条5の規定に基づいて締約国が専門委員会を招集することを要請した日から七十五日以内に両締約国がこの章の関連する条の規定の解釈又は適用に関する事項について相互に満足すべき解決に達しなかつた場合には、2に規定する付託事項に従つて専門家パネルが当該事項を検討するために招集されるよう要請することができる。その要請については、他方の締約国の第十六・十四条に規定する連絡部局を通じて書面により行うものとし、また、当該要請の理由（解決されるべき事項を特定すること並びに事実に係る根拠及び法的根拠について記載することを含む。）を特定する。

2 専門委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に専門家パネルの手続規則及び付託事項を採択する。当該手続規則は、関連する情報を認定するための手続を特定する。専門家パネルは、解釈に関する国際法上の慣習的規則（千九百六十九年五月二十三日にウィーンで作成された条約法に関するウィーン条約として法典化されているものを含む。）に従ってこの章の関連する条の規定を解釈する。当該手続規則及び付託事項が定められるまでの間は、第二十一・三十条に規定する手続規則を準用するものとし、また、付託事項は、専門家パネルの設置の日の後五日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、次のとおりとする。

「第十六章の関連する条の規定に照らし、専門家パネルの設置の要請において付託された事項を検討し、及び第十六・十八条5の規定に従って報告書（当該事項の解決のための勧告を行うもの）を作成する。」

3 専門家パネルは、自己が適当と認めるいかなる情報源からも情報を得ることができる。専門家パネルは、ILOの文書又は環境に関する多数国間協定に関連する事項については、関連する国際機関又は国際的な団体からの情報及び助言を求めるべきである。この3の規定に従って得られた情報は、意見を求める

ために両締約国に提出される。

4 専門家パネルは、三人の専門家から成る。専門家は、次の(a)から(e)までの規定に従って選定される。

(a) 専門家は、この章の規定が取り扱う問題に関する適切な技術的又は法的知見を有するものとする。専門家は、いずれの締約国からも独立しており、並びにいずれの締約国とも関係を有しておらず、及びいずれの締約国からも指示を受けないものとする。専門家は、個人の資格で職務を遂行するものとし、いかなる組織又は政府からも指示を受けてはならず、また、いかなる資格においても問題となっている事項に参与したことがあってはならない。

(b) 各締約国は、専門家パネルの招集の要請の受領の日の後四十五日以内に、一人の専門家を任命し（自国民を任命することができる。）、及び専門家パネルの長としての職務を遂行する候補者を三人まで推薦する。専門家パネルの長は、いずれの締約国の国民であってもならない。両締約国は、当該四十五日の期間が満了した後十五日以内に、推薦された候補者の中から専門家パネルの長について合意し、及び任命する。

(c) 締約国が(b)の規定に従って専門家を任命しなかった場合又は両締約国が(b)の規定に従って専門家パネ

ルの長について合意しなかった場合若しくは任命しなかった場合には、いまだ任命されていない専門家又は専門家パネルの長は、(b)に規定する十五日の期間が満了した後十五日以内に、(d)の規定に従って推薦された候補者の中からくじ引で選定される。

(d) 専門委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に、この条の規定に従って専門家としての職務を遂行する意思及び能力を有する少なくとも十人の個人であつて(a)に定める要件を満たすものの名簿を作成する。当該名簿は、三の小名簿（各締約国の小名簿及び専門家パネルの長の職を務める個人であつていずれの締約国の国民でもないものの小名簿）から成る。各締約国は、自国の小名簿について専門家としての職務を遂行する少なくとも三人の個人を選定する。両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、専門家パネルの長の小名簿について四人の個人を共同で選定する。専門委員会は、専門家名簿上の個人の人数がこの(d)の規定により必要とされる水準に常に維持されることを確保する。

(e) 専門家パネルの設置の日は、専門家パネルの長が任命された日とする。

5 専門家パネルは、両締約国に対し、中間報告書及び最終報告書（事実認定、関連する条の規定の解釈又は適用可能性並びに認定及び提案の基本的な理由を示したもの）を送付する。両締約国は、中間報告書

(専門家パネルの設置の日の後九十日以内に送付される。)を受領した日の後四十五日以内に、当該中間報告書についての書面による意見を提出することができる。専門家パネルは、書面による意見を検討した後、中間報告書を修正し、及び自己が適当と認める更なる検討を行うことができる。最終報告書は、専門家パネルの長が両締約国に対しその期限を遵守することができないことを書面により通報する場合を除くほか、当該専門家パネルの設置の日の後百八十日以内に送付される。最終報告書は、専門家パネルの長がその期限を遵守することができないことを通報した場合には、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、当該専門家パネルの設置の日の後二百日以内に送付される。最終報告書は、公に入手可能なものとする。両締約国は、秘密の情報の保護を確保する。

6 両締約国は、専門家パネルの最終報告書及びその提案を考慮しつつ、問題となっている事項を解決するための行動又は措置を討議する。一方の締約国は、最終報告書が送付された日の後三箇月以内に、他方の締約国及び自国の一又は二以上の国内の諮問機関に対して事後の行動又は措置を通報する。専門委員会は、事後の行動又は措置を監視する。一又は二以上の国内の諮問機関及び共同対話は、専門委員会に対し事後の行動又は措置に関する自己の見解を提出することができる。

第十六・十九条 見直し

1 専門委員会は、必要な場合には、特にこの章の規定の実施及び運用を通じて得られた経験並びに各締約国の関連する政策の進展を考慮しつつ、第十六・十三条及び前二条に含まれる制度及び協議に関する規定の実施及び運用について討議する。その討議は、これらの条の規定の改正の可能性に関係することができ
る。

2 専門委員会は、1に規定する討議の結果を考慮しつつ、合同委員会に対し、第十六・十三条2(a)の規定に従って、1に規定する条の規定の改正を勧告することができる。

第十七章 透明性

第十七・一条 定義

この章の規定の適用上、「一般に適用される措置」とは、この協定の対象となる事項に関する一般に適用されるあらゆる法令、規則、行政上若しくは司法上の決定又は行政上若しくは司法上の手続をいう。

第十七・二条 透明性のある規制上の環境

各締約国は、自国の規制上の環境が両締約国間の貿易及び投資に影響を及ぼし得ることを認識し、透明性

のある規制上の環境であつて、経済活動に従事する者（特に中小企業）等にとって効果的かつ予見可能なものを提供する。

第十七・三条 公表

各締約国は、一般に適用される措置を導入し、又は変更する場合には、次のことを行う。

(a) 目的及び必要性に関する説明とともに当該一般に適用される措置を速やかに公表し、又は公に入手可能なものとし、及び実行可能な場合には、英語によるウェブサイト等の電子的手段により公表し、又は公に入手可能なものとする。

(b) 十分に正当と認められる場合を除くほか、当該一般に適用される措置が公表され、又は公に入手可能なものとされる時と当該一般に適用される措置が効力を生ずる時との間に適当な期間を認めるよう努めること。

第十七・四条 照会

1 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、自国の一般に適用される措置に関し、合理的な期間内に他方の締約国の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報を提供する。

2 各締約国は、自国の一般に適用される措置について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を容易に公に入手可能なものとする。

3 各締約国は、自国の一般に適用される措置について、ある者からの照会に回答するための適当な仕組みを設け、又は維持する。

4 両締約国は、各締約国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、3に規定する照会に対して提供される回答が最終的な又は法的拘束力を有するものでなく、単に情報としてのものであり得ることを認識する。

第十七・五条 一般に適用される措置の実施

1 各締約国は、自国の全ての一般に適用される措置を一貫性があり、客観的であり、公平であり、及び合理的である態様で実施する。

2 一方の締約国は、特定の場合における他方の締約国の特定の者、産品又はサービスに対する行政上の手続において一般に適用される措置を適用する場合には、自国の法令に従い、当該行政上の手続によって直接に影響を受ける者に対して次の通報及び機会を与える。

(a) 当該行政上の手続がいつ開始されるかについての適当な通報（法的根拠並びに当該行政上の手続の性質、事実及び問題となっている事項の記載を含む。）

(b) 当該直接に影響を受ける者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会（緊急の理由がある場合を除くほか、最終的な行政上の決定を行う前に与えられるものに限る。）

第十七・六条 審査及び上訴

1 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為又は自国の法令に定める不作為の速やかな審査又は上訴及び正当な理由がある場合には当該行政上の行為又は当該不作為の是正のため、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所を設置し、若しくは維持し、又は司法上、仲裁上若しくは行政上の手続を採用し、若しくは維持する。これらの裁判所又は手続は、公平であり、かつ、当該行政上の行為の執行について責任を有する機関又は当局から独立しているものとし、当該事項に関する裁判又は手続の結果について実質的な利害関係を有してはならない。

2 各締約国は、1に規定する裁判所における当事者又は1に規定する手続に関与する当事者に対して次のことに関する権利が与えられることを確保する。

(a) 当該当事者がその立場を裏付ける主張を行い、又はその立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b) 証拠及び記録された意見に基づく決定が行われること。

3 各締約国は、自国の法令に定める更なる審査又は上訴に従うことを条件として、問題となる行政上の行為について、2 (b)に規定する決定が関連する機関又は当局によって実施されることを確保する。

第十七・七条 透明性の向上の促進に関する協力

両締約国は、適当な場合には、二国間の、地域的な及び多数国間の場において、国際的な貿易及び投資に関して透明性を促進するための方法について協力する。

第十七・八条 他の章との関係

この章の規定の適用は、この協定の他の章の規定の適用を妨げるものではない。

第十八章 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力

第A節 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力

第一款 一般規定

第十八・一条 目的及び一般原則

- 1 この節の規定は、二国間の貿易及び投資を拡大するため、次のことを行うことにより、規制に関する良
い慣行及び両締約国間の規制に関する協力を促進することを目的とする。
 - (a) 効果的な、透明性のある及び予見可能な規制上の環境を促進すること。
 - (b) 一貫性のある規制上の取組を促進し、及び不必要に負担となる、重複した又は相違のある規制上の要
件を削減すること。
 - (c) 締約国の規制措置、規制に関する慣行又は規制上の取組（これらの効率的な適用を強化する方法を
含む。）について討議すること。
 - (d) 国際的な場における両締約国間の協力を強化すること。
- 2 この節のいかなる規定も、次のような分野における締約国の公共政策の目的を達成し、又は推進するに
当たり、保護の水準を定め、又は規律する自国の権利に影響を及ぼすものではない。
 - (a) 公衆衛生
 - (b) 人、動物及び植物の生命及び健康

- (c) 職業上の衛生及び安全
- (d) 労働条件
- (e) 環境（気候変動を含む。）
- (f) 消費者
- (g) 社会的な保護及び社会保障
- (h) 個人情報及びサイバーセキュリティ
- (i) 文化の多様性
- (j) 金融の安定
- (k) エネルギー安全保障

3 この節のいかなる規定も、締約国が次のことを行うことを妨げるものと解してはならない。

- (a) 締約国が適当と認める保護の水準で自国の公共政策の目的を達成するため、自国の法的枠組み、原則

（注）及び期限に従って規制措置を採用し、維持し、及び適用すること。

注 欧州連合については、当該原則には、欧州連合運営条約並びに欧州連合運営条約第二百八十九条の規定に従って採択される

規則及び指令に定めるものを含む。

- (b) 一般的な利益に関するサービス（水、健康、教育又は社会に係るサービスに関連するものを含む。）を提供し、及び支援すること。
- 4 規制措置は、貿易に対する偽装した障害となってはならない。
- 5 この節のいかなる規定も、特定の規制の結果をもたらすことを両締約国に義務付けるものと解してはならない。

第十八・二条 定義

この節の規定の適用上、

- (a) 「規制当局」とは、次のものをいう。
 - (i) 欧州連合については、欧州委員会
 - (ii) 日本国については、日本政府
- (b) 「規制措置」とは、一般に適用される次の措置をいう。
 - (i) 欧州連合については、

- (A) 欧州連合運営条約第二百八十八条に定める規則及び指令
- (B) 欧州連合運営条約第二百九十条及び第二百九十一条にそれぞれ定めるところにより委任される行為及び実施される行為
- (ii) 日本国については、
 - (A) 法律
 - (B) 政令
 - (C) 府省令

第十八・三条 適用範囲

1 この節の規定は、この協定の対象となる事項に関し、締約国の規制当局が定める規制措置について適用する。

2 第三款及び第四款の規定は、1に規定する規制措置に加えて、締約国の規制当局が定める一般に適用される他の措置であつて、規制に関する協力活動に関連するもの（指針、政策上の文書、勧告等）について適用する。

第二款 規制に関する良い慣行

第十八・四条 内部調整

各締約国は、規制に関する良い慣行（この節に規定するものを含む。）を促進するための内部調整の手續又は仕組みを維持する。

第十八・五条 規制の手續及び仕組み

各締約国は、自国の規制当局が規制措置を立案し、評価し、及び見直すための手續及び仕組みに関する説明を公に入手可能なものとする。当該説明においては、関連する指針、規則又は手續（公衆が意見を提出するための機会に関するものを含む。）に言及する。

第十八・六条 計画中の規制措置に関する早期の情報

各締約国の規制当局は、少なくとも年一回、計画中の主要な（注）規制措置の一覧表を、当該規制措置の適用範囲及び目的に関する簡潔な説明（可能な場合には、当該規制措置の採用が予想される時期に関する説明を含む。）とともに、公に入手可能なものとする。締約国は、自国の規制当局が当該一覧表を公に入手可能なものとしなない場合には、これに代えて、毎年、かつ、できる限り速やかに、第二十二・三条の規定に基

づいて設置する規制に関する協力に関する専門委員会に対し、当該一覧表を当該簡潔な説明とともに提出する。当該簡潔な説明を伴った当該一覧表は、秘密であると指定される情報を除くほか、各締約国の規制当局が公に入手可能なものとすることができる。

注 各締約国の規制当局は、この節の規定に基づく自国の義務の適用に当たり、何が「主要な」規制措置に該当するかを決定することができるとができる。

第十八・七条 公衆との協議

1 各締約国の規制当局は、主要な規制措置を立案するに当たり、適用可能な場合には、関連する規則及び手順に従って次のことを行う。

- (a) いかなる者も自己の利益が重大な影響を受けるかどうか及びどのように受けるかについて評価することができるよう、立案中の規制措置についての十分な詳細を提供する規制措置の案又は協議に係る文書のいずれかを公表すること。
- (b) いかなる者に対しても、無差別の原則に基づき、意見を提出するための合理的な機会を与えること。
- (c) 受領した意見を検討すること。

2 各締約国の規制当局は、公衆との協議に関連して情報を提供し、及び意見を受領するため、電子的な通信手段を利用すべきであり、また、アクセスのための単一の専用のウェブの窓口を維持するよう努めるべきである。

3 各締約国の規制当局は、協議の結果の概要又は受領した意見を公に入手可能なものとする。この義務は、秘密の情報の保護のため、個人情報若しくは不適切な内容を公開しないため又は他の正当な理由（第三者の利益に対して害を及ぼす危険性等）のために必要な範囲においては、適用しない。

第十八・八条 影響評価

1 各締約国の規制当局は、関連する規則及び手続に従って、立案中の主要な規制措置の影響評価を体系的に実施するよう努める。

2 各締約国の規制当局は、影響評価を実施するに当たり、次の事項を考慮に入れた手続及び仕組みを設け、及び維持する。

- (a) 規制措置の必要性（規制措置によって対処しようとする事項の性質及び重要性を含む。）
- (b) 実行可能かつ適当な代替案（規制によるかどうかを問わない。）であって、締約国の公共政策の目的

を達成することとなるもの（適当な場合には、規律しない選択肢を含む。）

(c) 可能なかつ関連する限りにおいて、(b)に規定する代替案が社会、経済及び環境に及ぼす潜在的な影響（貿易及び中小企業への影響を含む。）

(d) 適当な場合には、検討中の選択肢が関連する国際的な基準にどのように関係するか（当該基準との相違についての理由を含む。）。

3 各締約国の規制当局は、関連する規制措置であつて提案された又は最終的なものの公表までに当該規制当局の影響評価の所見を公表する。

第十八・九条 事後の評価

1 各締約国の規制当局は、効力を有する規制措置に対する定期的な事後の評価を促進するための手続又は仕組みを維持する。

2 各締約国の規制当局は、関連する規則及び手続に適合する限りにおいて、事後の評価の計画及び結果を公に入手可能なものとする。

第十八・十条 意見を提出するための機会

各締約国の規制当局は、自国の公共政策の目的の達成を妨げることなく、いかなる者に対しても、効力を有する規制措置の改善のための意見（簡素化又は不必要な負担の軽減のための提案を含む。）を提出する機会を与える。

第十八・十一條 規制に関する良い慣行についての情報の交換

両締約国の規制当局は、この款に規定する規制に関する良い慣行（貿易及び投資への影響に関する評価を含む影響評価に関する慣行、事後の評価に関する慣行等）についての情報の交換（規制に関する協力に関する専門委員会における情報の交換を含む。）に努める。

第三款 規制に関する協力

第十八・十二條 規制に関する協力活動

1 一方の締約国は、他方の締約国に対して規制に関する協力活動を提案することができる。一方の締約国は、第十八・十五條の規定に従って指定する連絡部局を通じてその提案を行う。

2 一方の締約国の提案について、他方の締約国は、適当な時期に当該提案を検討するものとし、また、提案した一方の締約国に対し、提案された活動が規制に関する協力に適すると認めるかどうかを通報する。

- 3 規制に関する協力に関する専門委員会は、締約国の要請があつた場合には、1に規定する規制に関する協力活動のための提案を討議する。
- 4 各締約国は、規制に関する協力に適した活動を特定するために次のものを検討する。
 - (a) 第十八・六条に規定する一覧表
 - (b) 締約国の者が提出する規制に関する協力活動のための提案であつて、関連する情報によって裏付けられ、及び関連する情報を伴うもの
- 5 各締約国の規制当局は、両締約国が規制に関する協力活動を行うことを決定する場合には、次のことを行う。
 - (a) 他方の締約国の規制当局に対し、新たな措置の策定又は現行の措置の修正であつて、規制に関する協力活動に関連するものを通報すること。
 - (b) 要請があつた場合には、規制に関する協力活動に関連する情報を提供し、及び当該協力活動に関連する措置について討議すること。
 - (c) 新たな規制措置その他の措置を策定し、又は現行の規制措置その他の措置を修正するに当たり、実行

可能な範囲内で、他方の締約国による同一の又は関連する事項についての規制上の取組を検討すること。

6 両締約国は、規制に関する協力活動を任意に行うことができる。締約国は、規制に関する協力活動を行うことを拒否し、又は当該協力活動を取りやめることができる。規制に関する協力活動を行うことを拒否し、又は当該協力活動を取りやめる一方の締約国は、他方の締約国に対してそのような決定の理由を説明すべきである。

7 両締約国の規制当局は、適当な場合には、相互の同意により、両締約国の関係機関に対して規制に関する協力活動の実施を委託することができる。

第十八・十三条 規制の一貫性を促進するための良い慣行

各締約国の規制当局は、規制の一貫性を促進するため、特に、次のことを検討する。

(a) 規制上の要件（試験、資格、監査、検査等）の不必要な重複を避けるため、共通の原則、指針、行動規範、同等の相互承認及び実施手段を促進すること。

(b) 国際的な規制上の基準、指針又は他の取組を策定し、並びに当該基準、指針又は他の取組の採用及び

実施を促進するため、関連する国際的な場において、二国間で協力し、及び第三国と協力すること（実行可能な場合には、共同の発意及び提案を通じて協力することを含む。）。

第四款 制度に関する規定

第十八・十四条 規制に関する協力に関する専門委員会

1 第二十二・三条の規定に基づいて設置される規制に関する協力に関する専門委員会は、この節の規定に従い、規制に関する良い慣行及び両締約国間の規制に関する協力を強化し、及び促進する。

2 規制に関する協力に関する専門委員会は、利害関係を有する者がその会合に参加するよう招請することができる。

3 規制に関する協力に関する専門委員会は、特に、次のことを行うことができる。

- (a) 規制に関する協力活動のための提案を討議すること。
- (b) 規制に関する良い慣行についての情報を交換し、及び当該慣行を促進すること。
- (c) 両締約国が共通の関心を有する事項についての規制に関する協力活動（規制の前に行う研究についてものを含む。）を勧告すること。

- (d) 各締約国における一貫性のある規制の結果を促進するため、特に、規制措置が存在しない分野又は規制措置の策定に向けた初期の段階にある分野において、二国間の規制に関する協力活動を促進すること。
- (e) 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力を促進するため、実質的な仕組み、実施手段及び最良の慣行の策定を支援すること。
- (f) 国際的な場における規制に関する協力及び調整（関連する実施中又は計画中の活動に関する情報についての定期的な二国間の交換を含む。）を奨励すること。
- (g) 規制に関する協力について定期的に優先分野を特定し、及び承認すること。
- (h) 必要な場合には、第二十二・三条に規定する他の専門委員会及び他の二国間の規制に関する協力の場における規制に関する協力の合理化を支援するために指針を提供すること。
- (i) 第十八・十六条８に規定する協議の結果に関する報告を検討し、及び適用可能な場合には同条６に規定する満足すべき解決の実施に係る進展について検討すること。
- (j) 必要な場合には、特定の規制に関する協力活動を遂行するため、規制に関する協力に関する専門委員

会に対して報告を行う特別作業部会を設置すること。

4 規制に関する協力に関する専門委員会は、次のことを行う。

(a) 両締約国の代表者が別段の決定をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から一年以内に会合し、その後は少なくとも年一回会合すること。

(b) この協定の効力発生の後の第一回会合において、自己の手続規則を採択すること。

第十八・十五条 連絡部局

一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この節の規定を実施するため及び次条の規定に基づく情報を交換するための連絡部局を指定し、並びに当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

第十八・十六条 計画申中又は現行の規制措置についての情報の交換

1 一方の締約国は、他方の締約国に対し、他方の締約国の計画申中又は現行の規制措置に関する情報及び説明を求める要請を提出することができる。当該要請を受けた締約国は、速やかに応ずるよう努める。

2 一方の締約国は、他方の締約国に対し、他方の締約国の計画申中又は現行の規制措置についての懸念を検

討するよう要請を提出することができる。当該要請において、要請を行う締約国は、問題となっている規制措置を特定し、当該懸念についての説明を提供し、及び関連する場合には質問を提出する。

3 要請を受ける締約国は、できる限り速やかに（正当な理由がない限り、要請の受領の後六十日以内に）、2の規定に基づいて要請を行う締約国が提起する懸念について書面による意見を提出する。当該意見には、特に、規制措置の政策目的及び必要性並びに適当な場合には同様の効率性で同一の政策目的を達成し得る貿易又は投資に対して一層制限的でない措置が存在しないことについての説明を可能な範囲内で含める。要請を受ける締約国は、要請を行う締約国が提出した説明を求める質問に回答する。

4 要請を行う締約国は、次のいずれかの時期に、要請を受ける締約国との協議を要請することができる。

(a) 3に規定する書面による意見を受領した後

(b) 要請を受ける締約国が3に規定する期間内に書面による意見を提出しない場合には、当該期間が満了した後

5 協議については、対面又は電子的手段による会合を通じて行うことができる。各締約国は、当該会合の実施について責任を有する職員を任命する。

6 両締約国は、協議が行われている間、要請を行う締約国の懸念に対処するための可能な満足すべき解決（問題となっている規制措置の調整のための提案又は関連する場合には貿易若しくは投資に対して一層制限的でない規制措置の採用のための提案を含む。）を誠実に探求する。

7 両締約国は、秘密の又は機微な情報又はデータを開示することを要求されない。

8 協議の結果に関する報告は、要請を受ける締約国と協議の上、要請を行う締約国が作成する。要請を行う締約国の連絡部局は、規制に関する協力に関する専門委員会に対し、その検討のために当該報告を送付する。

9 2に規定する要請については、関連する専門委員会の段階において満足すべき解決が得られない場合にも提出することができるものとし、また、第二十一章の規定又は他の適用可能な協定の紛争解決手続に基づき両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

10 2に規定する要請については、要請を受ける締約国に対して特定の規制の結果をもたらすことを要求してはならず、また、規制措置の採用を遅滞させるものであってはならない。

第B節 動物の福祉

第十八・十七条 動物の福祉

1 両締約国は、それぞれの法令に関する相互理解の向上を目的として、飼養された動物に焦点を当てた動物の福祉に関する事項につき、相互の利益のために協力する。

2 このため、両締約国は、この条の規定に従って取り扱う動物の優先順位及び区分を定める作業計画を相互の同意によって採用することができるものとし、また、動物の福祉の分野における情報、専門知識及び経験を交換するため、並びに一層の協力を促進する可能性を探求するため、動物の福祉に関する技術作業部会を設置することができる。

第C節 最終規定

第十八・十八条 第A節の規定の適用

1 第A節の規定は、前節及び第八章第E節第五款に定める金融規制に関する協力については、適用しない。

2 第十八・三条の規定にかかわらず、この協定の他の章のいかなる規定も、その適用に必要な範囲内で、第A節の規定に優先する。

第十八・十九条 紛争解決

この章の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。

第十九章 農業分野における協力

第十九・一条 目的

両締約国は、農産品（注）及び食品の両締約国間の貿易を促進することが相互の利益となることを認識し、並びに持続可能な農業に関する協力（農村の振興並びに欧州連合及び日本国に所在する消費者に対して安全で質の高い食品を提供するための技術的な情報及び最良の慣行の交換を含む。）の促進を目指すものとする。

注 この章の規定の適用上、「農産品」には、林産物及び水産物を含まない。

第十九・二条 適用範囲

- 1 両締約国は、それぞれの法令に従い、前条に定める分野において協力する。両締約国は、双方の関係する集団、団体、権限のある当局及び他の組織の間の協力を奨励し、及び円滑にする。
- 2 1に規定する協力の範囲は、次のとおりとする。

- (a) 農産品及び食品の貿易の促進（関係規則についての対話を含む。）
 - (b) 農業経営、生産性及び競争力を向上させるための協力（持続可能な農業に関する最良の慣行の交換並びに技術及びイノベーションの利用を含む。）
 - (c) 農業及び食品の生産及び技術に関する協力
 - (d) 農産品の品質に係る政策（地理的表示に関するもの（注）を含む。）に関する協力（ただし、当該協力が第二十二・三条の規定に基づいて設置される知的財産に関する専門委員会の任務であって地理的表示に関連するものと重複しないことを条件とする。）
- 注 この章の規定の適用上、地理的表示に関する「農産品の品質に係る政策」とは、農産品の品質に係る政策であって第十四・二十二条の規定の対象となる産品についての地理的表示に関するものをいう。
- (e) 農村の振興を促進するための協力及び最良の慣行の交換（生産者及び若手農業者を農村地域にとどめることを目的とする政策を含む。）
 - (f) 前条の規定の対象となる両締約国が合意する他の事項についての協議

第十九・三条 ビジネス環境の整備のための協力

1 一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のための農業及び食品の分野におけるビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる。

2 両締約国は、ビジネス環境を一層整備するため、それぞれの法令に従い、双方の公の当局並びに農業分野及び食品分野におけるそれぞれの代表者の間の協力を促進する。

第十九・四条 情報の要請

一方の締約国は、農業又は食品に関連する措置に関する情報及び説明の要請を他方の締約国に提出することができる。要請を受ける締約国は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、できる限り速やかに、遅くとも要請を受領した後六十日以内に、要請を行う締約国の要請に関する情報を書面により提供する。

第十九・五条 農業分野における協力に関する専門委員会

1 第二十二・三条の規定に基づいて設置される農業分野における協力に関する専門委員会（以下この章において「専門委員会」という。）は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2 専門委員会は、次の任務を有する。

(a) この章の規定の実施及び運用を確保し、並びにこれらについて検討すること。

- (b) この章の規定に関連する問題について討議すること。
 - (c) 合同委員会に対して専門委員会の所見を報告すること。
 - (d) 両締約国の民間部門の間の協力であつてこの章の規定の目的に寄与するものを円滑にすること。
 - (e) 合同委員会が第二十二・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。
- 3 専門委員会は、その手続規則及びこの章に規定する協力の詳細を採択する。
 - 4 専門委員会は、欧州委員会及び日本国政府以外の関係する団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものをコンセンサス方式によって招請することができる。

第十九・六条 連絡部局及び連絡

- 1 一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定に関連する事項についての両締約国間の連絡を円滑にするために少なくとも一の連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

- 2 一方の締約国に所在する関係する団体であつて、欧州委員会及び日本国政府以外のものが提起するこの

章の規定に関連する要請は、一方の締約国のこの条に規定する連絡部局が他方の締約国のこの条に規定する連絡部局に対し合理的な期間内に通報する。

3 この章に規定する連絡については、英語により行う。

第十九・七条 他の章との関係

1 この章の規定は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第二章、第六章、第七章又は第十四章の規定の対象となる事項については、適用しない。

2 この章のいかなる規定も、第二章、第六章、第七章及び第十四章の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十九・八条 紛争解決

この章の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。

第二十章 中小企業

第二十・一条 目的

両締約国は、この章の規定及びこの協定の他の規定であって、中小企業に関連する事項についての両締約

国間の協力を促進することを追求し、又は中小企業にとって特に利益となる可能性のあるものの重要性を認識する。

第二十・二条 情報共有

1 各締約国は、公にアクセス可能な自国のウェブサイトであつて、この協定に関する次の事項を含む情報を有するものを開設し、又は維持する。

- (a) この協定の本文（全ての附属書、特に、関税率表及び品目別原産地規則を含む。）
 - (b) この協定の概要
 - (c) 次の事項を含む中小企業のための情報
 - (i) 中小企業に関連すると認めるこの協定の規定の説明
 - (ii) この協定によって与えられる機会から利益を得ることに関心を有する中小企業にとって有用であると認める追加的な情報
- 2 各締約国は、1に規定する自国のウェブサイトには次のウェブサイトへのリンクを含める。
- (a) 他方の締約国の同様のウェブサイト

- (b) 自国の政府当局その他適当な団体のウェブサイトであつて、自国において貿易、投資又はビジネスを行うことに関心を有する者にとって有用であると認める情報を提供するもの
 - (c) 日欧産業協力センター又はその後継機関のウェブサイト
- 3 各締約国は、自国のウェブサイトにリンクされた2(b)に定めるウェブサイトが次の事項に関する情報を提供することを確保する。
- (a) 関税法令及び税関手続並びに自国の関税領域への輸入、自国の関税領域からの輸出又は自国の関税領域における通過のために必要とされる手続、実務上の手順、書式、文書その他の情報についての説明
 - (b) 知的財産権に関する法令（知的財産権に関する手続を含む。）
 - (c) 強制規格及び適合性評価手続
 - (d) 輸入及び輸出に関連する衛生植物検疫措置
 - (e) 第十・四条の規定による政府調達のための公示及び他の関連する情報
 - (f) 企業の登記に関する手続
 - (g) 該当する場合には、輸入手続において徴収される税

- (h) 中小企業にとって有用であると認める他の情報
- 4 各締約国は、1に規定する自国のウェブサイト、関税品目表の番号によって電子的に検索可能なデータベースであつて、適当と認める場合には自国の市場へのアクセスに関する次の情報を含むものへのリンクを含める。
- (a) 自国が他方の締約国の原産品に適用する関税率、実行最恵国税率及び自国が設定した関税割当て
 - (b) 輸入及び輸出について又はこれらに関連して課される税関手数料その他の手数料（品目別手数料を含む。む。）
 - (c) その他関税措置
 - (d) 原産地規則
 - (e) 関税の払戻し若しくは納期限の延長又は関税を削減し、還付し、若しくは免除する他の種類の救済
 - (f) 物品の課税価額の決定に用いる基準
 - (g) 原産国の表示の要件（表示の配置及び方法を含む。）
 - (h) その他関連する措置

- 5 一方の締約国は、1から4までに規定する情報及びリンクが最新かつ正確であることを確保するため、定期的に又は他方の締約国によって要請された場合には、当該情報及びリンクを見直す。
- 6 各締約国は、この条の規定に従って提供される情報が中小企業にとって利用しやすい態様で表示されることの確保に向けて努力する。各締約国は、当該情報を英語により入手可能なものとするよう努める。
- 7 いずれの締約国の者も、1から4までの規定に従って提供される情報を利用するに当たり、いかなる手数料も課されない。

第二十・三条 中小企業連絡部局

- 1 一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定を実施するための連絡部局（以下この章において「中小企業連絡部局」という。）を指定し、及び中小企業連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。
- 2 中小企業連絡部局は、各締約国の規則及び手続に従って次の任務を有する。
 - (a) この協定の実施に当たり、中小企業のニーズが考慮されることを確保すること。

- (b) 中小企業のための貿易及び投資の機会を増大させるため、中小企業に関連する事項に関する両締約国間の協力を強化する方法を検討すること。
 - (c) 各締約国の中小企業がこの協定による新たな機会を利用することを可能にするための方法を特定し、及びそのための情報を交換すること。
 - (d) 前条の規定の実施を監視すること及び各締約国が提供する情報が最新であり、かつ、中小企業に関連するものであることを確保すること。
 - (e) 合同委員会に対し、中小企業連絡部局の活動に関する報告書を定期的に提出し、及び適当な勧告を行うこと。
 - (f) この協定の対象となるその他の事項であつて中小企業に関連するものについて検討すること。
- 3 中小企業連絡部局は、各締約国の規則及び手続に従い、合同委員会に対し、両締約国が前条に規定するそれぞれのウェブサイト追加的な情報を掲載することを勧告することができる。
- 4 中小企業連絡部局は、この協定の実施に関連して中小企業が関心を有するその他の事項に対処するよう努める。そのような対処には、次に定めることによるものを含む。

(a) 中小企業に関連する事項についてこの協定の実施を監視するに当たり両締約国を支援するため情報を交換すること。

(b) 作業の重複を避けつつ、この協定に基づいて設置される専門委員会及び作業部会の作業（規制に関する協力に関する事項及び関税以外の問題に関する事項を含む。）に参加すること並びにこれらの専門委員会及び作業部会に対し、それぞれが権限を有する分野において、中小企業が特に関心を有する特定の事項を提示すること。

(c) 両締約国間の貿易及び投資に従事する中小企業的能力を向上させるための相互に受入れ可能な解決を検討すること。

5 中小企業連絡部局は、必要に応じて会合するものとし、適当な連絡経路（電子メール、ビデオ会議その他の方法を含めることができる。）を通じて活動を行う。

6 中小企業連絡部局は、その活動を行うに当たり、適当な場合には、中小企業の分野の専門家及び外部の機関と協力することを追求することができる。

第二十・四条 紛争解決

この章の規定は、次章の規定による紛争解決の対象とならない。

第二十一章 紛争解決

第A節 目的、適用範囲及び定義

第二十一・一条 目的

この章の規定は、相互に合意する解決を得るため、この協定の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争の解決のための効果的かつ効率的な仕組みを設けることを目的とする。

第二十一・二条 適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争の解決については、この章の規定を適用する。

第二十一・三条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「仲裁人」とは、パネルの構成員をいう。
- (b) 「緊急の場合」及び「緊急に処理を要する事案」には、品質、現状又は商業的価値が短期間に急速に

損なわれる物品又はサービスに関する場合及び事案を含む。

- (c) 「行動規範」とは、第二十一・三十条に規定する仲裁人についての行動規範をいう。
- (d) 「申立国」とは、第二十一・七条の規定に基づいてパネルの設置を要請する締約国をいう。
- (e) 「対象規定」とは、前条の規定によりこの章の規定の適用の対象となるこの協定の規定をいう。
- (f) 「紛争解決機関」とは、WTOの紛争解決機関をいう。
- (g) 「パネル」とは、第二十一・七条の規定に従って設置されるパネルをいう。
- (h) 「被申立国」とは、第二十一・七条の規定に従い、紛争がパネルに付託された締約国をいう。
- (i) 「手続規則」とは、第二十一・三十条に規定するパネルの手続規則をいう。

第B節 協議及び仲介

第二十一・四条 情報提供の要請

締約国は、次条又は第二十一・六条の規定に基づいて協議又は仲介を要請する前に、問題となっている措置に関連する情報を書面により要請することができる。その要請を受けた締約国は、当該要請を受領した日の後二十日以内に送付する書面による回答において要請された情報を提供するようあらゆる努力を払う。

第二十一・五条 協議

- 1 両締約国は、相互に合意する解決を得るため、第二十一・二条に規定する紛争を誠実に協議によつて解決するよう努める。
- 2 一方の締約国は、他方の締約国に対し、協議を書面により要請することができる。協議を要請する締約国は、その要請において、当該要請の理由（問題となっている措置を特定すること並びに事実に係る根拠及び法的根拠（関連する対象規定を明記するもの）について記載することを含む。）を示す。
- 3 各締約国は、協議の過程において、問題となっている措置について十分に検討すること（当該措置がこの協定の運用及び適用にどのように影響を及ぼし得るかを含む。）ができるよう十分な情報を提供する。
- 4 協議の要請を受けた締約国は、当該要請を受領した日の後十日以内に回答する。両締約国は、当該要請が受領された日の後三十日以内に当該協議を開始する。当該協議は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、当該要請が受領された日の後四十五日以内に終了したものとみなす。問題が緊急に処理を要する事案に関するものであると両締約国が認める場合には、当該協議は、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、当該要請が受領された日の後二十五日以内に終了したものとみなす。

5 協議は、対面又は両締約国が合意する他の通信手段により行うことができる。協議は、対面により行う場合には、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、協議の要請を受けた締約国において行う。

6 協議（当該協議の手続の過程において締約国によって開示される全ての情報及び締約国がとる立場を含む。）は、秘密とされ、かつ、その後の手続におけるいずれの締約国の権利も害さないものとする。

第二十一・六条 仲介

1 一方の締約国は、他方の締約国に対し、この章の規定の適用範囲内の事案であつて、両締約国間の貿易又は投資に悪影響を及ぼす措置に関するものについて、仲介手続の開始をいつでも要請することができる。

2 両締約国は、第二十二・一条4(f)の規定に従つて合同委員会がその第一回会合において採択する仲介手続に従つて開始し、実施し、及び終了する仲介手続を行うことについていつでも合意することができる。

3 両締約国が合意する場合には、仲介手続は、次節に規定するパネルの手続の進行中においても、継続することができる。

第C節 パネルの手続

第二十一・七条 パネルの設置

1 第二十一・五条の規定に基づいて協議を要請した締約国は、次のいずれかの場合には、パネルの設置を要請することができる。

(a) 他方の締約国が当該協議の要請を受領した日の後、十日以内に当該要請に回答しない場合又は三十日以内に当該協議を開始しない場合

(b) 両締約国が当該協議を開始しないことに合意する場合

(c) 両締約国が別段の合意をするときを除くほか、当該協議の要請が受領された日の後四十五日以内に、

又は緊急の場合には二十五日以内に、当該協議により紛争を解決することができない場合

2 1の規定に基づくパネルの設置の要請は、被申立国に対して書面により行う。申立国は、自国の申立てにおいて次の事項を明示的に特定する。

(a) 問題となっている措置

(b) 法的根拠 (a)に規定する措置が関連する対象規定にどのように抵触するかを明確に提示する方法で当該対象規定を明記するもの)

(c) 事実に係る根拠

第二十一・八条 パネルの構成

- 1 パネルは、三人の仲裁人から成る。
- 2 両締約国は、被申立国がパネルの設置の要請を受領した日の後十日以内に、パネルの構成に関して合意に達するために協議する。
- 3 各締約国は、両締約国が2に定める期間内にパネルの構成について合意に達しない場合には、2に定める期間が満了した後五日以内に、次条の規定に従って作成する自国の小名簿から一人の仲裁人を任命する。締約国がその五日の期間内に仲裁人を任命しない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、当該期間が満了した後五日以内に、仲裁人を任命しなかった締約国の小名簿であって同条の規定に従って作成されるものから一人の仲裁人をくじ引で選定する。申立国側の合同委員会の共同議長は、その代理人に對してくじ引による仲裁人の選定を委任することができる。
- 4 両締約国が2に定める期間内にパネルの長について合意に達しない場合において、一方の締約国による要請があつたときは、申立国側の合同委員会の共同議長は、当該要請が到達した日の後五日以内に、次条

の規定に従って作成されるパネルの長の小名簿からパネルの長をくじ引で選定する。当該要請は、他方の締約国に対して同時に通報されるものとする。申立国側の合同委員会の共同議長は、その代理人に対してくじ引によるパネルの長の選定を委任することができる。

5 次条に規定する仲裁人の名簿が、作成されない場合又は同条に規定する少なくとも九人の個人を含んでいない場合には、次の手続を適用する。

(a) パネルの長の選定については、次のいずれかの手続を適用する。

(i) パネルの長の小名簿に両締約国が合意する少なくとも二人の個人が含まれている場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、4に規定する要請が到達した日の後五日以内にこれらの個人の中からパネルの長をくじ引で選定する。

(ii) パネルの長の小名簿に両締約国が合意する一人の個人が含まれている場合には、その個人がパネルの長の職を務める。

(iii) 両締約国が(i)若しくは(ii)の規定によりパネルの長を選定することができない場合又はパネルの長の小名簿に両締約国が合意する個人が一人も含まれていない場合には、申立国側の合同委員会の共同議

長は、4に規定する要請が到達した日の後五日以内に、次条に規定する仲裁人の名簿の作成又は更新の時に締約国がパネルの長として正式に推薦した個人の中からパネルの長をくじ引で選定する。締約国は、自国がパネルの長として正式に推薦した個人がもはやパネルの長となることができない場合には、新たな個人を推薦することができる。

(b) パネルの長以外の仲裁人の選定については、次のいずれかの手続を適用する。

(i) 締約国の小名簿に両締約国が合意する少なくとも二人の個人が含まれている場合には、当該締約国は、2に定める期間が満了した後五日以内にこれらの個人の中から一人の仲裁人を選定する。

(ii) 締約国の小名簿に両締約国が合意する一人の個人が含まれている場合には、その個人が仲裁人の職を務める。

(iii) (i)若しくは(ii)の規定により仲裁人を選定することができない場合又は締約国の仲裁人の小名簿に両締約国が合意する個人が一人も含まれていない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、(a)に規定する手続を準用して、一人の仲裁人を選定する。

6 パネルの設置の日は、三人の仲裁人のうち最後に選定された仲裁人が自己に対する任命への同意を両締

約国に通報した日とする。

第二十一・九条 仲裁人の名簿

1 合同委員会は、第二十二・一条2の規定によるその第一回会合において、仲裁人としての職務を遂行する意思及び能力を有する少なくとも九人の個人の名簿を作成する。当該名簿は、三の小名簿（各締約国の小名簿及びパネルの長の職を務める個人であつていずれの締約国の国民でもないものの小名簿）から成る。各小名簿には、少なくとも三人の個人を含める。各締約国は、パネルの長の小名簿の作成又は更新に際して、それぞれ個人を三人まで推薦することができる。合同委員会は、仲裁人の名簿上の個人の人数がこの1の規定により必要とされる水準に常に維持されることを確保する。

2 合同委員会は、この協定の対象となる特定の分野における専門知識を有すると認められる個人から成る追加的な名簿であつて、パネルを構成するために利用することができるものを作成することができる。

第二十一・十条 仲裁人の資格

全ての仲裁人は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 法律、国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識を有すると認められること。パ

ネルの長については、更に、仲裁手続における経験を有すること。

(b) いずれの締約国からも独立していること並びにいずれの締約国とも関係を有しておらず、及びいずれの締約国からも指示を受けないこと。

(c) 個人の資格で職務を遂行すること及び紛争に関連する事項に関していかなる組織又は政府からも指示を受けないこと。

(d) 行動規範を遵守すること。

第二十一・十一条 仲裁人の交代

この章の規定による仲裁手続において、当初のパネルのいずれかの仲裁人が参加することができず、辞任し、又は行動規範に定める要件を遵守しないことにより交代の必要がある場合には、第二十一・八条に規定する手続を適用する。

第二十一・十二条 パネルの任務

第二十一・七条の規定に従って設置されるパネルは、

(a) パネルに付託された事案の客観的な評価（問題の事実関係、対象規定の適用の可能性及び問題となつ

ている措置の対象規定との適合性に関する客観的な評価を含む。)を行う。

(b) パネルの決定において、事実及び法に関する認定並びに当該パネルによる認定及び結論の理由を示す。

(c) 両締約国と定期的に協議すべきであり、及び相互に合意する解決を得るための十分な機会を与えるべきである。

第二十一・十三条 付託事項

1 パネルの付託事項は、パネルの設置の日の後十日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、次のとおりとする。

「両締約国が引用したこの協定の関連する対象規定に照らし、パネルの設置の要請において付託された事案を検討し、問題となっている措置のこの協定の関連する対象規定との適合性を決定し、並びに第二十一・十八条及び第二十一・十九条の規定に従って報告書を作成する。」

2 両締約国は、1に規定する付託事項以外の付託事項に合意する場合には、その合意の後三日以内にパネルに対し、合意された付託事項について通告する。

第二十一・十四条 緊急性に係る決定

パネルは、締約国が要請する場合には、その設置の日の後十五日以内に、紛争が緊急に処理を要する事案に関するものかどうかについて決定する。

第二十一・十五条 パネルの手続

- 1 パネルにおける口頭陳述は、両締約国が別段の合意をする場合又は締約国の意見及び主張が秘密の情報を含む場合を除くほか、公開とする。非公開で行われる口頭陳述は、秘密とする。
- 2 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第一回の口頭陳述は、被申立国において行い、その後は、両締約国間で交互に行う。
- 3 パネル及び両締約国は、一方の締約国が秘密のものとして指定してパネルに提出した情報を秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密の意見書をパネルに提出した場合において、他方の締約国の要請があつたときは、開示しない情報が秘密であることについての説明を付して、当該意見書に含まれている情報の秘密でない要約であつて公開し得るものを提供する。
- 4 パネルの審議は、秘密のものとして取り扱う。

5 両締約国は、パネルの手續における表明、陳述、主張又は反論の場に出席する機会を与えられる。両締約国は、パネルに提出した情報又は意見書（中間報告書の説明部分に関する意見、パネルの質問に対する回答及び当該回答についての書面による意見を含む。）を相互に利用可能なものとする。

6 中間報告書及び最終報告書の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述に照らして行うものとする。仲裁人は、これらの報告書の起草について全責任を負うものとし、この責任を他の者に委任してはならない。

7 パネルは、自己の決定（最終報告書を含む。）をコンセンサス方式によって行うよう努める。パネルは、コンセンサス方式によって決定することができない場合には、過半数による議決で自己の決定（最終報告書を含む。）を行うことができる。仲裁人の反対意見は、公表してはならない。

8 パネルの決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。両締約国は、パネルの決定を無条件に受諾する。パネルの決定は、この協定に基づく両締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加してはならず、並びにこの協定に基づく締約国の権利及び義務を減じてはならない。パネルの決定は、いかなる者についても新たな権利及び義務を生じさせるものと解してはならない。

第二十一・十六条 解釈に関する規則

パネルは、解釈に関する国際法上の慣習的規則（条約法に関するウィーン条約として法典化されているものを含む。）に従って対象規定を解釈する。また、パネルは、紛争解決機関によって採択される小委員会及び上級委員会の報告における関連する解釈を考慮に入れる。

第二十一・十七条 情報の受領

1 パネルは、締約国の要請に応じ、又は自己の発意により、自己が必要かつ適当と認める関連する情報の提供を両締約国に要請することができる。両締約国は、パネルによる情報の提供の要請に迅速かつ十分に応ずる。

2 パネルは、締約国の要請に応じ、又は自己の発意により、自己が適当と認める情報（秘密の情報を含む。）の提供をいかなる情報源にも要請することができる。また、パネルは、自己が適当と認める専門家の意見を求める権利を有する。

3 締約国の自然人又は締約国において設立された法人は、手続規則に従い、パネルに対し、利害関係を有する第三者（アミカス・キュリイ）による意見書を提出することができる。

4 パネルがこの条の規定に基づいて入手した情報については、両締約国に利用可能なものとし、両締約国は、パネルに対し、当該情報についての意見を提出することができる。

第二十一・十八条 中間報告書

1 パネルは、両締約国が中間報告書（説明部分並びにパネルの認定及び結論を示したもの）を検討することができるよう、両締約国に対し、当該パネルの設置の日の後百二十日以内に、当該中間報告書を送付する。パネルがその期限を遵守することができないと認める場合には、パネルの長は、両締約国に対し、遅延の理由及びパネルが中間報告書を送付することを計画している日を明示した上で書面により通報する。遅延は、いかなる場合にも、当該期限の後三十日を超えないものとする。

2 各締約国は、パネルに対し、中間報告書が送付された日の後十五日以内に、書面による意見及び当該中間報告書の特定の部分の検討を求める書面による要請を提出することができる。パネルは、中間報告書に関する各締約国の書面による意見及び要請を検討した後、当該中間報告書を修正し、及び自己が適当と認める更なる検討を行うことができる。

3 緊急の場合には、

(a) パネルは、その設置の日の後六十日以内に中間報告書を送付するようあらゆる努力を払うものとし、いかなる場合にも、その設置の日の後七十五日以内に中間報告書を送付する。

(b) 各締約国は、パネルに対し、中間報告書が送付された日の後七日以内に、書面による意見及び当該中間報告書の特定の部分の検討を求めるとの書面による要請を提出することができる。

第二十一・十九条 最終報告書

1 パネルは、両締約国に対し、中間報告書を送付した日の後三十日以内に、最終報告書を送付する。パネルがその期限を遵守することができないと認める場合には、パネルの長は、両締約国に対し、遅延の理由及びパネルが最終報告書を送付することを計画している日を明示した上で書面により通報する。遅延は、いかなる場合にも、当該期限の後三十日を超えないものとする。

2 パネルは、緊急の場合には、中間報告書を送付した日の後十五日以内に最終報告書を送付するようあらゆる努力を払うものとし、いかなる場合にも、中間報告書の送付の日の後三十日以内に最終報告書を送付する。

3 最終報告書には、中間報告書に関する両締約国の書面による意見及び要請についての十分な討議を含め

る。パネルは、最終報告書において、当該最終報告書を実施し得る方法を示すことができる。

4 両締約国は、最終報告書の送付の日の後十日以内に当該最終報告書の全部を公に入手可能なものとする。ただし、両締約国が、秘密の情報を保護するため、最終報告書の一部のみを公表する旨又は最終報告書を公表しない旨の決定を行う場合は、この限りでない。

第二十一・二十条 最終報告書の履行

1 被申立国は、前条の規定に従って送付された最終報告書を迅速かつ誠実に履行するために必要なあらゆる措置をとる。

2 被申立国は、申立国に対し、最終報告書が送付された日の後三十日以内に、当該最終報告書を履行するための合理的な期間を通報するものとし、両締約国は、履行のために必要とされる合理的な期間について合意するよう努める。申立国は、合理的な期間に関して両締約国間に意見の相違がある場合には、この2の規定に基づく被申立国の通報を受領した日の後二十日以内に、合理的な期間を決定するよう書面により当初のパネルに要請することができる。その要請は、被申立国に対して同時に通報されるものとする。当初のパネルは、両締約国に対し、当該要請が提出された日の後三十日以内に、自己の決定を通告する。

3 両締約国は、最終報告書を履行するための合理的な期間を相互の合意により延長することができる。

4 被申立国は、申立国に対し、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、最終報告書を履行するための合理的な期間が満了する少なくとも一箇月前に、最終報告書の履行の進捗状況を書面により通報する。

第二十一・二十一条 履行状況の審査

1 被申立国は、申立国に対し、最終報告書を履行するための合理的な期間が満了する日までに、当該最終報告書を履行するための措置を通報する。

2 申立国は、最終報告書を履行するための措置の存在又は当該措置の対象規定との適合性に関して意見の相違がある場合には、当初のパネルに対し、事案の検討を書面により要請することができる。その要請は、被申立国に対して同時に通報されるものとする。

3 2に規定する要請においては、問題となっている特定の措置が関連する対象規定にどのように抵触するかを明確に提示するような方法で申立ての事実に係る根拠及び法的根拠（当該措置を含む。）を示す。

4 パネルは、両締約国に対し、事案が付託された日の後九十日以内に、自己の決定を通告する。

第二十一・二十二条 不履行の場合における暫定的な救済措置

1 被申立国は、次のいずれかの場合において、申立国の要請があつたときは、相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意するために協議を開始する。

(a) 当初のパネルが、前条の規定に従い、被申立国が通報した最終報告書を履行するためにとつた措置が関連する対象規定に抵触すると認定する場合

(b) 被申立国が、第二十一・二十条2の規定に従って決定された合理的な期間が満了する前に、最終報告書を履行するためにとつた措置について通報しない場合

(c) 被申立国が、申立国に対し、第二十一・二十条2の規定に従って決定された合理的な期間内に最終報告書を履行することができない旨を通報する場合

2 申立国は、1の規定による要請を行わないことを決定した場合又は1の規定により要請を行い、当該要請が受領された日の後二十日以内に相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意することができなかった場合には、被申立国に対し、対象規定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有することを書面により通告することができる。その通告には、意図する譲許その他の義務の適用の停止の程度を明記する。

3 申立国は、被申立国が6の規定に基づいて仲裁を要請する場合を除くほか、被申立国が2に規定する通告を受領した日の後十五日目の日から、2に規定する譲許その他の義務の適用を停止する権利を有する。

4 譲許その他の義務の適用の停止は、次のとおりとする。

(a) 被申立国の最終報告書の不履行によって生ずる無効化又は侵害の程度と同等の程度のものとする。

(b) 特に申立国が当該停止が最終報告書の履行を促すために効果的であると認める場合には、第二十一条・二条の規定による紛争解決の対象となる分野であつて、パネルが無効化又は侵害を認定した分野以外のものについて適用することができる。

5 この条に規定する譲許その他の義務の適用の停止又は代償その他の代替措置については、暫定的なものとし、問題となつている措置の関連する対象規定との抵触であつて、最終報告書において認定されたものが解消されるまでの間又は両締約国が相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意するまでの間においてのみ、適用する。

6 被申立国は、譲許その他の義務の適用の停止が4の規定と適合しないと認める場合には、当初のパネルに対し、2に規定する通告を受領した日の後十五日以内に、事案の検討を書面により要請することができる。

る。その要請は、申立国に対して同時に通報されるものとする。当初のパネルは、両締約国に対し、当該要請が提出された日の後三十日以内に、当該事案に関する自己の決定を通告する。譲許その他の義務の適用については、当初のパネルが当該決定を通告するまでの間は、停止してはならない。譲許その他の義務の適用の停止は、当該決定に適合するものとしなければならない。

第二十一・二十三条 暫定的な救済措置の適用後の履行状況の審査

1 被申立国が申立国に対し最終報告書を履行するためにとつた措置を通報する場合には、次のとおりとする。

(a) 申立国は、前条の規定に基づき譲許その他の義務の適用の停止の権利を行使している場合には、2に定めるときを除くほか、その通報を受領した日の後三十日以内に、譲許その他の義務の適用の停止を終了させる。

(b) 被申立国は、相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意されている場合には、2に定めるときを除くほか、その通報が受領された日の後三十日以内に、当該代償その他の代替措置の適用を終了させることができる。

2 申立国は、1の規定に従って通報された措置が関連する対象規定と適合するかどうかについてその通報を受領した日の後三十日以内に両締約国が合意に達しなかった場合には、当初のパネルに対し、事案の検討を書面により要請する。その要請は、被申立国に対して同時に通報されるものとする。パネルの決定については、当該要請が提出された日の後四十五日以内に、両締約国に通告する。1の規定に従って通報された措置が関連する対象規定と適合するとパネルが決定する場合には、譲許その他の義務の適用の停止又は代償その他の代替措置の適用については、その決定の日の後十五日以内に終了させる。適当な場合には、譲許その他の義務の適用の停止又は代償その他の代替措置の適用については、パネルの決定に照らして調整する。

第二十一・二十四条 手続の停止及び終了

パネルは、両締約国による共同の要請があった場合にはいつでも、連続する十二箇月を超えない範囲で両締約国が合意する期間、当該パネルの手続を停止する。その停止が行われる場合には、パネルの手続に関する期間は、当該パネルの手続が停止された期間と同じ期間延長される。パネルは、両締約国による共同の要請があった場合にはいつでも、又は合意された停止期間の終了の時に一方の締約国の書面による要請が

あつた場合には、当該パネルの手續を再開する。当該要請は、パネルの長及び該当する場合には他方の締約国に通報されるものとする。パネルの手續が連続する十二箇月を超えて停止された場合には、パネルは、その設置の根拠を失うものとし、パネルの手續は、終了する。両締約国は、パネルの手續を終了させることについていつでも合意することができる。両締約国は、パネルの長に対し、その合意を共同で通告する。

第D節 一般規定

第二十一・二十五条 紛争解決手續の運用

1 各締約国は、次のことを行う。

- (a) この章の規定による紛争解決手續の運用に責任を負う事務局を指定すること。
- (b) 指定された事務局の運営及び費用について責任を負うこと。
- (c) 他方の締約国に対し、この協定の効力発生の日の後三箇月以内に事務局の所在地及び連絡先の情報を書面により通報すること。

2 両締約国は、1の規定にかかわらず、この協定による紛争解決手續に係る特定の運用上の業務のための支援を提供することを外部の組織に共同で委託することに合意することができる。

第二十一・二十六条 相互に合意する解決

1 両締約国は、第二十一・二条に規定する紛争についていつでも相互に合意する解決を得ることができ
る。

2 両締約国は、パネルの手續又は仲介手續の過程において相互に合意する解決が得られた場合には、パネ
ルの長又は仲介人に対し、その合意する解決を共同で通報する。その通報が行われた場合には、当該パネ
ルの手續又は仲介手續は、終了する。

3 各締約国は、相互に合意する解決を合意する期間内に実施するために必要な措置をとる。

4 措置を実施する一方の締約国は、3に規定する合意する期間が満了する日までに、他方の締約国に対
し、相互に合意する解決を実施するために自国がとった措置を書面により通報する。

第二十一・二十七条 紛争解決の場の選択

1 特定の措置について、この協定に基づく義務及び両締約国が締結している他の国際協定（世界貿易機関
設立協定を含む。）に基づく義務であつてこの協定に基づく義務と実質的に同等のものいづれにも抵触
すると申し立て得る紛争が生じた場合には、申立国は、当該紛争を解決するための場を選択することがで

きる。

2 締約国は、1に規定する特定の措置に関し、紛争解決の場を選択し、この章の規定又は他の国際協定による紛争解決手続のいずれかを開始した場合には、当初選択した紛争解決の場が管轄上又は手続上の理由により係争中の事案に関して認定を行うことができないときを除くほか、当該特定の措置について他方の紛争解決の場において紛争解決手続を開始してはならない。

3 2の規定の適用上、

(a) この章の規定による紛争解決手続は、締約国が第二十一・七条1の規定に基づいてパネルの設置を要請した時に開始したものとする。

(b) 世界貿易機関設立協定による紛争解決手続は、締約国が紛争解決了解第六条の規定に基づいて小委員会を設置を要請した時に開始したものとする。

(c) 他の国際協定による紛争解決手続は、締約国が当該国際協定の関連規定に基づいて紛争解決のための委員会の設置を要請した時に開始したものとする。

4 この協定のいかなる規定も、紛争解決機関によって承認された譲許その他の義務の適用の停止を締約国

が実施することを妨げるものではない。一方の締約国は、他方の締約国が対象規定に基づく譲許その他の義務の適用を停止することを妨げるために世界貿易機関設立協定を援用してはならない。

第二十一・二十八条 期間

1 この章に規定する全ての期間は、関係する行為又は事実の翌日から起算する。

2 この章に規定する期間は、両締約国の合意により特定の紛争について変更することができる。パネルは、両締約国に対し、この章に規定する期間を変更することを理由を付していつでも提案することができる。パネルは、いずれかの締約国の要請があった場合には、第二十一・二十八条2及び3(b)に規定する期間を変更するかどうかについて、特に当該特定の紛争の複雑性に鑑み、自己の決定の理由を付して、決定を行う。

第二十一・二十九条 費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含むパネルの費用は、手続規則に従い、両締約国が均等に負担する。

第二十一・三十条 手続規則及び行動規範

この章に規定するパネルの手続については、第二十二・一条4(f)の規定に従って合同委員会がその第一回会合において採択するパネルの手続規則及び仲裁人についての行動規範に従って実施する。

第二十二章 制度に関する規定

第二十二・一条 合同委員会

- 1 両締約国は、両締約国の代表者から成る合同委員会をここに設置する。
- 2 合同委員会は、この協定の効力発生の日から三箇月以内に第一回会合を開催する。その後は、合同委員会は、両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか年一回、又は緊急の場合にはいずれかの締約国の要請に応じて、会合する。合同委員会は、両締約国の代表者の合意により、対面又は他の手段によって会合することができる。
- 3 合同委員会の会合は、両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか、欧州連合又は日本国において交互に開催する。合同委員会は、この協定に規定する事項について責任を有する欧州委員会の委員又はその代理者及び日本国の閣僚級の代表者又はその代理者を共同議長とする。
- 4 合同委員会は、この協定が適正かつ効果的に運用されることを確保するため、次のことを行う。

(a) この協定の実施及び運用について検討及び監視を行い、並びに必要な場合には両締約国に対して適当な勧告を行うこと。

(b) この協定に基づいて設置される全ての専門委員会、作業部会その他の機関の作業を適宜、監督し、及び調整すること並びに当該機関に対して必要な行動を勧告すること。

(c) 前章の規定の適用を妨げることなく、この協定の下で生ずる問題を解決するよう努め、又はこの協定の解釈若しくは適用に関して生ずる紛争を解決するよう努めること。

(d) 両締約国の代表者が合意するこの協定の下での他の関心事項について検討すること。

(e) その第一回会合において、合同委員会の手続規則を採択すること。

(f) その第一回会合において、第二十一・三十条に規定するパネルの手続規則及び仲裁人についての行動規範並びに第二十一・六条２に規定する仲介手続を採択すること。

5 合同委員会は、この協定が適正かつ効果的に運用されることを確保するため、次のことを行うことができる。

(a) 専門委員会、作業部会その他の機関であつて、第二十二・三条及び第二十二・四条に規定するもの

外のものを設置し、又は解散すること並びに当該機関の構成、任務及び職務を決定すること。

(b) 専門委員会、作業部会その他の機関に対して責任を割り当てること。

(c) 公衆に対しこの協定の範囲内の事項に関する情報を提供すること。

(d) この協定の改正について両締約国に勧告し、又は第二十三・二条4に特定する規定についての改正の場合にはこの協定の改正についての決定を採択すること。

(e) この協定の規定の解釈であつて、両締約国及びこの協定に基づいて設置される全ての専門委員会、作業部会その他の機関（前章の規定に基づいて設置されるパネルを含む。）を拘束するものを採択すること。

(f) 自己の任務を遂行するに当たり、両締約国が合意する他の行動をとること。

第二十二・二条 合同委員会の決定及び勧告

1 合同委員会は、この協定に規定する場合には、決定を行うことができる。当該決定は、両締約国を拘束する。各締約国は、当該決定を実施するために必要な措置をとる。

2 合同委員会は、この協定の実施及び運用に関連する勧告を行うことができる。

3 合同委員会の全ての決定及び勧告は、コンセンサス方式によって行うものとし、対面又は書面により採択することができる。

第二十二・三条 専門委員会

- 1 合同委員会の下に次の専門委員会をここに設置する。
 - (a) 物品の貿易に関する専門委員会
 - (b) 原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会
 - (c) 衛生植物検疫措置に関する専門委員会
 - (d) 貿易の技術的障害に関する専門委員会
 - (e) サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会
 - (f) 政府調達に関する専門委員会
 - (g) 知的財産に関する専門委員会
 - (h) 貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会
 - (i) 規制に関する協力に関する専門委員会

- (j) 農業分野における協力に関する専門委員会
 - 2 1に規定する専門委員会の責任及び任務については、この協定の関連する章に適宜定めるものとし、合同委員会の決定によって修正することができるが、当該専門委員会の責任は、引き続き、当該専門委員会が実施及び運用について責任を有する章の規定の適用範囲内のものとする。
 - 3 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、専門委員会については、次のとおりとする。
 - (a) 専門委員会への両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか年一回、又はいずれかの締約国若しくは合同委員会の要請に応じて、会合する。
 - (b) 両締約国の代表者から成る。
 - (c) 両締約国の適当な地位の代表者をその共同議長とする。
 - (d) 専門委員会への両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか欧州連合若しくは日本国において交互に、又は他の適当な通信手段により、会合を開催する。
 - (e) 会合の日程について合意し、及びその議題をコンセンサス方式によって定める。
 - (f) 全ての決定及び勧告を対面又は書面によりコンセンサス方式によって行う。

4 専門委員会は、その手続規則を採択することができる。専門委員会については、その手続規則を採択しない場合に限り、合同委員会の手続規則を準用する。

5 専門委員会は、合同委員会によって採択される決定の案を提出すること又はこの協定の関連規定に基づいて決定を行うことができる。

6 合同委員会は、締約国の要請又は関連する専門委員会からの付託に基づき、当該専門委員会によって解決されていない問題を取り扱うことができる。

7 各専門委員会は、合同委員会に対し、十分な余裕をもって事前にその会合の日程及び議題を通報し、並びに各会合の結果及び結論を報告する。

8 専門委員会の存在は、締約国が合同委員会に対して直接に問題を提起することを妨げるものではない。

第二十二・四条 作業部会

1 物品の貿易に関する専門委員会の下にぶどう酒に関する作業部会及び自動車及び部品に関する作業部会をここに設置する。これらの作業部会の責任及び任務については、第二・三十五条及び附属書二―C第二十条に定める。

2 次の作業部会については、関連する章の規定に従って設置することができる。

- (a) 衛生植物検疫措置に関する専門委員会の下での特別作業部会
- (b) 貿易の技術的障害に関する専門委員会の下での特別技術作業部会
- (c) 規制に関する協力に関する専門委員会の下での特別作業部会
- (d) 合同委員会の下での動物の福祉に関する技術作業部会

3 この協定に別段の定めがある場合又は作業部会への両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか、作業部会については、次のとおりとする。

- (a) 年一回又はいずれかの締約国若しくは合同委員会の要請に応じて会合する。
- (b) 両締約国の適当な地位の代表者をその共同議長とする。
- (c) 欧州連合若しくは日本国において交互に、又は作業部会への両締約国の代表者が合意する他の適当な通信手段により、会合を開催する。
- (d) 会合の日程について合意し、及びその議題をコンセンサス方式によって定める。
- (e) 全ての決定及び勧告を対面又は書面によりコンセンサス方式によって行う。

4 作業部会は、その手続規則を採択することができる。作業部会については、その手続規則を採択しない場合に限り、合同委員会の手続規則を準用する。

5 作業部会は、場合に依じて関連する専門委員会又は合同委員会のいずれか適当なものに対し、十分な余裕をもって事前にその会合の日程及び議題を通報し、並びに当該専門委員会又は合同委員会の各会合において自己の活動を報告する。

6 作業部会の存在は、締約国が合同委員会又は関連する専門委員会に対して直接に問題を提起することを妨げるものではない。

第二十二・五条 専門委員会、作業部会その他の機関の作業

この協定に基づいて設置される専門委員会、作業部会その他の機関は、その任務を遂行するに当たり、作業の重複を避ける。

第二十二・六条 連絡部局

1 一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この協定を実施するための連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、

当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

2 連絡部局は、次のことを行う。

- (a) この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に従って両締約国間で提供される全ての通告、通報及び情報を送付し、及び受領すること。
- (b) この協定に関する事項について両締約国間の他の連絡を円滑にすること。
- (c) 合同委員会の会合の準備に関する調整を行うこと。

第二十三章 最終規定

第二十三・一条 一般的な見直し

両締約国は、他の章における見直しに関する規定の適用を妨げることなく、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しをこの協定の効力発生の日の属する年の後十年目の年又は両締約国が合意する時期において行う。

第二十三・二条 改正

1 この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。

2 1に規定する改正は、当該改正の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の要件及び手続について、当該要件を満たしたこと及び当該手続が完了したことを両締約国が相互に通告する日の属する月の後二番目の月の初日又は同日よりも遅い日であつて両締約国が合意する日に効力を生ずる。両締約国は、その通告を欧州連合と日本国政府との間の外交上の公文の交換を通じて行う。

3 合同委員会は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従い、4に掲げるものに関するこの協定の改正についての決定を採択することができる。2の規定にかかわらず、当該改正は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、欧州連合と日本国政府との間の外交上の公文の交換によって確認され、及び当該外交上の公文の交換の時に効力を生ずる。

4 3の規定は、次に掲げるものについて適用する。

(a) 附属書二―A（ただし、統一システムの改正に伴う改正であつて、同附属書の規定に従つて一方の締約国により他方の締約国の原産品に適用される関税率の変更を伴わないものに限る。）

(b) 附属書二―C、付録二―C―1及び付録二―C―2

(c) 附属書二―E

- (d) 第三章、附属書三―Aから附属書三―Fまで及び付録三―B―1
- (e) 附属書十
- (f) 附属書十四―A
- (g) 附属書十四―B
- (h) 国際協定の規定を引用し、又は組み込んでいるこの協定の規定（当該国際協定の改正又は当該国際協定を承継する協定がある場合）

第二十三・三条 効力発生

この協定は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の要件及び手続について、当該要件を満たしたこと及び当該手続が完了したことを両締約国が相互に通告する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。両締約国は、その通告を欧州連合と日本国政府との間の外交上の公文の交換を通じて行う。

第二十三・四条 終了

- 1 この協定は、2の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対しこの協定を終了させる意思を書面により通告することができる。その終了は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、他方の締約国によるその通告の受領の日の後六箇月で効力を生ずる。

第二十三・五条 者に対する直接的効果の不存在

他の国際法に基づく者の権利及び義務に影響を及ぼすことなく、この協定のいかなる規定も、者に対して権利を与え、又は義務を課するものと解してはならない。

第二十三・六条 附属書、付録及び注

この協定の附属書及び付録は、この協定の不可分の一部を成す。注もまた、この協定の不可分の一部を成す。

第二十三・七条 欧州連合への将来の加盟

- 1 欧州連合は、第三国の欧州連合への加盟の要請を日本国に通報する。
- 2 欧州連合と1に規定する第三国との間の交渉の間、欧州連合は、次のことを行う。
 - (a) 日本国の要請があつた場合には、可能な範囲内で、この協定の対象となる事項に関する情報を提供す

ること。

(b) 日本国が表明する懸念を考慮に入れること。

3 合同委員会は、第三国の欧州連合への加盟がこの協定に与える影響を、十分な余裕をもって当該加盟の日の前に検討する。

4 両締約国は、必要な範囲内で、第三国の欧州連合への加盟に関する協定の効力発生の前に次のことを行う。

(a) 第二十三・二条の規定に基づいてこの協定を改正すること。

(b) この協定に関する他の必要な調整措置又は経過措置を、合同委員会の決定によって設けること。

第二十三・八条 正文

1 この協定は、ひとしく正文であるブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語、スウェーデン語及び日本語により本書二通を作成した。ただし、附属書

二―A第二編、欧州連合の表（附属書八―B附属書Iから附属書IVまでに掲げるもの）及び附属書十第二編第A節は、ひとしく正文であるブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシヤ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により本書二通を作成した。

2 解釈に相違がある場合には、この協定が交渉された言語の本文による。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年七月十七日に東京で、作成した。

日本国のために

安倍晋三

欧州連合のために

ドナルド・トウスク

ユンカー